

令和4年矢巾町議会定例会12月会議目次

議案目次	1
第1号(12月6日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	5
○職務のために出席した職員	5
○開議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	7
○請願・陳情の審査報告	8
4 請願第10号 消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願	8
○議案第67号 盛岡広域環境組合の設置に関し議決を求めることについて	11
○議案第68号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	15
○議案第69号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について	16
○議案第70号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条 例について	17
○議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	19
○議案第72号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	21
○議案第73号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について	22
○議案第74号 矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の一 部を改正する条例について	24

○議案第 7 5 号	矢巾町総合開発委員会設置条例を廃止する条例について	2 5
○議案第 7 6 号	矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて	2 6
○議案第 7 7 号	矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて	2 8
○議案第 7 8 号	矢巾総合射撃場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて	3 0
○議案第 7 9 号	矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて	3 1
○議案第 8 0 号	矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて	3 3
○議案第 8 1 号	令和 4 年度矢巾町一般会計補正予算（第 8 号）について	3 4
○議案第 8 2 号	令和 4 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	3 4
○議案第 8 3 号	令和 4 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	3 4
○議案第 8 4 号	令和 4 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	3 4
○議案第 8 5 号	令和 4 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 3 号）について	3 4
○議案第 8 6 号	令和 4 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について	3 4
○発議案第 1 1 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	3 7
○散 会		3 8
第 2 号（12月7日）		
○議事日程		3 9
○本日の会議に付した事件		3 9
○出席議員		3 9

○欠席議員	39
○地方自治法第121条により出席した説明員	39
○職務のために出席した職員	40
○開議	41
○議事日程の報告	41
○一般質問	41
1 村松信一議員	41
2 谷上知子議員	65
3 小笠原佳子議員	81
4 高橋安子議員	105
○散会	122

第3号（12月8日）

○議事日程	123
○本日の会議に付した事件	123
○出席議員	123
○欠席議員	123
○地方自治法第121条により出席した説明員	123
○職務のために出席した職員	124
○開議	125
○議事日程の報告	125
○一般質問	125
1 昆秀一議員	125
2 藤原信悦議員	160
3 廣田清実議員	173
4 赤丸秀雄議員	193
○散会	215

第4号（12月9日）

○議事日程	217
-------	-----

○本日の会議に付した事件	2 1 7
○出席議員	2 1 7
○欠席議員	2 1 7
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	2 1 7
○職務のために出席した職員	2 1 8
○開 議	2 1 9
○議事日程の報告	2 1 9
○発言の訂正	2 1 9
○一般質問	2 2 0
1 水 本 淳 一 議員	2 2 0
2 吉 田 喜 博 議員	2 4 1
3 小 川 文 子 議員	2 5 4
4 山 崎 道 夫 議員	2 7 1
○散 会	2 9 2

第 5 号 (12月12日)

○議事日程	2 9 3
○本日の会議に付した事件	2 9 3
○出席議員	2 9 3
○欠席議員	2 9 3
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	2 9 3
○職務のために出席した職員	2 9 4
○開 議	2 9 5
○議事日程の報告	2 9 5
○一般質問	2 9 5
1 川 村 よし子 議員	2 9 5
2 藤 原 梅 昭 議員	3 1 3
○散 会	3 3 7

第 6 号 (12月15日)

○議事日程	3 3 9
○本日の会議に付した事件	3 3 9
○出席議員	3 3 9
○欠席議員	3 4 0
○地方自治法第121条により出席した説明員	3 4 0
○職務のために出席した職員	3 4 0
○開 議	3 4 1
○議事日程の報告	3 4 1
○請願・陳情の審査報告	3 4 1
4 請願第8号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願	
○議案第81号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について	3 4 4
○議案第82号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	3 4 4
○議案第83号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	3 4 4
○議案第84号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	3 4 4
○議案第85号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について	3 4 4
○議案第86号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について	3 4 4
○議案第87号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について	3 4 7
○閉会中の継続調査の申出について	3 5 2
○閉会中の議員の派遣について	3 5 2
○町長挨拶	3 5 2
○散 会	3 5 4
○署 名	3 5 5

議 案 目 次

令和4年矢巾町議会定例会12月会議

1. 請願・陳情の審査報告
 - 4 請願第10号 消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願
2. 議案第67号 盛岡広域環境組合の設置に関し議決を求めることについて
3. 議案第68号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
4. 議案第69号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
5. 議案第70号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
7. 議案第72号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
8. 議案第73号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について
9. 議案第74号 矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について
10. 議案第75号 矢巾町総合開発委員会設置条例を廃止する条例について
11. 議案第76号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
12. 議案第77号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
13. 議案第78号 矢巾総合射撃場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
14. 議案第79号 矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
15. 議案第80号 矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
16. 議案第81号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について

17. 議案第82号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
18. 議案第83号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
19. 議案第84号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
20. 議案第85号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
21. 議案第86号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
22. 発議案第11号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
23. 議案第87号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について
24. 閉会中の継続調査の申出について
25. 閉会中の議員の派遣について

令和4年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第1号）

令和4年12月6日（火）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 請願・陳情の審査報告
 - 4 請願第10号 消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願
- 第 4 議案第67号 盛岡広域環境組合の設置に関し議決を求めることについて
- 第 5 議案第68号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 第 6 議案第69号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 7 議案第70号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第72号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第73号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第74号 矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第75号 矢巾町総合開発委員会設置条例を廃止する条例について
- 第13 議案第76号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第14 議案第77号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第15 議案第78号 矢巾総合射撃場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第16 議案第79号 矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求

めることについて

- 第17 議案第80号 矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第18 議案第81号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について
- 第19 議案第82号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第20 議案第83号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第84号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第85号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第23 議案第86号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第24 発議案第11号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	岩渕和弘君
政策推進監	吉岡律司君	総務課長 兼防災安全長	田村英典君
企画財政課長 兼未来戦略室長	花立孝美君	税務課長	佐々木智雄君
町民環境課長	田中館和昭君	福祉課長	野中伸悦君
健康長寿課長	浅沼圭美君	産業観光課長	佐藤健一君
道路住宅課長 兼まちづくり推進室長	佐々木芳満君	文化スポーツ課長	高橋保君
農業委員会 事務局長	鎌田順子君	上下水道課長	浅沼亨君
会計管理者 兼出納室長	水沼秀之君	教育長	菊池広親君
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	村松徹君	子ども課長	田村昭弘君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君	議会事務局長 補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから令和4年矢巾町議会定例会を再開します。

これより12月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（藤原由巳議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

初めに、当職から議会関係の報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（藤原由巳議員） 次に、高橋町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（藤原由巳議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

16番 廣田光男 議員

17番 高橋七郎 議員

1番 藤原信悦 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の12月会議の会議期間は11月25日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から12月15日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、12月会議の会議期間は本日から12月15日までの10日間と決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 請願・陳情の審査報告

4 請願第10号 消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求 める請願

○議長（藤原由巳議員） 日程第3、請願・陳情の審査報告を議題とします。

産業建設常任委員会に付託しておりました4請願第10号 消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○産業建設常任委員長（山崎道夫議員） 付託を受けておりました請願の審査終了いたしましたので、審査報告書を読み上げまして報告いたします。

令和4年12月6日。矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会産業建設常任委員会委員長、山崎道夫。

請願審査報告書。

本委員会が令和4年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた請願の審査が終了したため、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

記。1、付議事件名。4請願第10号 消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願。請願者、盛岡市松尾町19-8、岩手県商工団体連合会会長、関沢浄。紹介議員、小

川文子、昆秀一。

2、委員会開催年月日。①、令和4年9月9日金曜日。②、令和4年11月28日月曜日。

3、出席委員。山崎道夫、藤原梅昭、吉田喜博、川村よし子、長谷川和男、高橋七郎。

4、審査経過。令和4年9月9日午後1時30分から、委員全員出席の下、4請願第10号について、参考人として岩手県商工団体連合会、関沢浄会長、坂下豊事務局長及び盛岡民主商工会、藤沢光一会長の出席を求めて、付議事件について詳細説明を受けた。令和4年11月28日に2回目の審査会を開催し、慎重審議した。

5、審査結果。4請願第10号については、反対多数で不採択すべきものと決定しました。

6、審査意見。本請願の趣旨は、コロナ禍・物価高騰で地域経済が疲弊する中で、中小零細業者の事業継続のため、国に対し、消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める意見書を提出することの内容でありました。

物価高騰で中小零細業者、特に個人事業者やフリーランスにとって、多大な影響があり、厳しい状況が続く中でのインボイス制度導入は、経営難や廃業につながる懸念や、インボイスがないことによる取引からの排除も想定されることで、実施凍結または延期することに賛成の意見がありました。

しかし、コロナ禍・物価高騰対策は、消費税制度とは異なる問題であることや、消費者が負担した消費税が事業者によっては手元に残り、益税になっていた部分が制度導入により改善され、複数税率制度の下で、公平で適正な税負担につながり、透明性が期待できるという意見が多くあり、反対多数で不採択とすべきものと決しました。

若干の補足説明をさせていただきますが、9月9日、11月28日の2回にわたる審査を行い、大変難しい審査でございました。しかし、先ほども申し上げたとおり、厳しい情勢下ではありますけれども、消費税の制度とは異なる問題ということで、現状ではその制度の導入もやむを得ないのではないかという意見が多くありまして、不採択という形になりましたけれども、昨日確認したところ、3月31日までの登録の期限ではございますけれども、現状では40%程度の登録となっている状況でありまして、政府も、今もそうですが、今後さらに様々な軽減措置等の検討に入っていくということが報じられております。そういう状況の中ではございますけれども、皆様方のそういった状況を加味して、良識ある判断をお願いをいたしまして報告といたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

13番、川村よし子議員。

(13番 川村よし子議員 登壇)

○13番(川村よし子議員) 議席番号13番、日本共産党の川村よし子です。私は、先ほどの委員長報告にもありますけれども、この消費税のインボイスの導入について反対の討論、そして委員長報告に反対の討論で、請願については賛成の討論になります。

まず、委員長からもありましたが、現在の登録対象者が40%程度ということで、個人事業者、中小零細業者の方々がなかなか登録が進んでおりません。これには、大きな訳があります。例えばフリーランスや一人親方、課税事業者にならない今まで取引をやっていた方々が危機にさらされております。特にもシルバー人材センターで働く高齢者にもインボイスを要求するとか、矢巾町の上下水道、また多くの課で個人事業者に依頼している公共事業の入札や学校給食への食材納入にもインボイスを発行する、そういうことが求められるようになります。さらに、個人宅の太陽光発電の充電にもインボイスが必要になるなど、大きな問題が潜んでいます。また、農業者の家族農業、家族で農業をしている方たちにもインボイス適用になる可能性があります。

ですので、私は、消費税インボイス制度の実施、すみません、その前に、このインボイスを導入することによって、国は2,480億円の税収を見込んでおります。ということで、庶民にとっては、特にも中小零細業者には大きな負担になることから、消費税インボイス制度の実施凍結、中止を求める請願に賛成討論とさせていただきます。

○議長(藤原由巳議員) 他に討論ございませんか。

10番、昆秀一議員。

(10番 昆 秀一議員 登壇)

○10番(昆 秀一議員) 議席番号10番、昆秀一でございます。4請願第10号 消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願について賛成討論いたします。

消費税インボイス制度については、事務負担や市場取引に与える影響は多大であるなど、免税事業者が取引から排除されるおそれであったり、仕入れ税額控除の可否を判断するために増加する事務負担への対応が困難になるなどの理由によって、各税理士団体などがこのイ

ンボイス制度の実施延期などを要望しております。また、このコロナ禍による経済活動の制約される最中に制度の導入は拙速であり、簡易で安価な電子インボイス制度の整備、中小企業者の負担軽減措置が講じられるまでは導入を延期するなど、中小企業者の実務を踏まえた柔軟な運用が必要であります。

このことから、4 請願第10号 消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願の趣旨は理解できるものでございます。

議員各位に賢明な判断をされるようお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。4 請願第10号 消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり、いわゆる中止を求める請願でございます。そのとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立少数であります。

よって、4 請願第10号は不採択することに決定しました。

日程第4 議案第67号 盛岡広域環境組合の設置に関し議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第4、議案第67号 盛岡広域環境組合の設置に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第67号 盛岡広域環境組合の設置に関し議決を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び本町が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理計画の策定並びにごみ焼却施設の設置、管理及

び運営等、エネルギー利活用施設の設置、管理及び運営並びに一般廃棄物の収集及び運搬に要する費用の負担調整に関する事務を共同処理する一部事務組合として、地方自治法第284条第2項の規定に基づき、盛岡広域環境組合を設置することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点お伺いします。

この広域組合が設置されると、議員が矢巾町から2名参加するようになるわけですが、あと事務費とか、どのくらいを見込んでいるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問は、議員2名に対する事務費ということでしょうか。それとも事務局……

（「全体的に」の声あり）

○町民環境課長（田中館和昭君） 全体的というか、今時点で全体の事務費ということはまだ決定しておりません。今直近で決まっていることは、まず各構成団体で議決を賜りましたら、岩手県知事に対して設置の許可を申請すると。知事の許可予定が来年の2月でございます。その2月から、法人としての一部事務組合が設立されます。そこから実際に事務が動いてくるのですが、今当初予算を各団体で編成している最中で、そこにこれから具体的な事務費を計算して、各構成団体でそれを分割して精査していくという段階ですので、今時点でははっきりとこのくらいの金額というのは決まっていないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今の段階で分からないというような答弁なのですが、今までの環境施設組合の議員もいらっしゃるわけなのですが、そういうのを踏まえてどのように見込むかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 矢巾町の議会のことですか、これは。前回もありませんが。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますけれども、いわゆる規約を、各8市町、3市5町の議会に議決をいただいて、これからまず規約を、そしてその中に関係市町の経費負担というのがあるわけです。例えば事務費のときであれば、均等割10分の1とか、人口割10分の9とか、これから積み上げて積算していくわけでございますので。

そして、誤解のないようにいたしたいのが、盛岡・紫波地区環境施設組合は今もう既存の一部事務組合ですが、これからは新規に設立をするわけでございます。そこで、新規にこれから設立するために、いろんなことを3市5町、8市町で取り組んでいくので、今どのくらいの事務費がかかるとか、これはまだ設立されてからの話になりますので、そこはご理解をさせていただきたいと。そして、そういうことが明らかになったら、議会の皆さん方にもしっかりお示しをしていく方向で考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） いや、2回までです。終わりです。

他に質疑ございますか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） この間の全協では、施設の建設費の概算はまだ示されませんでしたけれども、審議会等では750億円という数字が出ているようですけれども、さらにこれではちょっと足りないのではないかとこの予想と申しますか、そういう状況だというふうに伺いましたけれども、そういう数字は出ているのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） 今の議員のご質問にありました数字に関しては、実際の整備費なのか、すみません、私も分からないところなのですが、先日の全員協議会でもお話しさせていただきましたが、まずは炉の形式もまだ決まっておられません。それから、どれぐらいの施設の設計ですとか、そういったのが全く決まっていない段階ですので、具体的にどれぐらいの工事費というご説明が今できるところではございません。そういう意味で、先日の全員協議会でも答弁させていただいたところであります。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

先に手が挙がったのが14番、小川文子議員。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。私は、この計画に反対の立場で討論をいたします。

理由は5つございます。1つは、大規模焼却施設、おおよそ1日500トンと予定されているそうでございますけれども、この大規模焼却施設ありきの計画であります。国も、現在は焼却からリサイクルに方向を転換しておりますし、10年前のこの計画は、地球温暖化が大変進んでいる中で、見直されるべき計画であると思います。

2番目は、盛岡市及び滝沢市をはじめ、紫波郡以外はごみの集め方が燃えるごみと燃えないごみの2種類になっておりまして、生ごみ等は燃えるごみとして焼却をされております。両市はじめ多くの市町村がその燃えるごみをさらに分別することによって、燃やせる、燃やさなければならぬごみというものが非常に減少していくことが考えられますので、まずは分別を強化することが先ではないかと思えます。

3番目は、搬送でございますけれども、盛岡市の前潟地区に一極集中しますと、八幡平市、あるいは葛巻は運ばないと聞いたような気がしますけれども、田山の辺りから来ますと大変な距離になりますので、ガソリンの価格の高騰もありますけれども、いわゆるCO₂の排出にも大きく問題があります。

4番目としては、前潟地区にほぼ決まったということでスタートしているわけではございますが、まだ中には非常に不安を持っている方、そして反対をなさっている方もいらっしゃいまして、新たな住民負担をまず強いるものであります。

5番目としては、先ほど建設費としてはまだ示されていないということでございますけれども、いずれ何百億というような金額になるということはまず想定されることではございます。これが各市町村の負担となってくるわけではございます。特に本町は、分別をしっかりと、ごみの排出量を削減する努力をしているすばらしいまちだと私は思っております。そしてまた、昨年は気候変動の緊急事態宣言をまちに採択をしていただきまして、そういう点では非常に進んだ環境政策を取っているまちでございます。

8市町の枠組みで、どこか一つの市町がいわゆるこの枠から抜けますと、この計画は白紙になる仕組みになっております。岩手北部は、抜けた市町村があったために、この広域化の

計画は中止となりました。したがって、本町がこの枠組みから離脱をいたしますと、この計画そのものが中止となる仕組みとなってしまう。なかなか8市町で歩みを一にしているところに抜けるという選択をすることは、大変勇気が要ることだとは思いますが、うちのまちはそれをできる立場にあるのではないかと考えまして、私はこの計画に反対することを表明いたしまして、反対の意見といたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第67号 盛岡広域環境組合の設置に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第68号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第5、議案第68号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第68号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定は、地方公務員法の改正に伴い、地方公務員の定年が引き上げられることから、高齢職員の諸事情への対応を目的として、定年退職前に先行的に休業を取得できるよう、必要な事項を定めるものであります。

主な内容といたしましては、休業の上限を通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲とするほか、休業取得中の給与は当該給与時間分を減じて支給すること、高齢者として定める年齢を55歳とすることなど、規定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第68号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

ここでおおむね1時間経過いたしましたので、暫時休憩といたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

日程第6 議案第69号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第6、議案第69号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第69号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条

例の整備に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の制定は、地方公務員法の改正に伴い、地方公務員の定年が引き上げられることから、関係条例について所要の改正を行うものであります。

その主な改正内容であります。役職定年制の導入に伴う降任や降給について定めるほか、職員の定数について、現行の185人を200人に見直しを行うものであります。また、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるなどの改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第69号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第70号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第7、議案第70号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第70号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改

正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、これに基づき、国が一般職の国家公務員の給与に関する法律を改正することを踏まえ、本町の特別職の期末手当に関し、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。国家公務員の給与改正に準じ、本町の特別職の期末手当の支給月数を年間3.25か月分から3.3か月分に引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点質問させていただきます。

特別職の給与が3.3か月分になった場合、支出的にはどのくらいになるのでしょうか。そして、対象者は何人になるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 分かりましたか。

田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） 大変失礼いたしました。特別職ですので、こちら一般職の給与ではございませんので、一般職分については次の議案になりますので、今回の部分は、給与という意味でございますよね、一般職の。ではないので……

（「じゃなくて、特別職」の声あり）

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） 特別職の給与については……

（「誰々が対象になって、総額でどのくらい支給額になるか」の声あり）

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） 総額ですか……ちょっとまとめさせていただいて、後刻ということで、大変申し訳ありません。

○議長（藤原由巳議員） 再度ちょっと私からも確認します。年間幾ら増えるかという意味でしょうか、その分について。今ちょっと積算しないとあれなそうですので、後刻ということでよろしいですか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私は、賛成しようと思っているのですけれども、特別職の給与が

上がったことによって、地域に還元するようなやっぱりメッセージとかも必要だと思います。地域の方たちは、特にも零細な商売をやっている方たちは、物価高騰で生活費がままならない、そういう状況に陥っています。そういうところに還元できるような特別職であってほしいと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、川村よし子議員のおっしゃるとおりです。しかし、私ども特別職の報酬とか、期末手当というのは、もう今日も条例を上程させていただいて、また予算でもお願いしておるわけです。そういうふうなルールにのっとってやっているわけですので、だからそこは、今日はこんなご質問をいただいてどきっとしましたが、いずれそのために条例とか、支給するための規則とかがあるわけです。そして、今日特別職の関係の補正予算の給与費明細書のところも見ていただければ、ここに出ておるとおりでございます。いずれできれば条例とか予算で決めてやらせていただいておりますので、このところは川村よし子議員のご質問にお答えするわけにはいかないもので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、後刻の部分は後刻といたしまして、質疑を以上で終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第70号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職

の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第8、議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、これに基づき、国が一般職の国家公務員の給与に関する法律を改正することを踏まえ、本町の一般職の職員の勤勉手当及び任期付職員の期末手当ほか、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。国家公務員の給与改正に準じ、本町の一般職の職員の勤勉手当の支給月数を年間1.9か月分から2.0か月分に、若年層の給料月額を平均0.3%それぞれ引き上げるものであります。また、特定任期付職員の期末手当の支給月数を年間3.25か月分から3.3か月分に引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第72号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第9、議案第72号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第72号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、地方公務員法の改正に伴い、地方公務員の定年が引き上げられることから、定年年齢等に関する規定について所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。定年年齢を60歳から65歳へ段階的に引上げを行うほか、新たに管理監督職勤務の上限年齢を60歳とするほか、定年前の再任用短時間勤務職員の任用についてそれぞれ規定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第72号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第73号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第10、議案第73号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第73号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センターの利用者の年齢区分の見直しを図るほか、国民保養センター並びにゲートボール場の使用料等の料金改定を行うものであります。

その主な改正内容であります。町民の健康増進及び介護予防を図ることを目的に設置された高齢者活動センターにおいては、60歳以上の町内に住所を有する者に対し、使用料の優遇を行ってきたところであります。この60歳という高齢者の年齢区分が平成10年の条例制定当時のままであり、現在の高齢者の定義と異なることから、その区分を65歳に改めるもので、現在60歳に到達している方につきましては、経過措置により従前の運用といたします。

また、そのほかの使用料につきましては、昨今の燃料費の高騰により、施設運営を圧迫する状況が続いていることから、利用者に応分の負担をお願いすることとし、日帰り入浴料、冷暖房料、源泉使用料について、現行の使用料から25円、60歳以上は100円、一般回数券は270円の増額改定を行うものであります。

さらには、ゲートボール場の使用料につきましても、町内に住所を有する者の定義を廃止し、一律に使用料を設けるものであります。

このたびの使用料の改正は、近隣の同様の施設と比較しても低廉であることも踏まえつつ、物価高騰への対応とサービスの充実を図るために行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 保養センターの入浴料の値上げ、それからゲートボール場の使用料の値上げなのですが、ゲートボール場を使用している年間の総数、矢巾町内の方もいるのですが、私の知っている方は盛岡の人なのですが、結構使っているという話をするのですが、そういうところを見込んでどのぐらい増額になるのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ゲートボール場の使用料につきましては、これは令和3年度の利用者数を見込んでの収入増になりますけれども、全体で15万円余りほど増えるのではないかとということで積算をさせていただきます。

なお、従前どおり、今現在60歳以上の方々につきましては、引き続き無料となりますので、そういった部分であまり金額的に上がるものではないかなというふうに捉えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 保養センターの収入が本当に少し上がるわけですが、職員の方たちはこの間すごく努力して、入浴に来ていただいた方にサービスを徹底しているように見受けられるのですが、先ほど人事院勧告のこともあって、職員の給与が上がりましたけれども、保養センターで働く職員の給与はどのようになるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

今指定管理を矢巾観光開発株式会社をお願いして、私そこの社長もやらせていただいておりますので、やはり給与規則というのがあります。それにのっとって支給をさせていただいているということで、そういった給料とか、今月であればいわゆる期末手当、そういうようなものもルールがあって、そのルールに従って支給をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） いわゆる町職員ではないと、観光開発株式会社の社員、あそこで働いている方は、ということが今答弁あった内容でございます。よろしいですね。

他に質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第73号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第74号 矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第11、議案第74号 矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第74号 矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、公営単価が改正されることを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。選挙運動用の借入契約による自動車の使用のほか、ビラ及びポスターの作成等に係る公費負担について、それぞれ引上げを行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第74号 矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第75号 矢巾町総合開発委員会設置条例を廃止する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第12、議案第75号 矢巾町総合開発委員会設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第75号 矢巾町総合開発委員会設置条例を廃止する条例について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、本町の行政の最上位計画であります総合計画の策定に当たり、これまで矢巾町総合開発委員会設置条例に基づき、町内の各種団体の代表者などから成る総合開発委員会に諮問を行い、総勢60人の委員が知恵を出し合いながら計画案を検討していただいたところであります。

しかしながら、近年は委員の高齢化や社会の価値観の多様化、世界情勢の急激な変化が進む中であって、従来方式では時代に即した計画案を十分に練ることが困難になりつつあることから、次期総合計画の策定に当たり、同条例を廃止し、新たに当職が各方面にきめ細か

な意見聴取を行いながら計画案を作成し、議会でのご審議をいただきながら、総合計画を策定する方式に改めようとするものであります。

また、併せまして関連例規であります特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例のうち、総合開発委員会委員の報酬に関する規定につきまして削除を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第75号 矢巾町総合開発委員会設置条例を廃止する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第76号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第13、議案第76号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第76号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

4つの同施設の管理については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、矢巾観光開発株式会社指定管理を行わせるべく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たっては、平成18年度から17年間、指定管理による運営を行ってきた矢巾観光開発株式会社による同施設のこれまでの管理運営が良好であること、また同会社所有の旧源泉や給湯設備と、町施設との一体的な管理運営が最も効率的であり、利用者に対するサービスの向上を図っているなどの実績を評価した上で、施設の安定的、効率的かつ効果的な管理運営が見込まれることから、紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地、矢巾観光開発株式会社代表取締役、高橋昌造が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない指定管理者の候補者として選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定をするに当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定の内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導をしてまいります。

なお、令和6年度以降の指定管理運営につきましては、西部地区内における他施設との一体的な管理運営を軸に公募することを予定しております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第76号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第77号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長(藤原由巳議員) 次に、日程第14、議案第77号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第77号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町農村環境改善センターの管理については、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間、株式会社寿広に指定管理を行わせるべく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たっては、令和2年度から3年間、指定管理による運営を行ってきた株式会社寿広による同施設の管理運営が良好なこと、また自主事業によります新規利用者の確保に努めるなど、施設の安定的な管理及び利用者に対するサービス向上が図られた運営が引き続き見込まれることから、盛岡市南大通二丁目8番1号、株式会社寿広代表取締役、太野真一が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、候補者として選定したところであります。

なお、指定管理者の指定をするに当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、今後締結する協定の内容の検討を含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導をしてまいります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせ

ていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） コロナ禍になってから、この農村環境改善センター、私は使うことが全然なくなったというか、行くことがなくなったのですが、ここ2年間の使用状況はどのような状況でしょうか。概算でよろしいので、教えていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいま具体的な数字は持ち合わせておりませんが、コロナ禍におきましては、若干減った部分はございますが、また今年度に入りまして通常どおり戻ってきておりまして、土日はほぼ満杯状態、日によっては大体3団体ぐらいが入ってございますし、平日につきましても日中はなかなか使われることは今までもなかったのですが、夜につきましてはバドミントンとかバレー、あとは居合道とか、そういった方々が町内外からいろいろ利用されているといったところでございます。

また、中学校の部活のほうでも、こちら減免をさせていただいておりますけれども、そちらの利用も農村環境改善センターにつきましてはある状況となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

他に質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第77号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第78号 矢巾総合射撃場に係る指定管理者の指定等に関し
議会の議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第15、議案第78号 矢巾総合射撃場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第78号 矢巾総合射撃場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾総合射撃場の管理については、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、特定非営利活動法人矢巾総合射撃場に指定管理を行わせるべく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たっては、令和2年度から3年間、指定管理による運営を行ってきた特定非営利活動法人矢巾総合射撃場による同施設の管理運営が良好なこと、施設の効果的かつ効率的な管理運営が見込まれるほか、狩猟の担い手育成に係る事業を継続的に実施することが見込まれることから、紫波郡矢巾町大字和味第2地割106番地14、特定非営利活動法人矢巾総合射撃場理事長、星川重忠が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない指定管理者の候補者として選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定をするに当たっては、さらなる効果的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定内容の見直しを含め、町として指定管理者に対して改善すべきところは積極的に指導をしてまいります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第78号 矢巾総合射撃場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第79号 矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第16、議案第79号 矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第79号 矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町営キャンプ場の管理については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、矢巾観光開発株式会社に指定管理を行わせるべく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

同施設は、これまでやはばキャンプ愛好会に環境整備及び維持に関する業務を委託し、令和4年度からは施設使用の有料化に伴う事務申請業務を町で行いながら運営してまいりました。使用者数は年々伸びており、町内はもとより、近隣市町村からも多くの使用者、いわゆる利用者がある状況であり、今後さらによりよいサービスを提供するためには、民間事業者による施設運営が適当であり、西部地区内の他の公共施設と一体的な管理運営が望ましいものと判断したものであります。

指定管理者の選定に当たっては、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、矢巾観光開発株式会社を選定し、本年10月26日、同社から指定申請書の提出があり、11月15日開催の矢巾町公の施設の指定管理者選定委員会の審査により、

事業計画及び収支計画が適正であり、施設の効果的かつ効率的な管理運営が見込まれていることから、紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地、矢巾観光開発株式会社代表取締役、高橋昌造が指定管理者として最適であると判断し、候補者として選定したところであります。

なお、令和6年度以降の指定管理運営につきましては、西部地区内における他施設との一体的な管理運営を軸に公募することを予定しております。今後は、自主事業による新規利用者の確保やPR、効果的かつ効率的な施設の管理運営を図るため、指定管理者に対し、積極的に指導をしてまいります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第79号 矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

ここで、後刻の答弁、準備できた。

それでは、田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

先ほどは大変失礼いたしました。特別職の期末手当の3名合わせた上昇分ということでございます。町長、副町長、教育長合わせまして11万1,205円の増ということでございます。申し訳ありませんでした。よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

それでは、間もなく正午になりますが、本日提案されています議案はあと少々でございます。

すので、このまま議事を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

日程第17 議案第80号 矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し
議会の議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第17、議案第80号 矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第80号 矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町流通センター地内にあります広宮沢公園、鹿妻公園、北川公園の矢巾町都市公園の管理については、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間、協同組合盛岡卸センターに指定管理を行わせるべく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たっては、令和2年度から3年間、指定管理による運営を行ってきた協同組合盛岡卸センターによる同施設の管理運営が良好であり、施設利用者のサービス向上に努めるとともに、地域の協力と理解を得ながら事業を展開するなど、実績を高く評価しております。

また、管理運営に係る内容等を熟知しており、今後も適切な運営が見込まれることから、紫波郡矢巾町流通センター南一丁目2番15号、協同組合盛岡卸センター理事長、藤村文昭が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない指定管理者の候補者として選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定をするに当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定の内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導をしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質

疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第80号 矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第81号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算(第8号)について

日程第19 議案第82号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第20 議案第83号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第21 議案第84号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

日程第22 議案第85号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)について

日程第23 議案第86号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第2号)について

○議長(藤原由巳議員) お諮りします。

日程第18、議案第81号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算(第8号)について、日程第19、議案第82号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、日程第20、議案第83号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、日程第21、議案第84号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につ

いて、日程第22、議案第85号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について、日程第23、議案第86号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について、この補正予算6議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第18、議案第81号から日程第23、議案第86号までの補正予算6議案については一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました6会計の令和4年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第81号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入につきましては、1款町税の個人町民税、固定資産税、14款国庫支出金の障害者自立支援給付費負担金及び17款寄附金のまち・ひと・しごと創生寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税を増額補正し、21款町債の地域活性化事業債を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の庁舎管理事業、町づくり事業、財政調整基金積立事業、3款民生費の国民健康保険事業特別会計繰出事業、障害者自立支援事業、障害児福祉事業、岩手県後期高齢者医療広域連合運営事業、保育委託事業等、4款衛生費の予防接種事業及び8款土木費の道路維持管理事業を増額補正し、街路総務事業及び10款教育費の史跡公園整備事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,690万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億6,358万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第82号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。歳入につきましては、3款国庫支出金、4款県支出金、6款繰入金の一般会計繰入金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款保険給付費、5款基金積立金の財政調整基金積立金、7款諸支出金の償還金をそれぞれ増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億

1,665万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,756万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第83号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。歳入につきましては、7款繰入金の介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業繰入金及び介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款保険給付費の高額介護サービス費を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,994万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第84号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。歳入につきましては、3款繰入金の一般会計繰入金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款広域連合納付金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,914万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第85号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち支出の第1款水道事業費用の営業費用を1,528万4,000円増額補正して、総額を7億2,274万2,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出の第1款資本的支出の建設改良費を21万7,000円増額補正して、総額を7億7,804万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第86号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち支出の第1款公共下水道事業費用の営業費用を44万9,000円増額補正して、総額を7億8,030万5,000円とし、第2款農業集落排水事業費用の営業費用を376万5,000円増額補正して、総額を6億533万円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の第1款公共下水道資本的収入の企業債及び国庫補助金を6,000万円増額補正して、総額を2億2,909万2,000円とし、支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費を7,020万3,000円増額補正して、総額を4億7,315万6,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第81号から議案第86号までの補正予算6議案につきましては、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算6議案については、12月15日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職の元に提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、補正予算6議案につきましては、予算決算常任委員会において審査を終了し、当職の元に報告書を提出するようお願いいたします。

日程第24 発議案第11号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第24、発議案第11号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

（職員朗読）

○議長（藤原由巳議員） それでは、提案理由の説明を求めます。

5番、村松信一議員。

（5番 村松信一議員 登壇）

○5番（村松信一議員） 発議案第11号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年8月の人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与

に関する法律の改正を踏まえ、議会の議員の期末手当に関し、所要の改正をするものであります。

その改正内容であります。国家公務員の給与改定に準じ、本町の議会の議員の期末手当の支給月数を年間3.25か月分から3.3か月分に引き上げる改定を行うものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第11号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、発議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日7日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午後 0時18分 散会

令和4年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第2号）

令和4年12月7日（水）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	岩淵和弘	君
政策推進監	吉岡律司	君	総務課長 兼防災安全室	田村英典	君
企画財政課長 兼未来戦略室	花立孝美	君	税務課長	佐々木智雄	君
町民環境課長	田中館和昭	君	福祉課長	野中伸悦	君

健康長寿課長 浅 沼 圭 美 君
道路住宅課長
兼まちづくり
推進室長 佐々木 芳 満 君
農業委員会
事務局長 鎌 田 順 子 君
会計管理者
兼出納室長 水 沼 秀 之 君
学校教育課長
兼学校給食
共同調理場所長 村 松 徹 君

産業観光課長 佐 藤 健 一 君
文化スポーツ
課 長 高 橋 保 君
上下水道課長 浅 沼 亨 君
教 育 長 菊 池 広 親 君
子ども課長 田 村 昭 弘 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 徹 君
係 長 佐々木 睦 子 君

議会事務局長
補 佐 川 村 清 一 君

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

最初に、5番、村松信一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（5番 村松信一議員 登壇）

○5番（村松信一議員） それでは、第1問目の質問に入ります。議席番号5番、矢巾明進会、村松信一でございます。

質問の1問目、令和5年度予算編成要領について町長にお伺いをいたします。新型コロナウイルス感染症の再拡大やウクライナ情勢に伴う原油、原材料等の高騰により、家計の負担が大きくなり、社会全体に深刻な影響を及ぼしております。今後も引き続き感染症対策及び物価高騰対策が必要となりますが、少子高齢化の進行による社会保障関係費や公共施設の老朽化等による維持修繕費等が増加し、本町の財政を取り巻く状況は、さらに厳しくなると思われまます。

また、国の新型コロナウイルス対応において、地域、組織間での横断的なデータ活用が十分にできなかったこともあり、自治体によるデジタルトランスフォーメーションの推進がさらに求められております。このような状況下における令和5年度予算編成要領について、以下お伺いをいたします。

1点目、エネルギーや諸物価高騰の影響を受け、個人の消費の落ち込みや企業収益の悪化などにより、町税収入の減少が懸念されますが、町民税、個人、法人、固定資産税、軽自動

車税、たばこ税など、他税も含め、税収の見込みをどのように捉えているか。

2点目、令和4年度の施政方針でも財政の健全化をうたっており、徹底的に事務事業を見直すということでありましたが、見直しの結果、削減できそうな経費は、例えばどのようなものか。予算編成において、今年度予算に対し何%削減するなどの数値目標を定めているのか。

3点目、一時的に投資、初期投資が必要であっても、将来の財政負担の軽減につながる取組を積極的に実施するの必要を感じますが、そのような事業はあるか。

4点目、令和4年度の施政方針で重点的取組として掲げた観光産業の活性化、子育てに優しいまちづくり、ゼロごみ6Rの推進、デジタルトランスフォーメーションの推進、新たな地域コミュニティの構築と対話を通じたまちづくり、財政の健全化は、今後もまちづくりに欠かせない施策であります。令和5年度の予算にどのように反映する考えか。また、昨年設置のリサイクルモア矢巾店は、町民から大変好評で利用件数も多く、1年が経過した現在、盛岡・紫波地区環境施設組合への持込量の減少分としてどの程度の費用効果があったか。

5点目、公共施設等について、民間やNPO法人など多くの事業者と委託管理契約を締結し、事業運営に当たっておられますが、コロナ感染症拡大防止対策により事業運営に支障が出てくると思われれます。このような状況について、どのように対応する考えか。

6点目、DX推進により、将来的な業務の効率化、経費削減が期待できますが、デジタル社会の恩恵を高齢者を含む多くの住民が実感できるよう、デジタル活用支援を行う職員の育成、確保についてどのように考えているのか。デジタル対応の責任者が必要ではないか。

7点目、町営住宅の高田住宅、矢巾住宅については、集約等今後の構想内容について説明を受けておりますが、令和5年度予算においてどのような方向性を打ち出すのか。

以上、7点につきましてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 5番、村松信一議員の令和5年度予算編成要領についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、エネルギーや資材等の価格高騰に伴う経済活動の停滞による減収を危惧しておりましたが、各税目とも現時点では大きな影響は見られず、税収は例年と同程度の水準を維持できるものと見込んでおるところであります。

2点目についてですが、事業廃止、統合などの事務事業の見直しにより削減できそうな経費については、人件費、需用費、補助費などが考えられますが、これまでも取り組んできた内容であり、経常事業のほとんどがなくてはならないものになっております。このため、令和5年度矢巾町予算編成方針においては、コロナ交付金等により臨時的に実施した事業については、安易に一般財源により継続することなく、町民の生活、町内事業者等の経済活動を支援する取組を補助金、交付金等により推進することとしており、来年度の予算編成においては、107億円規模の予算編成を目標としております。

3点目についてですが、現在新年度予算編成中ということで、具体的な事業について例示することはできませんが、予算編成方針において、扶助費、ごみ処理負担金削減など、将来負担の抑制につながる取組を推進することとしているほか、第7次総合計画の総括の年として次期総合計画に向け、公共施設整備の在り方について、既存の事業手法にとらわれない実現可能な手法の検討を行うこととしております。

4点目についてですが、令和4年度の施政方針で掲げた取組については、観光産業の活性化においては、南昌山自然公園を含む西部地区と整備を進めております徳丹城跡を含む東部地区の観光振興について、町観光協会をはじめとした関係者との協力の下、複合体験型の観光事業を提案するなど一体的な取組を強化してまいります。

子育てに優しいまちづくりにおいては、赤ちゃん子育て応援給付金や産前産後支援事業、産後家事支援事業など国庫補助事業を積極的に活用し、必要な見直しを行いつつ継続してまいります。

ゼロごみ6Rの推進においては、コンタクトレンズ販売会社が行っておる使い捨てコンタクトレンズの空きケースを回収するスポットを町内6か所の公共施設に設置するほか、社会福祉法人との環福連携による矢巾町リユース品回収ひろばを町内3か所で開催するなど、様々な法人との連携により推進をしておるところであります。

DXの推進においては、町民環境課窓口における書かせない窓口を実現する異動受付支援システムの導入、新たな地域コミュニティの構築と対話を通じたまちづくりにもつながる各コミュニティへのパソコンの配布、民間開発に伴う行政区再編に向けた取組などを実施しており、引き続き推進をしてまいります。

財政の健全化においては、将来の財政負担に大きな影響をもたらす公共施設整備の在り方の試金石となる文教施設における多様なPPP、PFIの先導的な開発事業ZEB、いわゆるネット・ゼロ・エネルギー・ビルの検討や企業版を含めたふるさと納税の推進などを実施

しており、令和5年度も重要施策として推進をしております。

また、リサイクルモア矢巾店についてですが、令和3年7月から稼働し、本年6月で1年を経過したところであり、同期間において、約285トンの資源物を回収しております。これらの資源物が盛岡・紫波地区環境施設組合に搬入された場合と比較をいたしますと、組合負担金に換算して、約850万円減の効果があったものと考えられます。

5点目についてですが、本町の公の施設については、現在21施設を指定管理者により管理運営しており、このうち指定管理者とのリスク分担については、協定書にあらかじめ定めるものについては、リスク分担表を定め、この考え方にに基づき対応しているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止による事業運営への影響については、情勢が刻々と変化し、事業の影響範囲が計り知れないものであることから、急激な物価高騰の際など、指定管理料の変更が必要となる場合等については、協定書に定めるとおり、町と指定管理者との協議を行い、相互に適切な負担となるよう対応しているところであります。今後も事業の運営に影響することが考えられますので、同様に適切に対処してまいります。

6点目についてですが、デジタル活用支援を行う職員の育成、確保につきましては、行政デジタル化についての職員研修、国等の行うインターネット上でのセミナーへの参加を通して行っているところであります。引き続き職員の積極的な研修を促し、デジタル活用支援につなげてまいりたいと考えております。デジタル対応の責任者については、矢巾町情報システム運営委員会を設置し、委員長を企画財政課長が務め、本町における住民情報システム等の適正かつ効率的な運用、導入及び検討を行っているところであります。行政システムの標準化、共通化などのデジタル対応について本委員会で検討を重ね、着実に進めてまいります。

7点目についてですが、町営住宅の高田住宅、矢巾住宅については、これまで集約整備を検討してきたところでありますが、既存の整備手法にとらわれない、実現可能な事業手法の検討という視点において、施設整備ではなく、民間アパート等の借り上げによる手法も全国的には進んでいるところであり、こういった手法も含め再検討を行おうとしております。

事業の先送りや削減だけでは厳しい財政状況となっておりますが、特定財源を活用し、前向きで活力に満ちた行政運営を行うことにより、ふるさと納税、企業版ふるさと納税等により、全国からも応援されるような矢巾町、そういう町を目指して予算編成を行うものであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、まず初めに、財政状況を踏まえ、選択と集中による施策展開の組織間による効果的な事業展開として先ほど答弁いただきましたが、担当課連携で協議、検討の事業内容はあるのか、どのようなものがあるのか伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、教育委員会と総務課、企画財政課、町内建設事業者などによる学校施設内、文教施設というのですか、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング化、そして町民環境課と各担当課によります町内施設等のLED化の事業、そして町民環境課を中心に全課連携でマイナンバーカードの活用につきまして、道路住宅課と企画財政課の連携で町営住宅の在り方の検討、全課連携によります企業版ふるさと納税の推進など、こういったところを検討しているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の質問であります。予算編成方針におきまして、扶助費やごみ処理負担金の削減を推進するということではあります。扶助費についてはどのように削減しようとしているのでしょうか。また、ごみ処理負担金削減の現状のごみ処理資源化による抑制のほか、さらにどのような処理削減を考えていますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） では、私のほうから扶助費に関してお答えさせていただきます。

まず、扶助費につきまして、劇的に削減するというのは大変難しいことではございます。これまでやってきておりますけれども、医療とか介護分野におきましての扶助費につきましては、まずは予防の事業、そして検診を含めた早期発見事業と、こういったのをやっぱり継続する施策によりまして、引き続き削減に努めてまいりますし、新しい分野の扶助費に関しましては、大腸がん検診事業で今年度やっているわけですが、こういった財源確保をしたような形での扶助費、こういったのに対応していきたいと思っておりますし、あとは国や県にこれまでの部分、単独でやっていた部分に関しましても要望のほうを行いまして、できるだけ補助金や交付金を活用できるように努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） それでは、後半部分のご質問にお答えしたいと思います。

負担金の削減ということなのですけれども、まず資源化以外の部分ということで、先ほど町長答弁にもございましたが、やはり環境施設組合にごみを持ち込まないということが負担金削減につながります。そこで今年度から取り組んだことなのですけれども、盛岡市民バンクさんとの連携によるリユース品の回収広場ですとか、あるいはこれも町長答弁にございましたが、コンタクトレンズの空ケースの回収、それからあとは夏頃から始めましたけれども、パソコン等を企業さんのほうで無料で引き取ってもらうというサービスも開始いたしました。やはりそうやっているいろんな法人さんと連携して、環境施設組合に持ち込まないような様々な方策を考えていくべきかなと思っております。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の再質問であります。文教施設におけるZEBの検討については、委員会のような組織等が設置されていますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

委員会の組織につきましては、矢巾町ZEB小学校整備運営検討協議会が設置されております。協議会の委員の構成でございますが、9名、10名以内ということで、現在9名の方に任命してございます。学識経験者、建築士、それから学校運営協議会を代表する方、それから小学校長を代表する方、それから中小企業振興円卓会議の構成員の方で、それぞれ代表する方ということで9名ということで、中小企業の方、金融機関の方なども入っていただいて、様々な角度から検討していただいております。

ご参考までに現在までの委員会の開催状況は、3回開催されております。総括的な形で評価、それから検討いただいている方、それからそれ以外に官民共同事業体に対する理解と真価を深めるということで、勉強会というものも開催させていただいております。一般の方、協議会の方それぞれ、それから会社の社員の方も、様々な方、関心があるということで、たくさん参加していただいております。勉強会は2回、それからワークショップは3回ということで開催させていただいております。

この中で評価いただいている内容といたしましては、今まではいろんな意見はあるのです

けれども、小学校とか公共施設というのは、どちらかという自治体主体で、何か造ります、そしてできましたというような感じで、いつの間にかできていたというようなことがあったのですが、このような検討会とか勉強会、それからZEB小学校を主体とした考え方を広く示していただいて、自分たちの手で自分たちの町のそういった公共施設を自分たちのために造れるのだと、あるいは検討に参加させていただけるのだと、大変ありがたいという言葉もいただきましたし、事業者の皆様はすごく勉強になったと。様々な新しい技術、それから新しい事業の形なんかも勉強することができて、本当に参加してよかったということで、これからまとめに入りますけれども、これらの内容は、当然議員の皆様にもしっかり評価していただきたいと思っておりますし、小学校に限らずこれから様々な公共施設の更新があります。そういったものにも今回のZEBの手法を取り入れて取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、先ほど答弁いただきました観光活性化のための複合体験型の観光事業とは、大体言葉では分かるのですが、実際はどのようなものなのでしょう。

それから、複合体験型の観光事業の提案は、今現在どのように告知して、どこで発信しているのか、伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいまの複合体験型の観光事業というものは、歴史文化や自然などと触れ合いながら行うツーリズムを体験型観光として想定しているものでございます。今年度につきましては、県立大生の提案で保養センターで古本カフェというのをやっております。そういったものもこういった複合体験型に当たるのかなというふうに思います。

あと例えば現在実施してございます地元学び塾という農業体験をやっている部分がありますけれども、そういったものを観光と結びつけるようなものもできるのではないかなというふうに考えてございますし、あと過去にも実施してございますけれども、稲荷街道を散策しながら、郷土料理だとか、ウォーキングだとか、そういったものを楽しむといった、テーマ性を持った体験型のいろいろな旅行を来年度は提案していきたいというふうに考えてござ

います。告知といたしましては、コロナ禍ということで、なかなか大っぴろげに告知が今年度はできなかったわけでございますけれども、来年度は、できれば季節に応じたイベントを企画しながら、その都度SNSだったりとか、あと今年度矢幅駅構内に設置する予定の観光案内所、こちらを通じまして、発信していければいいなというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の再質問に入りますが、環福連携事業としまして、ごみの減量化、資源化のモデル実証回収事業として、これを実施しましてから約1年になります。取組状況、効果をどのように捉えているのか。それから、今後この取組事業所を増やす考えはないのかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今社会福祉法人1法人さんと連携して取り組んでおりまして、大体今約3トンぐらいの資源物を業者さんのほうに引き渡したところでございます。この中でやっぱり課題も見えてまいりました。やはり作業量に限界があるということ、あるいは作業場所の確保、夏季ですとか、冬季の期間の作業場所をどうするかという問題もあります。その辺を法人さんと話し合いながら、実際の取組につなげていける部分を改善して、まずは制度として定着させていきたいなと思っています。その次に、ほかの法人さんと取り組めるところがあれば、お声がけをしていきたいなと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 次もごみのことではありますが、ゼロごみ6Rの推進について、役場敷地内のリサイクルモアの設置は大変好評であります。ペットボトルの持ち込みが非常に多いようでありましてけれども、これで回収するボックス、ペットボトルの回収ボックスを増やす方法とか、それからプレス機を導入してはどうか。または、一番いいのは、潰してから出していただくというようなことが必要ではないでしょうか。また、1か所ではなくて、流通センターあるいは環境施設組合の入り口辺りにこのようなりサイクルモアを設置してはいかがでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、リサイクルモア、かなり好評でございます、日々たくさん資源物を搬入していただいております。おっしゃるとおり、夏季におけるペットボトル、かなりの量になっております。当課の職員も定期的に見回っているのですけれども、見ますと、結構皆さん手前のほうにペットボトルとかを入れてしまう傾向があって、奥はまだまだスペースがあるので、当課の職員も押し込んだりしてはいるのですけれども、設置している法人さんとお話、この件ちょっとお話ししたのですけれども、大体今週3回程度の回収なのですけれども、例えば来年度夏季の回収頻度を増やすとかというのを検討していただけるということですので、そういったのもやりながら、スムーズな回収につなげていければなと思っております。

それから、同じく法人さんに確認したのですが、新しく設置の考えはどうですかというふうに聞いたのですが、ちょっと矢巾町内では、この1か所のみしか今のところ考えていないという話でした。ただ、先ほどもお話ししましたが、やはり組合に持ち込まないという取組を進めたいなと思っております、幾らか前に新聞のほうに宮城県の利府町のほうでリサイクルモアとはまたちょっと違うのですけれども、違ったスキームで考えた取組をやっているということで、ちょっと今月中に利府町のほうにお邪魔して、どういうスキームで考えているかというのを勉強させていただいて、それを本町で取り組めないかなと今当課としては考えているところでございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それから、先ほど答弁いただきましたコンタクトレンズの空ケースの町内6か所の回収状況はどうか、伺いたいと思います。

続けて質問ですが、現在矢巾町の家庭のごみは16種類に分類することになっておりますが、処理費用削減、軽減や、それから資源化のためにさらに細かく分類してはどうかと思います。例えばリサイクル率12年間連続日本一になりました鹿児島県大崎町では、今矢巾町では瓶類は1種類で回収しておりますけれども、これをビール瓶とか、それから一升瓶のように生きた瓶、生き瓶、それから2つ目で栄養ドリンク剤の入った茶色の瓶、それから無色透明の瓶と、それから焼酎の瓶とか、一合瓶とか、その他の瓶に分類されます。この4種類に分けることで、本町でもガラス瓶は回収しているわけでありますので、回収方法の工夫次第では、これを3分類とかにできる可能性があります。いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、コンタクトレンズの空ケースの件でございます。6月から始めまして10月回収分までの数字でございますけれども、合計で6か所合わせて11.9キロということで、キロとすれば12キロ弱ということで、そんなに多くないかなというふうに思いがちなのですけれども、大体コンタクトレンズの空ケースは1個1グラムということですので、個数に換算しますと1万1,900個ということで、かなりの数をご協力いただいているなと思っております。6か所の公共施設のうち、やっぱり特にも矢巾中学校、矢巾北中学校、それから矢巾町役場のこの3か所が多いですので、特にも中学生に協力してもらっている、環境学習という意味でも私自画自賛ではありませんけれども、環境的にも効果が出ているのではないかなと思っております。

それから、瓶のリサイクルに関してですが、まずちょっとご理解いただきたいのが、鹿児島県大崎町のほうでは、大崎町の町民の方が分類をして排出しているということだと思えます。本町、環境施設組合の管内におきましては、瓶として回収いたしまして、組合のほうで分類をして、資源業者のほうに出しているということですので、まず資源化のほうにはつながっているということだけご理解いただきたいと思えます。ただ、その組合に搬入した後の作業があるということで、そこをどういうふうにスリム化といいますか、いくということに関しましては、環境施設組合と検討しながら進めていくことかなと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の質問に入ります。生ごみの回収について、以前にも質問したことがありましたが、水切りの指導やパークの保水性を利用した試験回収をしておったと思いますが、この結果はどうなったのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

環境施設組合のほうに確認させていただきましたが、このことに関しては、令和2年度から取り組んでいるのですけれども、この効果といたしまして、やはり汚水がかなり減ったということで、令和元年度の数字でいきますと、大体1,700立米ほどあったものが令和2年度だと850立米弱ぐらいということで、半分近くに汚水が減ったという効果も明確に現れているということでございます。ということは、そのまま施設の負荷が減っているということに

つながっておりますので、大変効果があったと考えております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の質問ですが、生ごみ処理用コンポストについて、以前より実はうちの周りでもそうですけれども、かなりコンポストを使用している人が少なくなっているように感じます。どうも燃えるごみとして処理する傾向にあるようであります。それはより簡単であるためだと思われまますけれども、ごみ減量のためにコンポストの再導入とか、導入強化を図る必要性を感じます。見解をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当課で行っているごみ処理機の補助の件数を見ていますと、ちょっと最近減少傾向でございました。ただ、今年度に関してですけれども、問合せが結構多くて、昨日上程いたしました一般会計の補正予算でも、この補助金の増額のほうをお願いする内容が入っております。意識の高まりもあるかもしれませんし、あと今年度途中からだったのですが、通常のごみ処理機のほかにバックタイプの本当に普通のご家庭でも室内でもできるようなものも補助対象メニューに加わりましたので、そういったのをPRしながら、コンポストの導入のほうの支援を続けていきたいなと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の再質問であります。9月会議の答弁にありました異動受付支援システムが既に役場1階に導入されております。現在の利用状況を伺いたいと思います。また、暗証番号を3回間違えますと、窓口に行かなければならないということでもありますけれども、システムの導入によりまして、窓口業務の軽減効果はどの程度感じていますでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、異動受付支援システムでございますけれども、11月から実際システムを動かせるようになりまして、実際矢巾町に転入してきた方が、この時期は少ないですので、つい先日このシステムを使って転入の受付をしたところ、やはり来庁された方は、こちらのほうのシステムで吐き出した用紙に、もう署名するだけということですので、かなりこれまでと違って

来庁された方にとっての負担は軽減されている状況かなと思っております。今後これが年度末になってきますと、転出入が増える時期になりますので、それまでにこちらの内部の体制もスムーズにできるようにしていきたいなと思っております。

それから、あと暗証番号の件は、1階に置いている証明書とか発行するシステムのことかなと思っております。マイナンバーを使って各種の証明書を発行できるのですが、まだまだ件数的には多くないのですが、むしろコンビニのほうで発行するのが今増えている状況でございます。

それから、暗証番号に関しては、やはり間違えたという方も、件数は把握しておりませんが、間違えたという方もいらっしゃいますが、暗証番号をちょっと忘れてしまったという方、再設定をする方も窓口のほうにはそこそこ見受けられる状況でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 次の再質問に入りますが、自治会等で負担しております、半額ですか、街路灯、防犯灯の電気代については、急激な物価高騰による補助の対応はどのように考えていますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

物価高騰に伴う費用につきましては、これから国による大規模な対策も始まるというところであります。まずは、その傾向を注視してまいりたいと考えておりますが、配慮が必要な部分は、補正も検討してまいります。

街路灯につきましては、町の負担、そして防犯灯は自治会の半額負担というふうな状況でございますけれども、自治会経費軽減のために防犯灯につきましては、LED化の電灯設置補助も推進しております。それぞれ必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 次の再質問であります。デジタルトランスフォーメーションの推進について、政府がマイナンバーカードの新たな使い道を考案した自治体に対し、最大3億円を支給するという事業があります。これを読むと、すごく時間がかかりますので、要約してお話ししますが、これは矢巾町にとってこういったことに長けた人がいると思うので

す。企画力、それから発想力の優れた人材が本町にはいると思います。開発するのは専門の人が開発すればいいわけでありますので、企画力、発想力、これに対してどのように対応しようとしていますでしょうか、あるいは対応していますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

昨年度と今年度に関しましては、全庁挙げて新型コロナウイルス感染症対策における各種事業とか、団体補助のほうに人的資源もそのごとにしてきておりました。そういった関係から、マイナンバーカードの活用に関しましては、ちょっと残念ながら検討中ということでございまして、デジタル田園都市国家構想推進交付金、こちらのほうを活用できるような案件の申請にはまだ至っておりません。

国の2次補正でそういった報道があったというのは、当然ながら聞き及んでおりますけれども、国から具体的な制度説明というのがまだこれからといった状況でございます。現段階では、まだ実際には動いていないというところで、詳しい情報を得た後に、活用するかどうか含めて検討したいと考えてございます。

ただ、現段階で、マイナンバーカードとはちょっと離れるかもしれないのですけれども、町民の生活に役立つ携帯向けのアプリケーション、こういったものの開発の可能性、こういったものを検討しているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） できれば取り組んでいただきたい。これは、うまくいけば最大6億円までいただけるのです。ぜひとも取組を考えていただきたいと思います。

それでは、最後に町長に伺いたいと思います。1問目の最後であります。予算編成要領は、厳しい財政状況の下でも、町民目線と感じ、令和5年度の予算に大いに期待するものであります。町内各種遊休資産の利活用及び処分の方策については、令和元年6月会議で明確な答弁をいただいたことがありましたけれども、令和5年度の予算編成要領の方針には、これが明記されておりました。どのようにお考えでしょうか。

それから、もう一点、数日前の新聞報道にもありましたけれども、出生数が80万人を下回る見込みであると、急減しているそうでありますが、本町でも減少傾向にあると思います。何か対策をお考えでしょうか。

この2点につきまして1問目の最後の質問とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、実は先般の全員協議会で8つの予算編成の指示事項の中に、第7次総合計画を総括して次の世代に向けた投資を効果的に行う、そこに今あった遊休資産のことも含めて対応していきたいなど、こう考えておるところでございます。

令和5年度は、もう今度の第7次の総括の年、そして第8次に向けての準備の年でもありますので、そういった遊休資産についても、例えば今不動の室岡地域、それからこの旧矢巾中学校もそうなのですが、いずれ室岡にしても、ここにしても、特に室岡の創設換地は、地域の方々ともよく協議しなければならないと思いますし、いずれそういった地域、それからもちろん議会とも協議をしながら進めていきたいということで、実は今水面下で岩手中央農協さんと、もう協議を進めておるところです。例えば室岡にある農村環境改善センターは、議員の皆さんもご存じのとおり、底地は農協のものなのです。上物、センターの建物は私ら町のもので。そういったこともありますので、農協さんもしっかり、農協さんもあるその不動支所とか、一連の農協の資産もあるわけですので、そういった町の遊休資産と、それから農協さんの資産とを組み合わせることで不動地域の活性化を考えていきたいと。それから、旧矢巾中学校も含めて。

それで、第8次の総合計画の中で、これからいろんな計画があるわけですので、そういうものに充当できるような形で進めていきたいなど、こう考えておるところでございます。いずれ遊休資産は、そのまま放置するということなく、有効に利活用して、それを生かした、投資できるような形で進めていきたいと。

それから、少子化のことについては、もう少子高齢化と、それでこれは私ども市町村だけでは解決のできることではないのです、人口減少の少子高齢化対策と。その中で、今私なりにちょっと調べてみたのですが、何が問題なのかというのは、やっぱり少子高齢化対策に対しての対策が遅れたのかなと。もう少し早め早めに対応ができなかったかなというのが一つ反省点ではないかなと。

それから、もう一つは、やっぱり私あまり出生率というのに、何というか表現があまり好きではないのです。だからあれなのですが、合計特殊出生率と、これは既婚、未婚問わず、子どもさんが欲しいという、そういうあれがもう低下してきているのではないかと。やはりそれはいろんなことが考えられると思うのです。だから私は、少子高齢化で理想と現実のギ

ャップの大きさをどのようにこの乖離を解消していくか、これがやっぱり私ども市町村として今後しっかり取り組んでいかなければならない大きな課題ではないのかなと。

そして、この少子高齢化が進むことによって、いわゆる経済成長、格差、貧困、こういうような問題も出てくるわけでございます。そういったことで、今後人口減少を含めた少子高齢化対策。だから、私どもは子ども・子育て、国も今度こども家庭庁の組織をつくり上げて取り組むのですが、やはり本町としても子ども・子育て支援、これにしっかり取り組んでまいりたいなと考えております。

先ほど生ごみとか何かのいろいろお話があったのですが、防災では、自助、共助、公助とあるのですが、ごみの場合は自家処理。処理というのは、これは減量化も資源化も含めてです。共同処理、それは併せてコミュニティでの処理、最後は広域の処理。だから、一番の根っこのところで、自分たちの排出するところで減量化とか資源化をするのが一番コストがかからないわけです。

そこで、今鹿児島県の大崎町のあれは、環境施設組合で取り組んだ、これをうまく、皆さん、議員さん方が矢巾から、盛岡、紫波地区から来たとき、恐らく歓迎されたと思うのです。ということは、全く矢巾町というか、盛岡・紫波地区環境施設組合でやったことを踏襲して、それをさらにブラッシュアップというか、あそこに行って花が咲いたというか。だから私は、これからそれ以上のことに取り組んでいきたいと。これから議員さん方からもいろいろ質問が出てくるのですが、堆肥化なんか、残飯もみどりの食料システムとか、今国でこのことに取り組もうとしております。

だから、堆肥化に、いかにして矢巾町として生ごみを、みどりの食料システムにつなぐことができるか、今いろいろと検討しておるところでございますので、もう公表、公開できる時期が来たらお示しをしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問はよろしいですか。

それでは、時間は若干早いのですが、ここで暫時休憩といたしまして、再開を11時からといたします。よろしく申し上げます。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開いたします。

次に、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、2問目の質問、教育行政方針の実施状況について、教育長にお伺いをいたします。

令和4年度の教育行政方針で児童福祉の充実、学校教育の充実を掲げておりますが、現在の取組状況についてお伺いをいたします。

1点目、ヤングケアラーの相談環境の整備について、現在の状況はどうか。

2点目、児童館事業について、年齢に合わせた遊びや生活の支援を行い、家庭や学校との日常的な情報共有を通じて心身ともに安全、安心な居場所をつくとありますが、今年度実施した遊び、生活の支援はどのようなものか。また、施設の維持補修やICT化の状況を伺いたいと思います。

3点目、児童虐待防止のため矢巾町家庭総合支援拠点において、関係機関との連携や専門的な支援体制を充実するとありますが、今年度の活動実態について伺いたいと思います。

4点目、奨学金制度について、困窮により学びの継続を諦めることのないよう制度の安定的な運用を行うため、事業者等から寄附金の募集などを行うとありますが、募集状況はどうか。

5点目、学校教育施設長寿命化計画において、令和4年度に改修、設備機器整備が計画されておりますが、実施状況はどうか。また、令和5年度分も計画どおりに実施する予定か。

6点目、2021年に実施した文部科学省の問題行動、不登校についての調査によりますと、小中高校で不登校の児童生徒数は全国で急増しており、県内でも前年より20.2%増加、過去最多となったとあります。本町の小中学校の実態はどうか、伺いたいと思います。

7点目、コミュニティ・スクールの取組について、地域とともにある学校づくりのため、世代間交流事業として昔懐かしい地域行事などを考えているようではありますが、その内容を伺いたいと思います。

8点目、小中学校の規模、配置の適正化について、矢巾町立学校通学区審議会が令和3年から7回開催されておりますが、教育長に答申書が提出されていると思いますが、議会、町民への説明、公表はどのように行うかにつきまして、以上8点についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 教育行政方針の実施状況についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、子ども課内に設置しております子ども家庭総合支援拠点がヤング

ケアラー等の相談窓口を担っており、町要保護児童対策地域協議会の会議において、関係機関への周知を図っております。特に小中学校からの情報提供が重要と捉えており、児童及び生徒が学校で相談しやすい体制を整備するため、引き続き連携を図ってまいります。

2点目についてですが、今年度実施している遊びや生活の支援の一例として、徳田児童館において、こどもエコクラブを発足し、遊びの要素を含めて環境と未来について学ぶ活動を行っております。また、施設の維持補修としては、不動児童館における屋根、外壁の修繕及び塗装工事が現在施工中であり、本年12月末には完成する見込みでございます。

I C T化については、業務の効率化と児童及び保護者の利便性の向上を目的として、徳田児童館及び矢巾東児童館において、児童の来所管理や保護者への連絡方法のデジタル化を来年2月末までに完了する予定で事務を進めておるところでございます。

3点目についてですが、県福祉総合相談センターからの助言や後方支援、保育園や小中学校等の関係機関との情報共有、支援方法の検討等により連携を図っております。また、県等が主催する各種研修会に職員を派遣し、相談対応及び関係機関との連絡調整のスキルアップを図り、支援体制の拡充に努めております。

4点目についてですが、本町では貸付型の一般奨学金と給付型の特別奨学金を実施しており、今年度は貸付型が11件で48万円、給付型が4件、156万円の決定を行っております。

なお、特別奨学金で給付した分については、ふるさと納税寄附金を奨学金事業に充当して運用しております。現在のところ本制度は円滑に実施できておりますので、事業者等からの寄附金の募集は行っておりませんが、今後給付額の動向を注視しつつ、寄附金の募集を行うなど、経済的な理由によって学びの継続を諦めることのないよう努めてまいります。

5点目についてですが、学校教育施設長寿命化計画における令和4年度の改修、設備機器整備の実施状況については、おおむね計画どおり実施しており、11月時点で体育館床研磨塗装、電話設備更新など、計画の約半数の改修工事が終了しております。

また、令和5年度分の計画につきましては、児童生徒の安全確保による緊急的な改修を含め、各学校を取り巻く環境を総合的に判断する必要があることから、計画の見直しを行いながら実施してまいります。

6点目についてですが、本町の不登校児童生徒は、令和3年度、小学生が10名、中学生が25名であり、5年前と比較すると、それぞれ7名の増となっております。不登校の児童生徒への対応については、学校において教員が中心となっております。教育委員会においては、心の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校等に配置し、

より専門的な対応ができる環境を整えております。加えて学校登校に至るプロセスとして、本町においては、通級指導教室を設置しており、併せて関係する機関を紹介するなど、児童生徒の状況に応じた対応に努めているところでございます。

7点目についてですが、コミュニティ・スクールの取組については、地域の方や保護者からの様々な意見を学校経営に取り入れること、地域人材の活用という観点で、地域とともにある学校づくりを現在進めているところでございます。

また、文化スポーツ課自主事業として、先輩から学ぶ伝承活動を体験することで、世代間の交流活動につなげ、かつ昔ながらの大切な風習を学ぶ機会として、世代間交流事業等教育振興運動と連携した取組を実践しておることは承知しております。

8点目についてですが、町立小中学校の適正規模、適正配置については、議員ご案内のとおり、答申をいただいたところでございます。議員各位並びに町民の皆様への公表については、今後教育委員会として答申の内容を踏まえつつ、子どもたちの教育環境の充実に向けて、町立小中学校の適正規模、適正配置に関する基本方針を策定することとしておりますので、策定後速やかに行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、再質問の1点目ですが、ヤングケアラー等の相談について、小中学校からの情報提供を基に対応しているということではありますが、年間の対応件数は何件くらいありますでしょうか。

それから、児童生徒が相談しやすい体制をつくるのは非常に難しいことだと思いますが、どのような工夫を行っていますでしょうか。

それからまた、どうすれば相談しやすくなるとお考えですか。

以上を伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

件数につきましては、令和2年度に1件、令和3年度はゼロ件、令和4年度は現在までゼロ件というふうになっております。その相談の体制ですけれども、現在子ども課内に設置しております矢巾町子ども家庭総合支援拠点というところで相談を受け付けておりますけれども、議員がおっしゃるとおり、実際児童生徒自ら役場といいますか、さわやかハウスの窓

口に来て相談するというのはちょっと、非常に難しいことだというふうに認識しておりまして、その点につきましては、何度も周知してまいりましたけれども、学校長会議とか、町の要対協の実務者会議とか、そちらを通じて、小中学校の先生が一番把握できる立場にあると思いますので、そちらに通告する環境について周知していきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） そうですね、大変難しいことだとは思いますが、そのままにしておくわけにはいかないと思いますので、今答弁がありましたように、もう少し工夫をし、いろんなところに相談をし、そしてもう少し考えて対策を打っていただきたいと、そう思います。

それでは、次の質問に移りますが、徳田児童館のこどもエコクラブでの活動の指導は、どのような内容を誰が行っているのか、まず1点。

それから、児童館の来所管理や保護者への連絡方法のデジタル化に向けて開発していると思いますが、具体的にこれを開発しますと、何ができるのでしょうかということです。

それから、徳田児童館、それから矢巾東児童館以外の児童館でも導入、もし開発した場合、導入する計画がありますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

エコクラブの活動の状況、内容ですけれども、令和4年度から徳田児童館においてこの事業を開始しておりまして、現在まで6回事業を開催しておりまして、そのうち2回は、アイーナにあるのですけれども、岩手県環境学習センターというところから講師を派遣して講座を開催しております。6回のうち5回はSDGsについて講座を開催しております。2回講師を頼んでおりますけれども、あとの4回は直営でやってございます。

あと、2点目のデジタル化の話ですけれども、来所管理、保護者への連絡方法、具体的にということですが、来所管理は、子どもたちにカードを持たせて、そして来館しました、帰りましたという管理をしますのです、今まで例えば点呼を取っていたものが、現在子どもたちが何人で活動しているというのを容易に把握できるということになりますし、あと保護者への連絡ですけれども、例えばコロナなのですけれども、急にコロナ感染者が拡大して、

臨時に閉館しなければならないというのを瞬時にお知らせできるというふうなメリットがあるかと思います。あと現在徳田と東児童館にそのシステムを導入しようとしているわけですけれども、不動と煙山につきましては、令和5年度の事業を目指して現在予算要求しておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の再質問ですが、児童虐待について、年間どれくらい把握していますでしょうか。

それから、十分にこれは対応できているとお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） 児童虐待の件数につきましては、令和2年度が71件、令和3年度も71件、令和4年度10月末現在で40件の通告をいただいております。十分に対応できるかというご質問ですけれども、何とかやっております、県の児童相談所から後方支援というのがあるわけですけれども、今年度でいえば130件ほど支援をいただきながら、何とか少ない人数ですけれども、対応しておる状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） その中で、残念ながら事故的になったものがありますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） 重大な案件ということでよろしいでしょうか。

新聞報道になるような、マスコミに取り上げられるような、あるいは命に危険を及ぼすような、そういった事案はございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の再質問に移らせていただきますが、学校教育施設長寿命化計画では、令和5年度に煙山小学校で5,000万円の部位修繕が計画されております。

どこの修繕計画をされておりましたでしょうか。現時点で把握されている児童生徒の安全確保

のために緊急的に改修が必要な箇所はありますでしょうか。

以上、お伺いたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

煙山小学校の5,000万円の部位修繕につきましては、校舎屋根の修繕を想定しておるところでございます。さらに、緊急的な改修必要箇所につきましてはございませんけれども、ただやはり各学校それぞれ経年劣化、老朽化によって傷みがありますので、そちらについては優先順位をつけながら修繕対応を行ってまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の不登校のことについて再質問させていただきますが、不登校の児童生徒が増えているようであります。中学校を卒業した後の状況は、どういう把握をどこでされていますでしょうか。

それから、学校登校に至るプロセスとして通級指導教室を設置しているということでありましてけれども、登校や通級以外の選択肢は、不登校の人は、それ以外の選択肢はあるものでしょうか。そういったことで、選択肢はさらに別なものも用意されていますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

まず、不登校の児童生徒が中学校を卒業した場合の状況把握でございますが、高校に進学した場合におきましては、中高連携のそういう連絡会のような情報共有の場がありますので、こうした中で連携を行っております。

また、相談窓口につきましては、教育委員会の中に教育相談所がありますけれども、どちらかという義務教育の子どもさん、親御さんが対象にはなっておりますけれども、ただ卒業したから全く終わりということではなくて、その方の、いわゆるニーズと申しますか、生活相談であったり、あるいは就労支援であったり、そういった内容もいずれ複雑なものが想定されますので、そちらにつきましては、いずれ教育委員会だけではなくて、町の福祉課とか、そういった就業であれば産業観光課とか、必要に応じ連携しながら対応をしておりますところでございます。

続きまして、登校、通級以外の選択肢につきましては、町内にもフリースクールがありま

すので、そのフリースクールに通っている児童生徒の方々もいらっしゃいますので、そういった場合の、例えば登校扱いにするような対応も行っておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の再質問に移らせていただきますが、世代間交流事業で取り組んでいる伝承活動とはどのようなものなのか、伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） 生涯学習という点で私のほうからお答えをさせていただきます。

世代間交流、伝承芸能、ちょっと広い意味でお答えをさせていただきますけれども、今年の夏につきましては、町民会議主体となりまして、寺子やはばというものを実施しまして、町内におけるお寺に子どもたちが訪れまして、座禅の体験、そして住職の話を聞くといった事業を行っておりますし、これからの予定でございますけれども、町内の農業法人の皆様、そして地域の皆様のご協力をいただきまして、縄ない体験、そしてその縄を使いましたクリスマスリースづくり、あるいはお正月に向けたお飾りづくり、こういったものを予定しておりますし、さらに年明けには餅を使った、いわゆるみずき団子づくり、こういった学習体験を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の再質問であります。小中学校の適正配置の基本方針の内容によって歩道整備の必要箇所も変わるとは思いますが、ハード面の整備には非常に時間がかかるため、児童生徒の安全対策にはスクールガード等のソフト面の充実が必要と考えます。スクールガードの増員は可能と考えていますでしょうか。

審議会の中では、非常に高齢化、それから成り手が少ないというのが審議会の中でよく出ておりますということでの質問であります。そして、スクールガードの確保には有償、今無償なわけでありましてけれども、必ずしも無償でなくてもいいのではないかと、有償もあるのではないかと。それから、委託などもあるのではないかとということが何度も検討されて、委員の中から意見が出ているわけでありまして。その考えについて、まずスクールガードの確保に

ついて、それから有償あるいは委託化の検討する考えはあるか。

以上について伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

まず、スクールガードの増員は可能かにつきましては、なかなか苦戦をしておるところでございます。スクールガードの確保、さらには育成に努めつつ、現在実際の通学の支援、見守り活動につきましては、交通指導隊さんも連日対応していただいているわけでございますけれども、PTAによる通学見守り活動も行われておりますので、こういった連携をまず図っていきながら、対応しなければならないというふうに考えておりますし、例えば高齢者の場合であれば、認知症の方への見守り活動として、犬のお散歩をしながら、見守りをするということで、わんわんパトロールという活動も非常に全国的にも矢巾町の取組として紹介をされているわけですが、そのような発想も生かしながら、なかなかマンツーマンで難しい部分もありますので、ながら活動の一環でも取り組める余地を広げていきたいというふうに考えてございます。

なお、有償ボランティア、委託化につきましては、現在のところは検討しておらないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の再質問であります。平成27年9月に、この一般質問の中でゾーン30の提案をいたしました。そして煙山小学校付近に設置をしていただきましたけれども、これかなり大変安全確保ができるということで、好評でございますが、そのほかにゾーン30などの安全措置を検討している場所はあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

煙山小学校周辺のゾーン30の設置につきましては、令和2年3月から規制を開始させていただいております。現在のところ、このゾーン30の運用につきましては、やはりスピード違反などがあるということで、警察の皆様にも取締り等はしっかりしていただいているところでございますが、やはり何かもう一つ工夫をして、ゾーン30、守っていただきたいということで、ゾーン30プラスという制度を取り入れてやっていきたいというふうに考えてござい

す。これにつきましては、標識看板を設置するとか、路面標示に新たに目立つ標示をすることか、あるいはイメージハンプといってスピードを出させない立体に見えるような模様を道路に描く、あるいは狭窄、道路の幅を狭くするようなポールを立てると、それでスピードを抑える、あるいは道路に段差をつけるというようなことで、スピードを抑えるような工夫をしていきたいということを今検討しているところでございます。

それプラス、今指定された路線につきましては、双方1車線の2車線になってございますけれども、例えば狭窄を拡大いたしまして、車線を狭くして、そもそもスピードが出ないような工夫もしていきたいなということで、現在検討しているという状況でございます。

なお、この煙山小学校のエリア以外でゾーン30の検討というのは、今のところはまだしていないという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、最後になりますが、菊池教育長にお伺いしたいと思います。

遅くなりましたけれども、教育長にご就任、大変おめでとうございます。それで、質問に入りますが、教育長に就任されて間もないわけではありますが、矢巾町の教育に対する印象をお聞きしたいと思います。

そして、初めに感じた本町の教育として優れていると感じた点は何でしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 通告がございませんでしたが、よろしいですか。

菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） お答えいたします。

大変難しい質問でございます。2か月ちょっとたちました。公民館の前には、のぼり旗が立っておりまして、そこにはスポーツのまち矢巾、音楽のまち矢巾と書いてあります。もちろんこのことを非常に明確に表してくれているのは、矢巾町の小中高生だと私は思っています。ですから、私が一番最初に感じたことは何かというと、矢巾町の子どもたちの可能性があるのだということでございます。

今小中学生およそ2,000人、2,000人の中で、全国に行くという経験を積む子たちがいかに多いか。そしてその子どもたちは、どんなふうを考えているかということ、私たちは矢巾町または保護者、地域の方に見守られている、育てられているということを感じているというこ

とを肌で実感しております。ボランティア活動、チャリティーのコンサート等々含めまして、そういう活動に積極的に参加する子どもたちを見て、その可能性について非常に頼もしいものを感じてございます。

今この時代を拓いて、そして次代に、次の時代につながる子どもたち、そういうふうな子どもたちにより一層我々の教育資源をきちっと与えながらと言ったら大変語弊があるのですが、それを活用しながら人材育成に努めてまいりたいなというふうには思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は、よろしいですね。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で5番、村松信一議員の質問を終わります。大変ご苦労さまでした。

それでは次に、4番、谷上知子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（4番 谷上知子議員 登壇）

○4番（谷上知子議員） 議席番号4番、令和やはば、谷上知子でございます。通告に従いまして質問をいたします。

小学校へ入学期の子どもと保護者への支援について。小学校への入学期の子どもさんと保護者は、希望と不安を抱え新学期を迎えると推測されます。入学後も新たな環境になじめない子どもさんもいると聞きます（小1プロブレムあるいは小1ギャップとも言われています）。以前に比べ小1プロブレムは、幼稚園、保育園、小学校とも認識が進んでいます。就学前教育から学校教育への移行時における段差は、保育園入園児の慣らし保育や大人の就職してからの研修期間があることと比較しても、かなり大きなものであることの認識も進んでいます。

保護者を取り巻く環境が大きく変化し、さらに文部科学省の調査によるいじめ認知件数は、小1も大きな値を示す現実もあります。新入生と保護者が安心できる学校生活のスタートについて、負担を軽減する経済的支援について伺います。

①、幼保小の連携で行う入学体験等の交流と指導者交流について伺います。

②、保護者に対する相談の対応状況を伺います。

③、HSC（ハイリー・センシティブ・チャイルド）といった敏感な子どもさんへの対応

を伺います。

④、学校生活のルールに慣れるのにかかる平均的な期間について伺います。

⑤、入学時の経済的な支援の内容について伺います。

⑥、高騰するランドセルの購入支援について伺います。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 4番、谷上知子議員の小学校入学期の子どもと保護者への支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、幼保小の連携で行う入学体験等の交流につきましては、入学前の園児が就学先の校舎や1年生の学校生活などを見学しております。また、園の職員が学校の様子を写真に撮り、園児に見せるなど、それぞれの園で工夫をしながら、入学体験等の交流を行ってございます。

また、指導者交流につきましては、1学期に各小学校で情報交換会を行っているほか、各園、各小学校が相互に訪問し、授業や保育参観を通して研修等を行っているところでございます。

2点目についてですが、就学前の年長児については、町の教育支援委員会が中心となり、4月時点で町内在住の幼児が在籍する園等に事前調査を依頼し、以降心理検査や訪問調査、教育相談等を実施し、適切な就学に向けた取組を進めるとともに、保護者等に対しては、教育に関する不安や悩みの解決のため、教育研究所が電話相談、来所相談に応じているところでございます。

また、年少児を含めた子どもたちや保護者に対しては、子ども課において、育児に対する悩みを含めた幅広い内容で相談等に対応しているところであり、相談件数も増加の傾向にございます。

児童生徒の保護者については、繰り返しになりますが、各学校が実施している教育相談や教育委員会が配置したスクールカウンセラー等の専門家や教育研究所が主として支援に当たってございます。

3点目についてですが、HSCも含め、個別の支援が必要な児童生徒に対しては、個々の状況に応じた保護者と学校間で実情を共有しながら、対応しているところでございます。例えば音に対して敏感な子どもに対しては、イヤーマフの活用や余計な音や視覚の遮断によって集中して学習できる環境を整えるなどの対応をしております。

4点目についてですが、学校生活のルールに慣れるのにかかる平均的な期間については、調査結果はございませんが、小学校では運動会前には学校生活に慣れる児童が多いと把握してございます。

5点目についてですが、本町では、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒に対し、就学援助費の支給を行っております。この制度の中で、入学時に必要な学用品費を支給しており、就学前の支給希望にも対応しているところです。

6点目についてですが、先ほど申しあげました新入学用品の支援については、ランドセルも購入の対象としておりますので、現状においても支援をしているというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 相談体制のことについてですが、様々なきめ細かい内容で相談を受けているということがよく分かり、安心したといいますか、システムとしては十分だろうなと思いますが、よく言われるように、現在の家庭環境がやっぱり核家族だったりすることで、随分全ての面で相談したり、話したりして解決することもできないで、大きな問題につながっているなということは感じております。

そこで、この相談するということが、わざわざ教育委員会に電話で相談することもそうなのですが、学級担任に相談するとか、そういった身近な人に相談するとかということがもっとスムーズに行われることによって大きな問題に発展しないだろうかと、いつも常々思っています。それで、入学期だけではなく子ども課への子育て相談内容はどのようなものがあるか、答えられる範囲でお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

矢巾町子ども家庭総合支援拠点というのを設置しているというふうな、さっき村松信一議員の質問のとき答えたわけですがけれども、そちらのほうで受け付けております内容といたしましては、性格行動相談、不登校相談、適正相談、育児しつけ相談というふうな内容が主なものになっておりますし、地域子育て支援拠点事業といたしまして、子ども課の向かいに a i a i ひろばというところがあるわけですがけれども、そちらの相談は、健康、発育、食事、授乳、しつけ、育児、幼保一時預かり、その他というふうな相談の種別がありまして、そうい

う統計がありまして、そういった種類の相談を受け付けておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） H S Cという、何か私もこの質問を考えるときに初めて耳にし、何冊か本を読んで調べてみたのですが、これは発達障がいのある部分を総合したものだということで、障がいで、またこのH S Cということの存在といいますか、それを否定する小児精神科医の先生もいらっしゃるのですが、2015年前頃から爆発的にこの言葉が出て、大人の場合はH S Pと言うそうですけれども、そういう気質です、あくまでも能力ではなく。あるのだということを初めて知りました。

内容を読んでもみると、極めて敏感な子どもさんだと、それから大人もそうだと思いますけれども、それでどういったことに敏感かということ、聴覚とか、味覚とか、そういう身体的なことでもそうなのですが、大人の言葉で言うと、周りの空気を読めるといいますか、例えばあることが起きたときに、先生はこれをどう考えるのだろうか、親はどういうふうに対応するのか、周りのお友達はどのように考えるか、それから自分はどうしたらいいか、そういう深く考えてなかなか行動できない。うまくそれが運ばばいいのですけれども、それがうまくいかないで不登校や、それから極めて聡明な子どもさんが多いと、その本には書いてありましたけれども、いじめられるという形になる可能性が多いのではないかと、この本には書いてありました。

そこで、H S Cの存在を、敏感と思われる子どもさんは、現在把握しているところなのですが、矢巾町内においては何人ぐらいとか、そういうことが分かるのでしょうか、お聞きします。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） まず、H S Cという言葉については、これ町内の学校は全て認知しておりました。そして、いろいろな障がいとは別に、いわゆる感覚の問題、過敏に反応するというお子さんがいるというのも、これは捉えております。よって、子どもと保護者と学校でよりよい対応をそれぞれしているところでもあります。

ただ、H S Cの見立てというのは、なかなか難しいものがございます。よって、今はそれぞれの感覚でよりよい環境を提供できるように、複数の小学校でその取組を行っているところでもあります。

人数の詳細については、ただいま手持ちにごさいませんが、いずれいることは確かですが、それほど数的には多くはないということでお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 感覚的なものの対応としてイヤーマフなどをご使用いただいているということで、大変すばらしいなと思っております。これからイヤーマフは、社会的な運動も、活動も進められて、道の中でイヤーマフをつけていて、誤解を受けて嫌な思いをするという子どもさんがいるのをみんなに分かってもらうという運動が始まっているということだったので、ぜひそういったことについても配慮いただきたいなと思います。

それと、よく理解できないというか、ちょっとこの対応に困っている子どもさんの中で、能力的にも優れているという言い方はあれですけども、学力的にももういいのだけれども、教室にも入れない、支援学級などにもなかなかなじめない。それで、先生と1対1という感じの子どもさんが、やっぱり増えているのだよということを現場の支援学級の先生とちょっと話す機会があって、保育園の保育士さんたちも、やっぱり今までとは違った子どもさんが見かけられるようになったということをお聞きですけども、そういった場合に、その子どもさんが普通の学級に戻ると言えば変ですけども、学校生活に慣れて、自分を十分に発揮できるようにするためにどのような手だてが考えられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にあるものにつきましては、本当に一人一人異なる対応が必要なものというふうに認識をしております。そして、その子の持っている感覚等については、保護者の方が一番の情報を持っている。ですから、その情報を基に、その子にとって最適な教育環境を提供するのが我々の役目であろうというふうに思っております。

例えば具体的に言えば、大きな学校ではなかなか難しいよとなったときには、いわゆる別な学校の転校等も含め、いずれ義務教育の学習権の保障ということを第一に掲げて、その対応をしてみたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） ただいまのご答弁で、これから様々な問題を解決するには、やはり親と子どもさんとの相談、それからそれを受け止める学校現場での一人一人への対応、向き合うという姿勢、このことに尽きると思うのです。何か問題があるたびに、どうしたらいい

かというときに、やっぱり子どもたちを見る時間がないのだろうと。例えば保育園の問題なども今マスコミ等騒がれておりますけれども、やったことは大変厳しい内容で許されるものではないのですが、1歳児6人を見るということを考えたときに、我が孫1人でもあふあふしているときに、これは保育園の先生も大変だなということを感じております。しかし、それが許されるものではないと思います。

95歳の保育士さんで栃木県にいる大川さんという方は、朝日新聞の天声人語というコラムでちょっと見たのですが、大人も子どもも同じ人格だと、私は1,000人以上の子どもを送ったけれども、やっぱりそのことを常に考えているといった根本的なことが、今の小学校に入る前だけではなくて、小学校に入ってからも、特に低学年、保育園、幼稚園、この連携がもう少しうまくつながって、親も子も成長していけるようだといいのではないかなというふうに考えて今回質問しましたが、その子どもがどういう気持ちでいるかという方法、どうやって私たちは受け止めたらいいのかなと思ったときに、やっぱり自由に物事を表現できる、コミュニケーションというか、体で表現するのもそうでしょうし、それがやっぱり一番大事なのかなと、聞いてあげると。それでは駄目なのだよと言わないで、ああ、そうなのかという、聞いてあげる人が常に周りにいると。もちろん学校であれば、先生だと思います、担任が。もちろんそのほかの副担任の先生もいると思うし、家庭でも誰かかれかがお母さんに言うと叱られるけれどもとって、ほかの人が聞いてあげる。それが地域社会でもできないことはないと思うのです。

そういった教育方法というものがないと、子どもたちは、小さいときにつまずいたことがずっと大人になっても心の中にあって、泣きながら暮らしているのですよと心理士さんにいつか言われたことがあるのですが、そういったことを私たちはどうやって解決したらいいかなということを今回の質問について、いろいろ検討し、稚拙ですが、自分なりに調べたときに、今こんな気持ちということ伝える簡単なある方法が、簡単なと言えば変ですけども、ある方法があるよということを探ることができました。その本の著作権の関係もありますので、その本の会社に電話をかけたら、教育現場で使うことはできるけれども、この議会でそういうことを知らせてもいいかと言ったら、それはちょっとなと言われましたので、ここではそういうことがあるよということであらうと、あらうならいいのかなと思ったりして、それをつくったところでは、教育現場では幾らでも使っていていいですよと言っているのですが、捕まってから大変なので、私もまだ生きていますので、こういうとてもかわいらしいのなのです。これは、今どんな気持ちという内容で、ここにはいろいろあります。「え

っ、嫌だ」とか、「くそ」とか、「何でやねん」と、大阪のほうの開発した人ですから、ここにも今どんな気持ちというのがあって、言葉の少ない子どもたちが、もちろん子どもですから、大人よりは少ないし、自分を表現するのもすごく幼いのですけれども、それを今こんな気持ちだよと、ぱっとそこを指して、その子の気持ちを酌み取ってやる。相手の子も、何々ちゃん、こんな気持ちだよと言ったら、あなたどんな気持ちって、ごめんねとかというところを指さしてやるとか、そういった言葉でのコミュニケーションを取るスキルが、やっぱり今の子どもさんは、もうちょっとあってもいいかなと思って、これに行き着きました。

それで、学校現場でもHSCの子どもさんもそうですが……

○議長（藤原由巳議員）　ちょっと静かにしてください。

○4番（谷上知子議員）　すみません、何だ変な声が聞こえたなと思って途中になってしまいましたけれども、そういったコミュニケーションを育てるといって、特に入学期、それから保育園、幼稚園から来る小学校の前期には、そういった取組も効果があるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうかという質問です。

○議長（藤原由巳議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　今1つの例を出されて説明をいただきました。いわゆる言葉で伝えるのが苦手なお子さんにとっては、こういう感情だということを絵でもって指し示すのもそのとおりでございます。直接のお答えになるかどうか、ちょっと不安はありますが、今ICTの活用で、特別支援教育が一番その恩恵を受けているところであります。一人一人がそのICTによって個別最適化な教育を受けることができる。今言ったような、いわゆる絵で、もしくは文字でなどなど、そういうふうに自分の状態によっていろんな機器を使いながら、それを表現していくということは大変重要なことであります。そして、それをいわゆるきちんと継続していくことで、自己肯定感が上がっていくこと、そうやってその子どもが成長していくものだというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員）　チャイムで送る小学校生活は、保育園、幼稚園との大きな違いだと思います。段階を踏んでいると思いますが、運動会が終わる頃までのトイレ休憩とか、水飲みといった身体的な慣れのスケジュールは、ゆとりを持たせているか、伺います。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ゆとりということですが、今現在就学前から小学校1年生までのところで、どのようにその子どもたちを育てていくかというスタートカリキュラムというのが作成されております。それにのっとった形で、いわゆる就学後への滑らかな接続を図っているところ。ですから、その取組を通しながら、課題があれば、それを改善して直すというふうなスタンスで現在取り組んでいるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） よく私が使う、子ども叱るな通ってきた道、年寄り笑うなこれからの道という教育とか福祉に関連することわざなのですけれども、一番やっぱり子どもたちを見ていて、学力とか、そういったことよりも身体的な違いというのですか、時間が来たらトイレに行けるとか、水を飲むとか、そういった違いって結構大きいと思うのです、最初の段階で。そこで、もちろんスタートカリキュラムできっちりやっていると思いますが、そういったことにもちゃんと配慮をして、まずなかったと思うのですが、例えばトイレで間に合わないでおしっこを漏らしたよということがずっと引きずらないような学校経営をするというようなことも、学級経営とか、子どもたちへの対応をするといったことも、今の時代はとても大事になってくるのではないかなと。

昔という言い方は変ですけども、あまりそういったことをしても、「なにそのくらい」という感じで過ごしてきた私たちの記憶がありますし、私も2人の孫がいて、トイレとか、水飲みとかというのは、非常に大きな生命に関わる問題でもあるのです。それで、孫には言いました。「人の一生は紙パンツということがすごく大きいのだから、漏らしたりなんかしても恥ずかしくないで、そのときは紙パンツ使ったりして過ごせばいいのだよ」と、「おばあちゃんも間もなくお世話になるから、心配しないで暮らさない」と、そういうふうにその子には答えました。「何でもチャレンジするのだよ」と、そういった対応の仕方を保育園とか、学校現場ではなさっているかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 就任二月目でございます。詳細については、把握はしてございませんが、基本的に子どもの困り感には寄り添った対応を保育園にしても、学校にしても行っているものというふうに認識をしております。

そして、いわゆる失敗体験、そういうのは、その子どもの成長にあまりいい影響は与えないものと。逆にどのように成功体験を積み上げて、その子の自己存在感を高めていくかというのは大変大事なことだろうなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 経済的な支援に移りたいと思います。困窮家庭はもちろんですが、昔からある要保護、準要保護、今現在の親御さんたちの経済的な不安というか負担、それを幾らか軽減して、矢巾町はランドセルをみんなに配っているのだからよと、そのお金は、例えば先ほど信一議員がおっしゃっていたように、ごみの減量化から浮いたお金で配っているのだからよとかというのが見えると、全てがよくいくのではないかなと。自分たちも町政に応援していると、それを子どもたちに反映できると。

このランドセルの全員に無償化で配っているということは、結構全国的に今行われております。例えば富山県の立山町は、モンベルという会社の、山のザックとかそういう山の製品を作っている会社と提携して1万5,000円未満のやつを作って、それを全入学生に配ることにしたと。ただ、そこまで行き着くには、PTAとか、いろんな人の考えもあるし、持ち物って自分の思想ですから、そういう与えられたものをみんな同じにするのは嫌だという人は、それなりでいいと思います。ただ、困窮しているとか、困っているという人は、これはいいよというモデルのものがあるということはいいいことだなと。矢巾町でもかつて私たちの子どもたちのときは、ザックでとても助かったのですが、やっぱりなぜなくなったかという、ランドセルを買ってあげるからという声なんかも多かったからというふうに、確かではありませんが、聞いております。

それで、比較的ランドセルの支給が進んでいる茨城県の高萩市というところでメールでいろんな疑問を受け付けておりましたので、私がメールを送ったら丁寧な回答を教育委員会からいただきました。富山県立山町は、とても斬新的な取組なのに一切答えていただけませんでした。後で町長さんに聞いてみようと思っています。茨城県の高萩市では、2万円しないような話をしていましたが、男の子と女の子、赤と黒というランドセルを配っていたそうです、20年前から。日立市のほうでは40年前からやっていると。今は、LGBTQの時代ですから、ジェンダー平等で、今年あたりから赤と黒ではなくて紺に統一したと。ずっと前からもらっているよと、不思議がられました。ですから、その買える人は自分で好きなものを持

ってもいいのですが、とても負担だなと思うのであれば、役場でも少し補助をして、そういうものを見本にして贈ってあげるといふこともあってもいいのではないかと。予算が3月ですから、とても間に合わないと思いますが、250人ばかりの入学生ですから、例えば2万円にしても500万円ぐらいという感じで、すぐにではなくても、そういったことを考えていてはいかがでしょうか、お聞きいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

ランドセルにつきましては、以前タイガーマスクというか、伊達直人という、そういう名前で寄附された方もいらしたわけでございまして、谷上議員から今もう40年前からやっているとあるというお話を伺ったわけでございすけれども、町といたしましては、いずれランドセルも必要な部分だなというのは、今お話を聞いて、改めて認識をさせていただいたところでございまして、ただ町といたしまして、昨年度から給付型奨学金を始めたり、スクールバスも3年目を迎えたり、まず矢巾町といたしましても、そういう学校、学習環境の改善向上に向けた取組を行っておりますので、ランドセルの貴重なお話もいただきましたので、いずれ総合的に優先順位をどこに置くべきかというところを検討しながら、総合的に考えさせていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、まだ2問目、3問目あるわけでございますが、ここで時間も正午を回りました。ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を午後1時、13時といたしますので、よろしくお願ひします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開をいたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

谷上知子議員の2問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 2番目の質問を行います。マイナンバーカードの申請について。

政府は2024年度までにマイナンバーカードと健康保険証を一体化する方針を発表しました。メディアを通じた政府の方針を受け、医療機関を受診する機会が多い方、主に高齢者は、マイナンバーカードの申請を急ぐ傾向にあります。しかし、申請するには様々な課題を抱えています。デジタルに不慣れな町民や高齢者に対するマイナンバーカード申請対策が必要と考えます。申請に多くの困難がある方、特に独り暮らし高齢者、障がいのある方たち等への対応について伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） マイナンバーカードの申請についてのご質問にお答えをいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法では、マイナンバーカードは申請に基づき発行することになっておりますが、健康保険証との一体化に関する政府方針は、マイナンバーカード取得の義務化になるのではないかと国会においても議論をされており、今後国の方向性が示されましたら、本町の対応を検討する必要があると考えております。

政府方針を受けた現時点の印象といたしましては、議員がご指摘するような課題があるものと捉えており、現行の申請手段が困難な方を考慮し、役場窓口以外での柔軟な申請方法も検討する必要があるものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 申請手続の課題についてですが、私もこの年代ですから、同年代の人とか、若干まず若い人たちとのいろいろ聞き取りをしたり、お話をしたりする中で、なぜマイナンバーカードの申請をまだしていないのという質問に対して、様々なことが分かれるから嫌だというのが結構あるのです。住所とか、そういったことだけではなく、何どういったことかというと、事実かどうか分かりませんが、貯金通帳も分かれるとか、そういったことを結構聞くのです。

そこで、私もマイナンバーカードについていろいろ読んでみたところ、そういったことはないということが書いてありますし、むしろ便利になるということを強調されておりますし、災害のときなども、どこの誰が、ちょっと悪いのですけれども、災害に遭って見えなくなったとかといったことも瞬時に分かります。もちろん行政手続なんかは、とても簡単になるらし

いよということを話しましたが、スマートフォンやパソコンを使っている同年代の人たちですらもそういうふうな、何かあるような、ないようなそういった情報でマイナンバーカードを取得していないという事実があります。

そこで、そういったことも含めてマイナンバーカードを進めるに当たり、どういったことが課題になっているのかなということをお聞きしたいなと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員が事例としてお話しいただいたように、ちょっと誤解を抱いている方もいらっしゃるの事実です。当課の窓口においても、そういったいろんな不安があるというお話はされております。ただ、そのとおり、これに関しては、まずマイナンバーカード、カード自体にデータを持っておりませんので、そういった不安はまずないものと、これは新聞等の報道でもされておりますけれども、そのとおりございません。

やはりこのマイナンバーカードをさらに普及させるためには、そもそもこのマイナンバー自体は、税ですとか、社会保障分野に限って利用できるというふうに法律で決められております。どこにどう活用できるかという付加価値を高めないと、いろんな方がカードを持って、使い勝手が悪いとか、何にも使えないではないかというふうなご指摘があると思いますので、今本町で国で定めたもの以外で活用できるのは、コンビニ、先ほど村松議員のご質問にもお答えいたしました、コンビニにおいて、税ですとか住民票関係の証明書を取れるというサービスをやっておりますので、そういった付加価値をできるだけつけていくのが、よりカードの申請を高めていく手法になるのではないかなと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） それと、例えばマイナンバーカードを申請して、これからの課題というか、これからの義務化だと思いますが、保険証と一体化するということは、とても私自身も助かります。現在は、私は5つぐらいの種類のを常に持ってあります、高齢でもありますので。介護保険証、保険証、それからワクチンの接種済証、それから血液型、マイナンバーカード、それが1つになるということは、すごく楽なのです。そういった意味での便利さというものこれから周知していただいて、高齢になると利用は、ほとんど保険証のときだと思います。また、病院でもなかなかそれを利用できるような状況にない病院もまだまだ多いので、まずそうなるまでに時間もありませんけれども、ぜひ進めていくのであれば、これ

からの取得の方法で役場窓口以外での柔軟な申請方法ということは、どういうことなのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、現時点での申請についてちょっとご説明させていただきたいと思います。何種類か申請方法ございますが、役場の当課の窓口での通常の申請方法もございますし、スマートフォンなどでご自分で申請あるいは自分で郵送という方法もあります。それから、今ご存じのとおり、当課の窓口でマイナンバーカードの関係、すごく混雑しておりますので、町内の携帯のショップのほうでも申請を受け付けておりますので、そちらのほうにもご案内しております。そうすれば、土日の役場が閉まっている日であっても申請が可能ですので、そうやっているところまで今申請できる状態です。

今後、この2年後、健康保険証と一体化という話があります。まさに、たしか昨日から国のほうでも議論が始まっております。例えば施設に入っている方の申請方法をどうするかといった問題がありますけれども、これに関しては、まず先ほど議員もおっしゃったとおり、不安を抱えている方がいらっしゃいます、マイナンバーに関して。それというのは、マイナンバーという制度を維持するためには、やはり厳格な申請、本人確認だとか、そういった手続を法律あるいは政令で定めていることから、ちょっと面倒だなということになっておりますので、やはり2年後の健康保険証との一体化に関しては、国で議論しているとおり、どうやって、そもそも法律ですとか、政令が改正されて、申請しやすい状況になるかというのを見定めてから、本町でもそれに合わせて対応していかなければならないなと思っております。

先日岩手県の行政書士会さんとの連携協定を結びましたが、行政書士さんを活用いただく、失礼ですけれども、行政書士さんとも連携しながら、できる分野もあるのではないかなと思っておりますので、そういったことをちょっと今後考えていきたいなと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 具体的な事例になりますけれども、私は、そのマイナンバーカードが来たときに、家族3人おりましたので、申請をして取得をいたしました。今まで一回も使ったことがないのです。相当前になるのですけれども、それでも、まずこれから私はお世話になると思いますが、ちょうどその頃はまだ義理の母も生きておりましたので、施設について、写真を送って、たしか横浜のほうだったと思いますが、そこに送ったら、また返ってき

たのです。この写真では受け付けられないと。その頃は、もう半分以上寝たきりでしたので、すごく大変な思いをして写真を撮ったのです。1人が首を押さえて、1人が見えないようにして体を押さえて、バックを白いところに連れて行って、介護士さんにもお世話になりましたけれども、だから私と夫の分は来ましたけれども、その母の分は駄目だと来たから、もう私もA4判の紙にパソコンでばばばと打って、こういう状態の人に申請しろと国のほうでは言ってくるけれども、その写真が駄目だったみたいで、こういう状況で写真を撮るしかない人に対して、このやり方はどうなのですかと書きました。そうしたら、次はオーケーでした。そういうことは結構あると思うのです。

実際体験してみて、まず使う機会が、その当時でしたけれども、なかったという、今まで一回もなかったということと、そういった手続、それから暗証番号、これが結構厄介なのです。だから、これを私でも忘れていきますので、マイナンバーカードの後ろに暗証番号を印刷して入れているのだけれども、それでは何もならないのだよと言われても、使うときに思い出せないのです。だから、その点も踏まえて、国のお話ですから、矢巾町から言うということとはできないと思いますけれども、何かの機会に田中館課長さん、ソフトな声で言っていただけると、町民は余計マイナンバーカードを取得しようと思うと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（藤原由巳議員） 答弁は要りませんね。前向きに検討するということなようですので、よろしくお願いします。

それでは次に、3問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 3問目です。安全な通学について。安全な通学を守る道路標識をはじめとする対策について伺います。

①、徳田小学校学区の西前橋付近は、小学生の通学路です。通行車両は多く、減速しない車両が見かけられます。西側から東側へ向かう道路は、急カーブで歩行者も運転手も見通しは不良です。宅地開発が進み、児童数の増加が予測されます。横断歩道と徐行並びに通学路であることの注意を喚起する交通標識の設置が急がれると思います。交通標識の設置について伺います。

②、日没が早くなると、中学生の自転車通学のライトの照明が小さく、自転車の存在を気がつけにくい危険な場面を見ます。通学自転車へより明るいライトの装備を促すための助成制

度を設け、安全な通学を進めてはどうか伺います。

③、風が吹くとスカートを手で押さえながら、自転車通学する女子生徒がいます。安全な通学のために、女子中学生のスラックス登校を望む声はないのでしょうか、伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 安全な通学についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、徳田小学校学区の西前橋付近は、小学生の通学路となっており、議員ご指摘のとおり、付近の道路の特性としては、幅員が狭く、かつ急なカーブが連続し、橋の西側でT型道路を構成するなど、見通しも悪いことから、制限速度は40キロメートルの路線となっています。町といたしましては、これらの特性を踏まえ、通学路一帯に通学路表示ポールを設置により注意喚起するとともに、西前橋付近の横断歩道の設置について、公安委員会に要望しているところでございます。

今後は、横断歩道の設置に加え、路線上に「背向曲折」と、ここなかなか聞き慣れた言葉ではないのですが、背向曲折と、読んでこのとおり、字のごとくなそうでございますので、警戒標識の設置を要望するとともに、適所に徐行を促す道路標示や看板等の設置について検討してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、安全な通学についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、自転車通学については、基本的には保護者等の申請により、学校が許可をして実施しております。各学校においては、交通安全教室を実施し、安全な自転車通学ができるよう指導しているところであります。いずれ日暮れも早くなり、安全な下校にはライト点灯は必要不可欠であります。まずは、児童生徒に対し、早めのライト点灯について今後とも指導してまいります。

保護者に対しては、ライトも含め自転車の安全装置を整備することについての指導も機会を捉えて実施してまいりますことから、現段階では、通学自転車へのより明るいライト装備を促すための助成制度については検討しておらないところであります。

3点目についてですが、本町中学校の女子生徒のスラックス導入については、矢巾中学校は導入済みであり、矢巾北中学校は導入してございませんが、運動着の着用を許可する対応

となっております。現在のところ、スラックス登校を望む声は把握してございませんが、寒さ対策や安全な通学、性の多様性への対応も念頭に置き、その在り方について検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） この西前橋付近のことは、3年ほど前にも取り上げました。なかなかこういった、例えば信号とか、そういう大がかりなものは、とても資本がかかるということで、難しいのだろうなと思いますけれども、道路標識とか横断歩道への対応がもっと早くてもいいのではないかなと思っております。たまたまここは、西前橋付近を皆さんが分かるように載せたのですが、もうほかにも何十年も前から申請しているのだよというところもあるようなので、横断歩道だとそんなに、何だか私が素人で簡単に考えていますが、もうちょっと早く対応できるのではないかなと。

例えば千葉県八街市であった事故なんかも、あそこは本当危険だよ、危険だよと言われていたところで、大きな事故につながったという話を聞きました。だから、危険予知トレーニングをKYTという考え方もありますし、子ども会などでも、それはよく取り上げているのです。子どもたちに聞くと、空気読めないトレーニングだとかと、こういう言い方をしますけれども、危険予知トレーニングで子どもたちを指導することも大事ですし、それからもうちょっと早く道路標識とか横断歩道などは対応してもいいのではないかなというふうに思うのですが、いろんな組織との兼ね合いもあると思いますが、なぜ早くできないのかなと、その点についてお聞きします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

なぜと言われますと、ちょっと苦しいところもあって申し訳ないのですが、こちら紫波警察署管内ですので、紫波警察署長が、岩手県公安委員会のほうで標識だとか、そういったのが整備する指示が出るころなのですが、岩手県の公安委員会に道路交通法に基づく適正かつ合理的な通行の禁止とか、制限標識とか、指定するために様々な団体とか、市、町からの意見を聞くと。紫波郡の場合は、紫波町と矢巾町だけなのですが、という組織がございます。それが紫波警察署交通規制対策協議会というところがございます。そちらのほうに毎年度こういった場所の整備をしてほしい、こういった標識をつけてほしい、こちら

辺が危険なので、何とか解決しましょうということで、協議会の中でそういった事案をもむ場所がございます。そこに令和4年度は令和5年度にこういったところを直してください、整備してくださいという要望をして、団体からも意見を聞くという場所が協議会というところでございます。

ご参考までに今年度、令和5年度の交通規制実施要望ということで、紫波町と矢巾町で合わせて12件の要望をしてございます。その中で、矢巾町の件数が9件でございます。12件のうち9件が矢巾町の要望という内容でございます。

具体的に申し上げますと、矢幅駅前の東口の横断歩道をお願いしますと。それから、ルートインの矢巾東小学校の南側の横断歩道をお願いしますと。それから、となん支援学校の中の変則道路、となん支援学校の入り口は右側にカーブするのですが、その前に前後に横断歩道があって、それが変則的で危険だと、それを解決してほしいと。それから、矢巾町大字白沢地内の横断歩道、それから同じく赤林地内の横断歩道、同じく広宮沢の村松デンタルスタジオ前の南十字路の横断歩道、それから矢巾町高田の昆組前の横断歩道、それから流通センター南口の横断歩道、それから今回の答弁させていただいた内容ということでございます。こういった内容、速やかに対応していただきたいということで、我々も要望はしっかりとさせていただいておるわけですが、県の予算などもあると、それから順番もあるということですが、ただ危険な箇所については早めに対応していただかなければ、事故が起きてからでは遅いというのは重々承知しておりますので、我々も頑張って要望させていただいて、地元の情報もしっかり伝えてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で4番、谷上知子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、3番、小笠原佳子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（3番 小笠原佳子議員 登壇）

○3番（小笠原佳子議員） 3番、公明党、小笠原佳子でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

1 問目、エコスクール・プラスと学校施設の Z E B 化の推進について。地球温暖化や激甚化、頻発化している災害等に対し、地球規模での環境問題の取組である S D G s や 2050 年のカーボンニュートラル達成に向け、さらなる取組が急務でございます。公共建築物の中でも大きな割合を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上とともに、学校施設を教材として活用し、児童生徒の環境教育を行う環境を考慮した学校、エコスクール事業が行われております。この事業は、現在エコスクール・プラスとして文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力を受けた学校が施設の整備事業を実施する際、関係各省より補助事業の優先選択などの支援を受けることができます。

地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）に基づく脱炭素選考地域などの学校のうち Z E B R e a d y を達成する事業に対し、文部科学省から単価加算措置 8 % の支援が行われており、平成 29 年から今まで 249 校が認定を受けております。

先月総務常任委員会で岐阜県瑞浪市の瑞浪北中学校の取組を視察いたしました。このことから、以下お伺いいたします。

①、本事業等の活用は非常に有効であり、そこで新築や増築といった大規模事業だけではなく、L E D や二重サッシといった部分的な Z E B 化事業もしっかりと周知を行い、できるところから取り組む。このことは、当町でも周知を徹底し、推進するべきではないでしょうか。

また、現在の公共施設での L E D や二重サッシといった省エネ事業の進捗状況は、どのくらい当町で推進しているのか、お伺いいたします。

②、学校施設の建て替えなど更新の際には、脱炭素化へ向けた視点を持って進めるべきと思いますが、Z E B 化事業の取組の展望についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 3 番、小笠原佳子議員のエコスクール・プラスと学校施設の Z E B 化の推進についてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、Z E B 化事業については、改修による Z E B 化についても、公共施設等適正管理推進事業債において、特別交付税措置がなされるなど、財政措置の適用もあるところであり、脱炭素化の推進においても有効であることから、議員ご指摘のとおり、改修事業についても積極的に取り組んでまいります。

また、公共施設の L E D 化については、庁舎をはじめ稼働率の高い施設から優先的に L E

D化を進めており、町民センター内の建物については全てLED化したところであります。

二重サッシについては、庁舎など建築当初から複層ガラスを採用している施設も多くありますが、経年化による断熱機能の劣化もあることから、大規模改修等の際は、機能向上された複層ガラスの採用などによるZEB化など、脱炭素化へ向けた視点を持って積極的に取り組んでまいります。

2点目についてですが、公共施設の更新の際には、議員ご指摘のとおり脱炭素化へ向けた視点を持って進めることは、まさにSDGsの取組でもありますことから、建て替えのみにかかわらず改修についてもZEB化を目指すなど、積極的に取り組んでまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、エコスクール・プラスと学校施設のZEB化の推進についてのご質問にお答えをいたします。

2点目についてですが、ZEB化事業の取組はSDGsの考え方に沿っており、環境配慮活動としても位置づくものだと認識しておりますので、国や県の動向を注視しながら、効果的な取組となるよう進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、再質問の最初なのですが、学校で使うエネルギー消費での一番大きいのは照明ということをお伺いしております。学校施設のLED化については、どの程度進んでいるのでしょうか。また、使う頻度の高い町民センターから優先的にLED化したということで答弁いただきましたが、町の施設、たくさんあると思いますが、残りの施設のLED化はどのようになっているのか。また、改修工事の計画等があるのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

学校施設のLED化につきましては、全町的にLED化を進めたときに、町立小中学校も対応したものというふうに記憶してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他の施設は。

田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） 私、公共施設を所管しているという担当ではなくて、脱炭素に向けた本町の取組としてのことでちょっとお答えさせていただければと思います。

先ほど議員の質問の中に先行地域とかという言葉がありましたが、今これはまだ内部で検討しているところでございますが、環境省の交付金を活用した重点対策加速化事業というのに応募したいなど当課のほうでは考えておまして、その中で様々な脱炭素へ向けた取組の一つに公共施設のLED化というのもメニューとしてございます。

学校以外の、例えば役場庁舎以外も何か所かLED化がまだ済んでいない施設がありますので、その部分をやはり普通にやれば、これ全部単費になりますので、この機会に国の交付金を活用してできればなと思っております。

この事業に手を挙げれば5年間にわたってやれる事業ですので、国に採択していただけるように努力したいなと思っていらっしゃるところでございます。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 私のほうからは、道路に建っている街路灯の関係をちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、街路灯につきましては、まず町で管理している部分に関しましては、ほぼLED化になりました。あと残っているのは、高速道路のくぐるトンネルといいますか、そこについている電球が何か所かまだ済んでいないというところであります。あとちょっと街路灯でまだ残っているところが、実は流通センターの中が、かなり老朽化している街路灯になっておまして、これにつきましては、3年ぐらい前から流通センターの卸センターが先頭に立って、あとは県道も走っていますし、あと盛岡市も絡んでいますので、そういった関係者が集まって流通センター内の街路灯のLED化を推進していきましようということでやっておりますが、まだそこだけ、今後いろんな交付金とか、あるいは企業の流通団地のような組合とか、そういった全国的な組織がありますので、そういったところと協議しながら街路灯の整備を進めていきたいなど、流通センターだけがちょっと残っているという状況であります。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） エコスクールのパイロットモデル事業で、平成14年度、私たまたま資料があったので、矢巾東小学校が、いわゆる省エネルギー、省資源型ということで、モデル事業でやらせていただいております。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

ちょっと修正をさせていただきたくてお願い申し上げたところでございます。先ほど小中学校全部やっているというふうに認識しておったのですが、一部不動小学校と煙山小学校の体育館のみまだLED化されていませんでしたので、これらにつきましては、新年度、できれば環境省の補助金をいただきながら、導入をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

おわびの上、訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） すみません、重ねて私からも答弁させていただきます。

このZEBの取組、大変評価していただいて、本当にありがとうございます。LED化のご質問をいただきましたけれども、このZEBに先立ちまして、矢巾町は環境省の先進モデル事業を活用しまして、本当の、国の公共施設をどう整備したらいいのかというモデルをつくる整備事業を活用しましてLED化の整備を進めてまいりました。そのほか施設の熱源改修という意味でもほぼ終わっています。そういったところで、先ほど学校教育課長から答弁ございましたように体育館の一部、あとはここら辺で言いますと、その旧保健センター、このLED化がまだ改修ができていないのかなというふうに認識しているところですが、これも町民環境課長が申しあげましたように、様々な機会を通じまして、今後進めていく脱炭素の取組の中で整備を進めてまいりたいと思いますが、ここら辺の、県内でも、恐らく全国的に見ても、公共施設のLED化はトップレベルで整備されているものと認識しておりますので、このZEB化はさらにその先に行くという意味で取り組んでいることをここでお答えをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

所管する町の施設ということでお答えいたしますが、町民センター食堂、さわやかハウス、全てLED化は間違いのないのですが、岩手ビッグブルズアリーナ、それからジャンパランド、全てLED化になっておりますので、ご報告いたします。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 関連して防犯灯はどうでしょうか。

花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） すみません、ちょっと準備してなくて、大変失礼いたしました。

防犯灯につきましては、令和3年度末で69.9%のLED化を達成しておりますので、だんだんに100%に近づいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 今いろいろお答えいただきまして、県内でもトップレベルの推進ができていているということで、すばらしいことだというふうにお聞きいたしました。午前中、村松議員のほうからもZEB化についての質問の中で、勉強会等とても活発に行われているということをお聞きしまして、大変意を強くいたしました。

それで、その勉強会の場合、講師ということはどなたになるのか。また、矢巾町内でZEB化を進めるに当たって、やはり課題というか、問題点等あられると思います。あと岩手県内では、もう矢巾町がトップレベルということをお聞きしましたけれども、学校に限らず施設等でZEB化もされている施設があるのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

ZEB小学校整備運営協議会の委員の皆様の中には、岩手県立大学総合政策学部の栗原先生、それから岩手県立大学盛岡短期大学の青笹先生ということで、それぞれのエキスパートの先生に入っていてご指導をいただいていると。

それから、取りまとめの内容については、委託業者の方も全国のそういった環境施策、それからZEBの取組について推進されている業者の方にも入っていていただいているので、その方々に講師、先導役ということで、取りまとめをいただいているという状況でございます。

岩手県において、ZEBをやっているかというのは、ちょっとまだ聞こえておりませんが、全国的には100%ZEBの小学校などもあるということで承知しております。矢巾町において、このZEBを推進する上で問題となるのは、やはりこういった手法をしっかりと理解しなければ、ただ単に新エネ、省エネをやればいいのかという問題ではないと。そこは、この会議の中でも、意見交換の中でもありました。全ての皆様がこういった取組をする意味をしっかりと捉えて、その内容を把握しながら、自分たちの町の子どもたちのための施設を建てるの

だ、あるいは矢巾町の公共施設をいい方向に改善していくのだという意識、そういった意識を持ちながら取り進めることが大事なのだよということで、そういった中で具体的なこういった設計がいいのではないかとか、こういった仕様がいいのではないかと、こういった省エネ、新エネがいいのではないかというのが出てくるということで、まず考え方をしっかり持つことだと。それから、町民の意識、参加していただくことだということが、まず課題なのかなというふうに考えてございます。

予算的な話だとか、場所というのは、それは後からついてくる問題ですので、そういったものをしっかり我々がまず認識して、町民参加の下、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、そういった形で取り組ませていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 町民の理解を得られる形で本当に鋭意努力していただきたいと思います。

それで、先ほど教育長から答弁をいただいたのですけれども、大変簡潔な内容でございまして、再度エコスクール・プラスについてお伺いしたいと思います。もうエネルギー資源が本当、ほとんど輸入に頼っているような我が国にとって、省エネの推進は今も昔も重要な課題であると思います。エネルギーの使用の合理化等に関する法律、省エネ法って、こういうの学校にまであるのだと思ったのですけれども、これは学校においても例外ではないそうなのです。それで、教育委員会は、学校のエネルギー管理を行う責任者でありまして、省エネ法の判断基準に基づいたエネルギー管理を行うことが求められておりまして、年平均1%以上低減させることを目標として掲げているそうなのです。

それで、ただ本当、今皆さんも午前中のお話にもありましたけれども、学校施設自体は、普通教室への空調設置とか、ICT機器の導入とかでとても高機能化しておりまして、教室や体育館は地域に開放するような多機能になっておりますし、多目的な利用も進んでおります。ただでさえエネルギー使用量は増加する傾向にあると思いますが、この点について何かお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

ご案内のとおり、世界的なエネルギー等の高騰ということで、実際コロナ禍がスタートし

てから、より換気の間も、かなり小まめにやっておりますので、それが電気料金等に跳ね返ってきておるところでございまして、さらなる電気料の高騰とかも今後ますます危惧されるところではございますけれども、そういうときであるからこそ各学校におきましては、節電、節水、いずれ学校生活におけるそういった徹底を行っておるところでございまして。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） やはり児童生徒に我慢を強いるのではなくて、快適な環境で、なおかつ省エネが図れるというようなことで、節電等をやっぱりやっていくしかないのかなと、ということで今思いました。それでまた、教育環境としての建物ということもあると思うのです。環境問題の深刻さがやっぱり、本当にゲリラ豪雨だったり、酷暑だったり、岩手に住んでいても、もうそういうことを日々私たちも感じているのですけれども、その中で学校施設の老朽化の解消を省エネ施設へと転換させる好機だというふうに、それを捉えております。実用的な改修や設備の整備を生かしたりすることが、やっぱり瑞浪市でも、子どもたちが本当にパネルがありまして、その中で今どれだけエネルギーを使っているとかというのが見える形になっているのです。そして、私たちもちょっと学校にお邪魔するのはどうなのかなと思いつながら、恐る恐る入っていったのですけれども、もう子どもたちが本当に、視察していただくことがうれしいというか、慣れていると言え、そうかもしれませんけれども、すごく元気いっぱい挨拶をしてくださって、自分たちの学校を見てくださいというふうな感じをすごく感じたのです。そういうふうに、本当に生きた教材として教育にも活用できるような施設に生まれ変わっていくのかなということ、ちょっと実際にそこに行かせていただいて、その土地にふさわしい建物の建て方とか、いろいろやっぱり今研究していただいて、ぜひともそういう形で教育として取り組んでいただきたいと思います。このことについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 今ご指摘いただいたことは、全くそのとおりでございます。例えば矢巾東小学校、あそこは環境に関わっては表彰も受けており、校内においては、どのように今エネルギーが流れている、またはどれくらい節電できている等も分かるような施設になっております。今後改修等があった場合には、そういう視点はすごく大切なことというふうに認識しておりますので、先ほど申し上げたとおり、国、県、どのような動きをするのか、そ

ういうことも踏まえまして対応してまいりたいなというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、この項の最後の再質問なのですが、防災ということに関してもZEB化はすごく心強いものだという事をお聞きしました。地震や台風被害によって長期間の大規模停電に陥るケースが、やはり最近頻発していると思いますが、環境省は太陽光発電などを備えた次世代型の省エネ、建物、このZEBですけれども、それと蓄電池を組み合わせるということがすごく素晴らしいことなようです。防災拠点などに整備する事業を新たにスタートさせております。地球温暖化防止と防災対策は、やっぱり同時に進める必要があります。蓄電池を備えたZEB化が災害時に有効なことは、18年9月に大規模停電が発生しました北海道の胆振東部地震で明らかになっております。自治体でも既に動きが出ており、福岡県の久留米市では、市環境部庁舎を21年1月頃までにZEBに改修したそうです。この際、蓄電池ももちろん導入しております。停電時には、24時間程度の業務継続ができるようになったそうです。

また、市環境部環境政策課は、同省庁は水害の際、災害ごみの収集や浸水家屋の消毒などの拠点となる場所で業務の継続性が最も重要なことから導入すると載っておりました。北海道の美幌町も建設中の役場庁舎をZEB化いたしまして、蓄電池を取り入れたそうです。大規模停電時は、太陽光発電と蓄電池の稼働で災害対策本部に必要最小限の電力を確保する方針で21年5月には利用がもう開始されているそうです。このように学校施設に限らず、矢巾町といたしましてどのようなお考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） お答えをさせていただきたいと思います。

ZEBということで、ゼロのエネルギーというまでには、収支にはならないのですが、この役場自体を自営線で結んで蓄電池を設けまして運用している建物になります。全てをいきなりZEBというわけにはいかないのですが、それぞれの改修の中で蓄電池の活用というのは、防災面あるいは通常のこれから電気代の負担金部分を抑えるという部分においても、非常に有効な手段なのかなというふうに考えているところです。

例えば一つの例でございます。まだ確定ということではございませんが、考えていかなければいけないのは、現在一番最も性能がいい蓄電池と言われているのが、電気自動車になり

ます。公用車の整備に当たりまして、電気自動車を整備し、ここの交流電源に接続できるように、運用していないときは、使用していないときに蓄えた電源を庁舎向けに放電して活用する。系統からの供給を抑えていくといったようなことも一つ省エネという意味では活用できると思いますし、あるいは動く蓄電池として蓄電池が整備されていないところに電気自動車で行くことによって、その強靱性を確保するといったようなことも考えられていくのではないかなというふうに考えております。

そういう意味では、全く計画はないということではなくて、環境分野、防災分野併せまして、こちらの蓄電池の活用であるとか、やがてはZEBといったようなところに行くように、財源とかの目標もございしますが、できるところからまずやっていかなければいけないという姿勢で整備を進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 脱炭素という面から町を取組というよりも、民間を取組から町に発展させていこうということで、幾度かお話をさせていただいておりますけれども、木質バイオマス発電ということで、今現在保養センター近くの南昌地区で取組を進めているところございまして、今現在は来年の3月あたりに国のFIT申請の認可が下りる見込みでございまして、それ以降バイオマス発電所を造ると、造成しながら、発電所を造るというような計画となっていることで今進めてございます。

その内容につきましては、あらかじめ町と防災面のほうで協定を締結してございまして、防災のときに、要はエネルギーを幾らかでも融通してもらえよう協定を結んでございまして、それ以外でも地域にそういった発電したエネルギーを分けていただくとか、そういった取組も今後鋭意広がっていくのかなというふうに思っておりますので、そういった面も含めまして、企業誘致というか、そういったことを取組として進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） 補足でお答えいたします。

産業観光課長の木質バイオマス発電ご説明したとおりでございますが、その中で災害時に、各避難所、公民館とかを想定しているのですが、そちらのほうに持ち出せるようなバッテリーを、その業者さんが導入していただけると、そこまでやってくれと。そして、災害のと

きには自由に使ってくださいと。平常時には、それは充電して、その施設に置いていきますというところまでいっていただいているという状況ですので、それに向けて我々もいろんな準備をさせていただきたいということでございます。

なお、協定の中で、いろんな協定、災害時の協定をさせていただいておりますが、岩手三菱自動車様とは、そういった今政策推進監が説明したとおり、災害時に電気自動車から電気が使えるというようなことで、車の貸与などもやっていただけるということで、そういった準備もさせていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは次に、2問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、男女共同参画に関する取組について質問させていただきます。

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、最重要課題であると示しております。少子高齢化、人口減少社会は、都市部に限らずコロナ禍や長引く経済の低迷による閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困、格差の拡大など、社会情勢の変化や経済社会のグローバル化などによる様々な課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠であると多くの有識者が指摘しています。しかしながら、あらゆる施策に反映されるべき理念であることは否めない。平時のジェンダー平等、男女共同参画の取組が遅れていたことから、コロナ禍でさらに女性の就業環境、生活環境に影響を大きく及ぼしていると考えられます。そのため、女性への支援をより一層強化していくとともに、女性活躍の取組を強力に推進していくことが求められております。そこで、以下お伺いいたします。

①、町行政として横断的な施策の工夫展開を図り、企業、町民等に対してさらに意識啓発を推進すべきであり、その進捗状況と課題をお伺いいたします。

②、当町の女性の貧困の現状をどのように捉え、支援につなげているのか、お伺いいたします。

③、小中学校における女子個室トイレに生理用品を置くことはできないか。また、さわやかハウスには県のつながりサポート事業として生理用品が設置してあります。これをやはば一くのトイレにも設置できないでしょうか。

④、10月に総務常任委員会で岐阜県恵那市市役所を訪問いたしました。恵那市男女共同参画の施策の取組を視察いたしました。事業として目を引いたのは、会議出席に係る託児事業でありました。子育て世代の女性委員の登用を図っておりましたが、当町での導入の考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 男女共同参画に関する取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、横断的施策の工夫展開といたしましては、関係機関との連携強化を図ることとし、今年度は10月に矢巾町男女共同参画学習交流会とパネル展をそれぞれ開催したところであります。学習交流会では、岩手県男女共同参画センターの職員を講師にお招きして、ワーク・ライフ・バランスの基礎についてご講義をいただき、パネル展では同センターからパネルセット4種と関連図書を借用し、矢巾町公民館に設置したところであります。

また、県の委託を受け、認定NPO法人インクルいわてが、いわて女性のスペース・ミモザ、何かミモザは花なようですが、後からあれしますが、事業により実施する女性生理用品の提供事業に賛同し、さわやかハウス女性トイレに設置するほか、福祉課での生活相談時等や矢巾町社会福祉協議会の子ども食堂開催時に配布を行っているところであります。

なお、課題といたしましては、男女共同参画を推進する上で、関連する分野が多岐にわたることから、町民に対する意識啓発においても専門的な言葉や理解しにくい話題を取り上げ、具体的な説明を交えながら推進強化を呼びかけることの難しさが挙げられますが、今後も関係機関や他課との連携を強化し、町民に対して分かりやすい表現により意識の啓発、情報の発信に取り組んでまいります。

2点目についてですが、本町においては、生活の相談窓口は福祉課において行っておりますが、個別に相談内容を丁寧にお聞きし、状況に応じて活用できる制度等を紹介しております。

なお、今のところ新型コロナウイルス感染症等の影響による相談件数の増加は見られない状況であります。

また、コロナ禍において、不安や孤独を感じたり、困り事の相談ができない女性のために、県の委託事業でありますいわて女性のスペース・ミモザにより、対面やオンラインによる女性専用の相談に対応するほか、気軽に参加できるサロンを行っております。女性専門の相談

機関であるため、安心して相談できる場所があることも周知しておるところであります。

3点目についてですが、岩手県女性のつながりサポート事業でありますいわて女性のスペース・ミモザが実施する女性生理用品の提供は、単年度事業であったため、配布対象施設を絞って設置したところではありますが、女性の貧困を重要課題と捉え、貧困を理由に女性用品の購入ができない方への支援策とすることに重点を置きながら、今後もやはば一くを含めた町内公共施設への設置や長期継続的な取組の方針等について前向きに検討してまいります。

4点目についてですが、子育て世代の女性委員の登用を図っている現状から、託児事業の導入は重要と認識しております。岩手県男女共同参画センターにおいては、託児スペースとして会議を行う部屋以外に1室用意し、会議中であっても、子どもの世話が必要になった際に、自由に行き来できるような配慮をしており、またフェスティバルのような規模の大きい事業を実施する際は、県内託児ボランティア団体等に依頼し、参加者が有償で託児できるような工夫がなされております。これらを参考として、本町においても各種会議に出席する子育て世代の女性委員が利用できる託児事業について鋭意努力してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、男女共同参画に関する取組についてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、生理用品は各学校とも保健室に常備し、必要とする児童生徒に配布することとしております。保健室の教諭と児童生徒が会話することなどにより、児童生徒を理解する機会につながるものと捉えており、適切な対応をすることで児童生徒の健全育成に資するものと考えております。

また、管理における衛生面での安全性の課題もあることから、今後におきましても現在の対応を継続することとしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はあろうかと思いますが、時間も大分経過してございますので、ここで暫時休憩といたします。

再開を2時15分、14時15分といたします。よろしく申し上げます。

午後 2時05分 休憩

—————

午後 2時15分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、小笠原佳子議員の一般質問を続けます。

再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 様々答弁をいただきましたけれども、今のところ新型コロナウイルス感染症等の影響による相談件数の増加は見られない状況という答弁をいただきまして、やはり矢巾町は恵まれている部分が多いのかなということを感じました。私の身近な方で、飲食業なのですけれども、やっぱり夜のお客さんは、もうほとんど来なくなったので、早朝ルートインの朝食の用意とかに今行っているとか、もうコロナのことを直接受けているような方も町内にはいらっしゃるということは、やっぱりあるのかなということを見ております。

いろんな答弁をいただいた中で、ちょっと観点が違って申し訳ないのかもしれないのですけれども、生理に関してなのですけれども、生理休暇って取れると思うのですが、庁内での生理休暇とかはどのようになっておりますでしょうか、職員の。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

利用される方、いらっしゃいます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） ちゃんと通告していなくてすみませんでした。それで、現状維持の答弁の中で、生理用品を小中学校のトイレに備え付けるということは現状維持だという答弁をいただいたのですけれども、実際に保健室に小中学校で繰り返し同じお子さんが保健室に生理用品を取りに来るような方がいらっしゃるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

引き続き同一の生徒が取りにいらっしゃるのかどうかというところまでは押さえておらないので、申し訳ございませんが、その旨お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 承知いたしました。

それで、生理用品の負担軽減を目指す任意団体で、みんなの生理という団体があるのですけれども、高校生、大学生を対象に調査をしたのですけれども、回答した人の20%が、やっぱり生理用品を入手するのに苦労した経験が高校生、大学生ではあると、その20%の人はあったと。それで、どういうふうに対処したのかというと、生理用品でないようなものを代用したというのが27.1%で、また換えようと思ったのを回数を減らしたというのが36.9%あって、今日は生理だから、ちょっと学校を欠席したりとか早退したり、その生理で体調が悪いのではなくて、用品のことが心配だから、そういうことをしたというのが、欠席、早退、遅刻というのが48.7%ということで、生理により学校生活に十分参加できていないというようなことがこの結果で出ておりました。

本当に議場で生理のことを言うのかなと私もちょっと思ったところもあったのですが、やはりトイレにトイレットペーパーがあるのと同じように、女性に生理があるのはもう自然なことなので、海外では、皆さんもテレビで見ちゃってると思うのですが、生理用品は本当に無償で配布されておりまして、この間11月ですけれども、新聞にもイギリスのスコットランドでは、自治体や学校など、公的機関に生理用品の無償提供を義務づける法律が施行されたそうです。女性が生理用品を無料で入手できる権利を法制化するという世界に先駆けた取組が記事に出ておりました。

私が今回男女共同参画ということで言ったときに、やはり答弁にもありますけれども、すごく抽象的というか、関連することがすごく多岐にわたっているから、町民に対して意識啓蒙、啓発とか、専門的な言葉や理解しにくい話題を取り上げ、具体的な説明を交えながら、推進強化していくことが難しいというふうに書いてありまして、今後も関係機関や他課との連携を強化して、町民に対して分かりやすい表現によって意識啓発、情報発信に取り組んでいきたいということを書いていただきまして、私がこれを読んだときに、そのことが全ての解決ではないけれども、矢巾町で小中学校、自分がいるときに、ちょっと用意していなかった生理用品が、本当そんなに難しく考えずに、トイレの壁か何かにフックをかけて、少しきれいな紙袋に10個ぐらいの生理用品を入れていただいたら、使いたい子は使ってもいいということを高学年の女子にお伝えしておけば、物すごく、お金もかからないし、そんなに大変なことではないのですけれども、生理によって困ったとか、それを保健の先生に言える方はそれでいいと思うのですけれども、言いたくないなというふうな子もいるかと思えます。また、その用品を自分がかばんから取ってきてトイレに行くのも嫌だとかというよう

なこともあるかと思えます。

そういう様々なことから、小中学校でトイレに生理用品を置くことって、そんなに物すごく難しくないのではないのかなと私は勝手に思っていて、それでまだ心も体も安定していない小中学生に対して、トイレに生理用品を置くことって、やっぱりそんなに無理なのかなと、今答弁をお聞きしながら考えました。このことについて再度お伺いたします。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 幾つかに分けてお答えしたいと思います。

まず、困窮による生理用品を買えないというふうな状況は、本町においては聞いてございません。

それから、2つ目ですけれども、相談するのが非常に難しい、今の形で、例えば先ほど議員おっしゃったように、同じ子が何回も来たとすれば、保健の先生は、その子について気づくわけです。ですから、その気づいたことによって、どうつなげばよいかということを考えることができる。逆にそのときに生理用品をトイレに置いたとすれば、その子にとっては相談する機会を1つ失うということになります。よって、いわゆる悩み等がある場合には抱え込まないで、きちっと相談するというのが一番最初の対応であろうというふうに考えてございます。

困窮の場合には、いわゆる無償で生理用品を配布できるという制度があるやに聞いておりますので、そのことについては学校の、いわゆる保健の先生、養護教諭には伝えております。よって、もしそういうことがあったとしても対応ができるというふうな状況下にあるということでお答えにしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「承知いたしました。ないです」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 次は、3問目の質問をいたします。職員の政策提案と適正な評価についてお伺いたします。

現在行政を取り巻く環境は激しく変化しており、住民の行政ニーズは年々多様化、複雑化しております。特にコロナ禍の中で住民は、感染拡大防止のために新しい生活様式に取り組んでおり、町行政としてもコロナ禍の中だからこそ、さらに効果的な政策を推進していくことが求められていると考えております。よい政策や独自性のある政策を実施していくために

は、やはり職員一人一人の政策形成能力の向上はもちろんのこと、モチベーションアップのためにも適正な評価が必要であります。そこで、現在の職員の政策提案の仕組みと評価についてどのような課題があるのか、お伺いいたします。

- ①、職員の政策提案の仕組みについてお伺いいたします。
- ②、最近の政策提案の件数、内容についてお伺いいたします。
- ③、職員のモチベーションアップのための研修についてお伺いいたします。
- ④、職員の政策提案と評価についての課題をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 職員の政策提案と適正な評価についてのご質問にお答えをいたします。

1点目及び2点目についてですが、毎年職員提案制度実施要領を定め、広く職員から募集をすることとしております。

なお、政策提案件数は、本年度は4件、令和3年度は5件、令和2年度は4件の提案を受けており、内容といたしましては主に事務の効率化に関するものとなっております。

3点目についてですが、職員研修については社会経済情勢の変化に対し、自治体として柔軟かつ弾力的に対応することが重要であることから、政策形成能力、政策法務能力の一層の向上のほか、職員の可能性や能力を最大限に引き出すことを目的に、職場において、上司、先輩が仕事を通じて行うOJT、いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニング、職場外研修及び職員自身が自発的に取り組む自己啓発の3つを柱に研修の充実と多様化を図っております。

なお、職場外研修においては、より専門的な研修を通じて職務遂行に必要な知識や技能の習得に努めているところであります。

4点目についてですが、職員から提案されたアイデアが採用され、職場環境の改善につながり、かつ評価されることは提案者のモチベーションアップにもつながることから、今後は発表の場を工夫するなど検討してまいります。

一方で、内閣府で毎年募集を行う地方分権改革に係る提案など、過去にもマイナンバー利用事務について情報連携項目の追加を提案したように、スケールの大きい取組にも臆せず挑戦する環境づくりが今後重要であると考えておりますことから、上位の職員が若手に指導、助言をしながら、挑戦を後押しする意識醸成に引き続き取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） ただいま政策提案件数ということで答弁いただきましたけれども、事務改善などは、やっぱり仕事を実際になさっている方が効率性とか、こうしたほうが費用対効果が上がるとか、一般的に考えると、やっぱり実際に仕事をしている方が、職員の方が一番よく分かっているのではないかということをおもいます。それで、この事務の効率化の政策提案について、できる範囲で具体的にお示しいただきたいとおもいます。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

町長答弁でもございましたとおり、令和4年は4件、令和3年度では5件、令和2年度は4件という内容でございます。令和4年度9月20日まで、今年度分の募集をさせていただきました。ちょっと4件ということで、若い職員の皆さんからいただいたものですから、もうちょっと年齢層を広げて、もうちょっとたくさんの提案もいただきたいということで、もう一回募集もかけたいというふうには考えております。

いただいた4件の内容でございます。窓口コンシェルジュの創設について業務改善。それから、クールビズ、ウォームビズの通年採用について、これも業務改善。それから、職員の業務マニュアルの動画化、これは誰でも対応できるようにという、記録を残そうという意味で業務改善。それから、書類電子化による業務効率化と、これはDXの関連になります。そういったところで業務改善をしたいという内容でございます。今回の職員提案の内容につきましては、職員提案制度実施要領に基づき行わせていただいております。

募集の内容といたしましては、まずオリジナルの部分ということで、1つ目は住民の利便性等の向上が図られる内容のものでありますよと、もう一つが職場全体の改善として効率化等が図られるものにしめしよと、それからそれぞれがテーマを決めて実践発表できるという部分も募集している内容でございます。

今まで毎年度、毎年度募集させていただいて、それぞれ実践可能なもの、取り入れ可能なものについては対応させていただいておりますが、全ての内容について、私ちょっとやっているかどうかというのは、ちょっと検証はさせていただいておりませんが、可能な部分については取り組ませていただいているという状況でございます。

なお、今回の発表、それぞれ毎年度なのですけれども、内容がすばらしいものにつきましては、矢巾町の職員表彰実施要綱に基づきまして、特に優秀な内容のものについては、職員

について、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則35条の2に基づき昇給も行うというようになっていてございますので、たくさんの職員に応募していただいて参加していただきたい。

なお、今年度は、コロナもだんだんと言いたいところなのですが、また増えてきましたけれども、実は田園ホールでやるかみたいな話もしていたのですが、ちょっとそれはあまりかなと思ひまして、4階の大会議室、3階の大研修室を使わせていただいて、できれば他の市町村もやっているのですけれども、盛岡広域市町の職員も参加していいですよ、聞きに来てくださいというようなスタイルで、ぜひやらせていただいて、それぞれの勉強にさせていただければなというふうに考えておりますので、やらせていただきたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 職員のモチベーションを高めるということは、業務を進める上で非常に重要なことだというふうに私も認識しています。そういった意味では、先ほど町長答弁にありましたけれども、発表の場を設けるとか、さらには総務課長もお話ししましたが、表彰制度を設けるということで取り組んでいけば、さらにモチベーションが高まっていくというふうに思ひますので、こういった取組をぜひ検討してまいりたいというふうに考えております。

以上もお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 発表のこととか、ちょっとお聞きしようと思ったのですが、課長のほうから答弁をいただきましたので、ちょっとまた違う角度かもしれないのですが、最近とてもラインとか、ツイッターとか、ユーチューブとか、矢巾町のものを見ることがすごく多くて、この間は広報やはばがふだんと全然違う表紙で、まるでどこかの雑誌なのかなと思うような南昌山のことが出ていまして、ああ、すごいなと、やっぱり感じたのですけれども、こういうふうに矢巾町では、ラインを活用して広報やはばだったり、水道だったり、コロナの予防接種とか、映画祭の案内等、SNSをすごく活用した事業が、もうすごく目に見えて展開されているのかなということを感じるのですけれども、このことは本当にもう若い人は、やっぱり嫌でも見てくださって、すごくマッチしているのかなと、これをまた今後も積極的に推進していただきたいと思いますということを感じるのですけれども、新たな

何かそういうことをまた、SNSを活用したような事業とか、そういうことを考えておられたらお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

SNSの活用に関しましては、今議員おっしゃったとおり、ラインなり、ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、そして最近特に力を入れているのがユーチューブでのショート動画とか、こういったものを特にやっております。それは、以前もお話ししたとおり、地域おこし協力隊で動画の得意な者を採用して一生懸命取り組んでいただいているところでございます。

これらのほかに、では何があるかというところなのですが、もちろんこれらのコンテンツ、どんどん回数を増やしたり、そしてあとは同じ地域おこし協力隊でも、今度は植物に強い者とか、あとは食に関して強い者というのも採用してございまして、こちらのほうの取組状況も併せて発信していきたいというふうに考えております。

そして、まずちょっと最初村松議員のところでも少しお話しさせていただいたと思うのですが、町民向けのアプリの開発、こういうのもちょっと今検討しているところでございますので、そういったところを今までのものと併せて横展開等連携も図りながら、進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 地方交付税に関しての活用がとても当局に、その自治体にすごく任されているという部分が最近すごく多いのかなということを感じまして、やっぱり矢巾町としての独自性というのですか、ほかにはないような取組も、ぜひとも子育て、今度5万円の給付、妊娠が分かったとき5万円、それから出産時5万円とかということも、いろんな活用は、すごく自治体に任されている部分が多いと思います。このことについては、矢巾町独自ということで何か考えがありましたらお伺いしたいです。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 質問事項が政策提案と適正な評価についてという視点で回答させていただきたいと思いますが、まず独自の視点ということの中で、答弁で申し上げましているとおり、政策法務能力、政策形成能力ということに加えまして、ほかに自治体職員には、実現力、企画力、行動力、協働力、広報力、これ俗に7つの力と言われております。

議員からSNSの活用についてのところは、まさに広報力、そしてこれからは企画力、行動力といったところが求められると思うのですけれども、何のためにこれが必要なのかという、様々ある行政課題の中から、行政の問題の中から職員が課題を抽出し、その課題を解決し、実践していく、実行していくという一連のプロセスの中で職員研修であるとか、政策提案制度が必要かと思っているところでございます。

そうした意味をもちましては、答弁で申し上げましたように、柔軟な視点で、そういった課題に、出てきたらというよりは、予測してとか、つなぎ合わせてとか、そういったような、職員が創意工夫を凝らせるような研修制度に基づきながら、そういった課題に対応していきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

それでは次に、4問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） では、4問目は生ごみの分別ということで、本年5月に全国1位のリサイクル活動を推進する鹿児島県曾於郡大崎町に視察研修いたしました。特に盛岡・紫波地区環境施設組合でも取り組んでいる生ごみの堆肥化については、剪定くず、落ち葉も生ごみに混合してリサイクルされておりました。当町では、落ち葉等は燃えるごみの扱いですが、燃やして処理しているのでしょうか。また、燃やしている場合、田園有機として落ち葉をリサイクルするよう組合と連携して取り組む考えはないか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 生ごみの分別についてのご質問にお答えをいたします。

本町のごみ処理を行っております盛岡・紫波地区環境施設組合では、落ち葉や枝を燃やせるごみとして収集処理しております。平成5年3月から稼働しております同組合の堆肥化施設リサイクルコンポストセンターでは、生ごみと広葉樹の樹皮、通称パークと言っているのですが、を混ぜて発酵させた田園有機を肥料の品質の確保等に関する法律、いわゆる肥料取締法の規定に基づいて特殊肥料として岩手県に届出を行って生産しているものであります。現状で落ち葉等を混合するとした場合には、特殊肥料としての品質の関係から、発酵試験を行い、発酵の状態を分析し、その結果を踏まえて岩手県への届出が必要になるものであります。

また、鹿児島県大崎町の例ですが、剪定くずは発酵させるために破砕機により50ミリ以下に破砕しているとのことですので、リサイクルコンポストセンターで受け入れるためには、新たに破砕設備を導入する必要があると見込まれるものであります。

本町といたしましては、資源の活用は循環型社会の形成を図る上で大切なことと理解しておりますが、発酵試験の過程や設備更新に経費を要することから、組合構成市町、いわゆる盛岡市、紫波町、矢巾町と協議を重ねた上で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 先ほど午前中ごみの話があったときに、自助で処理していかなければいけないということがあるという話もありましたけれども、私の住んでいるところら辺で見ていると、落ち葉を堆肥化させておくようなスペースはなかなか厳しくて、やはり皆さん燃えるごみとして出されているのかなということを感じておりました。現状で答弁いただくと、落ち葉等を混合した場合は、特殊肥料としての品質の関係から発酵試験を行って、発酵の状態を分析し、その結果を踏まえて岩手県への届出が必要となるということで、やはり勝手に作って勝手に売るということはできないのだということを確認したわけですが、このことというのは、やはりハードルの高いことなのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 先ほど答弁させていただいた肥料取締法、これは別にハードルが高いものではないのですが、私は本当は落ち葉は腐葉土として使うのが一番、特にも菊の栽培とかやっている方々は、もう何年もかけて腐葉土を作って、そして花の栽培に取り組んだり、そこで今、これは3市町で、盛岡市、紫波町、矢巾町でいろいろ協議しなければならないのですが、今日私のほうからも、後から詳しい答弁があると思うのですが、いずれできるのであれば、有機質肥料として落ち葉、剪定くずも、そういうふうな。ただ、1つ言いたいのは、発酵速度が違うのです、残飯と。それから、今バーク、広葉樹の木の皮、バークと言っているのですが、発酵速度が違うので、バークは早く発酵させて、そして大体同じような発酵速度と一緒に混ぜて発酵させているのです。

それから、なぜ針葉樹の木の皮を使わないかということ、また針葉樹と広葉樹でも発酵速度が違うのです。そういったことがあって、いろいろな、いわゆる乗り越えなければならない

ハードルがあるのです。

だから、今一概に、いいことなのですけれども、できるのであれば、先ほど村松信一議員に午前中答弁させていただいたみどりの食料システムの、いわゆる有機質肥料。今の化学肥料、特に尿素なんかは、もう倍になっていると、なかなか入ってこないということで、そこで今すぐに急ハンドル、耕畜連携というのはできないわけですので、だからまずできるのであれば、そういった残飯とか、落ち葉とか、そして木の皮とか何かは、枝なんかは積んでおいて必ず腐熟するわけですから、破砕機にかけなくてもいいわけです。ごみを破砕するというのは、一番お金がかかることなのです。だから、破砕は基本的にやるべきではないということで、あとは詳しいことは吉岡政策推進監がぜひ答弁したいと言っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。簡単明瞭にお願いします。

○政策推進監（吉岡律司君） 町長が申し上げましたこと全てなのかなと思いますけれども、田園有機もそうなのですけれども、生ごみを活用しました肥料というところ、みどりの食料システム戦略、2050年の方向性を示したもので、まだ具体性はないのですけれども、この中で環境保全ということの中で、今農業、生ごみから一巡するような形で有機農業の推進というところが掲げられております。そういった部分は、非常にこれから取組の価値があるのではないかなというふうに思っております。先ほど町長が申し上げましたように、一気に広がるものではないのですけれども、2050年の目指す姿に向かいます、確実な一歩を踏み出したいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 次は、破砕機が幾らなのかと聞こうと思ったのですけれども、破砕することはいいことではないということをお聞きしたので、この質問をするのはやめます。

それで、曾於リサイクルセンターの大崎の有機工場で製造していた堆肥のおかえり環ちゃんという堆肥なのですけれども、私たちが見た感じでは、4か月以上かけてヨモギと黒砂糖で草木の菌を作って、そして有機肥料を作っておられて、特に4か月の時点で見るときに、これが発酵されていなくて、こっちが残っているというようなこともなく、また15キロが300円で、5キロが100円ということで、ただそれをその場所に取りに行ったら、仕上がったやつを袋詰めしたりしなければ、ちょっと幾らと聞いたのが残っていないのですけれども、

とても、それよりもさらに安く皆さんに還元すると。結局みんなが出してくれたごみだから、みんなに還元するのだよということで、ただ循環しているというだけの環ちゃんではなくて、そういう意味もあるのですと、ですから安くしますということをおっしゃっていて、このことがやはりすごく心に残っていて、せっかく大崎に行かせていただいたのに、何も一般質問ができていなかったのも、生ごみ、本当に結構大崎のリサイクルはハードルが高くて、実際自分ができるかといったときに、私アパートに住んでいるのですけれども、一月分のごみなんか家に置いておくことはできないなというふうに思いました。でも、このことだったら、ちょっとできるのではないかなということを思って伺ったわけですけれども、広域化を図るにしても、ごみの分量によって負担金が変わるということを聞いておりますので、本当に今お聞きしたように、2050年に向かってすごくそういうことはしっかり当局で考えているという答弁でしたけれども、本当に住民を巻き込んでリサイクルを推進させていきたいと思いません。このことについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

小笠原佳子議員、まさに議員ご指摘のとおり、大崎はおらほうのまねっこしてやっているもので、実は私どものリサイクルコンポストセンター、堆肥化センターは、今の環境省ではなく、今の農林水産省から、そして岩大の農学部も入って、だから農業サイドで補助金をもらったのです。そして、残飯を出してくれた人たちに還元すると、家庭菜園、それが基本だったのです。それがスタートだったのです。今何か申込みがあればあれだということであれなのですが、前は家庭から申込みがあれば配達までしたのです。そして、使っていただくということで。だから、まさに循環です、いわゆるそういう。

それで、先ほど谷上知子議員が、私今日新発見したのです。環教連携と、環境と教育の連携、これをしっかりやったら、例えば何回も言っているけれども、子育て支援に、ごみの組合に負担金をあれするのにも、このお金を使って、子ども・子育てに使えることが見える化できないかと。さっき谷上議員は、そういうような見える化をやったらいいではないかと、全くそのとおり。ごみなんか何ら、燃やして残るのは煙と灰とむなしさだけなのです。だから、みんなで協力していただいたら、また高橋がほらを吹くと言うけれども、例えば教育長にも、今度学校給食の無償化の話も出ているわけだ。前向きにちょっと検討してみたらと言ったら、顔つき悪くされたのです。もう教育委員会で金どこにもないと。だから、そういう、さっき谷上知子議員が、環境と教育、いいではないですか。環境に無駄な金をかけるのを。そうし

たら、まずみんなが応援してくれると思うのです、町民の方々に説明したら。あとこれが成功するか、しないかは、田中館課長にかかっています。だから、そういう方向性でやっていきたいなど。

あとは、みどりの食料システム、これもできるわけですから、だからそういったことをみんな考えていきたいなど、こう思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですね。これだけ聞けば、大丈夫だと思います。

以上で3番、小笠原佳子議員の質問を終わります。大変ご苦労さまでした。

それでは次に、7番、高橋安子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（7番 高橋安子議員 登壇）

○7番（高橋安子議員） 議席番号7番、町民の会、高橋安子でございます。

1問目の質問は、小中学生の派遣事業についてお伺いいたします。10月1日、田園ホールで矢巾町社会福祉協議会主催による「矢巾町ふれあい広場」が開催されました。この中で、本年8月、矢巾町中学生平和学習派遣事業で「ひろしま子ども平和の集い」に参加した矢巾中学校の女子生徒2名からの参加報告が行われました。この事業は、「ひろしま子ども平和の集い」への参加を通じて、戦争の悲惨さや平和の尊さについて理解を深めることを目的に実施されたとのことでございます。その集いにおいて、彼女たちと同じ14歳で戦争体験をした方からの話を聞く機会があり、その方が自分たちに伝えたかったことは、世界平和と命の尊さであり、この思いを受け継ぐことが自分たちの役割だと感じたという発表でした。そして、高校生平和大使の合い言葉「微力だけど無力じゃない」に心を打たれ、自分たちはまだ中学生で、大人の助けがなければ何もできないことも多くある。一人一人の力はとても微力だが、無力ではない、この気持ちを大切に自分たちにできることを考え、行動に移していきたいと決意を語ってくれました。

本派遣事業のほか、現在派遣事業はコロナ禍により中断されておりますが、かつては海外派遣事業なども実施しておりました。そのことから以下お伺いいたします。

1点目、「ひろしま子ども平和の集い」について、今後も継続する計画があるか、お伺いいたします。

2点目、新型コロナウイルス感染症が蔓延する以前の児童生徒の派遣事業は、どのような内容で何件あったか。また、それに参加した児童生徒は、今までに何人ぐらいいるか、お伺

いたします。

3点目、新型コロナウイルス感染症収束後、国際交流協会では、フリモント町への派遣事業を再開する考えがあるか、お伺いいたします。

4点目、小学校児童の派遣交流事業の計画があるか。

以上、4点についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 7番、高橋安子議員の小中学生の派遣事業についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、矢巾町中学生平和学習派遣事業として、本年8月6日に開催されました「ひろしま子ども平和の集い」に矢巾中学校の生徒2名が参加をしております。この集いでは、原爆被害の概要説明や被爆体験講話と小中高校生の学校で取り組んでおります平和活動について発表が行われ、自分たちの活動は、「微力だけど無力じゃない」という合い言葉に感銘を受け、改めて戦争の悲惨さと平和の尊さなど派遣を通じて感じたことを10月1日、田園ホールで開催された「ふれあい広場」で発表したところであります。今後もこの事業を通じて若い世代に平和の大切さを感じていただけるよう継続してまいりたいと考えております。

2点目についてですが、いわて希望塾派遣事業または友好都市フリモント相互派遣事業の2件を行っております。いわて希望塾事業は、岩手県、岩手県教育委員会、岩手県青少年育成県民会議が主催しており、青少年を対象に、体験活動や市町村の枠を超えた交流活動を取り入れた学びを通し、積極的に岩手の地域づくりを担おうとする心豊かで意欲に満ちた人材を育成することを目的に実施しているものであります。

活動の一例といたしましては、岩手県知事の講話、グループディスカッション、パネルディスカッションなどが挙げられ、当町では本事業に対し、矢巾中学校、矢巾北中学校の生徒を毎年1名から4名を派遣しており、平成20年度から令和元年度までに33名の生徒を派遣しております。

友好都市フリモント相互派遣事業は、心豊かな人材育成を目的に、矢巾町国際交流協会が主催し、中高生を相互に派遣する事業であり、参加者は現地滞在中にホームステイをしながら、自分でテーマを決めて訪問先の学校でプレゼンテーションを行うという活動を通して国際相互理解を深め、国際社会に対応し得る人材の育成を目途に実施してまいりました。本事業

業は、平成7年7月22日、友好都市を正式に締結して以来継続して実施しており、令和元年度までに矢巾町からは380名の生徒を派遣し、フリモントからは346名の生徒を受け入れております。

3点目についてですが、コロナ禍においては、年に数回ずつフリモント側との関係者、オンライン会議を開催し、相互交流の在り方等について意見交換を継続してきたところですが、昨今の出入国の規制緩和等を受け、フリモント側から相互派遣事業の再開について前向きに検討したい旨の連絡があったことから、交流内容や方法、実施時期等について、教育委員会や受入先の学校等関係機関と十分協議を進めてまいります。

4点目についてですが、派遣事業としては中学生を対象に考えており、小学生については学校で平和に対する学習を行うほか、東京2020オリンピック・パラリンピックに係るホストタウンとしてオーストリアと音楽と食を通じた交流を続けており、不動小学校の給食を通してオーストリアの食文化に児童が触れ合ったことから、近い将来には姉妹都市として児童同士がお互いに交流することなども検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） ひろしま子ども平和の集いに参加した生徒たちは、爆風被害状況や原爆の熱線で被害を受けた方の写真を通して、世界平和と命の尊さを改めて感じたという発表でもありました。今ウクライナでは、悲惨な戦争が続き、何人もの尊い命が奪われております。そして、北朝鮮からは今年だけで30回以上も日本近海にミサイルが発射され、Jアラートが鳴るなど、緊迫した状況が続いております。

こんな中で、毎日のニュースでウクライナの学校や病院などで無差別に攻撃される場面や罪のない人たちが戦争の犠牲になっている状況を目にする今こそ平和の尊さを知る機会ではないかと思うのです。現在広島での被爆者は、平均年齢が84.5歳という話を聞いております。被爆体験を持つ方々の生々しい体験を通して、戦争とはどんなに悲惨なものか、平和がどんなに大切に尊いものか、子どもたちに体験談を通して考え、学んでほしいと思うのは私だけでしょうか。そこで、お伺いいたします。

継続したいとの答弁でございましたが、できるだけ多くの中学生にこの体験をしてほしいと思うのですが、今後の計画についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

私も今回中学生と一緒に同道させていただきまして、非常に生々しいといたしますか、本当に体験談をお聞かせいただきまして、本当に命の尊さ、そして生き残った方々の平和への思いを非常に感じたところがございます。そういったこともありますので、今後継続していくというのはそのとおりなのですが、何人というところまではまだ計画には入っていないのですけれども、できるだけ多くの方を継続して体験というか、現場の生の声を聞かせていただければなと思って考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 今回は、矢巾中学校の女子生徒2名だけだったのですけれども、本町には2つの中学校がございます。ぜひ北中学校の生徒たちもそういうふうな、報告書をちょっと見せていただきましたけれども、そのときの被爆のときのパネルとか、それから講話をしてくださった九十何歳でしたか、その方の写真等も見せていただきました。本当にそれを見ただけでも涙が出るような感じでした。ぜひ北中学校の生徒にもそういうことを、そういう経験をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、2点目の再質問に入ります。同じように本県は2011年の東日本大震災でも大きな被害を受けております。コロナ前は、普代村とスポーツ交流をしておりましたが、今後の予定があるか、お伺いいたします。

広島へは小学生は、ちょっと保護者の関係で連れていくことはなかなか難しいということでしたので、例えば東日本大震災の中での被害を受けた学校等の意見交換会も子どもたちにとってはいい勉強になるのではないかなと思っております。スポーツ交流だけでなく、夏休み等を利用いたして小学生参加の防災教育を目的とした沿岸との交流事業の計画がないか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今議員仰せのとおり、以前までそういった少年野球とか、そういった交流を行ってきたのは、そのとおりでございます。感染状況も見ながらになるところでございますけれども、以前のような、そういった交流、非常に大切だと思っておりますので、相手とも協議をしながら、再開するという方向で進めていきたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） ぜひお願いしたいと思います。何年か前、何十年も前だったかもしれませんが、小学生の募集で福島県の沿岸部、小名浜市との交流をやったことがあるのです。ご存じの方もいらっしゃると思うのですが、それで1泊2日だったと思うのですが、お互いにホームステイをしながら、その地域のことを知ったり、あるいは地域の子もたちと友達になったという、今も交流が続いている方もいらっしゃるのです。

それで、その交流を基に、元気がなかった子ども、ちょっと学校を渋っていた子どもが、それを機会にして、すごく自信を持った、本当に1人、2人でホームステイをするわけです。そういうこともありました。それで、もしできれば小学生でもできること、そういうこの近くでもいいのです。先ほど言った沿岸等との交流の中でも1泊2日ぐらいのホームステイ、ホテルに泊まるのではなくて、各家庭に泊まって、そうすると親のほうも交流ができるということもございますので、そういう計画等も中に入れていただきたいと思うのですが、そういう考えはないでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今お話がありましたとおり、小さいうちにそういった交流を深めておりますと、私みたいな年になっても、昔はああいうときがあったねみたいな感じで、そういった親しみのある付き合いというのを長くやって付き合い合えることができるなというふうに思いますので、受入れ態勢できるところも含めて前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 本当に次の質問とも重なるのですが、そういう体験をして、学校を、勉強が嫌いでも、違うことで芽を出す子どももいると思いますので、ぜひそういう計画も持って、コロナが収束してからですが、コロナ収束後には、そういう子どもたちにとっていい経験ができるような活動を、事業を展開していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。これは、答弁は結構です。

それで、先ほどちょっとお聞きしましたけれども、小名浜市との交流事業というのは、何かすごく短い期間で終わったような気がするのですが、何年ぐらいで終わったかとい

うのはお分かりになりますか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

具体的な資料をちょっと持ち合わせていないところでございますが、平成に入ってから数年間行ったということは聞いておるところでございます。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

小名浜の部分につきましては、平成6年に矢巾町ふるさと事業推進委員会といたしまして、学校、PTA、教育委員会が主催し、いわき市立小名浜第二小学校と1泊2日で交流を行っております。そして、2年後、平成8年には町内小学校間のみの交流となったところがございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） それでは、2問の質問に入らせていただきます。小中学生の不登校と地域の役割について、町長、教育長にお伺いいたします。

新聞報道によりますと、令和3年度県内での不登校は2,000人超で、前年より20.2%増えているとのことでございます。そのうち小学生が471人、中学生は1,208人で、過去最多だったとの報道がございました。急増の背景には、新型コロナウイルス感染症の影響で生活リズムが乱れたことや友人関係が築けなかったことも一因であると思いますが、教職員の多忙さも要因の一つになっているのではないかと思います。デジタル化などによる新業務で児童生徒と向き合う時間が少なくなっているのではと推察されます。

数年前であれば、子どもに寄り添う場所は学校以外にも多くございました。例えば地域行事や夏休みのラジオ体操などに参加することで、子どもたちが成長できることも多かったと思います。ここでは、家族以外の人と話をしたり、褒められたりすることで、子どもたちが成長したのではないかと思います。そのことから以下お伺いします。

1点目、現在本町の児童生徒の不登校の原因として多いのは何でしょうか。

2点目、不登校の中で適応指導教室やフリースクールの利用もなく、家に引き籠もってい

る児童生徒はあるでしょうか。

3点目、子育てには地域の力も大きいと思います。各地域で実施しているえんじょいセンターでは、世代間交流を目的にしております。今は、コロナ禍で中断しているところも多いと思いますが、コロナ禍前世代間交流を含めた活動を実施していた地域はどのぐらいあるのでしょうか。

4点目、今後はコロナの収束を見ながら、えんじょい活動の目的等について、さらに周知する必要があると思いますが、どうでしょうか。

5点目、本町では令和2年度にコミュニティ・スクールを立ち上げ、地域とともにある学校づくりを目指しております。その中で、子どもたちの不登校問題への取組があるか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 小中学生の不登校と地域の役割についてのご質問にお答えをいたします。

3点目についてですが、エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業につきましては、コロナ禍前である令和元年度は20団体が活動しており、そのうち8団体が夏祭りや郷土芸能伝承などの世代間交流事業を実施しております。

4点目についてですが、エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業は、地域における集いの場を設けることにより、健康寿命の延伸や地域での支え合いの体制の構築につなげることも目的としておりますが、今年度に活動の申出がありました17団体のうち、世代間交流事業を企画検討された団体は5団体となっております。

活動に当たり、新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、人数の限定や時間の短縮、内容の変更など、様々な工夫をして活動されておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、今年度の活動を見合わせている団体の活動再開も期待しているところであり、地域での支え合い体制の構築に向けた団体の発足がさらに進むよう、あらゆる機会を通じて周知に努めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、小中学生の不登校と地域の役割についてのご質問にお答

えいたします。

1点目についてですが、令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によりますと、本町の児童生徒の不登校の原因として多いのは、無気力、不安、生活リズムの乱れ等、これら複数の要因が重なり、不登校となる場合が多く認められます。

2点目についてですが、適応指導教室やフリースクールの利用もなく、家にいる児童生徒は、ほとんどおらない状況です。この児童生徒に対しては、学校以外の選択肢もあることを示しつつ、不登校児童生徒と保護者の意志を尊重しながら、学校、家庭、関係機関等との連携により、個々の状況に応じたサポートを行っております。

5点目についてですが、現在コミュニティ・スクールの取組として、地域の方や保護者からの様々な意見を学校経営に取り入れることや地域人材の活用という観点から、地域とともにある学校づくりを進めているところであります。現状では、不登校問題について取り組んでいる活動はございませんが、今後においては地域課題等の課題解決を図るとともに、学校課題解決に向けた取組も推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） それでは、再質問はあろうかと思いますが、ここで1時間以上経過しましたので、暫時休憩といたします。

再開を3時30分、15時30分といたします。よろしく申し上げます。

午後 3時18分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、高橋安子議員の一般質問を続けます。

再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 最初に2点ほどお聞きしたいと思います。教育長の答弁では、不登校児童生徒のうちひきこもりはないというような答えでしたが、答弁書には1割という、どっちのほう为正解なのでしょう。1割だとすれば、昨年度、令和3年度の不登校の人数が、村松議員が先ほど聞いたのによりますと、小学生が10名、中学生が25名ほどいたということなのですけれども、その1割というと、やっぱり3名か4名はひきこもりの子どもがいるの

ではないかと思ってお聞きします。

それから、もう一点、ひきこもりでなくて、今度は不登校問題について取り組んでいる活動がないというようなお答えだったのですけれども、全くないのでしょうか、今までもなかったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） お答えいたします。

先ほどの答弁で、いわゆるひきこもりの児童生徒はほとんどないと、ほとんどないというふうなお答えにさせていただきました。と申しますのは、令和3年度におきまして、1名ございましたので、ですからほとんどないという表現で先ほどご答弁させていただいたところであります。

それから、不登校に関する取組がないかということですが、いわゆる学校運営協議会と、そういう枠組みの中では、地域として取り組んでいるという例は今のところはないと。ただし、学校なり、または関係機関なり、あとは保護者等を含めて、そういう中での対策等については実施しておるということですので、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） それから、2点目に入りますけれども、コロナの影響で、コロナもまた不登校の原因の一つになっているのではないかと新聞報道等でも掲載されております。第6波から第7波にかけて、子どもたちのコロナ感染がすごい勢いで増えてまいりました。

それで、ちょっとお伺いしたいのですけれども、このコロナの感染件数が小学校、中学校、別々に分かれば教えていただきたいですし、それから同じくワクチンの関係、どういう状況なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

まず、私のほうからは、いわゆるコロナで不登校になっているという児童生徒はいるでしょうかということですが、先ほど教育長答弁にもございましたとおり、複合した理由で不登校になっている児童生徒という状況でございますので、コロナによって不登校になっているという児童生徒はいないというふうに認識してございます。

なお、令和4年度におきますコロナの感染した小中学校ごとの人数ということでしたけれども、小学校につきましては433人でございます。中学校におきましては216人、合わせます

と649人というのが昨日までの報告が上がった件数でございます、この人数の中には教職員の感染も含まれておりますことを申し添えさせていただきます。

あとは、ワクチンの状況については、学校現場のほうでは、ちょっと押さえるということは、なかなか難しい面がありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） それでは、私のほうからワクチンの接種状況ということで、最新の状況は、12月5日時点で、すみません、年代で10歳から11歳は、3回目を受けた児童は32.8%、それから12歳から14歳に関しては55.3%ということで報告させていただきます。

なお、今も集団接種のほう、それから各医療機関のほうで接種を行っておりますので、何とかご理解いただきながら、接種のほうは進めておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） ワクチンの接種状況は、10歳から11歳まで3回受けた子どもが32.8%、12歳から14歳までだと55.3%ということなのですけれども、私も先日さわやかハウスに行っただけですけれども、やっぱり子どもたちの姿がちらほら見えました。ワクチン接種しているところも見てまいりました。ただ、ちょっと数字的にはまだまだ低いのかなと思っております。子どもたちが感染すると、家族が休まなければいけないということで、いろんなところにそのひずみが来ているのです。病院とか介護施設とかでも、子どもが感染したことによって休んで職員が大変な思いをするということがすごく今騒がれているようです。それで、10歳から14歳まで、あるいはそれより小さい子どもたちに関してワクチンの接種ということをもっともっと働きかけていただければなと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、コロナの影響で、やっぱり文化祭等にも影響が出ていまして、なかなかできないようでございますけれども、先日、12月2日だったのですけれども、ちょっと田園ホールに用事があって行きましたならば、矢巾北中学校の1年生が合唱をやっていたのです。1年生だけの合唱大会だったのだそうです。それで、保護者の方も来て見ておりました。それをちょっと聞きましたならば、これは1年生、生徒自身が企画して、生徒が開催した音楽祭ということでございました。こういうふうには人数を制限してできるのであればできるのかなと思って、改めて感心してまいりました。

この子どもたちの発表は、先生方は脇で見ているという感じだったのですけれども、なか

なかすごい力を持っているなどと思って見たのですが、私たちの町は、本町は音楽のまちでもあります。そして、田園ホールというのがございますので、こういうふうな子どもたちの発想がありましたら、コロナ感染に注意をしながら、ぜひこれを実施していただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

このように子どもたちの発想は、大変すばらしいのです。全部大人が段取りするのではなく、子どもたちの力を信じて、いろいろなことに取り組んでほしいと思うのですが、学校や地域ではそのような機会があるのでしょうか。コミュニティ・スクールの質問をちょっとしましたけれども、現在地域住民やPTAなどの構成であると思いますけれども、今後年代が近いという観点から、高校生とか大学生、学生などもメンバーに入れる考えはないのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） では、お答えいたします。

学校運営協議会の制度の話でございます。実は、このメンバーにつきましては、これは法的にそのメンバーというのが、構成員が決まっております。よって、今大学生なり、若い方というふうなお話もございましたが、それがそれに合致しておれば可能ではあるとは考えますが、私の記憶だと、そこには多分合致していないかなというふうに思っております。

ただ、別な場で、つまり学校運営協議会というのはきちっとした組織になりますが、その前のところでの、いわゆる部会なり、または熟議なりというふうなところでご意見をいただくのは、これは当然できることかなというふうに思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） ぜひ何かの機会を利用して、子どもたち、多分もしかしたら、自分も小学校、中学校のときに不登校ぎみだったけれども、こういうきっかけで学校に行くようになったのだよというような話も聞かれると思います。ぜひ若い人たちの意見も聞いていただきたいと思います。

実は私以前に、小中学校の子どもで不登校に陥ってしまいまして、中学校の半分ぐらい行っていない男の子がいたのですけれども、郷土芸能に参加することで、大人が声かけしたのです。そうしたら、その子どもは毎日郷土芸能の練習にだけは来るようになったのです。そういうきっかけもありますので、今回は無形遺産ユネスコ登録の決定になったのが、永井の

大念仏剣舞とか、北上の鬼剣舞なんかも入りましたし、永井でも子どもたちを含めた郷土芸能というのをやっていますので、矢巾町にもたくさん郷土芸能があります。それから、地域は、子どもたちの自然のフリースクールではないかなと思っています。子どもたちを地域と一緒に活動させるような計画もぜひ、もしできれば、このコミュニティ・スクールを含めて地域の方がいらっしゃいますので、その辺のところもお話ししてくださればいいのではないかなと思うのですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今年度久しぶりに2月に郷土芸能大会を開催することで予定をしております。今議員からお話がありましたとおり、各団体の後継者不足、かなり問題になっておりまして、その中でも小中学校の皆さん、ぜひ見させていただきたいという話も聞いております。そういった中で、今コロナというところが非常に大きくて、親御さんの意見をなかなか取れないというか、そういった意見も聞いております。その辺につきましては、学校現場とも十分連携を取りながら、いい方向に進めるように我々も頑張っていきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 最後の質問になりますけれども、ぜひそのようにお願いしたいと思っています。

それから、本町では子ども議会とかもコロナ前はやっておりました。子ども議会でも大変素晴らしい意見がたくさん出ております。だから、子どもたちが出してくれた意見を町でも反映させていただければ、子どもたちのこれからの励みにもなりますし、ここに残ろうという気持ちにもなると思いますので、ぜひお願いしたいと思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 子ども議会のお話もありました。一番近い子ども議会の中では、SDGsの宣言があったと思います。そういったことも踏まえて私ども当局といたしましても、SDGsのアクションプランをつくりまして、そういう意見を採用しながら、共に活動できるということは多々あるかと思っています。また、先日は不來方高校のほうでフューチャーデザインのワークショップを開催しました。2学年276名だったと思いますけれども、子どもたちは、将来から自分たちのことを考えるということで、すごく素晴らしい感想をたく

さん書いてくれまして、逆にそれを見て私たちも励まされるということも実感したところも
ございます。そういった意見をまちづくりに反映させること自体が素晴らしいことであり、
当たり前のことであり、でも最も価値のあることなのかなと思っておりますので、そういう
まちづくりを進めていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

子ども議会につきましては、コロナ禍になってから、いわゆる感染対策の制約といったこ
ともございまして、昨年度は矢巾中学校のほうで、今吉岡政策推進監もお話したように、
SDGsをテーマに町長と語る会という形で開催したところでございまして、今年度におき
ましても年明け1月に、今度は矢巾北中学校で町長と語る会を、SDGsになるかはこれか
らですけれども、そのような形で行うことにしております。こういったコロナ禍なので、ど
うしてもそういった制限があるわけでございますけれども、現場の声といたしましては、中
学生のほうから、子ども議会もよかったわけですが、町長さんの声を直接聞けて有益でした
という感想も多く寄せられていますので、コロナ禍の制約下の中でも、こういう工夫の仕方
によっては子どもたちの意見が町政に反映される場面も期待できますので、どうかご理解を
いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 3問目の質問に入らせていただきます。

ギャンブル等依存症からの社会復帰への支援について町長にお伺いいたします。本年6月
会議定例会の一般質問において、ギャンブル等依存症の問題について質問を行い、町長から
答弁をいただきました。その後、岩手県にもギャンブル依存症の当事者の家族が経験を共有
し、回復に向けた対応を学ぶ家族の会が7月に発足いたしました。私たちの会派では、山梨
県のギャンブル等依存症の施設であるグレイス・ロード甲斐サポートセンターと甲斐市を訪
問し、施設の実態について調査、研究を実施するとともに、入所者の日常プログラムや施設
の様子を視察してまいりました。

入所者は、平均年齢が32歳で若者たちが多く、中には一流大学を卒業後、上場企業に入社していた人や警察官として働いていた人もおりました。入所者の自分の過ちを語るミーティングにも参加しましたが、ほとんどが将来の世の中を背負う若者で、話を聞く限り、真面目な性格の青年たちが、ちょっとしたきっかけでギャンブルにのめり込み、止めようと頭では分かっているにもかかわらず、多額の借金を何度も繰り返したり、犯罪に手を染める者や自殺を考えたという者もいたといいます。

ギャンブルは病気であり、治療すれば回復するとも言われておりますが、本町は福祉にも力を入れ、医療機関も多くあり、いわば医療の町でもあります。そのことから、治療の手助けをする考えはないか、以下お伺いいたします。

1点目、グレイス・ロード甲斐サポートセンターでは、自分たちの経験や他機関の講師とともに、全国で依存症からの回復を目的としたセミナーを開催しております。本年度本町において開催したいとの要望がございますが、支援する考えがないか、お伺いいたします。

2点目、グレイス・ロード甲斐サポートセンターの代表者は、本県出身であり、本町に在住していた経緯や花植などにおいても交流があったことから、同様の施設を本町に設置したいとの希望がありますが、そのことに支援する考えがないか。

以上、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ギャンブル等依存症からの社会復帰への支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、今年6月に矢巾町更生保護女性の会主催で依存症研修会が開催され、一般社団法人グレイス・ロードの方々から講話や経験談を聞くことができ、非常に有意義な研修でありました。本町におきまして、依存症に対して正しい理解を得ることができる貴重な機会でもありますので、セミナー等の開催について可能な限り支援をまいります。

2点目についてですが、ギャンブル等依存症からの回復を支援する団体が県内には少なく、矢巾町のみならず岩手県全体の課題であることから、岩手県と連携し、設置に当たり前向きに検討してまいります。

それで、答弁書を準備した後に、県の社会福祉協議会でもご後援していただくということで、もうそういう形になりましたので、セミナーの開催、それから県社協とも連携しながら前向きに取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 県の後援をいただくということは、私も聞いておりました。それから、県社協のほうも町社協のほうも、また保護司会のほうからも、それから更生保護女性の会の紫波、矢巾のほうからもご後援をいただいて実施させていただけるようだよということをグレイス・ロードの職員から聞いております。グレイス・ロードの職員が矢巾町を訪問しまして、ぜひこの地で、2年間続けて花壇の手入れをさせていただいたこの地でやりたいということで、みんなに知ってほしい、ギャンブル依存症というものはこういうものなのだと。

あと小中高校生もそうなのですけれども、今ゲーム依存というのがすごく問題になっております。かなり子どもたちがゲーム依存で、先ほどちょっと言いました不登校の問題にも関連していることだと思いますけれども、そういう相談所にもなっているのです。それで、ぜひ矢巾町において、そういう相談を受けられたり、あるいは空き家を利用して、そういう施設をできないだろうかということで、何回か本町を訪れているようです。

それで、今回のグレイス・ロード甲斐サポートセンターのほうでは、田園ホールを使って、国からその予算が出たということで、田園ホールを借りて、そこで家族の会とか本人、ギャンブル依存症、自分はこういうことでギャンブル依存になったのだ、止められないで何度も何度も途中で止めようとしたけれども、止められなかったけれども、今ここに来て、みんなの話を聞いて、やっと気持ちが落ち着いたというようなことを講演でお話するというようなのです。

私も山梨に行ったときにもその話を、ミーティングに参加させていただきました。ここでは、質問とかはしないでくださいと言われて、周りの椅子に座って、その人たちの言葉を聞いていたのですけれども、高校までは野球の選手だったと、すごくいいところまでいったのだと。ところが、大学に入ったり、企業に就職してちょっと1回のつまずきでギャンブル、パチンコとか競馬にのめり込んでしまって、それがいつでも止められると思ったら、なかなか止められなかったという、その話を次々と施設の入所者が話をするのです。それを聞くことによって、ああ、自分だけではないのだ、こういうふうに悩んでいる人がいるのだということで、気持ちが少し落ち着くという話を聞いてきました。

今後県との連携もしながら、考えていくということでご答弁をいただいているのですけれども、このセミナーが終わった後も、この連携が続いていくのでしょうか。あとこの後、どういうことを連携して考えていくのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

先日県のほうに赴いて、その連携についても、またセミナーの講演についても相談してまいりましたが、やはり県のほうでも依存症関係の団体が非常に県内でないということで、進め方について非常に迷っている状態でした。ということで、今回このグレイス・ロードさんが来るということは、非常に喜んでおりますし、またグレイス・ロードさんについても全国的に活動している団体ですので、県のほうでもご理解いただいておりますので、来ていただくのは非常に喜んでおりますし、矢巾町と一緒にこの支援については考えていくということでお話を聞いてございます。

また、3月のこのセミナーについても、県のほうでも合同で開催できるような話もありましたので、これから県のほうでは考えると思いますが、そういった形でも支援を行いたいという話でございますので、今後継続的に矢巾町と県と一緒に、このグレイス・ロードさんの支援というか、できればこちらの矢巾町のほうに事務所を設けていただけるように進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） ぜひお願いいたします。

実は、グレイス・ロードを訪問した際に、そのグレイス・ロードの事務所があります甲斐市のほうもお尋ねしまして、グレイス・ロードの今までの問題点がなかったかどうか、そういうことも聞いてまいりました。私たちがお邪魔するまで甲斐市のほうでは、グレイス・ロードってそんなに考えていなかったのだそうです。それで、急いで地域の方からいろいろな話を聞いて答えてくださいました。考えていなかったということは、何も今まで問題はなかったということだったのです。それで、この人たちがすごく市のためにやってくれたことは、運動会のお手伝い、それからやっぱり農業というのが衰退してきていまして、高齢化して働けないところに行って手伝いをしたり、それから駅前とか、いろんなところを1週間に1回お掃除したりして、市のために一生懸命働いてくれる、それを逆に今度グレイス・ロードの方に言わせると、そういう掃除をしたことによって、地域の人たちが「ありがとう」、「ご苦労さんだったね」という、その言葉がとても励みになるのだそうです。それで、励みになるということで、お互いにいい状況にあるということを知ってまいりました。

私たちもこういう問題まるっきり、今までいろいろ逃げたよとかという問題がいろいろ出てくるのではないかなと思っていましたら、意外とそういうことは一切ないということで、少し安心したところでもあります。

それで、すみません、最後に、セミナー、それからこの施設の本町への施設、事務所の今後について町長の見解をお伺いいたしまして質問を終わらせたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

いずれギャンブルとか、薬物とか、いろいろそういった依存症、社会的な問題になっておるわけです。だから、そういうことについて、社会更生というか、そういう施設が町内、県内にあることは、私はもうやぶさかではないわけです。それで、県もこのことには非常に前向きに考えていきたいと。最初は、私県がどうなのかなと心配したところ、いずれ今回のあれも一緒に、私らは講演してもらっただけでもいいなと、今課長の話では合同で開催してもいいと、前向きでいらっしゃるので、県社協、それからできるのであれば、関係する団体、保護司会とか、いろいろある更生保護とか、民生児童委員とか、いろんなそういう方々を巻き込んで、そして町内にそういう施設があると、危険な施設だと思われる、逆なのです。警察から何からすっかりサポートしてくれるということでございますので、今後グレイス・ロードと、それから関係する機関、団体としっかり連携しながら、私どもにとって、また依存症の方々にとっても、そういうのが県内にあれば、早く更生して社会に復帰できる、そういう社会復帰施設をしっかり考えていきたいと思います。

だから、これからいろんな関係者の方々からのご意見、ご提言をいただきながら、前向きに進めていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で7番、高橋安子議員の質問を終わります。大変ご苦勞さまでございました。

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会をいたします。

なお、明日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

本日は大変ご苦勞さまでした。

午後 4時00分 散会

令和4年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第3号）

令和4年12月8日（木）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	岩渕和弘	君
政策推進監	吉岡律司	君	総務課長 兼防災安全室	田村英典	君
企画財政課長 兼未来戦略室	花立孝美	君	税務課長	佐々木智雄	君
町民環境課長	田中館和昭	君	福祉課長	野中伸悦	君

健康長寿課長	浅 沼 圭 美 君	産業観光課長	佐 藤 健 一 君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木 芳 満 君	文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君
農業委員会 事務局長	鎌 田 順 子 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
会計管理者 兼出納室長	水 沼 秀 之 君	教 育 長	菊 池 広 親 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	村 松 徹 君	子ども課長	田 村 昭 弘 君
農業委員会 会 長	中 川 和 則 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補 佐	川 村 清 一 君
係 長	佐々木 睦 子 君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

最初に、10番、昆秀一議員。

1問目の質問を許します。

（10番 昆 秀一議員 登壇）

○10番（昆 秀一議員） 議席番号10番、一心会の昆秀一でございます。

まず初めに、ACP、アドバンス・ケア・プランニングについてお伺いいたします。ACP、アドバンス・ケア・プランニングという言葉が耳にする機会が多くなってきましたが、それが何を意味するのかよく分からないという方は少なくないと思います。その人が大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療、ケアを望むかと自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと共有する取組をACPと言い、自らが希望する医療やケアを受けるための大切なプロセスになっています。政府は、ACPの愛称を人生会議としていて、人生の最終段階における医療、ケアについて考えてもらおうとしています。そこで、町としてのACPについての考え、その進め方や課題について、以下お伺いいたします。

1点目、ACPの目標は、単に最後の医療の意思確認をするだけではなく、本人とその家族が安心して暮らせるように、現在困っていることや、将来の生活や治療について丁寧に相談して支援していくためのものであります。町としてはどのようなものと捉え、プレフレイルから要介護状態になるまでの支援をしていこうとされているのでしょうか。

2点目、町民のACPの取組についての理解と、その必要性等の周知の状況はどうなっ

いるのでしょうか。

3点目、医療や介護などの専門分野におけるACPの取組に対する支援をどのような考えの下、行われているのでしょうか。

4点目、今後町民向けの、幸せに年を重ね、人生の最後まで自分らしく豊かな人生を過ごすための、北上市のわたしのきぼうノートのようなものを作成してはどうでしょうか。

5点目、ACPの普及やその取組の推進の人材養成のためのACPファシリテーターを設けて、シンポジウムなどの開催をやってはどうでしょうか。

6点目、小中学生や次世代を継ぐ若者たちへのACPの周知はどうなっているのでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、昆秀一議員のACP、アドバンス・ケア・プランニングについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、アドバンス・ケア・プランニング、以下ACPと申し上げますが、少子高齢化が進み、高齢化と孤独化等による社会の急激な変化の中、ACPは将来どこでどのような医療やケアを望むか、その人自身が大切にしていることは何かなどを周囲の方々と一緒に考え、共有することで、自分の希望する人生を送るために、どの年代においても幸せに年を重ねるための将来の心積もりのプロセスであり、意思決定支援である人生会議と捉えております。

このプロセスは、今後ご本人やご家族にとっても、医療者や介護者にとっても重要なことであると考えております。要介護状態になる前から、プレレイルの状態の方々には特に将来のご自身が利用するであろう医療や介護について、ご自身の考えをご家族やかかりつけ医など周囲の方々と相談し、情報を共有することが必要であると捉えております。プロセスを進めていく中で、知りたくない、考えたくないという方への配慮もしながら、医療、介護などの高齢期の方に携わる関係機関と連携し、ACPについて理解が得られるよう周知、啓発を図ってまいりたいと考えております。

2点目、3点目についてですが、現在は高齢期の方に関わる機会の多い医療や介護職員、民生委員等が、1点目で申し上げたことも含めたACPの趣旨を理解し、支援できるよう研修等を行っているところであり、今年度も紫波郡地域包括ケア推進支援センターにより、矢

巾町、紫波町内の医療、介護等の従事職員を対象に、ACP、わたしの「生きる」ノートの普及に県立病院の医師や専門医師に講話をいただくなど、専門職の知識とスキルアップを図っております。

次の段階として、町民の皆様がご自身の将来の心積もりを考え、ご家族と話をすることができるよう、ACPを知り、繰り返し話し合いができるような機会をつくることのできるよう、町民の皆様とともに考え、地域で取り組むことができるよう意識の醸成を図っていきたくと考えております。

4点目についてですが、岩手県と岩手県医師会が作成されておりますわたしの「生きる」ノートがございますので、さきに申し上げた周知、啓発や研修等のツールとして活用し、活用する側のご意見も伺いながら、町独自の作成が必要かも含めて検討してまいります。

5点目についてですが、ACPの町民への普及、理解を得るための人材育成や考えるきっかけとなるシンポジウムなどは必要なものと捉えておりますので、さきに申し上げた関係機関など支える側と町民の皆様自らができることを一緒に取り組むこと自体も重要なプロセスと捉えており、取組を推進してまいります。

6点目についてですが、家族等で将来の希望する人生について話題としていただくため、高齢期の方のみではなく、全世代に幅広くACPを知っていただき、我が事と感じていただくことが次の世代にもつながるものと考えておりますことから、年代にとらわれることなく、周知、啓発を図ってまいります。

なお、小中学生につきましては、ACPは非常にデリケートな面もございますので、教育の現場と協議し、周知、啓発方法について検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まず、ACPとはどういうものを広く皆さんにお伝えすることが非常に大事に思います。以前私、町民提案型講座でエンディングノートという書き方というものを提案したことがありますけれども、そこには少なくない方が興味を持たれて、講座を受ける方が来てくださいましたけれども、エンディングノートもACPも同じように感じますが、相違点としてACPのほうは死に至るまでの、もしかしたら長い期間であったりという、大事な時期のところをどう自分で考えるかというところがあります。人間いつかは死がやってきます。不慮の事故などでない限りは認知症となる方もいます。がんなどでターミナ

ルケアや緩和ケアが必要になってくることも考えられますので、それまでにしっかりと家族と話し合うなどして決めていくことはとても大事なことです。

そのきっかけとして、ACP、わたしのきぼうノートであったり、そういうものを活用できればいいかなと思うのですけれども、ですから奥州市などでは、医師や専門職が音頭を取ってやっているようですので、ぜひ矢巾町でも、検討なさるといことではありましたけれども、みんなで話し合うきっかけとなるよう文章化を記録するノート、県も出ているのですけれども、これはちょっと足りないのではないかなと思うので、まず矢巾町でも考えてみてはいかがでしょうか、改めてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私も町長答弁にもありました10月7日に行われた研修会に、昆議員さんもウェブでご参加いただきましたが、本当に多くの方々、104名が参加して、ハイブリッド、今コロナの中なので、こういう形で行った中で、私自身ACPの講話を先生から直接聞くのは初めてだったのですけれども、やはり北上市がこのノートをつくるまでのいきさつ、プロセス自体もすごく大事だったなというのは非常に思いました。

その中で、29年度に北上市さんでは、医師のそういうような講演会をやったとき360名が参加して、その後に勉強会を月1回やっていったということで、先ほど昆議員さんからもありましたエンディングノートを活用しての講座にご参加いただいた方ということもありましたけれども、町長答弁にもありました、どういうふうにやっていったらいいかということをもみんなで考えていくこと自体を大切にしながら、やっていかなければいけないなと非常に思いました。

あともう一点、人生の最後の段階での医療、ケアをどう受けるかで、本当に最終のところではあるのですが、やはりこれは元気なうちから、プレフレイルというよりは、元気なうちから自分の生き方、決定を考え、家族、そしてケアの方々と考え、そしてやはり書き留めておくということ。急に本当に命に関わる病気になる事態もあろうかと思いますので、そのときに意思決定ができるかとなると、やっぱりそこは難しいと思います。統計によると、70%の方がそのときにはもう意思決定できないというような報告というものもありましたので、元気なうちから自分はどのようなふうな生き方をしたいのかということを話し合うこと自体も本当に大事ななというふうに捉えております。

様々ご提言いただいた中でも、本当にこれは私どももどういふふうに進めていったらいい

かということ自体を、一言で結論を出すことがちょっとできないのですけれども、共に皆様のご意見を聞きながら考えていきたいな、そして一歩でも二歩でも進めていけるようにしていきたいなという思いでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 今るる説明があったわけで、非常に大事なことだということをこの場にいらっしゃる方も重々承知されているかと思っておりますけれども、ACPというのは、本人の意思を尊重するために行うものなのですけれども、基本として本人だったら何を望むかとはいっても、その家族への配慮がとても大切になってくるわけです。代弁者となる家族、本人に代わって選択してもらおうという大変な役割があるわけなのですけれども、代弁者の多くは家族であって、家族としての感情も様々に揺れ動いてくるものです。ですので、代弁者として本人の最善を考えていく一方で、家族としての要望もしっかりと表明してもらいながら、代弁者に過度のストレスが生じないように配慮しなければならないということです。

ACPとは、今言ったように、理性と感情の間で揺れ動いてくるものです。頭では分かっているけれども、そんな家族の感情をどう受け止めればいいのか。まず、そのステップがないがしろにしないこと。家族も理解者として感じてもらえるようにACPを進めなければなりません。

しかしながら、本人の意向も家族の意向も大切にしていると、うまくいかないこともあります。幾ら頑張ってもうまくいかないということもあります。それでも後になって、ああしておけばよかったというふうに後悔するのが感情を持つ人間であります。ACPには正解はありません。だからこそ、しっかりとACPを根づかせていってほしいと思っておりますけれども、ほかに大切なこともあるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

今ご質問あったとおり、ご本人の思いとご家族の思いをどういうふうに酌み取って、決定の段階になるか。本当にACPというのは、意思決定の支援だというふうに思っております。そういう中でのそれぞれの思いをどう酌み取るかというところ、10月に行われた研修会でも介護スタッフのほうからのご質問の中にやっぱりありました。そういう中で、本当に難しい部分だなというふうには思っております。

どういふふうにしていったらいいか、多職種連携の様々な集まる場とかありますので、そういう場を活用しながら、そして答弁にもあったとおり、我々だけではなくて、次のステップはこういう考え方が大事だということをご本人、そして高齢の方、先ほどの普及啓発の進め方というところにも関わるのですが、高齢期の方も大事ですが、支える方々ともACPの考え方を共に自分のこととして、家族のこととして考え、進めていかなければならないかなというふうに捉えております。

今矢巾町においても高齢化と孤独化、本当に医療が支える、治療が終わった後に、さあ、退院しましょうといったときにお一人しかいないという中、どういふふうに支えていくかということも非常に大事だということがこの研修会の中でもありましたので、そういう部分での普及啓発においても、我々も配慮しながら、考えながら進めていきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そのとおりだと思うのですが、死というものは誰にでもやってきます。例外というものはありません。この死を自分の希望するように、できるだけ希望に近づけるためにACPは非常に有効であります。ですから、いろんな試みをしてながらも、このACPを広げて行ってほしいと思います。死を考えることは、生を考えることにつながります。ぜひこのACPを皆さんに広めて行ってほしいと思うのですけれども、高齢者の方、その家族の方ももちろんですけれども、特に私は若い方、小中学生にとってはデリケートな面があるということでしたけれども、ぜひ前向きに検討をして行ってほしいと思うのですけれども、ACPの若い方、小中学生に対しての考え方について、改めてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 私のほうからお答えさせていただきます。

今の議論をお聞きして、非常に大切なものであるということは認識をしております。また、小中学生においては、現在キャリア教育というのを柱にして、自分の将来設計を構築していくということに取り組んでいるところであります。そして、今の議論でいいますと、ライフプランの中の自分の最期をどのように考えるかということでございますので、この辺りにつきましては、本義的には家族の中で話し合うということが一番大切なこと。小中学生にとっては、そういうことがあるよというふうな周知の方法も一つの方法として考えられるかなと

いうふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） ACPについての有効性というのは、少し分かっていただけたと思うのですが、ではACPには何も問題がないのかというと、何にでも表があるように、裏があります。ACPにも問題があります。ACPを考えているうちに、患者家族にとっては死というつらい現実を体験してしまうという可能性があること、そして全ての患者に対応することは難しい、時間と人手がかかるということが問題点として考えられます。

では、それらをどう解決に向けて動くのか。やはり人材の育成、それから医療関係者などの専門家にACPの専門教育を受けてもらいながら、患者だけではなく、多くの方にACPの取組を進めていけるようにしていただきたいと思うのですが、ACPに対して、やはり基になってくるのは予算になってきますけれども、町民の最期のときのための意思表示を自ら希望するようにできるようにお願いしたいのですけれども、見解をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 人材育成、ファシリテーターも含めて、育成の部分に関しては、旗振りというか、こう進めていこうというような部分もやっぱり必要な部分だと思っております。

予算に関しては、ここで確実なものということはちょっと言いかねますけれども、ただ紫波郡地域包括ケア推進支援センターのほうとも相談しながら、そして町としてやるべきことも含めて、予算のことも含めて、展開の仕方、進め方を私たちのほうでも少し練って、何とか一つでも進めていけるようにしていきたいなと思っております。

岩手県のほうでも、やはり医療計画の中にもACPに関しては述べられておまして、ACPに関して、岩手県保健医療計画の中間見直しの中でも、さらに付け加えられているところで、今年度に関しても養成講座を行われているようでございます。そこら辺、岩手県のほうにもいろいろ情報をお聞きしながら、町としての進め方を考えていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 先日私、課長のおっしゃったのとは違うセミナーについて、オンデマンド配信にて聴講いたしました。岩手医大の教授の基調講演があって、大変貴重なお話が聞けたわけですが、そしてそのセミナーの中で、県内事業所の直接支援されている方たちのお話もお聞きすることもできました。その中では、やはりACPを今後発展させていくためには、住民への普及啓発が必要だということは先ほども申されましたけれども、それから直接支援するケアマネであったり、施設の職員などの連携、各職員の研さんが言われておりました。何よりも、やはりACPのたすきをつないでいく取組が重要であるということをお聞きしたわけですが、ACPのたすきを町としてはどうつなげていく考えなのか、そこのところをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 北上の中で最初研修会を行って350人の方々がおいでになったという話をしましたけれども、やはりその中で町民の皆さんと講話を聞くような機会をまず一つ大事にしていきたいなと思っています。その中から興味を持った方をコアにして進めていく、それから専門職の中でも、やはり軸になっていく方々との進め方から、どうやっていったらいいかというところは共に考えながら、町民の皆様、そしてケアする方々の軸の方々とも共に進めていくことが本当にACPの本来の意味というか、狭いところだけではなくて、生き方、意思決定支援という部分につながっていくのではないかなというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） いい方法というか、先日テレビで見たのですけれども、ご紹介させていただきたいのですけれども、紫波町の医師が開発した、みんなぼカードというものです。このカードは、ゲームを通じて人生会議にいろいろ話ができるというものであります。ぜひこういう肩肘の張らない企画から始めて、ACPを考えていただく機会をつくってはいかがか。特別に養成されたファシリテーターというものがいなくても、自然発生的に会話が生まれるところがこのカードのよさだそうですので、ぜひこのようなもの一つ使ってみて、広めてほしいと思いますけれども、ACPの取組の一つとしていかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

進め方、普及の一つの方法として、今ありましたカードを活用したやり方もあるということとは、私もお意見として承って、そして進めていくに当たって、実現できるかということも、もう少しいろいろ研さんして考えていきたいと思っております。本当にいろんな部分で、私たちだけではなく、健康長寿課だけではなくて、本当に文化スポーツ課さんのほうでやっている生涯学習の部分だとか、いろんなところでの横軸も連携しながら、ACPのことについて、少しずつ矢巾町なりの取組を進めていけるように鋭意努力していきたいと思っておりますので、答弁いたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは次に、2問目の質問を許します。昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、多様性を尊重するまちについてお伺いいたします。

多様性とは、英語でダイバーシティと言われ、ダイバーシティは互いに非常に異なる多くの人や物の集まりと定義されております。

一方で、社会的な文脈で多様性という場合には、LGBTQ+や障がいを持つ人などのマイノリティーの人たちに関することが話題になることが多いです。これまでも社会に存在していたにもかかわらず、多くの人と異なる特徴を持っているために、社会からの十分な理解を得られずに苦しい思いをしてきた人たちに、現在では随分と目が向けられるように感じてきてはいますが、まだ十分理解が浸透してきているとは言えないことから、以下お伺いいたします。

1点目、パートナーシップ制度の導入を早急に進めるべきではないでしょうか。

2点目、耳の不自由な方に対するコミュニケーションの手段である手話を言語であるという認識の下、手話言語条例を制定すべきではないでしょうか。

3点目、学校教育の中での多様性の学びについてはどのように行われているのでしょうか。

4点目、LGBTQ+の性的少数者の人たちの相談体制はどのようになっているのでしょうか。

5点目、本町においての多様性を尊重するために何をしているのでしょうか。また、多様性をより浸透させるために何が必要であり、どのような取組を行ってきているのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 多様性を尊重するまちについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、先般11月10日に矢巾町男女共同参画推進懇話会を開催し、各委員からご意見をいただいたところでもあります。個々の個性を尊重し、お互いを認め合う男女共同参画社会の構築を図る上で、本制度の導入は重要であり、導入したことによる本町としての対応については、庁内全体で取り決めていかななくてはならないことであるため、矢巾町男女共同参画推進本部において協議をしながら、慎重に検討を重ねてまいります。

2点目についてですが、現時点で条例の制定は考えていないところですが、手話が言語であるという認識に基づき、町としては手話や聾者に対する理解の促進、手話の普及並びに地域における手話が、いわゆる利用、使用しやすい環境を構築することにより、総合的かつ計画的な政策の推進に努めてまいります。具体的には、手話奉仕員養成講座及び手話奉仕員レベルアップ講座を継続して開催することにより、町の手話奉仕員の登録者数の拡大や手話奉仕員のフォローアップに努めてまいります。

また、聾者の方から手話通訳者の派遣等の要請があった場合は、岩手県立視聴覚障がい者情報センターと連携し、通訳者派遣の調整を図るなど、聾者の方の意思疎通支援の充実に努めてまいります。今後、より一層聾者と聾者以外の方が共生できる地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。

4点目についてですが、岩手県男女共同参画センターでは、いわて県民情報交流センターにおいて、毎週火曜日、金曜日に無料の相談を受け付けており、ご本人だけではなく、ご家族やパートナー、ご友人、支援者の方も対象の電話または面談形式で相談できる体制となっております。本町といたしましては、矢巾町公民館内に案内チラシを配架するなど、相談先の周知徹底に取り組んでおります。

5点目についてですが、今年度は矢巾町男女共同参画学習交流会や男女共同参画パネル展を開催したほか、ホームページ等での男女共同参画に関する情報発信、矢巾町公民館内に各種相談窓口チラシ等の配架を行っております。特にも矢巾町男女共同参画学習交流会では、町内在住の岩手県男女共同参画サポーターや男女共同参画に関心のある町民等26名が参加し、ワーク・ライフ・バランスの基礎や避難所の運営をみんなで考え、アプローチする避難者の年齢、性別、国籍など様々な課題を考慮して取り組む避難所運営ゲーム、HUGというのだそうですが、このHは避難所、Uは運営、Gはゲーム、この言葉の頭文字を用いて、男

女共同参画の視点の重要性について学んでいただいたところであり、様々な場面で多様性を重視した取組を実践してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、多様性を尊重するまちについてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、学校教育の中での多様性の学びについては、学習指導要領の中で直接的には触れられておりませんが、各校においては、いじめや差別を許さない適切な生徒指導、人権教育等を推進することで多様性について意識を持たせる指導を行うとともに、制服の選択制のような多様性を受容する柔軟な対応や、日常的に相談しやすい環境を整えることを行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まず、パートナーシップ制度についてですけれども、これ盛岡市では導入するというので、紫波町でも導入の方向で検討しているということで、それに比べて矢巾町は遅い。いつもやれない理由ばかり考えているように思っています。もっと何事に対しても、これをやれば喜ぶ人がいる、ありがたいと思う人がいるという顔を思い浮かべ、進めるべきではないでしょうか。それをデメリットばかり考えて、石橋をたたいて渡るのは必要ですけれども、石橋をたたいて割っているように思っています。失敗を恐れているは何にもできません。失敗とは挑戦しないことです。何でもかんでも挑戦しろ、失敗しろと言っているわけではありません。ぜひやる理由を考えて、問題点を潰していけるような前向きな検討をして、制度を導入してはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

先ほど町長答弁でありましたとおり、先月男女共同参画の懇話会を開催しまして、その中では様々なご意見をいただいております。中では今の情勢で、ぜひ導入すべきだというお声もありつつ、例えば導入したことによっての税の控除ですとか、配偶者控除あるいは福祉、戸籍の関係で、そういった関連はどうかということで、ちょっと慎重に検討すべきというご意見

もいただいているところでございます。

そういった中で、今議員ご指摘のとおり、県内でも導入する市町村が増えており、先日一関が年内導入をするという報道もなされているところでございます。そういった中で、先月同性婚に係る判決が出ておる中で、今の法律がパートナー制度にあまり合致していないというコメントが出ているというところは、まず同性婚等の導入に向けての一步かなというふうに思っておりますし、現在県議会で一般質問が行われておりますけれども、パートナーシップの導入についても議論されている中で、担当部長からは、県内での制度普及に向けた新たなアプローチを図ることができないか模索しているということで、今年中をめどに対応のほうを考えていくというところで、先日岩手県知事が岩手モデルをつくるということを発表してございます。そういったこともございますことから、まず町で単独でパートナー制度を導入するか、あるいは国、県、そういったものの状況を見ながら導入するか、その辺につきましてはそれぞれ注視をしながら、導入に向けて前向きに検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） パートナーシップ制度は分かりました。

その前段として、多様性にはジェンダー平等が基本としてあります。それから、性差にとらわれずに個々の多様性を認め、尊重し合うことに男女共同参画がありますけれども、そこで今盛んにSDGsで言われておりますけれども、SDGsの施策の一つにジェンダー平等もあると思うのですけれども、SDGsの基本理念を考えてみて、誰一人取り残さない、この基本理念があって初めてほかの17の施策があるはずなのですけれども、そのことを忘れてしまつては、SDGsは何もならないということでありまして。ですから、この基本理念がまずしっかりと根底にあつて、SDGsをしていってほしい、胸に刻んでおいてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） お答えいたします。

まさに誰一人取り残さないという包摂性は、全ての17の目標に対して、その根底にある重要なことだと思っております。その上で、ジェンダー平等の実現というものも一つとして挙げられているわけですが、そういったことを検討していく際に、国連で定めている17の目標については、制度として固めていく部分と、ムーブメントとして議論を起こしてい

こうという2つの側面があるかと認識しております。まさに今回のジェンダー平等、男女共同参画、多様性、このような議論というものは、ムーブメントを起こしつつ、なおかつ制度化されていくべきものだというふうに認識しております、そこを一緒くたにして議論することはできないのかなと思っています。

矢巾町も決して後ろ向きということではなく、答弁でございましたとおり、積極的に検討してまいりたいと思いますけれども、ムーブメントを踏まえた上で、誰一人取り残さないのであれば、きちんとそのような制度化もするという慎重な検討も進めながらしていきたいというふうに捉えているところでありまして、その点についてはご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そこで、ジェンダー平等の観点から、庁内のことについてお聞きしたいのですが、ジェンダー平等の観点では、その取組について社会が女性活躍に向けて本格的に変化するという、指導的立場の女性が3割というクリティカルマスと言われておりますけれども、これは安倍政権では202030とあって、2020年までに指導的立場の女性の割合を30%にすると打ち出していました。にもかかわらず、その目標は早々に見捨てられたという経緯があります。一方、先進国、ほかの日本以外のところでは、3割、4割が当たり前になってきております。日本の少なさが感じられます。

そこで、2015年の第4次男女共同参画基本計画案で閣議決定された30%の目標達成は、現実的ではないとして大幅に下方修正され、現実的数値が掲げられております。そこでも市町村の課長級の数値を、2015年の実数値14.6%から20%の目標が示されておりました。この目標については、町としては令和7年度までに20%としているようですけれども、現在に至るまでどのような努力を続けていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） お答えをいたします。

男女共同参画社会の実現というためには、私どもも様々なプランを設けまして施策を進める、あるいはその環境を整えていくというような形になっております。この間女性管理職の登用というものにつきましては、当然私たちも課題だとは思っておりますけれども、これは決して否定的なことではなくて、様々なこれまで上がってきた経緯とかも含めて、総合的に考えて

いかなければいけないことだというふうに思っています。ですから、女性だから上がれないということを私ども職場として持っているわけではなくて、そのような環境が整い次第、そういうことは速やかに進めていきたいと考えているところでございます。

男女共同参画社会を実現するためには、まず男女の人権の尊重といったところは、それぞれの立場を認め合いつつ、できること、できないことということと、あと意思決定にいかん女性が参画していくのかといったところが問われています。これが大きな柱の5つのうちの2つを占めているわけですけれども、いずれにしても、その割合を高めていこうという姿勢で、プランに基づいて進めているところでございますので、その点につきましては一足飛びにという形で実現はできないのですが、事あるごとにそこは注意しているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 確かに一足飛びと言っているわけでも私はないわけで、長い時間かけてやっていかなければならないものだとは思っております。でも、女性の社会進出が進まない原因の一つに男性の育児、介護など、今まで多くの仕事を女性ばかりに押しつけてきたことに問題があったように思います。そういう時代はもう過ぎてきたはずなので。

先日、先ほど課長が申されました矢巾町男女共同参画推進事業というものが開催されて、そこでワーク・ライフ・バランスについての講演がありましたよね。その中で私注目したのは、アンコンシャス・バイアス、いわゆる無意識の偏見や思い込みのことなわけですけれども、その考え方は日常にあふれていて、誰にでもあるということでした。それが決めつけや押しつけになってしまうこともあるのだそうですけれども、そしてそのことで人を傷つけてしまうこともあるということです。ですから、誰にでもアンコンシャス・バイアスがあるということを常に意識しておくことが必要なのですけれども、皆さんどうでしょう、アンコンシャス・バイアスの考えは。お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 男女共同参画社会を実現するために、社会における制度または慣行についての配慮といったところが、まさにバイアスにかかってくるころなのではないかなと思っております。

昨日小笠原議員の質問の中でも、視察に行った先で、女性が委員に出席するときに、例え

ば保育の場を設ける、誰か預かってくれる人たちに面倒見てもらえる、よく考えれば当たり前前で、配慮すれば「あっ、そうだよね」ということなのだけれども、暗黙のうちにそういうものだな、集めて会議をすればいいのだな、まさにそういったことのバイアスの延長にあるのではないかなと今聞いて思っているところでございます。

男女共同参画プランの実現に向けて、この基本的な5つの考え方は矢巾町でも踏襲しておりますので、そういったバイアスについて、これって誰かが言ったからというよりは、もう本当一人一人が気づいたところから声を上げていくということが大切だと思っておりますので、まず矢巾町役場からも仕事の風土として、そういう環境を整えていく必要性があるかと思っておりますし、またこのプラン自体は町全体に波及させていくものですので、そういった周知というものは図っていきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） ちょっと加えてお答えをさせていただきます。

学習会でそういった話があったのは、そのとおりでございます。それ以降でございますけれども、まず男女共同参画につきましては、ここ数年ではなく、かなり前から始まって取り組んでいるところで、今女性が頑張っていないわけではなく、すごく頑張っているのです。それを男性の皆さんがどう理解するかというところで、この前も紙面のほうに載っておりますけれども、産後パパ育休ですか、これの取得要請というのが載っておりました。これは、令和4年4月から3段階で実施しているもので、今年10月にまた新しく変わったところがございます。産後パパ育休につきましては、町内のパパの皆さんも頑張ってくださいというところで、この点につきましては事業所、商工会も勉強会を重ねておりますので、そういったところも含めて、一体となって進めていきたいと考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 今アンコンシャス・バイアスについてお伺いしたわけですが、自分にはアンコンシャス・バイアスがないということが最大のアンコンシャス・バイアスだということを自覚しなければならぬということで、だから常に何々すべきではなく、常に何々かもしれないということを意識する必要があるということで、他者のアンコンシャス・バイアスはどうしたらいいのかということを書いていたのですが、指摘しないで自分で気づくことがポイントだということだったので、私このことについて講師の方

に質問したのです。指摘しないで気づいてもらうことがポイントだといっても、あの手この手を尽くして分かってもらおうと思っても、気づかない人がいたらどうしたらいいのかということで、明確な答えというのがないのですけれども、そこは私諦めるしか手がないのかなと思ってしまったわけですが、このことについて、本当に難しいと思うのですけれども、どうしたらいいか、考えありますか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） まさに本当に難しいのではないかなと思います。適切な表現かどうか分からないのですけれども、イノベーター理論というものがあまして、真っ先に取り組む人、先頭を見てすぐ取り組む人、大きく動いたなと思ってから動く人、全く動かない人、絶対動かない人というものがあると言われていています。まさにその難しさというのは、動いた、いいことだと思っても、動かない人、絶対動かない人をどうするかという話だと思うのですけれども、バイアスの解消というのは非常に難しいというのは、どんな本を見ても言われていますが、人間の特性として、例えばこういうふうに話しているときに、パンッ（手を打つ）とやったらみんなこっち向くわけです。突然のこういった動きに対して人間が反応するというものは特性であり、それもバイアスだというふうに言われています。もしかすると、そういった方々を動かすのは、そういった通常のことではなく、何かもっと衝撃的というか、いつもと違う行動を起こすことによって気づいてもらうということも、そういう政策として議論されているという背景もあるというふうに認識しておりますので、議員ご指摘のとおり、そういったバイアスというようなもの、従来の政策の観念の中にはなかなか思い浮かんでこなかったような点につきましても配慮しながら、人間の特性というものに含めて、そういう包括的、そして公設的な政策が展開できるように考えてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それで、女性が働きやすくするために男性がしなければならないことというのも多いですし、これも一足飛びにできない長期的な計画の下、環境を整備していくことが必要です。

それで、人材育成も必要になってきます。町の第2次男女共同参画プランによりますと、様々な分野における男女の参画拡大と名づけて、その中でワーク・ライフ・バランスの実現

を挙げております。そこでは、働くことを希望する全ての人が仕事と家庭や地域生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮できるように、ライフステージや個別の事情等に対応した、多様で柔軟な働き方を目指しますとなっています。

ただ、目指す値というのが果たしてそんな目標でいいのだろうかというものもありまして、例えば文化スポーツ課の担当するところとなっておりますけれども、地域において男女が平等と感じている割合とか、家庭において男女が平等と感じている割合が指標として挙げられておりますけれども、これってどちらで取ればいいのか、このアンケートをどこで取っているのか。それによって随分と数値が変わってくるように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） アンケートにつきましては、無作為抽出で取ったアンケートでございます。その方法について、また若干数値が変わる可能性はあるというふうに思っております。数値につきましても、今現在と前とはまた時代、状況がかなり変わっておりますので、そういったアンケートにつきましても、今の状況に合わせた形で再度取るという方法も1つ考えなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） アンケートを無作為抽出ということですが、この数字がどれだけ当てになるのか分かりませんが、私は特にこれからの時代、それを担う若い方たち、特に子どもたちにそういう教育をして根づかせていくことが必要になってくると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） では、私のほうからお答えさせていただきます。

学校というのは、社会の縮図というふうにも言われております。その中で、いわゆる差別的なもの、そしてお互いの人権を認めるもの、そういうふうな風土が今の学校には多くつくられているというふうに思っております。

過日地元紙に中学校の制服の議論のことが取上げられておりました。あのような議論が闊達に行われるというふうな措置はあるものというふうに思っております。よって、この児童生徒が社会に出たときには、また違う措置として社会で活躍されるものというふうに認識をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まさに私、制服の問題をお聞きしようと思っていたのですが、これ矢巾中学校では導入されているようではございますけれども、北中のほうはどのような議論をなされているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

矢巾北中学校においては、矢巾中学校のような形にしてほしいという要望は、今のところ寄せられておらないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） ですけども、ちょっと投げかけてみて、そういう問題ももしかしたら隠れている可能性もありますので、してもらいたいと思うんですけども、そこで学校関係についてもう一つお尋ねしたいんですけども、小学校、中学校、保育園、こども園でもいいんですけども、その辺の、今男女混合名簿というのはどうなっているのかお聞きしたいんですけども、そういう子どもの頃から男女平等意識を持ってもらうためには、そのところ重要ではないのかと思うんですけども、男女混合名簿の現状についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 今ご提案ありました男女混合名簿、これ県のほうの男女共同参画のほうの小中学校の指標の一つにもなっております。本町におきましては、それがきちっと使われているということに統計上はなっております。加えまして、名簿を男女混合にしたからこれが成し遂げられるというのではなく、そのような意識で学校生活、ないしは子どもたちの意識というものが変わるということが大切なものというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 分かりました。そういう意識をするために、矢巾町では進んでいるということで理解しました。

次に、町の男女共同参画プランの最後にあります暴力等を許さない環境整備と理解の推進についてお伺いしたいのですけれども、あらゆる暴力は根絶すべきであります。中でも、女性に対する暴力や暴言などは増加傾向にあるようです。DVやそれに連なる様々な相談などはしっかりと傾聴し、受容し、共感しという基本のプロセスがなされているのか、疑問の残るところでございます。町としては、ちゃんとそここのところの相談体制というのとはできているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

DVに関して、福祉課のほうで相談窓口ということで対応しているところがございます。確かに件数等はそんなには多くないのですけれども、やはり女性の方々が困っている状況はありますので、そういった方々に対しては傾聴いたしまして、その次の段階に、こういったところに相談すればいいのかとか、そういった相談をしっかりと受けて対応しているところがございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そのような相談というのを、どこに相談したらいいかと訴えたりというところがあまり明確でないと思うのです。相談は一時のことでは済みません。継続して見ていくことが大事になってきます。例えば役場の中で、そういう暴力、暴言を受けたらどのような相談体制が取られているのか。女性が被害に遭った場合には、女性は男性にしゃべりづらいというものもあるのですけれども、そういう配慮した相談体制が取られているのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

そのような事案、万が一にもあった場合については総務課のほうに、速やかに上司なり本人なりからすぐに通報という言い方はあれですけれども、すぐに報告をいただくという形で、まずはしっかりと対処したいというふうに考えてございますし、また暴力などを行った者が例えば上司である場合などについては、公益通報制度なども使っていただいて、外部委託の窓

口なり、総務課の窓口なりということで、相談を受けた後にしっかり対処したいというふう
に考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 分かりました。ただ、DV被害というのは早急にしなければならない、命の危険にさらされているということもありますので、相談にはやはり対人援助的スキルを持った方が、経験を持った方が求められると思うのですけれども、ただの相談と違うところは、いろいろそのような相談の研さんを積んだ人材が必要ではないのかなと思うのですけれども、そこら辺の町としての相談体制はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

総務課には、防災安全室にも警察からの出向職員がおりますので、そこら辺の専門的な内容もしっかり把握しながら、あるいは職員間で共有させていただきながら、そういった事案には対応させていただきたいと。

なお、それ以外の総務課の職員、それ以外の一般の職員も、そういったことが起きないように、しっかりと対処できるような職員の訓練なり研修は積みたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） ちょっと話題を変えようと思うのですけれども、現町長になってから、何かの宣言というものが多いように思うのですけれども、そこで私も1つ宣言を提案したいと思います。それは、多様性を尊重するまち宣言です。これはどういうものかといいますと、この宣言の趣旨は、性的マイノリティーなどに対する差別や偏見をなくすために取り組んでいく決意を表明するものであって、こういう宣言をすることにどういう意味があるかという、この宣言というものは、ただ行政がつくって、それを町民に押しつけるのではなく、まずその前段階において、町民や当事者などがきちんと話し合うことから始める。そして、それを徐々に広げていって、それらの声を可視化していく、そういう過程が、私は宣言というものが大事だと思うのですが、その点について町としてはどうお考えでしょうか、お

伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、宣言好きと言われると、そのとおりかもしれません。でも、これまで音楽のまち、スポーツのまち、この間は認知症にやさしいまち。それで、もう宣言したからしっ放しではなく、本当に町民の皆さん、またはいろんな児童生徒、いろんな方々のサポートがあって宣言が活かされてきておるということだけは、ひとつご理解をいただきたい。音楽でも、私から言うまでもなく、本当にいろんな場面で活躍をされておるし、スポーツもそのとおりなわけです。この間も認知症にやさしいまち矢巾宣言させていただいた。これも、例えば煙山小学校の4年生が私らのところに来て勉強した。驚かさない、急がせない、そして尊厳を守っておあげすると。そういうことをオレンジボランティアの方々がつくり上げてやってきているわけです。

そこで、今日いろいろお話をお聞きしてあれなのですが、実はこのジェンダーの平等については、昆秀一議員も分かっているとおり、先月の30日、東京地裁で判決が出たわけですが、その判決の骨子の中には、私ども自治体としては注目しなければならないことが2つあると思うのです。まず、ジェンダーの関係については、分かりやすく言うと、憲法違反だと。いわゆるここに書いてあるのでは、憲法第24条の第2項に違反する状態であると。そして、その中で今後どのような制度にすべきか、これは国会で十分に議論、そして検討なされるべきだということが今度の判決骨子の中で示されているわけです。

先ほどから、矢巾町はジェンダー平等、いわゆるダイバーに非常に取組がいまいちだというお話があったのですが、私はまず国が基本的に取り組まなければ、市町村間で格差が生じると。できれば少なくとも県が、だから憲法とか条例、権利、一つの制度としての構築をしていただきたい。本町としては、何もジェンダーの平等とか人権問題に関わることに後ろ向きでない、むしろ私は前向きだと思っておるのです。昆秀一議員も分かっているかと思うのですが、令和2年の12月会議の閉会で私は挨拶をさせていただいた。そのときに、コロナ禍とか、ジェンダー平等とか、高齢者、障がい者、こういうような方々に対しての、できればそういった差別防止条例を考えていきたいということをお話しさせていただいておるわけです。

それは、もうお分かりかと思うのですが、そこで私、お話をさせていただきたいのは何かということは、まさに宣言にするか条例にするか、今あれなのですが、まずこの人権を尊重すること、ジェンダーの平等、そして矢巾町は非核平和の町宣言もしているわけです、私ら

の先輩が。だから、人権とこのジェンダーの平等、いわゆる多様性、そしてもう一つは平和、これを認め合う、そういうまちづくりの条例なり宣言文を考えていきたいということで、できるのであれば昆秀一議員に高橋昌造が、そういった宣言があれだということで、もし議会の皆さん方に、そして男女共同参画社会の審議会とか何かであれば、年明けの私の任期中に、そういう宣言も一つ考えていきたいなど。そして、宣言するからにはさっきの音楽、スポーツ、または、もう何回も言うのですけれども、いわゆる認知症に優しい、一つ一つそういうものを構築できるような体制整備も併せて、宣言を考えていきたいということで、宣言しっ放しで何も無いのではないかと皆さんに言われぬように、今後意を体してしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 今力強く宣言するというふうにおっしゃられたと私は思っておりますので、多様性の尊重についてというのは、本当に人権問題です。たとえそのニーズが少なくとも、生きづらさを抱えている人が一人でもいれば取り組むべきだと私は思っております。

そこで、また教育委員会にお聞きしたいのですけれども、町内小中学校でこの学びというのは、実際に自分の性に対する違和感を覚えて苦しんでいる児童生徒についてはどのように対応なさっているのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 現在本町におきましては、そのような事例はないというふうに認識をさせていただきます。

ただし、全国的に言いますと、いわゆる性同一性障害というのが一番最初に出てきたことでもございました。つまり、自分の性、性自認に関わることになりましたが、制服が一番、そしてトイレの使用等々の課題が出てまいりました。それに関わっては、国のほうからも対応のマニュアル等も出ておまして、あった場合には、基本的にはそれに従いながら、そして学校におきましては、スクールカウンセラーという心の専門家等がございまして、その部分の活用も含め、適切な対応に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 分かりました。

それで、この項の最後にしたいのですけれども、去る11月19日というのは、国際男性デーということで、男性主体でジェンダー格差解消を目指すプロジェクトが発足したそうです。そこでは男女の行動基準15か条が提唱されておりまして、発足人の方は、男性側が変わり、差別や性的被害をなくす視点を持ってほしいと訴えております。その15か条は、実に興味深いものでありました。その中には、組織内での性差、男女のコミュニケーション、セクハラ、性暴力、男性自身の心得という5つのテーマに焦点を当てております。このプロジェクトは、今後学校教育、それから企業研修への採用も働きかけていくということです。このような普及活動を通じて、組織内で問題意識を持つ人のつながりが生まれればと考えているそうです。男性の行動基準15か条、皆さんぜひ、まず役場内で広めていっていただきたいので、読み上げたいと思ったのですけれども、時間もないようですので、ここで全文を読むのは控えさせていただきますけれども、本当に大事なものなので、ここにいる方、男性が多いようですので、よくこの内容を調べて行動基準としてほしいと思います。

そこで、15の中で特にも私、2つばかり大事だと思ったものを言いたいと思うのですけれども、自省とアップデートを続けよう、それから傍観者・中立マンを卒業しようというのが大事だと思いますので、ぜひこの基準を守りつつ、男性主体でのジェンダー格差解消を目指すべきではないかと思うのですが、最後にお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） この15か条というものを私もちよっと認識していなくて、今むしろ全文聞きたいなと思ったぐらいなのですが、後で調べたいと思います。

昆議員がご指摘の2つの部分につきましては、まさに非常に重要な視点であると思います。常に自分のことを省みて、そしてアップデートしていくといったような視点というものは、まさに重要だと思いますので、こういった視点というものは、男性が多い社会の中でどう変わっていくのかというのが、一つこのジェンダー平等あるいは男女共同参画を進めていく上で非常に重要なことであって、それがまさに国のほうの方針でも肝に当たるような部分というふうに書いているというふうに認識しておりますので、そういった視点は職場内、総務課等々と協議しながら、こういうご意見があったということの認識を深めていく場のきっかけとしてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、まだ1問あるわけですが、ここで時間も大分経過してございますので、暫時休憩といたします。

11時25分の再開といたします。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、昆秀一議員の一般質問を続けてまいります。

それでは次に、3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、町民参加のまちづくりについてお伺いいたします。

まちづくりの基本としては、まず情報の共有、それから町民参加、そして協働というものがああります。いずれ町民が主体となってまちづくりを考え、検討する必要があります。そして、町の保有する情報は町民に、町民の保有する情報は町が知ることが必要であります。また、まちづくりは議会や町当局だけで行うのではなく、その過程には町民が参加し、その主体となったまちづくりが必要であると考えます。町民と町が力を合わせてこそ、地域の公共的な課題に対して効果的に取り組むことができます。まちづくりのためには、それぞれ考え方や立場が違うことを理解した上で、力を合わせて協力することで、真のまちづくりが行われることとなります。そこで、以下お伺いいたします。

1点目、町民主体のまちづくりについての町としての具体策はあるのでしょうか。

2点目、町と町民との情報共有として、町から町民への伝達、町民から町への伝達をどのような考えの下行われ、実践されてきていて、課題をどう思っているのでしょうか。

3点目、これからのまちづくりをしていく上で、町民の意見を聞いていくことが非常に重要であり、特にも次世代を継ぐ若い人たちの意見を最重要視していくことが必要であると考えますが、町としては若い方の意見をどのように取り入れているのでしょうか。また、そこに課題はないのでしょうか。

4点目、PDCAサイクルにおいて、Pの部分における町民参加は、その機会が多くあるように思いますが、特にもCのチェックの部分での町民参加が不十分であると考えますが、どうでしょうか。

5点目、PDCAサイクル、Dの部分での町民参加の一つとしてボランティアがあります

が、その担い手の高齢化や新しい人材が集まらないなどの課題があります。その点をどう考え、解決していこうとしているのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 町民参加のまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町民主体の地域活性化及び町内外に向けた情報発信の担い手となるまちづくりサポーターの育成事業を行っており、将来的にはまちづくりサポーター主体によるまちづくり事業を推進していくものと期待しております。

事業内容といたしましては、昨年度から一般社団法人カダルに事業を委託し、まちづくりのために矢巾町を知っていただく講座の開催や、まちづくりサポーターの組織化に向けた人材が主体となり、イベント等を開催できるよう運営補助を行っております。また、本町が大学等の研究機関と連携して実践に取り組んでまいりましたフューチャーデザインによるワークショップも有効な手段と考えております。フューチャーデザインにつきましては、本年10月に日本経済新聞のコラムで本町の取組事例が紹介され、また11月には不來方高校の2年生を対象に実施いたしましたワークショップの様子が岩手日報に大きく掲載されるなど、新しい時代の町民参加手法として、各方面から注目をされているところであり、本町におきましても、第8次総合計画の策定や各種施策の推進における町民ワークショップに積極的に活用しながら、町民参加のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

2点目についてですが、町と町民との情報共有には、町と町民の間で双方向のコミュニケーションを取り、信頼関係を形成することが重要との考えの下、広報紙、ホームページに加え、各種SNS、ユーチューブチャンネル、ラジオ番組など、様々なメディアを通じて町民への情報発信を行うとともに、町民の声や懇談会等を通じて、町民とのコミュニケーションを図ってきたところであります。

なお、課題といたしましては、町から発信する情報を町民にとって分かりやすく、正確に届けるための各種メディアの効果的な活用方法の確立、年代等を問わず、これまで以上に町民がこの町に興味や関心を持ち、気軽に町に考えや保有する情報を伝えられる環境整備が課題と捉えております。

3点目についてですが、町といたしましては、これからのまちづくりをしていく上で、次世代、次の世代の若い人たちの意見はとても重要と考えております。現在町民の声や懇談会

などで広く町民の皆さんのご意見をいただいたところでございますが、課題といたしましては、そもそもこの町に興味を持っていないければ、町に対して意見を申すことがないのではないかと考えております。若い人たちにもっと矢巾町に興味を持っていただき、意見を出していただけるような環境づくりといたしまして、若者をターゲットとしたまちづくりサポーター育成事業を行っており、若者の意見を取り入れる機会としてまいります。

4点目についてですが、様々な計画策定については、町民参加のワークショップを開催するなど、計画に関するご意見を広くいただいており、実績についても併せてご意見をいただいているところであります。また、町の事業に関して、全てチェックをいただくことは難しいところではあります。広報紙やSNS等で広く情報提供し、町民の皆様方にもチェックをしていただいているものと認識しており、町へのご意見、ご提言は、各種アンケートや投書などで随時いただいているところであります。今後につきましても、常に町民参加の機会を設け、ご意見、ご提言をいただきながら、まちづくりを進めてまいります。

5点目についてですが、担い手の高齢化による人材不足は、様々な分野で課題となっており、ボランティアについても同様と認識をしておるところであります。これからの少子高齢化時代において、ますます後継者の確保、人材確保については厳しい状況になっていくものと思われることから、各種団体やコミュニティ組織と話し合いを通じて、人材確保の課題解決に取り組むなど、新たな対応策を模索していく必要があると考えております。

矢巾町の職員憲章には、町民協働として、町の希望ある未来のため、町民と共に考え行動しますと掲げております。これからも町民の皆さんと協働、そして連携の上、まちづくりを進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まず、若者をターゲットとしたまちづくりサポーターということですが、まちづくり事業をどのようにサポーターがしているのか、具体策があったらお伺いしたいと思いますけれども、現在何名がサポーターとなって、どのような活動をされているのかお伺いいたします。

それから、フューチャーデザインの町民への浸透度というのはどのように捉えているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

まちづくりサポーターですけれども、まだ具体的にサポーターに認定しているという者はいないのですけれども、このカダリ場というふうな、一般社団法人カダルのほうに委託をしている事業の中で、カダリ場という名前の、町について気楽に話し合うサロン、そういうところから始めて、先日実は議員と一緒にいたのですが、ワイワイアカデミーというふうな講座とかワークショップ、こういうのを行いながら育成に努めているところです。13人程度が今サポーターとして見込みがあるのではないかとこのように考えています。ほかに18人程度が興味を持って参加していただいております、そちらのほう期待しているところです。

こちらの方々は、今人数お話ししたのですけれども、実際カダリ場というのは月2回程度の開催で、令和3年度は33回ぐらい開催しています。今年度は11回開催してまして、去年の3年度の延べ参加人数は91人ほどでした。ワイワイアカデミーに関しては、年に講演を4回、ワークショップ2回というような形で開催を予定しているところでございます。ワイワイアカデミーのほうは、それぞれ10名から20名ぐらい参加いただいておりますし、参加は講座2回とワークショップ2回の参加でやはばの達人というのに認定とかして、3年度は5人の達人を認定しているところです。

では、実際どういった成果があるのかというふうなところなのですけれども、参加されている方々、何かやっぱり町内に誇れるものをつくりたいとか、町民を喜ばせたいというふうなお話いただいております。中には具体的に、YAHABARにあります味橋屋さんとコラボもしたいというふうな話をいただいております、今企画しているのは大判焼の限定フレーバー、限定味というのですか、そちらのほうのプロデュースに挑戦、そして実現したいというふうに考えているところでございます。

フューチャーデザイン、先ほど町長答弁の中で、不來方高校生のほう200名ほど相手にワークショップをさせていただいたところなのですけれども、これのほかに盛岡財務事務所のほうからも依頼がございまして、大学生、この日は何人参加したかな、三、四十人だったと思うのですけれども、参加で、国の財政に関して、フューチャーデザインを使った考え方のワークショップを行ったこともございます。こういった形で、若い人に徐々に徐々に広めているところでございます。

ただ、今実際はまだ40人であったり、200人だったり、こういうふうな状況でございまして、これを今後回数を広げていくということで、少しずつ、少しずつ周知には努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まちづくりサポーター、これからに期待するわけですがけれども、フューチャーデザインについても進んでいるとは思いますがけれども、これ私いつも言っていることなのですがけれども、声も出せない少数の者の意見の中に大事なものが隠されているのではないかと、そこを大事にしてほしいということをお願いしてきているのですがけれども、そういうワークショップなどで声を上げる人も必要です。もっと声なき声も、声にならない声とか、そういう方たちの声を拾い集める作業というのも行っていたきたい。そのためには、傾聴というものが大事になってきますので、その辺の考えについて伺います。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

声なき声を拾い上げる、おっしゃるとおりだと思います。面と向かって言うのはただ難しい、面と向かっては言えないけれどもネットなら言える、こういう方も世の中に今はたくさんいらっしゃると思います。そういった中で、我々のほうではいろいろ情報発信、SNS等を使ってやっているわけなのですがけれども、町民の声を拾い上げる方法として、町のホームページからいろいろお問合せをいただくという方法もございます。実際こちらのほう、毎日のようにお問合せを頂戴しております。3年度の件数では、288件ほど投書とメールなりのネットからの問合せというふうなのがございまして、そのうちの8割ほどはメールのほうでの問合せというふうな状況になってございます。中身は、提言が8%ほど、要望は17%ほど、苦情は14%ほど、あとは普通に問合せが60%ほどというふうな内訳でございまして。こういった形で、声なき声ではないのかもしれませんが、いずれ面と向かって話すというのが苦手な方、ないしは気軽に問合せいただけるような、こういった仕組み、窓口を整えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 分かりました。ネットが結構来ているということでありましたけれども、それで提言が数%あるということだったのでありますが、先ほどPDCAのCとDのところをお聞きしたのでありますが、答弁いただいたわけですが、Pにおける町民参

加は、プランだけではなくチェックやアクションにも関わるものだと思うのですけれども、これからPDCAサイクル全ての局面にて住民参加が必要であって、形骸化させてしまっただけではいけないわけですが、そのためには一部の住民に、そのような参加される方ばかりに偏るのではなく、その辺のPDCAにおける住民参加の人員確保というの、充て職ばかりに任せるのではなく、特に若い人の意見を重要視していくことが必要だと思うのですが、先ほどまちづくりサポーターについても、若者ターゲットとっておりましたけれども、ほかに何か考えがあればお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） 先ほどのまちづくりサポーターのお話、確かに若い方、ただネットのほうも若い方からも積極的にいただいております。すみません、具体的にパーセンテージはちょっと今持ち合わせていないのであれですが、子育て世代であるとか、内容が子ども・子育てに関するものであるとか、教育に関するものであるとか、こういった意見もいただいております。これは、年齢的にどう考えても文章の形態とか、そういったのから若い方だと判断できるもののがかなり多くて、実際にこういった会合等に出ただけの若い方というのは少ないのかもしれませんが、いずれチェックをいただいて、そして意見をいただいて、それに対しましては、私どもは各課に周知を行って、全課挙げて対応させていただいて、そしてちゃんとこういうふうになりましたというふうな回答も申し上げているというふうな状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 私のほうから、若干補足をさせていただきたいと思います。

まず、質問の通告を拝見しまして、昆議員からまちづくりの基本として情報の共有、町民参加、そして協働という流れ、本当にオーソドックスというか、鉄板の論説に沿った形のご質問をいただいたなと思っております。昆議員からいろんなことを聞かれるだろうなと思ひまして、図書館に行って調べてみますと、まず情報共有は広報論という本に分類されます。町民参加は住民参加論とか市民参加論、そしてまさに協働というのは合意形成論といったようなところで、それぞれ学問分野としてはばらばらで議論されているようなところが現状一つで起こっている。

矢巾町が今様々町民の皆様をお願いしている住民参加というのは、ご指摘のとおり、背景にあるように、役所が主導して、こういうところに参加してくださいねということをお願い

しているところでございます。そこに向けて計画づくりをしているのですが、まちづくりサポーターを最終的に推進していきたいというのは、その上位である協働といったところに結びつけていきたいというのが私たちの流れでございます。そういった流れでいきますと、住民参加、そもそも決まった人しかいないのではないかと、そういうご指摘があるのはそのとおりだと思っております。

その上で、なので私どもといたしましては、住民参加のときに無作為で抽出して、多くの方に案内状を出して、そこで興味を持っていただく、ワークショップに参加して興味を持っていただくことで、そこから参加した経験が口伝えで広がっていくというような形の波及効果を期待したり、いずれにしても、どこかで区切ってしまうと、そこで成果が問われてしまうのですが、私たちはそういった協働のまちづくり、町長も標榜しておりますように、それから共創といった形につなげていくためには、やり続けていくことが大切かなと思っております。そういった意味で、企画財政課長が答弁しましたように、様々なコンテンツを活用しつつ、理念としては共創に向けてやり続けるというところをベースに取り組みでまいりたいと思います。具体的な方法といたしましては、その集め方とか、そういったところを工夫しながら、答弁でもございますように、関心のある人を増やしていくという手法を地道に続けてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まさしく地道にやり続けるということが一番大切なのかなと思いません。そこに新しいものも取り入れていくということが必要だと思いますけれども、これ若い人の意見の聴取の仕方の一つに入ると思うのですけれども、10月に岐阜県瑞浪市に視察に行ったときに、資料でお渡ししている写真でお示ししていました市役所庁舎に入っただけのところ、現在総合計画策定中なので好きなことを書いてください、貼ってくださいとあって、主に子どものだと思われるコメントが書いて貼ってあったので、興味深く読ませていただきました。そこには、プーチンに優しくなってほしいというのが書いて貼ってありました。これなかなか言えないというか、ことだと思うのですが、これいい方法だなと思ったので、本町でも庁舎に限らず、駅ややはば一く、学校でもいいのではないかなと思うのですけれども、そういうところに設置して、書いて貼ってもらって、計画に反映させていくということもいかがかなと思うのですけれども、いかがでしょう。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

こちら私も資料拝見して、確かにとてもいいやり方だなというふうに思いました。できるだけ早めにこういった手法を取り入れさせていただいて、ご意見を賜っていききたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 申し訳ありません。私からも1点補足をさせていただきたいと思えます。

私も非常にいい案だなというふうに思えます。また、もう一つちょっと私考えなければいけないということで、先日不来方高校の生徒にフューチャーデザイン、276名だったと思うのですが、行いました。その前段にも、矢巾町に望むことは何ですかという問いかけも実はその生徒にアンケートを行っています。そうしたら、自分たちが遊ぶ場所とか集まる場所が欲しいという意見が圧倒的に多かったというものがあります。この後フューチャーデザインを行った後に、この子どもたちが改めて意見を述べてくれました。そうしたら、すごく心に残るものがあったのですが、そのアンケートで私は自分たちが遊ぶところをつくってほしいと言っただけけれども、将来のことを考えると自分たちだけではなくて、おじいちゃん、おばあちゃん、みんなが集まって快適に暮らせるような工夫が必要だと思うというようなことがありました。即時的なニーズ、今のニーズだけを聴取するというのも非常に重要な視点だと思うのですが、いかに先に持続的な意見を聴取するのかということも併せて重要なのかなと思っております。

このような意見を集めるときの注意事項といたしましては、今の人がすぐ必要だから今の欲求を満たすのではなくて、やっぱり将来こういうまちだよなといったところをきちんと聴取する仕組みというものを加えていきながら、そういったまちづくりを進めていきたいと思えます。資料、ご提言、本当にありがとうございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そういう若者の声って本当に発展性があるというか、すごくいいなと思うところがいっぱいあると思えますので、どんどんそういうところを取り入れていただければと思います。だからといって、高齢者だっつりのを取り入れないというわけではない

のですけれども、そういう次世代に向けた提言というのをどんどん取り入れていただきたいというふうに思います。

そこでもう一つ、コロナ禍において、町民とのコミュニケーションってすごく難しいところがあるわけですが、それは言い訳にすることが多いのですけれども、やはりこれ何度も言いますが、やれない理由を探すより、やる理由を探してほしいと思います。その中で、コロナ禍だからこそ、オンラインなどのインターネットの活用が増えてきていて、これも今後さらに発展していくことが必要になってくるのではないかと思いますけれども、例えばオンラインを用いた町民との意見交換、ネットの普及によって多分やりやすくなったでしょう。それから、若い方との意見交換の場としてオンライン、これ小中学生にタブレットを配っているのでも、児童生徒ばかりではなく、その親たちとも活用して多くの方から話を聞いたり意見交換できる場となり得るはずです。それに、今若い方のほとんどはスマートフォンを持っていますので、こちらの情報をSNSなどで情報発信してもらおうというのも、そういう活用もあると思いますので、町と連携取りながら、この連携を深めていく取組もできるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

各コミュニティのほうにはノートパソコンを今配付しておりますが、まだ実現できていないのですが、オンラインで各公民館と結んで、会議なりをやっていききたいというふうに考えてございます。そういったところで、意見集約の場として一つの場所に集まらなくてもできるのかなと思ってございますし、今議員からお話しいただいたように、学校とつながること、そしてその保護者の方とつながること、いい提言をいただいたとっておりますので、ちょっと方法論いろいろあるかと思うのですけれども、実現に向けて検討していきたいというふうに考えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それから、民間等を使うと、協定の話なのですけれども、これも宣言と一緒に、たくさん協定結んでいるような気がするのですけれども、現在どのくらい結んで、どのくらい現町長になって増えているのか分からないのですけれども、まず現在どのくらいの協定を結んでいるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

災害などの協定も含めまして、123の協定になってございます。それぞれの協定の内容につきましては、有効性、それから実際に稼働できるように各課対応させていただいておりますので、検証もさせていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） これ、もちろん友好的な協定で、形骸化しているものはないだろうなどは信じておりますけれども、結んでいるというのは営利企業もあるかなと思って、パフォーマンスやPRの実績づくりで使われているようにも考えられても不思議ではないのかなというふうに考えるわけですが、いいなと思った協定もあるわけで、ほかの自治体でやっている協定なのですからけれども、地元高等学校との協定ということで、先日奥州市で水沢一高と協定を結んだという報道がありましたけれども、この協定ではまちづくり、人材育成などの6つの項目について連携して、活力ある地域社会をつくることを目指すということでございます。本町でも不来方高校と何か協定結んでいるかもしれないですけれども、百幾つあるということなので、結んでいるかもしれないですけれども、このような人材育成のような協定を考えてみてもいいのかなというふうに思ったのですけれども、そういう若い世代との連携、今一番必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 協定、若い方の考え方を取り入れるというような視点では、それというのは学校がメインになるのかなと思ったりします。そういう意味では各大学、岩手県立大学、富士大学、盛岡大学と協定は締結させていただいておりますが、ここは非常に機能しているのではないかなと思っているところでございます。しかし、協定の項目の中に、若い人たちがどのように参画していくというよりは、大学が持っている知見をどのように生かしていくのかという視点になっている協定でございますので、そういった視点につきまして、取り入れることができるかどうかといったところを各協定の締結者と協議しながら、見直しが可能であれば、これは矢巾町だけ必要というより、各相手方の大学もそういうことが必要なかどうかといったところがありますので、必ずしもここで全てできますということではないのですが、そういう見直しを進めてまいりたいと思っております。

また、そういう若者の意見を集約するとか、人材を育成する、輩出するといったところは、産業技術短期大学校でも持っておりまして、これは協定を結ばなくても、そういった部分の認識の下に、何か取組を起こそうということで行っておりますので、そういう視点は大切にしながら取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 時間もなくなってきたので、最後のほうにしますけれども、ボランティア活動の継続ということで、次の世代を育成するためにはどうしたらいいかということで、これは何の後継者育成にも必要だと思うのですが、メンバーの固定化と枯渇等を計画的に回避するということにあると思います。それは、第1世代の責務でもあって、何歳になったら卒業、何年活動したら卒業とある程度決めておいて、卒業する者は次世代の人材を必ず1人確保するというのをルール化して、卒業したメンバーはアドバイザーとして支え役に回るということにしたらいいのではないかと、そういう方法もあるのではないかと、思うのですが、これ人材の固定化、活動を狭めてしまうことにもつながりかねませんので、そういう取組も進めるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） お答えいたします。

適切なお答えになるかどうかは自信がないところなのですが、まず第1世代、第2世代を含めて、必ずそこでつなぐようにという考え方については、全く私も同調するところでございます。それによって、固定化を防いで流動化を進めていくというのはすごく大切なのかというのは、組織の中の新陳代謝という部分でも必要なことなのかなと思いますが、一方でそれをルール化してしまうことによって、個人のやる気とか尊厳とか、自分たちはもっとそこをやりたいのだという人たちの可能性を奪うということもあろうかと思っておりますので、そういった方々の芽を潰さないように、組織の中でいかに広がりを持たせていくのかといったところにつきましては、全ての組織において共通のことなのではないかなと思いますので、そういった視点は大切にしながら、なおかつ私たちも気をつけていくのですが、自分でやったほうが早いけれども、次の世代にこれ何とかやっていこうというのは、昨日の話、職員の研修でもありましたけれども、OJTもまさにそういった視点が重要になってくるのではないかなと思っておりますのでございます。そういった意味で、個人の尊厳、そして

流動化というのは、二律背反になる可能性があるのですけれども、どちらにしても持続可能な組織をつくっていく上では重要だと思いますので、そういったご提言をいただきつつ、しっかりとした取組を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） これで最後にしますけれども、先日国際子ども平和賞に日本人として初めて17歳の川崎レナさんが選ばれました。川崎さんは、学校と地域の政治家をオンラインでつなぎ、若者が直接意見を伝え、政治に関与できる仕組みを立ち上げたことなどの活動が評価され、選ばれたとのこと。彼女のスピーチの中で、この活動を始めたきっかけは悔しさだということです。そして、こう言っています。「けれども、39歳の市長が居眠りする議員に向かい「恥を知れ」と叫んだとき、日本はまだ変われる、私はそう思うことができました」と。そして、「私たちに子どもらしく夢を持たせてください。私たち日本の子どもは、みんなが理想とするカッコいい日本になってくれるのをずっと待っています。私たちは、いつまで待てばいいのでしょうか」とも言っております。本当にそのとおりだと思います。この川崎さんのような子どもは、矢巾町にもいるはず。そういう子どもたちをがっかりさせない、カッコいい矢巾になろうではありませんか。いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） お答えいたします。

まさにかっこいい矢巾町になったらいいなと思いますし、子どもたちの中で、私は中学生とか、そこら辺の世代と主にお話ししたことがありますし、時々話す機会を持っているのですけれども、そういう思いを持っている子たちはたくさんいます。ただ、子どもたち全てが同じくそういう発信をできるわけではなくて、かなり自分たちの思いを特化して、周りが協力してくれたおかげで、そういう子どもたちができているというようなこともあるのかなと思います。そういった中では、私たちはただ単に子どもの意見ということではなくて、しっかりと当局と教育委員会が連携しながら、そういった意見を少しでも政策に反映することができるようなまちにしていきたいなと思います。まさにかっこいい矢巾町、子どもたちから見て、「ここ俺たち自慢できるんだぜ」みたいな矢巾町が、子どもたちによって将来がつくられているということからしても、まさに重要なことですので、そういうまちづくりをしていきたいと思います。

以上、お答えとします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で10番、昆秀一議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、ちょうど正午を若干回りました。ここで昼食のために休憩に入ります。

再開を午後13時といたします。よろしく申し上げます。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

それでは次に、1番、藤原信悦議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（1番 藤原信悦議員 登壇）

○1番（藤原信悦議員） 議席番号1番、町民の会、藤原信悦でございます。

1問目、義務教育未修了者に学びの機会や場を設けることについてご質問いたします。文部科学省の2021年度調査では、国、県とも小中学校での不登校の児童生徒数が過去最多になったとの報道がありました。県内では、前年比20.2%増の2,270人、国レベルでは24.9%増の24万人を超えたとのことでした。また、2020年の国勢調査によれば、県内には2万1,171人の義務教育未修了者がおり、15歳以上の人口比では、青森県、秋田県に次いで全国で3番目に高い数値となっています。

不登校のみが義務教育未修了の原因とは一概に言えませんが、問題は、そのような事情等により、義務教育課程を修了しないまま社会に送り出される児童生徒がおり、その後の社会生活の中でハンディを負うことにならないかということです。もし私とその立場であり、就職等で学歴を問われたら何と回答すべきなのか、私には分かりません。なぜなら、義務教育課程に未修了者はあり得ないことだからです。このことは、憲法第26条に定められた教育を受ける権利、学習権、保護する子女に普通教育を受けさせる義務、教育権に反するものであり、全ての児童生徒には、法の定めに従い、学ぶ機会や場を提供し、義務教育未修了者をなくすべきと考えるが、以下について伺います。

1つ目です。本町の不登校児童生徒数は、平成27年度、小学校で1人、中学校21人の計22人

から、ちょっとデータは古いのですが、令和2年度は小学校4人、3人増、中学校28人、7人増の計32人、トータルで10人と、児童生徒とも増加している状況です。この児童生徒の中に義務教育未修了者はいるのか。また、未修了者がいた場合、どのように対応されるのか伺います。

2つ目、形式卒業者という言葉聞くが、これはどのような卒業者を指すのか。また、教育未修了のままでも卒業となるのはなぜか伺います。

3つ目、義務教育未修了者への対応として、2016年施行の教育機会確保法、正式には義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律では、夜間中学や不登校特例校の設置を国や自治体の努力義務としております。夜間中学については、国は全都道府県と全指定都市、これは政令都市です、最低1校の設置を呼びかけているが、現在の東北では一校もありません。ちなみに、全国で見ますと、夜間中学は今年の4月段階で15都道府県、34市区で40校ございます。東北にはございませんけれども、2023年には仙台市で、2024年に福島市で設置されるとのこと。この動きについて見解を伺います。

4つ目、不登校特例校、これも今年の春のデータですけれども、10都道府県、公私立合計で21校ございますが、不登校特例校は学習指導要領に縛られず、理解度に応じて学習内容を調整できるので、小中学校一体型の運営も可能であります。当町にはフリースクールもあります。全日でございますけれども、フリースクールがありますので、連携した取組ができないか伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 1番、藤原信悦議員の義務教育未修了者に学びの機会や場を設けることについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町において義務教育未修了者はいないものと認識をしております。

2点目についてですが、形式卒業者とは、登校実績がなく、十分に学力を習得できぬまま卒業した児童生徒のことと捉えてございます。義務教育の全課程の修了を認めるのは校長と定められており、平素の成績を評価して認定することとなっております。例えば不登校児童生徒の場合は、心身の状況によって履修することが困難な各教科は、心身の状況に適合するように課さなければならないと学校教育法施行規則により定められておりますので、この取

扱いにのっとり、卒業認定を行っているものと理解しております。

3点目についてですが、平成29年3月に岩手県中学校夜間学級の設置に関する検討委員会から公表された中学校夜間学級の設置に関する報告書によりますと、夜間中学校での学び直しの機会を希望している者がいないとの報告があったものの、しっかりしたニーズ把握が進んでいないのが現状であります。令和4年4月現在、15都府県に40校が設置されており、東北では令和5年度に仙台市が、令和6年度には福島市が開設を目指しているところでありますが、本県ではまだ設置されていないところであります。

国におきましては、少なくとも各都道府県、政令指定都市に夜間中学1校の設置を促進しており、本町といたしましても、その必要性は十分に感じてございますが、まずは本県で開設に向けて取り組んでいただきたいというふうに考えてございます。

4点目についてですが、当町では不登校児童生徒が学校復帰を目指すための適応指導教室、こころの窓を設置しており、小中学校と保護者が連携し、個に応じた学習保障や社会性の構築に取り組んでおります。また、フリースクールに入所した生徒についても、施設の活動等を学校と共有してございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 義務教育未修了者はいないものと認識しているとの回答ですが、これは教育長はどのような方法で確認されているのでしょうか。学校長からの報告があるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 中学校の卒業認定でありましては、先ほど申し上げたとおり、学校長が認定してございます。その際、全課程修了届というものを教育委員会に提出することになっておりますので、それをもってこの答弁とさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 2つ目です。義務教育課程の修了を認めるのは校長と定められているということですが、その評価基準というものはどのようになっているのでしょうか。例えばその基準によって、校長さんの評価がばらばらになるということはないのでしょうか。

その辺を確認させていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 全過程の修了ということでございますが、2つ考え方があります。

1つは、学習指導要領に義務教育で学ぶべき内容というのが示されてございますので、それを修了したかどうかの認定。2つ目は、先ほど答弁で申し上げたとおり、心身に障害等がある場合は、その子に応じた課題を出して、その提出をもって評価をする。例えばICT、自宅で課題等を行ったというのも評価の対象になります。そういうのもって、各校長先生方は全課程修了の認定をしていると捉えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 現在町には、義務教育未修了者はいないという先ほどの発言でございましたけれども、一昨年国勢調査がありまして、この国勢調査では教育に関する質問事項があります。世帯に関する事項として、在学・卒業等教育の状況、それからもう一つは交通の話でしたので、今申し上げました在学・卒業等教育の状況については、どこまで学校が終わっているのかというのが報告されています。そのデータを見ますと、教育長さんが把握されている喫緊の未修了者はいないはずなのだと思いますけれども、矢巾町で見ますと、トータルで437人、15歳以上の方で。当然戦中戦後の時代にまともに学校行けなかった方も含めた人数ですけれども、437の方がいます。やはりこの方たちだって、本当は勉強したかったはずだと思うのです。ですから、私が言いたいのは、学び直せる場所としての夜間中学、これは国もそのように考えていますので、そういう意味で、この件についてどのようにお考えか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 議員ご案内のとおりだと私も認識しております。というのは何かと申しますと、いわゆる戦中戦後で、例えば小学校を卒業しなかった、中学校を卒業しなかったという数が一定数あるのは認識してございます。これにつきましては、平成29年、県で調査したときに調査対象になってございます。その方々に学び直しを希望するかという問いもございまして、そのとき希望する方はゼロ人ということでございました。しかし、議員ご指摘のとおり、もう一度学び直しをしたいという数も一定数いるものと認識してございますので、それは矢巾町単独の問題ではなくて、少なくとも県単位の問題で、どう対応すべきかと

いうのを今後検討する必要があると認識してございます。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原由巳議員） 再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 今の教育長のその答弁をぜひ生かすためにも、本来であれば県の動きを待つのではなくて、近隣関係市町村と共同で県に働きかける方法もあるのではないかと思います。やはり芸能人の方も一定の年齢たってから大学入ったり、高校入ったりする方も報道されておりますけれども、学ぶということは、その中にやっぱり自分で得るものがあるから学ぶと思うのです。ですから、そういう機会はぜひ潰さないように、関係市町村と働きかける、そういうお気持ちはおありかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） そのことに関しましては、実は市町村の教育長の協議会というのがございます。その中でも、この点についても話題となっております。そのときに、やはりその実態把握とニーズ把握をきちんとすべきであろうと。それを基にして、どのように働きかければよいかという具体化を図っていくというふうな段階でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） ぜひ今のお答えの中身を進めていただいて、夜間中学の設置のほうに何とか向けられればと思います。

それで、本事案についてのコミュニティスクールとの関わり合いは、どのようになっているのでしょうか。その辺の関係についてお尋ね申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 学校運営協議会との関わりということでございますが、いわゆる学校運営協議会は、今の学校をどのようにするか、またはその地域で学校に何を求めたいか、そしてどのように共同参画して経営していくかということでございます。よって、いわゆる義務教育の未修了という部分については、話題になったということは、今のところ把握していないところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に質問。

(「ありません」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。もしあったときは、後でまたお願いします。

それでは次に、2問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） それでは、2問目でございます。産業振興の見直しについて質問いたします。

これまで産業振興対策として、地区計画制度による企業誘致、地場産業の育成、定住、移住による労働力確保等を進められてきたことは理解しております。また、盛岡市に隣接していることもあり、県内他地域と比較して、本町の人口は増加傾向にあります。一時減ったこともありますけれども、あります。

しかし、仙台や首都圏の大学に進学したり就職した若者が地元に戻り、就職するケースは少ないです。これは、就職に当たり、企業の業績や将来性、処遇条件等を調査比較し、その結果として地元企業を選択しなかったということにはほかならないと思います。この傾向は今も続いており、一言で言えば、若者が選ぶ企業が地域、町内には少ないということではないのでしょうか。産業振興施策成功のポイントの一つは、地場企業も含めた魅力ある、働きがいのある企業を増やすことではないのかと思います。そのためには、従来の施策を見直し、新たな施策を打ち出す必要があると考えますが、以下について伺います。

これまでの産業施策は計画どおり遂行されたのか。また、どのような成果があり、課題は何であったのか伺います。

2つ目、将来本町の産業の柱を何にしようとお考えか、そのために今取り組むべき課題は何であるかとお考えか、伺います。

3つ目、企業誘致に当たっては、タイミングとスピードが求められると考えます。しかし、待ちの姿勢では時期を逃し、成功はおぼつかないと考えます。以前、産業振興についての一般質問をした際に、産学官、金言労士もついていましたけれども、一体で取り組むとの回答でしたが、その後の進捗状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 産業振興施策の見直しについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、これまでの産業振興策は、第7次総合計画における産業の活力を高めるまちづくりを目指し、農林業、商工業の振興、観光まちづくり及び就労者の支援に取

り組んでおります。特に中小企業振興基本条例の制定後、円卓会議を設置し、具体的な施策検討を進めていることや、観光客入り込み数の大幅な増加などの成果があったほか、コロナ禍という大きな情勢の変化に対応した新たなにぎわい創出事業、や市を継続的に実施していく方向性を確立しております。

産業振興の課題といたしましては、農林業、商工業の振興について、事業者は当然ながら、関係団体や町民の皆さんも含め、地域一体となって地域産業を盛り上げていくといった連携体制の強化を図る必要があると捉えております。

2点目についてですが、農商工連携も含め、町民と地域産業が強く結びつくことで仕事や雇用が創出される体制や、地域の魅力を再発見し、地域資源の循環を促進する仕組みづくりが必要であることから、今後（仮称）やはば産業振興センターの設置を産業施策の重要な柱として位置づけ、設置に係る目的や機能について、産学官金連携しながら十分検討し、課題等を整理し、迅速かつ丁寧な計画し、進めてまいります。

3点目についてですが、企業誘致は立地環境や生活環境及び優遇制度を充実させ、総体的かつ迅速に取り組むべき町の重要施策であります。矢巾町は、他自治体と比較すると教育環境や生活環境、あとこれには医療環境なんかも抜群に優れているという声を幅広く町内外からいただいております。今年度から復活いたしました、首都圏で開催する企業ネットワーク等のイベントに積極的に参加し、この町の強みを存分にPRしながら、新たな人脈の構築を図り、企業誘致活動を推進しております。

産学官金一体での取組についてですが、現在定期的を開催しております中小企業振興円卓会議や、今年度実施いたしました官民連携手法に関する勉強会やワークショップにおいて、まさに産学官金で持続可能な地域経済好循環のための体制構築や整備手法について話し合っているところであります。この実績を参考に、（仮称）産業振興センターの設置検討を含め、今後の具体的な事業展開に生かしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 町内の企業を産業別に見ますと、第3次産業の事業所数や従業員の伸びは高くなっています。中でも運輸通信、卸小売、医療サービスが顕著でございます。一方、1次産業は事業所数、従業員数とも横ばい、若干減っております。2次産業においては、建設業の事業所、従業員数は伸びておりますけれども、製造業の従業員数は減っております。

正直言って、産業の発展というか、伸びというか、ちょっと何か少ないような気がします。

問題は、いずれの産業も1事業所当たりの従業員数は、運輸通信産業が最大で、それでも1事業所25.6人です。この規模では、定期採用はなかなか難しいのではないかと考えます。安定した採用のない企業については、学生もやっぱり敬遠します。それから学校側、これは高校が特に顕著ですけれども、積極的に紹介しません。ということは、町に就職するという機会がなかなか持てないというこの現状について、どのようにお考えか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 確かに町内に住んで、町内の企業に勤めるということが非常に理想的な部分がありますけれども、やはり矢巾町内においても、市街化区域がどうしても少ないという部分がありまして、国道4号、特に間野々、東徳田沿いで、今新たな地区計画制度を用いて企業誘致に取り組んでいるところでありますけれども、そういった部分も含めまして、企業誘致につきましては、優良な企業が矢巾町内に立地すれば一番いいことではございますけれども、どうしてもそういった土地の足りない部分ありますので、盛岡広域の中で取り組むべきところもあるのかなというふうに捉えてございます。

広域の中で取り組んだ中で、当然矢巾町に住みながら、例えば隣接する盛岡の大企業のほうに就職するということも可能でありますし、その辺も踏まえながら企業誘致は進めていかなければならないのかなというふうに考えてございます。もちろん町内に優良企業が立地することは望ましいことではございますけれども、それも同時に進めながら、今後はいろいろな企業に働きかけを進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 今のご回答については、分からなくもないのですが、やはり現実問題、矢巾に生まれて矢巾で育った若者が、なぜ矢巾から離れていくのか。この問題についてやっぱり根本的に考えなければならないのが働く場の確保をすることだと思います。そのためには、産業基盤がしっかりしたまちづくりをしなければならないと考えます。若者に振り向いていただく一つのポイントは、やっぱり矢巾にもこんな企業があるのか、これは大手、中小は関係ないです。オンリーワンとはいいませんけれども、何かちょっと変わった企業があるねというのがあってもよいのではないのでしょうか。そのためには、やはり地元の企業の育成ということも、これは行政の範囲とちょっとかぶらないところもあるかもしれませんが、その部分についてもやっぱり考慮すべきではないかと思いますが、お考えを

伺います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話がございました働く場の確保、これは町としても必要であるというふうに考えてございます。ただ、全ての方の業種、自分はこういうところに勤めたいという業種を全てかなえるわけには、一つの町ではかなえることはちょっと難しい部分もございます。

ただ、今お話あった地元企業の育成、これにつきましては今もアフターフォローしながら、例えばこれまでの誘致企業でありましたベン岩手工場なり、様々各種製造工場もあるわけでございますけれども、そういった既存の誘致企業なり地元企業の魅力を発信できるような形で、町としてもバックアップしていけばいいのかなというふうに思っております。矢巾町にも様々な優良企業がございまして、そういった部分、今の中学生なり高校生なり、そういった若者に向けて情報発信できるようなことも、今お話を聞きながら必要だなというふうに思っておりますので、今後取り組みたいというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） やはば産業振興センターの話が回答の中で出てまいりました。はて、どっかで聞いたなと思ったら、9月の質問の中で、このときは農業の担い手不足での対策として、やはば産業振興センターの話が出てきました。これは実際いつ頃までに設置して動き出すのか、その予定をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） これは仮称でございますけれども、やはば産業振興センターについては、ただいま既存の産業振興センターというものがいわて産業振興センター、これは県が中心になってつくっているものでございますけれども、ほかの市町村とかも出資して行っている産業振興センターがございまして、あとは盛岡地域地場産業振興センター、これは手づくり村とかを運営している産業振興センターでございますけれども、そういった各種産業振興センターがある中で、では矢巾町にとってどのような産業振興センターが必要なのか、どういうことが求められているのかというものは、やはりニーズを把握しながら、矢巾町の農商工、この辺の連携を強く結びつけながら進めていかなければならないというふうに捉えてございますので、こういったものの取りまとめを、方向性なり取りまとめをしながら進めていかなければならないと思っておりますので、今年度から来年度にかけてその辺煮

詰めていきながら、来年度中に設立ができればいいのかなというふうに考えてございます。
よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 今のセンターを含め、円卓会議でいろんな活動をなさっているのですけれども、これを一般の方々がどこまで知っているかというのがちょっと気になっていました。というのは、やはりこういうのに関心ある方もいるし、何か起業をしようと思っている方もいると思います。こういう方々が、このセンターの活動に協力してくれたり、実際に働いてくれることもあると思います。その辺の周知についてはどのようにお考えになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 昨年度条例が6月に制定されて以降円卓会議ということで、それこそ産学官金のいろいろな方々が集まって、円卓会議を構成しているわけでございますけれども、その方々が昨年度と今年度、延べ5回以上の会議を開きながら、今年度末の基本計画の策定を目指しているところでございまして、基本計画策定前に当然パブリックコメント等も実施しながら、矢巾町ではこういった計画をもって、中小企業の振興を図っていくのだということをお示しさせていただき予定でございます。その後にパブリックコメント等を通じながら皆さんの意見を聞いて、その後に計画策定ということで、それを計画策定するだけではなくて、当然事後検証、評価しながら、次の再計画のほうに結びつけながら、運用していくといった流れで進めてまいりたいと思いますので、まずは今年度末までに基本計画策定を進めておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 今度は、企業誘致についてお尋ねいたしますけれども、企業誘致、私の質問の1番に書いていますけれども、地区計画でやる企業誘致もあります。これは、どちらかという町が調整役で、地権者さんと企業さんとの間でやるやり方です。もう一つの方法は、従来どおりの、やっぱり企業を連れてくる、単独で、という話になると思います。

ただ、どちらかという、2回目にもおっしゃられた企業誘致というのは、待ちの姿勢では絶対なかなかな難しいと思います。極端な言い方をすれば一本釣り、やっぱりこういう企業がうちの地域、町内、あるいは近隣にあればいいなということを見定めた上で誘致する方法

もあるのではないかと思います。そうなりますと、相手企業さんは当然町長との面談を希望するはずで。やっぱり企業誘致については、町長のトップセールスも最大の武器になるのではないかと考えますが、その辺町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それで、（仮称）やはば産業振興センター、今円卓会議でもいろいろ議論させていただいて、このビジョンなり基本方針、ロードマップ。それで、まず今担当課長からも答弁あったのですが、いずれやはり今回はもう時間軸をかけて、しっかりしたものをつくり上げていきたいと。そこで、まず第8次の総合計画の中にしっかり位置づけを、ビジョン、基本方針、ロードマップまで含めて、そして何よりもやっぱり町内に住んでいる方々、町民でもあるし、消費者でもある。それから、例えば農協とか商工会とか、いろんなあれがあるのですが、その中で今考えているのは、やっぱり藤原信悦議員のおっしゃるとおり、町民の皆さんに認知してもらわなければ、それが大事、周知と認知なのです。こういう企業を今度誘致するとか、私も実は道路住宅課があれして、藤原信悦議員も地元の議員として、まず地元の地権者の方々と、おいでになっていただく新規事業者のマッチングをさせていただくという手法で今やっているのですが、これからは強力なある程度旗印を示して、やっぱり企業誘致をやっていかなければならないと。それは、もう時代の要請なのです。

その中で、産業振興センターの中にも新しい事業の創出とか、今はやりのあれに乗るのかと言われるのですが、シェアオフィスのこういう役割も大事なものですから、そういうことも一つ一つ丁寧に拾い上げてやっていきたいということで、まずこれからのいろんな誘致の手法があるのですが、今間野々とかでやっているのは、そういったマッチングですが、今後ある意味で私のリーダーシップの下で企業誘致はやってまいりたいと。

何よりまず一番あれなのは、企業においでになっていただくのも事業用地の確保。だから、今回まず藤沢第2と田中、そして下花立地区は、主に戸建住宅を中心にしたあれなのですが、もう今までも下田の工業団地をはじめ西部工業団地までありますので、そういうふうな手法を私らだけではあれなので、今県の土地開発公社にもお願いして、一緒になって、今の岩手流通センターは県の土地開発公社と一緒に取組んだあれなのです。だから、今後そういうことも含めて、限られた人数とこの財源の中では、やっぱり遅々として進まないわけです。だから、そういうことも一つ誘導策の中でいろいろ検討していきたいと。もう今は市町村間競争になっていますので、そういうことも含めて。

それからもう一つ、旧アイワのこともあるのですが、やっぱり女性、若者の雇用の場、こ

うというようなものがやはり大事だということで、今後そういうことを一つ一つ拾い上げながら、今町内では企業連絡会とか盛岡卸センターとかいろいろあるわけですので、地元企業もそういうところからもいろんな情報を、固有名詞を出してあれなのですが、例えば今高田には南部医理科なんかもあるわけです。今花巻に工場があるけれども、地元矢巾にも考えていきたいというようなお話もいただいているので、そういうふうなのは早く環境を、企業がおいでになっていただく環境づくりをやっていかなければならないということで、今そういうことで用地の確保からはじめ、どういう手法で進めていくか。先ほど言ったロードマップに結びつけていきたいなど、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは次に、3問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 3つ目の質問です。デジタル教科書の導入について伺います。

文部科学省は、2024年からデジタル教科書を英語の授業で先行導入するとの報道がありました。デジタル教科書には、文字拡大、文章読み上げ、動画の再生等、紙ベースの教科書に比べて優れた機能を持っておりますが、一方で学習に不可欠な記憶の定着という点では、意見の分かれるところでもあります。そのための先行導入とは思いますが、本町においてはどのような手順で進めようとしているのか、以下伺います。

1つ目、導入前の先生方の研修はどのように行われるのか。研修の内容、レベルについて決まっているのか伺います。

2つ目、デジタル教科書の事業に児童生徒が慣れるまで、先生1人で指導し切れるのか疑問が残ります。一定期間、指導補助者等を配置する必要があると考えるが、見解を伺います。

3つ目、当面デジタル教科書と紙の教科書が併用されるわけですが、デジタル教科書のみへの移行は、誰が、いつ、どのような基準で判断し、行われるのか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） デジタル教科書の導入についてのご質問にお答えいたします。

1点目及び2点目についてですが、2024年度デジタル教科書使用開始に向けたスケジュールは文部科学省が示しており、現在は研修や指導体制に係る実証研究の最中でありまして。

なお、本町はこの実証研究事業に参加しており、小学5年生から中学3年生が英語のデジタル教科書を使用し、今成果と課題を明らかにしているところでございます。また、併せてICTを活用した授業への取組も実施しておりますことから、今後においては国の実証研究結果及び本町の授業実践結果等を踏まえ、研修の在り方、指導補助者の配置の必要性などを検討してまいります。

3点目についてですが、国においてはデジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議が継続実施されており、紙の教科書とデジタル教科書の使用について検討されているところであります。最終的には、本検討会議の報告を受け、文部科学省が導入形態や導入時期を決定するものであると認識してございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 本町がデジタル教科書導入の実証研修事業に参加していること、ちょっと知りませんでした。すみません。それで、これまで、まだ途中ですけれども、見受けられる成果とか、課題として挙げられるものは何があるのか、気づいたところで結構ですけれども、教えていただければと思います。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 現在のところ、導入して間もないこともあります。よって、そのスキルにおいては年代における差というのも少なからずありますが、その中で各学校、工夫を凝らして校内の研修等も実施しておりますし、また矢巾町は県と連携して、いわゆるICTに関わる支援センター的なものが県にございますので、そこからの講師を招いて研修等も実施しておるといふ実態でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） それで、実証研修中とはいいながら、やっぱり現場でもやられているわけですね。その場合、先ほど質問しました補助者はつけているのでしょうか。実証段階で指導の補助の方はついているのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） お答えいたします。

補助者と言えるかどうか分かりませんが、例えば複数の教員が一緒になって授業をするという形態もございます。また、1人が行うという、そういう形態もございます。先日参加させていただいたのは、煙山小学校での音楽の授業でしたが、そのときには1人で授業をしておりました。ただし、サポート的な役割をする教員も随時おりましたので、そのように工夫を凝らしながら、今授業等を進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） デジタル教科書のみへの移行については、文部科学省が決定するということですが、移行時期までの期間については、デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議の報告次第ということで、現段階では未定と考えてよろしいのでしょうか。それとも、やっぱり2024年になりますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） お答えいたします。

国がロードマップを示しておりますので、この国のロードマップが変わることはないというふうな認識を持ってございます。そして、先ほどご答弁させていただいたとおり、検討会議の結果というのも出てまいります。我々も我々で学校の意見を聞きながら、どういう課題があるのかということも把握しながら、その辺りも勘案しながら対応してまいりたいなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは、以上で1番、藤原信悦議員の質問を終わります。大変ご苦労さまでした。

それでは次に、6番、廣田清実議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（6番 廣田清実議員 登壇）

○6番（廣田清実議員） 議席番号6番、町民の会、廣田清実でございます。通告に従って質問させていただきます。

まず、私が今日で7人目、ちょうど半分でありますので、まだ元気があると思いますので、

よろしくお願ひいたします。

今後の町政について質問いたします。矢巾町第7次総合計画の最終年度が令和5年度となっていることから、最終年度に向けた取組と、その後の第8次総合計画並びに町政の方向性について伺います。

1、老朽化が進む町内の各施設について、今後の対応方針と、それに伴う財源の考えを伺います。

2、現在所有している町有地について、今後の活用計画を伺います。

3、以前町長から答弁がありました農業と商業の融合のための産業振興センターの創設が必要と考えることから、創設の意向がありましたけれども、財源の見込みを伺います。

4点目、町民の関心も高い事項でありますことから、令和5年4月29日の任期終了以降も町政課題に町長として出馬し、取り組んでいく意思があるのかお伺いします。

以上、4点をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 6番、廣田清実議員の今後の町政についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、矢巾町公共施設総合管理計画に基づき、公共施設の最大限の有効活用、官民連携の推進による有形資産の維持管理コストの最適化などを図ってまいります。また、財源については、公共施設の長寿命化や、脱炭素の推進に活用することができる特別交付税措置がある公共施設等適正管理推進事業債の活用や、官民連携手法の最大限の活用により、サービスの向上とライフサイクルコストの適正化の両面から、財政負担を平準化しつつ、適切に管理運営してまいります。

2点目についてですが、町有地については、町民の皆さんの貴重な財産であることを踏まえ、町全体並びに周辺地域の活性化を踏まえつつ、多様な手法を活用し、将来の行政需要のための資産維持と歳入の確保と併せた利用形態を検討してまいります。

3点目についてですが、産業振興センターの創設については、現在矢巾町中小企業振興円卓会議で策定を進めております矢巾町中小企業振興基本計画のビジョンにおいて、地域産業育成における重要な拠点として位置づけており、地域経済活性化の核となる施策と捉えております。具体的には、農商工連携及び産学官金連携のプラットフォーム、経営者の学びの場、地域住民と事業者をつなぐ新たな仕事づくりの場、起業家を育成し、活躍できる場として円

滑に機能することで、地域内の経済循環を活性化させ、持続可能なまちづくりの実現に寄与するものと確信をしております。

具体的な財源等につきましては、センターの目指すべき姿や目的を明確にした後、国の交付金等活用の検討を含め、設置に向け本格的な準備を進めてまいります。

4点目についてですが、私は町長に初当選以来、矢巾の自立と変革を目指し、そして「やはばの未来 みんなで創ろう まごころを込めて」を主眼にし、町政を担わせていただきました。今改めて、さらにその責任の重さに身が引き締まる思いであります。今後のことにつきましては、議員各位をはじめ町民の皆さん方のご理解、そして後援会やご支持、ご支援いただいている皆様のご意見をいただいた上で、進退を判断させていただきたいと存じます。まずは、残された今任期の残任期間をしっかりと全うさせていただきます。

なお、これまでの町政運営を推進してまいりました各事業を総点検し、かつ検証するとともに、議員各位の一般質問や予算決算常任委員会の附帯決議、そして何よりも町民の皆様のご意見、ご提言をしっかりと踏まえ、それらを実現させていくことを最優先課題として、今後とも取り組んでまいります。

これからの新型コロナウイルス感染症アフターの、いわゆるアフターコロナの時代を見据え、子育て環境支援の推進と教育環境の充実、超高齢社会の保健、福祉、介護のさらなる充実、そして障がい者及び高齢者福祉の充実、次に住みよい環境のまちづくりのさらなる充実のため、人口減少問題に対応した住宅環境整備、若者や女性が働く場の確保のための企業誘致、農商工業の振興と地域の活性化と関係人口の増加、そしてごみの減量化、併せて資源化も含めてなのですが、省エネ、地域でのカーボンフリーの実現などの環境問題への取組、地域の安全安心、地域防災対策の充実、スポーツのまち、音楽のまちと芸術文化の振興と発信、さらに国道4号盛岡南道路を基軸とした町内道路交通網などの社会資本整備、市街化調整区域から市街化区域への編入による宅地化の整備、煙山西部地域の活性化、そして徳丹城跡を中心とした観光振興などの取組を通して、本町の発展と町民福祉の向上のために、残された任期を万里一空の精神で取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はあろうかと思いますが、午後に入りまして大分時間も経過してまいりましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開を午後2時10分、14時10分といたします。よろしく申し上げます。

午後 1時58分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、廣田清実議員の一般質問を続けます。

再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 順番からすれば、本当は1から3まで行って4という話ではあると思うのですが、4番目のところがやっぱり関心事が高いと。それから、実質的に私1から3まではこの答弁をちょっと前向きに聞かないと、再質問の内容が変わってきますので、応援していいものなのか、逆に言えば厳しく言ったほうがいいのか考えなければならない部分もありますので、ちょっと答弁では変化球過ぎたのですけれども、その中でも、ちょっとその前に私本当に感動した話がありまして、実は先日なのですけれども、今皆さん若者たちが矢巾に戻ってこないという話をしていたのですけれども、私アルコの会合がありまして、その後副理事長と、彼は盛岡でしたので、電車の時間ちょっとあったので、ちょっと屋台村に寄って話をしていたら、そこに矢巾北中と矢巾中学校出身の21歳の若者が来たのです、2人、男女でしたけれども。私は普通の格好していたので、私がどういう立場なのかも分からないで話してくれたことがあるのです。私たち、矢巾はすごくいいですと。「そうなの、何で」と言ったら、女の子は専門学校に行っていて、2年でもう就職している、男の子は大学を終わって、今度就職したと。就職祝いに矢巾に来たのですよと。2人とも仙台で生活したと。仙台に行ってみて分かることは、矢巾町のよさだと。初めて矢巾町出てから、そういうことを感じたということを知りまして、私も感動しましたし、この話をすればきっとこれからの答弁も熱が入ってくれるのではないかなと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

なかなか4番目の問題というのは、個人のもので、それからやはりトップというものは町政にも関わってくることなのです。あることで私、二、三日前にトップのことが大体決まったよと、立候補することが決まったよという話をされたのです。そのときに、次の会合までは絶対に秘密ですからねと言われたのです。そうしたら、昨日の新聞にぽんと出た話があって、はあ、誰が出したのだ、こんなのと。でも、やっぱり町民、あと県民の話であれば、県の人々が本当に興味を持っていることだし、やはり地方自治ですけれども、国があって、県があって、町がある、このつながりがしっかりしていないと、事業もなかなか難しいというこ

とを考えれば、これはやはり前向きに考えていただけるのか、そうではないのかによって話も違ってきますし、正直言いまして、上の3問に答弁いただいたのは、本当に短くぼつ、ぼつ、ぼつと来ていましたので、それはそれで私は聞きやすくなったなと思っておりますけれども、私の3行の質問に3ページ割いていただきましたので、これはやっぱり私も後援会がありますし、4月29日という任期は、町長もしかることながら、私たち議員も29日の任期であります。

それで、4月18日の告示によって4月23日の投票ということで、ほぼほぼ決まっておりますので、そういう部分で私たちも、この場にまた戻ってこられるかという部分もありますし、そういう部分で大事なことなのかなど。ただ、私も先ほど言った若者たちのことを考えれば、ぜひ矢巾町のために骨を埋めて頑張りたいなという気持ちでありましたので、ご紹介いたしましたし、そのことで町長のほうも、先ほど答弁では後援会があったり周りのことがあると、それは重々分かっております。これは、選挙に出るといことは出るといことだけであって、信任を受けるか受けないかといことはまた別の話であります。ですけれども、町民として10月30日の町政報告会の際の皆さんの反応を私聞きました。これはやるのか、これはやめるのか、両方の話がありましたので、答弁しづらいのであれば、私が言ったことに頭を傾げるか、それだけでもよろしいので。難しい話です。私たちも難しいのですけれども、この答弁を聞くと、必ず前向きに出馬をしていただけるのではないかなと思いますので、これは最後には後援会とかになるのでしょうかけれども、その部分として、個人として、出馬に対して前向きな検討をされているといことによろしいのでしょうか。もしも答弁しづらかった場合は、続けて私やりますので、まず町長のお考えといつか、行動をよろしく願います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、私はいつも答弁の最後には、ご理解をいただきたいということで、それで実は、まず私も正直なところ、まだ後援会としっかり膝を詰めてやっておるところでないし、やっぱり私の立場を考えてみた場合、やっぱりまず一番あれなのは後援会の皆さん方のご意向をお聞きしなければならないし、それを無視すると、もう大変なことになるわけでございます。

それで、まず今後のことについては、しかるべきときが来ましたら、必ず明らかにしてまいります。うやむやにするようなことは、私も性格上、そういうようなのは嫌な一人なので、ただ、今日最後に、この答弁の一番最後のところに、宮本武蔵の「五輪書」の中にあります

万里一空の精神というところをうまく捉えてご理解いただければなということ、一つこれでお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 分かりましたというよりは、私はもうあしたの紙面を考えておりますので、前向きに検討していると。それで、後援会の立場をもって正式に発表するという形になると思いますので、よろしく願いいたします。万里一空というのは、目的を見据えてたゆまず努力をするという、まさしく今の町長だと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

その中で、4番目のことに関しては私も前向きに捉えましたので、自分自身も考えなければならないなという部分に来ておりますので、もう時期は時期でありますので、よろしく願いいたします。

それから、私も実は一般質問は1年3か月ぶりなので、ちょっと緊張しておりますけれども、前に実は、これはちょっと検証しながらこういう話をしなければならないのは、ちょっとつらい部分もあるのですけれども、なかなか前に出てこない。私何でかなという思いがあったのですけれども、最近はこの目的という部分がなくて、いろんな枝葉がついてきて、最後には財源がないからという話になるのですけれども、財源というのは逆に言えば1回、目的をつくってその財源を見つける。なければ、その段階では待たなければならない。こういうのは、やはりなのですけれども、今の長寿命化とか、それから活用に関しても、何かその目的がぼやけてきている。そして、いろんな調査はしているのだけれども、それが表に出てこないということがあるので、まず最初に町営住宅の関係で、前回も皆さんから答弁聞いていますと、アドバイザー業務委託者を決めて、来年度以降のスケジュールを検討してということは、私9月に聞いていますから、もしかしてもうスケジュール出ているのではないかなと思うのですけれども、これもどうするのだというのが、目的がなかなか見えてこないのです。集約はしなければならない、でもお金がない、でもやはりどこにこういう部分をつくるのが理想ですねというのを示すことによって、お金をどうやってつくるか、そういう部分が必要だと思うので、まず町営住宅のアドバイザー契約をして、国の予算を使って調査した部分なのですけれども、その進捗状況と、どうやって報告するかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 私のほうからは、現在の進捗状況に

ついてお答えいたします。

町営住宅のアドバイザー業務、昨年度から今年度にかけて繰越しを承認いただきまして、作業を続けてまいりました。ある程度この場所ということで、建設費とか、いろんなことをその間アドバイザー業務の中で検討して、作成しております。あとは、当然PFIの手法でやるということで、要求水準書とか、要は町ではこういうことを考えていますので、それに対して提案をいただくという、町の考え方を示すものまでは作成しております。なので、そこまでの進捗でやっておりますが、あとは町全体の財政とか、そういったところを見据えながら進めなければならないことだと思っておりますので、現在そういう進捗に関しては、ある程度こういったところに建てられればということで案はつくっておりますが、ただそれも、私、議会のほうでも議員の皆様方にお示ししますということもお話ししておりますが、ただまだちょっと今いろんな手法も検討しながら、内部でもんでいるところでありますが、進捗状況については以上のような形になっております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） そこまで行っているのであれば、道路を造るにしても、来年造る期限だったけれども、延期になります。それは、やはり財源がなければ延期になることも当然でしょうけれども、今は逆に言えば、全く見えてこないような状態の中で、トンネルの中にいつまでいても前は見えてこないし、やはり光をやるためには、このところにこういう計画をやります、ただこれは実効性のところで、時期的な部分のタイムスケジュールは変更になるパターンもあると思いますみたいな部分でやってくれれば、「あっ、そうなんだ、ちょっと遅れるんだ、やっぱりお金ないから遅れるんだ」って、そこは町民理解してくれるのです。だけれども、全く明かりがない、何も知らせられないと、「何もやってねえじゃ」って言われます。そうではなくて、やっぱりここまでやったのだと、ここを言っただけであれば、私はさっき町長が前向きでなかったらもっと責めるところなのですけれども、私は逆に言えば、今の状態の中であれば早めに発表していただいて、まだ時期的な部分は確定できないけれども、そういう方向で矢巾町は行くのだという部分を言っただけであればと思いますので、ぜひ住宅に関しては、いろんな部分の老朽化とか、そういう部分に関してもあると思いますけれども、もしも火がついてみんな燃えましてなったら大変なことだと思いますし、耐火性では一番危ないところですから、そういう部分も考えて、ぜひ早めに、3月議会までに出していただければ幸いです。

それから、今度2問目なのですけれども、これはちょっと厳しい話になると思うのですけれども、人が替わっておりますので、4月から課長さんたち替わっておりますので、なかなか言いづらい、いない人もいますので、確認できるか分かりませんが、9月議会では中学校、議会に示される前に、16億の価値があるのだという部分で売りに出すのだよという話がありました。そのとき、それは本当に16億なのかという、分かるかという部分もありましたし、9月議会では不動産鑑定士の資産の価値の調査を行い、不動産鑑定士を入れて、本当の価値を出しますという話をしてしています。その中で、いまだかつて鑑定を行ったのかも分からないし、その結果がどうなっているのかも分からない。これでは、9月議会、1年3か月前に聞いたことが全く分からない状態にあるので、そのこの部分の調査をしたのか、価値がどのぐらいになっているのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

この16億の価値ということとか、不動産鑑定の話ということにつきましては、これまで矢中跡地の問題ということで、総務課が中心になって検討してきたところでございます。全員協議会のときに私申し上げましたけれども、それを私今年度引き継いで、私の責任において今検討しているところでございますが、ここにつきましては、16億の価値、あるいは不動産鑑定というところは、現在のところをしておりません。と申しますのも、議会全員協議会のときに申し上げましたとおり、これまでの検討、発言、議論の過程を踏まえつつ、なおかつ今何をあるべきなのかということで、今人口減少社会における持続可能なまちづくりの在り方に関する有識者会議というところを開いておりまして、有識者の方々に議論をしていただいているところでございます。

それを踏まえまして、全体的な在り方、こうあるべきだという議論を踏まえまして、来年度、令和5年度にそれぞれの具体的な個別の活用方法について明らかにしていきたいというふうに考えているところでございまして、この点につきましては、現在不動産鑑定をしていない状況でございますし、16億の価値といったことにつきましても、論拠ということについて、エビデンス等々につきましては、私どものほうでこういう仮説の下に答えたのだろうなということは把握しておりますが、そこにつく根拠なるものというものも、私どものところでそれを踏襲して仕事をしていこうというふうには、今そういう状況に至っておりませんので、その点をご理解していただきながら、令和5年度に向けて進んでいるということをご理解していただければと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） ご理解しろと言われても、そのことについてはちょっとご理解ができないと。逆に言えば、方向性が決まっていなくても、価値は調べておく必要があったのです。私は、やっているものだと思ったのです。やはりそういう部分というのは、これを活用する気があるかないかなのです。私は逆に言えば、では16億というのはどういふので出てきたかはいいのです、それは。だけれども、現実としてどうなのかなと。本来であれば、今の段階になって22ヘクタールの土地が住宅になるということになれば、これは絶対に価値は下がっています、それは分かるのです。だけれども、もう塩漬けになったまま、ずっとそのままとなっておりますし、検討委員会というか、ここを壊すときから活用のための会をやっているのではないですか。そのときに、解体直後から跡地利用検討委員会があってやっていた。その中で、いろんな部分が出てきたということなのですけれども、それは分かりました。もう少し端的にでいいので、ちょっともう一つ質問しますが、サウンディング調査で町内の業者を優先するとは言っていません。町内の業者にサウンディング調査をしながら情報を流すという答弁をいただいております。サウンディングというのは、そのときも説明言っていました、公有地などの活用について公募して、民間事業の意見を広く聴取するというところで、そのときに言われたのは、やはり矢巾町の企業が熱意を持ってやりたいという話があったという部分なので、サウンディング調査を行ったか、まずお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） 私が引き継いでからにつきましては、それは行っておりません。と申し上げますのも、今回有識者会議の中で、どう活用していくべきなのかという話につきましては、そこでの検討、正直申し上げます、全員協議会でも申し上げましたとおり、これまでのやり方に紆余曲折があったということは、非常に申し訳なかったということで謝罪したつもりでございます。そういったところも踏まえまして、それらを行うか行わないか、有識者会議の中でどうあるべきなのかといったところを再度、議員ご指摘のとおり、時間が経過しております。それぞれのタイミングで、様々な議論があったところを、矢中跡地の問題につきましては全部振り返って、どんな議論を、どの議員さんが、どのようなタイミングでなさったのかというものを全部読ませていただきました。とても歴史があるし、皆さんの思いが詰まっている場所だということも理解しておりますので、そこにつきましては、暗に前

任がサウンディング調査を行ってという話は、確かにしているというふうに認識しておりますが、改めて有識者会議の中で議論したところを踏まえて、方向性のほうは出させていたいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 実はサウンディング調査、2回やっているのです。その中で、民間から意見出ているのです。ということは、引き継いでいないのです。逆に言えば、これからも問題になります。課長が替わったから終わりではないのです、これ。実は、令和4年の4月19日に訪問して資料は私持っていたのです。そのときに民間の人と、どういう形か分かりませんが、2回実施調査やっているのです。ですから、ゼロではなくてあるのです。ですから、それはもう過去のことですから責めませんが、やはりこういう大事な事業の場合はちゃんと引継ぎをしなければ、またゼロになってしまうのです。みんな言うのです。1回課長替わったらみんなゼロにされたという話がある。これは駄目なのです。やはり継続的な部分をやっていないと駄目だと思うので、まずお願いいたします。

それから、その中で、これからのことでまずいいのですけれども、町内の建設会社、それから不動産会社、金融機関、共同体による事業化を目指す。そして、矢巾ではない企業、やっぱり町内にない企業があります。開発行為とか区画整理事業、大規模建築設計など、町内にない部分もありますので、そこはやっぱり町内外でパートナーをやって、いろんな部分を進めていく。これからZEBの話もしたいのですけれども、ZEBのところでは3校統合して、あそこは市民なのですけれども、やはりなかなか3つ統合したらおらほの学校遠くなるのだという話があったそうなのですけれども、何と説得したかと。日本一の中学校つくりましょうと。日本一の中学校つくりましょうと、環境的な部分です。そういう部分で納得していただいた部分もあるので、私はもう実は矢巾中学校の住宅化はちょっと、もうそぐわないと考えるしかないのではないかなと思っておりますし、そういう中で、もう一つだけ、矢巾町の民間の業者から提言があったはずなのですけれども、それを各課で聞いていたかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） お答えします。

先ほどの答弁、私の言葉足らずだったと思うのですけれども、私が担当してからしていな

いということで、大変申し訳ございませんでした。

これまでの議論というのは記録に残っておりまして、矢中跡地の話は、古い話でいうと旧龍澤学館のあたりの話から、全て検討はさせていただいておりますが、先ほど各課で共通の認識があったのかと言いますと、これらを行うに当たって各課の職員から意見聴取を行って、それらをまとめて議論していたというふうに認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 中学校の土地問題はちょっと熱を冷まして、徳丹城の在り方なのですけれども、利用について、それこそ地域振興会からいろんな部分が出ていると思うのですけれども、その実現性という可能性はどうなのでしょう。出ているかまずお伺いして、それから出ているのであれば、その実現性はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

今のお話は、昨年取得した駐車場の話でよろしいですか。

（「だと思います」の声あり）

○文化スポーツ課長（高橋 保君） その部分につきましては、今年度実は公衆トイレを造る予定で進めておりましたけれども、地元の地域活性委員会でトイレの場所をどこに設定するかという議論をさせていただいたところ、まずそのビジョンがあってトイレを設置すべきだという意見をいただいております。そのビジョンを今作成中でございます。そのビジョンの素案を今つくっておりますので、それを地元の方にお示しし、そして委員の皆さん、議員の皆さんにもお示しした後に、来年度トイレを着工したいというふうに考えてございます。ビジョンにつきましては、各ゾーニングを考えておりました、例えば多目的ゾーン、産直ゾーンとか、あるいはガイダンスゾーンとか、そういった夢のあるところをちょっと持ちながら、ゾーニングビジョンを設定したいというところでございます。

曲家の活用につきましても、飲食を伴ったものとして活用できるかというところ、いろいろ各課と協議したところでございます。当時、昭和61年に曳家、再築したものについては、現在の建築基準法に該当していない状況で今建っているという状況です。今現在は展示物という内容で建物が建っていることから、これを飲食ができる建物というふうに用途変更するためには、耐震の関係なり、あと火を扱う関係なり、そういったところでかなり難しいとい

う判断を聞いております。これは、県の土木からの意見も聴取して聞いております。ですので、ここをいかに活用するかよりは、この建物の周りを活用しながら、どのように、今の言葉で言うと、映えるような形で進めているかというところで、進めていきたいと考えております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 曲家のほうは、そういう部分は規制がかかるということなので、分かりますけれども、いつも町長が言っているのですが、事業をやるには熱意が必要だと。熱意がなければ何もならないということを私も多用したいと思いますので。

私が聞いたところによると、地元のほうでもこういう活用をしたいという話が出ているという話は聞いておりますので、先ほども言いましたとおり、それはやるのだよという部分をやって、本当にお金がないのは分かります。ないからこそ見つけるのです。ここちょっと悪い傾向なのですけれども、今コロナの関係で地方創生臨時交付金という、これは逆に言えば、国からのプッシュ型の交付金なのです。これをちゃんとやりなさいというプッシュ型なので、来てから矢巾町にはこのくらい来ましたとって、考えなければならないのです。だけれども、本来であれば、こういう事業をやるために何かないかと考えるべきなのです。でも、今までコロナで本当におかしくなってしまったのは、プッシュ型でお金が来るものですから、何かに使わなければならないみたいな話になってしまって、それも国も時間を持ってくれればいいのだけれども、その素案を2か月ぐらいでつくれと言うのでしょうか。そうすると大変なのです。だから、なっているのですけれども、やはり徳丹城の跡地のことに対しても、先ほど住宅の関係も言いましたけれども、ぜひこういうものをつくるのだというビジョンを示していただいて、ただやっぱり時期的なものはちょっとかかるかもしれませんよという部分であれば納得します。そういう熱意を持ってやりましょう。よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 岩淵副町長。

○副町長（岩淵和弘君） ただいまの廣田清実議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、先ほどのサウンディング調査について2回実施したということで、事務の引継ぎがなされていなかったのではないかとご指摘がございました。確かに我々のほうでも、要は事業の継続をする上では、仮に人が替わっても、やっぱり事業は生かしていかなければなりませんので、きちっとその辺の事業の継続については、一貫性が……進むように、これからも引き続きその辺については注意喚起しながら進めてまいりたいと思います。

あと、2点目の徳丹城の件でございます。私も4月に就任以来、いろいろ担当課のほうからご相談を受けております。中で、今年度トイレも整備したいという話もあった中で、ところでこの広場、こんなに広いのだけれどもと、どのようにやっていくのだと、そもそも。確かに今徳丹城史跡の整備をやっています。新たに駐車場として整備します。観光振興を図る上では、やっぱり全体の絵柄がないと、何をどのように整備していったらいいかというところの全体像を示さないと、地元にも当然説明できませんし、当然予算要求するのだから絵がないとできませんので、そういったところからやっぱりビジョンもしっかりしながら、全体を見詰めて業務等進めていかなければならないということで今取り組んでいますので、いずれ引き続き前に一歩でも進むように、一緒になって取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それで、今大きく集約すると3点について、町営住宅、それから旧矢巾跡地、徳丹城と。それで、まず町営住宅も県に要望しているのは、今岩手医科大学の小川理事長とか祖父江学長からは、やっぱりお医者さんもそうなのだけれども、看護師さんとか薬剤師さんとか、そういう人が住めるような住宅、昔であれば雇用促進事業団があつて、雇用促進住宅です、今県にお願いしているのは、やっぱり若者とか、そういう単身者というか、そういうような人たちについても県の力をお借りしてできないかということで、今まず要望させていただいておりますし、町営住宅についても、やはり先ほどの、もう老朽化しておるわけですので、だからそういうことも入居している方々ともしっかり協議をしながら、できない、できないではなく、できない理由ではなく、どのようにしたらみんなに喜ばれるかということです。だから、今私どものほうで、市町村要望でお願いしているのは、そういった雇用を兼ねた県営住宅。これは、県土整備なのですが、災害復興住宅も、これはもう県土整備で、私らのほうでお願いするのは商工労働観光部、そこで足を運ばなければならないのです。これは、私ももちろんあれだし、副町長以下、足を運ばなければならない。

あともう一つは、徳丹城は真ん中を国道4号が走っているわけです。道の駅にできないのかと。駄目だと、岩手河川国道事務所は。これをやっぱり陳情、要望していかなければならない。そして、今の町道西前線、このところもできるのであれば、町道中央1号線と西前線、国道との県道昇格のネットワーク、時間かかってもいいから。そうすると、そういうことによって道の駅のあれが出てくるわけです。だから、そういうことを一つ一つ、駄目だ、

できないではなく、お金がないと、私もそのところは言っているのです。

矢中の跡地についても、学校を集約するか統合するか、そこで今のZEB型のあれでいろいろ検討していただいているわけです。だから、そういうことを一つ一つ検証しながら、これから町営住宅とか、旧矢中跡地、徳丹城。徳丹城も、この間県の地域経営推進費、少しであるのですが、ついたのです。それを使って駐車場の整備です。やる気なのです。だから、そこはもう、廣田清実議員の次出馬する以外のところは別にして、しっかり同じとおりでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 出馬するところも一緒だと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、ちょっと昨日LED化の話が出ましたけれども、これは環境省の関係でLED化の予算を取っていると思うのですけれども、ちょっと私も確かめないで質問させていただくのですが、今ZEBの協議会があるという話でありましたけれども、ZEBの協議会って矢巾町では文科省に公募をいたして採択を受けたという話があるのですけれども、公募した内容と採択を受けた部分と、ZEBという部分は技術革新がすごいから変わると思うのですけれども、ZEBの協議会の内容を簡単でいいのでよろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

ZEBの事業につきましては、ご指摘のとおり文科省の補助事業ということで、要するに文教施設、学校とか社会教育施設などに限られた部分で限定されますが、具体的に小学校を建てるため、こういった構造にするためというものではございません。地域に適合したエネルギー、新エネルギーとか省エネルギーとか、あるいは1次エネルギーを節約した形で地域に貢献できるような、そういった建物が可能かどうかを研究する事業と、ちょっと回りくどくてすみません、そういった事業ですので、具体的に小学校をこういうのを建てますとか、そういうことではなく、理念的にこうやって、この地域に貢献できる物を建てるような研究事業というふうに考えていただいてよろしいかと思います。ですから、小学校以外の様々な公共施設とか、改修事業にも利用できる考え方をまとめる事業というふうにご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） ZEBに関しても、本当に大変いいことだと思いますので、矢巾町として公募して、その要件を通ったという部分は、私は素晴らしいと思いますし、周りの市町村から考えても、矢巾町は現行の行政サービスは県内の中でも標準的に高いと私は思っていますし、そういう評価を受けているという部分もありますので、これただ受けるだけではなくて、ZEBのほうを受けてどういう結果になったという部分をやはり公開して、皆さんに、矢巾町こんなに皆さんのためにやっているのだよという部分、そうすることによって、皆さんも例えば省エネであったり、CO₂の排出の考えも持っていくと思いますので、自分たちの殻に閉じ籠もるのではなくて、やはり表に発信して、みんなでやろうという気持ちになればいいと思うので、よろしく願いいたします。

それから、ZEBの関係で私たちも総務常任委員会で瑞浪市に行ってきたわけなのですが、そこは中学校3つを統合して、そうすると1つになるということは、土地が空いてくるわけなのです。矢巾町の場合、統合して空いた土地という部分ではないのですけれども、今みんな企業を誘致しなければならぬ、若者が来たくても来られないという部分を言っているのではないですか。私、皆さん優秀なのだけれども、事業が多過ぎてなかなかそういう調査ができないという部分があると思うのですけれども、ここの活用。その瑞浪市は、空き地を企業誘致のために使ったのです。そうしたら、やっぱり来たのです。ここ一等地です、もしかしたら。なので、ここで慣れない人たちが調査に行くよりは、銀行関係の情報網を使って出してみたらどうですか。矢巾町のここの土地に、逆にというか、活用の方向は決まっています。しかしながら、矢巾町に来たい企業があるのかという部分の調査はしても、私は問題ではないと思うのです。そういう部分で、皆さんの手を煩わせるのではなく、銀行団を使ってとか、そういう情報を持っている企業を使ってやっていただく部分も、いろんな連携をしているのではないですか。そういうところも、逆に言えばここだったら来るよということもあるかもしれないです。そういう部分も大事にしていきたいし、ということで、逆に言えばここが大きな観点、矢巾のシリコンバレーみたいになりたい。

それから、ここにさっき産業振興センターという部分ありましたけれども、そういうことによってシリコンバレーみたいなものをつくるということは、オフィスのシェアをしなければならぬ。それに、産学官の交流センターみたいなのも一緒に位置づけてやれば、げすな話をすれば、交付金は経済産業省、そういういろんなところが引っ張ってくれる、重ねても

引っ張ってくれると思うので、そういう部分を大事に考えてやっていただければ。私このままでいったら、住宅地にもならないし、このまま何にもならないで終わってしまうような気がするのです。ですから、そういう部分で、本来であればこの12月議会にこの方向性を示していただいて、論議して、採決まで持っていく話ですけれども、ここの場に来ていますけれども、それは無理だと思いますので、だとすれば、やはりそういう部分の情報収集を庁舎内だけでやるのではなくて、民間にも出したらやります。そういう部分で出していただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、ここの場所という話の中で、さっき視察のところで3か所を統合したという話なのですけれども、まさに例えば統合すると、仮の話ですが、統合するとなると、ほかのところが空くという話になります。それらを一体的に考えていくために、今有識者会議を開いていると。ともすれば、ここだけの話という形で今議論してきたために、どうしても全体感がないう話になってきたのではないかなと、今までを振り返ってみて反省しているところでございます。ここを集約して、例えば統合として、仮にの話ですけれども、なると、ほかのところも必ず同じ議論が出てくる。そういう意味では、今回議論している有識者会議の中でお話をいただいた後に、どうあるべきなのかといったところを、それぞれの個別のところを、全体はこうあるべき、だからここみんなこうしていこうとかといったところには、当然私たちの感覚レベルではなくて、きちんとした市場価値であるとか、ある程度のエビデンスをベースにしながら、様々な方々が見た視点でまちづくりというものがされていくと思いますので、そういった調査は、何をやるにしても必要不可欠になっていくのだろうなというふうに思っています。

ですから、ここに限らず、ほかの場所も全てそういった視点で考えていきたいと思っておりますし、従来私たちは、どうしても固定的な観念で動いていくのですけれども、よくよく調べてみると、それを外して地域の活性化を図っていこうというような制度も実はございます。そういったものに積極的に挑戦して、先ほど廣田議員がおっしゃいましたとおり、シリコンバレーのように、例えば医大があることによって、今都市計画マスタープランではヘルスケアゾーンという形で単に位置づけておりますが、そういった企業の集積を図っていただくか、あるいはそこで起業していく方々をどうしていく受皿になるとかといったところは、それぞれの地域の活用性、可能性というものを調査した上で、もしかすると夢事ではなくて本当に

なるかもしれない、そういった視点の中で、まちづくりは進めていきたいと思えます。

実は高橋町長のほうからは、常々そういう大きな視点を持ちながら、まちづくりを進めていくようにというふうに指示を私は受けているのですが、私の力不足で、政策推進に当たって全体感を見せ切れていないというのは、非常に反省すべきことなのかなと思っておりますが、私もさらに研さんを進め、皆と協力しながら、どんなものを考えているのかというものをつまびらかに明らかにしながら、こういうことがあるけれども、今ちょっとできないよねといった議論ができていくようなまちづくりをしていきたいなと思っておりますので、ぜひ今後ともご指導していただければと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 私のほうから、土地利用に関してのいろんな銀行さんだったり、あるいは企業を訪問してとか、あと我々からこういった場所がありますというようなこととか、あと企業さんから問合せがあったり、このくらいぐらいの面積は1,000坪、2,000坪みたいな話でちょいちょい来るのですが、その際に、やはりここのご紹介もさせていただいております。やはり私らのほうに来るのは、どうしてもどっちかという大物といいますか、例えば運輸業界だとか、作業のちょっと重いほうだという感じなのですけれども、やはり周辺が住宅地というところもあって、なかなか食いついてこないところもありまして、ただそれで諦めているわけではなくて、我々も銀行さんからの情報とか、そういったところもいろいろ情報収集しながら、この土地利用を図っていけるように、我々からも庁内で情報共有できるような形で今後も進めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは次に、2問目の質問を許します。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 2問目の質問を行います。町の教育学力向上環境について伺いたします。本町の学力評価については度々質問が出ていることから、以下伺います。

矢巾町の移住条件の一つとして、町内児童生徒の学力向上に対する取組があることとから、今後の方針として学力向上に向け、どのように取り組むかを伺います。

2点目、現在の学力評価について、町教育委員会として問題点はどこにあるかと考えているのか、またその問題点を解決するためにどのような計画の下、学力向上に取り組むかをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 町の教育学力向上環境についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町の各学校は、本町で作成した確かな学力育成プランに基づき、岩手県学習定着度状況調査等の諸調査結果から見えた課題を校内で共有し、教務主任や研究主任が中心となり、課題解決に向けた実践を行っているほか、指導主事が各学校を訪問し、組織としての取組や授業改善の状況を適宜確認するとともに、指導、助言するなどの取組を現在実施しております。

また、令和の日本型学校教育の構築を目指し授業改善に取り組んでおり、現在は特にもICTを効果的に活用する授業の在り方を模索しているところでございます。今後におきましても、児童生徒が個別最適な学び、協同的な学びを体得できる授業を目指し、日々の実践を積み重ねてまいります。

2点目についてですが、学力は学校教育法で、基礎的な知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力と、主体的に学習に取り組む態度の3要素として示されており、義務教育諸学校はこの3点を評価の観点として評価を行っているところです。今般GIGAスクール構想において、1人1台端末が整備されたことにより、児童生徒一人一人の学習への取組をより一層正確に把握することができるようになりました。授業改善とともに、よりきめ細かな評価の計画を立案し、実施することが今後の課題と捉えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） この質問を書いたときに、就任2か月なので、なかなか厳しいのかなという部分はありましたけれども、私この2日間聞いておまして、このことについては間違いなくできるのかなという部分を確信しておりますので、なかなか国のほうの首相はいい人材を見つけれないのですけれども、岩渕副町長にしろ、教育長にしろ、いい人材を見つけていただいたなという部分で思っております。

いつも学力のことを私は何回か取り上げているのですけれども、和田教育長さんはGIGA

Aスクールとか、それから前の矢巾町の……まず構築していただいた部分の、そういう部分に関しては本当によかったなと思うのですけれども、なかなか何回聞いても県の教育方針にのっとり、それを軸にしているものですから、矢巾町は大体平均ぐらいなのです。そこから上がったことがないのです。上がっても2ポイントぐらい。実は私思うには、やはり教育、昨日の言われたとおり、矢巾町は、音楽のまち、スポーツのまちという部分をやっていましたけれども、新しく菊池教育長さんが来たので、今度は教育の町をぜひつくっていただきたいなという部分もありますし、なかなか中学校の学力というのは、下のほうから上がってこないと上がってこないという部分は私も分かりますし、中学校になるとやはり独自の競争がありますし、ここの周辺の場合は高校に行くときにももう競争がありますので、なかなか難しいのですけれども、小学校の矢巾町の時代の教育方針みたいなのをつくっていただければいいのではないかなと。

実は、私の孫が3年生なのですけれども、家に帰って宿題しないのです。困りました、本当に。そして、あるとき家に帰ったら、孫と友達が来て宿題をやっているのです。あのくらいしゃべっても宿題しない孫が子ども同士で宿題をしていたのです。これだなと思ったのです。教育に対するSDGsはこういうことだなと私は思ったのです、誰一人取り残さないと。うちの孫は、ちょっと算数に弱かったみたいなのですけれども、その子が教えてくれているのです。こういう部分のグループでやるような、矢巾型の教育プログラムをやっぴりつくるべきではないかなと思うのです。答弁にもあったのですけれども、確かな学力育成プログラム、そこから一步踏み出していただきたいなと私は思うのです。なぜ今12月にこの話をするかという、3月に教育方針というのが出てくるので、ぜひ菊池新教育長さんにはその部分を入れていただきたいなと思って、願って私はあえてやったものですから、2日間の答弁の中で本当にしっかりして考えを持って、対応力に優れているなという部分は感じてありますので、これはやってくれると確信しておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいのですけれども、そのことについての答弁をお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。長々とやっても結構です。

○教育長（菊池広親君） 私の考え方として答弁をさせていただきます。

子どもたちの学力の向上というのは、議員先ほど来、熱意という言葉をお使いになって、いろんなことをお話しております。同じように、これも子どもたちを伸ばしたいという教員の熱意あってこそ、成し遂げられるものであり、それを支えるのは授業力ですから、このレベルアップを図ることが非常に大事なことです。

そのときに、そのプログラムのものをどう構築するかといったときに、トップダウンのものは今でも文科省、県からもございますが、この部分を丁寧に先生方と膝を交えて、そして構築していくことが実は一番の近道であろうと思います。ですから、その共有の課題、小学校の共有の課題なり、もしくは中学校区で持つ9年間の共通の課題なり、そういうふうなものを自分の足元から見つけ、そしてそれを解決する方法を考え、実践し、そして評価し、そして新たな改善を図ると、こういうふうなサイクルが実は一番近道だろうというふうに思っております。ですから、そのプランをお示しする、もちろん素案は持つわけですが、それをそのままこれをしなさいというものではないというのが根底にある考え方でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 最後になりますけれども、私の認識違いもあったので、申し訳ございませんでしたけれども、ぜひそういう部分で、底辺のほうの学力向上の道しるべ、それが本当にできているのかを確認しながら、子どもたちの幸せのためにもなると思いますし、ぜひやっていただきたいと。

それから、全体の事業ですけれども、やはりあまり二兎も三兎も追うとなかなか難しいことになってしまうと思いますので、各課で一兎を追う、それを一つ一つ、階段で10段上れませんか、1段1段上っていただければと。それが私たち議員としても、皆さん執行者としても、最後にはやはり町民のための幸せが第一でありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思いますし、そのことについて最後に、短くていいので、町長の所見をお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えします。

まさに町民主役の町政、そしてそのために町当局はもちろんのこと、藤原議長さんはじめ議員各位とも、だからまず私どもは町民主役の町政をこれから担っていきたくと、そういう思いをこれからも大切にしながら、そして何よりも町民の皆さんお一人お一人の声を拾い上げるような、できるような、今コロナ禍で大変な状況ですが、そういうことにもしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で6番、廣田清実議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、まだ一般質問残ってございますが、ここで時間も大分経過していますし、ちょうど切りのいいところですので、暫時休憩といたします。

再開を3時20分、15時20分といたします。よろしく申し上げます。

午後 3時08分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

それでは次に、9番、赤丸秀雄議員。

それでは、1番目の質問を許します。

（9番 赤丸秀雄議員 登壇）

○9番（赤丸秀雄議員） 議席番号9番、一心会、赤丸秀雄です。通告書に従って、1問目の質問は町内移動の交通利便性向上の取組についてです。町内移動の交通利便性向上の取組について、9月会議に引き続き質問します。

私は、自動車等の免許がない高齢者や18歳未満で移動に苦慮している方々に、安価で移動できる交通手段の構築が必要と思い、質問をしています。9月以降、全国の市町村で、交通移動を課題とし、取り組んでいる内容を調べました。また、町内のコミュニティ会長宅に伺い、アンケート調査形式でご意見をいただく取組もしました。そこで、住民ニーズに沿う町内移動の交通システムにするために、現状の問題、課題認識を当局と共有して改善に取り組む必要性から、以下を伺います。

1、住民ニーズを踏まえるといっても、家族構成や住んでいる所在地、健康状態、外出の考えなど多種多様でありますので、町民の交通利便性向上考える上で、どのような交通システムの構築が必要であると思っているか伺います。

2点目、全国や県、近隣自治体では、住民評価の高い交通システムを構築していますが、住民ニーズに応えるためには、ある程度の経費をかけています。本町が現在運行している予約型乗合バスは、経費を抑え、施策を導入したとするスタンスに見え、車の所有がなく、タクシーなどを必要とする方のニーズが反映されず、住民本位の交通移動体制には程遠いものとするが、町の見解を再度伺います。

3点目、高齢者のフレイル予防、認知症防止等のため外出を促し、町のイベント開催や自治公民館での行事、買物に積極的行動が必要と考えます。健康寿命延伸の観点からも、移動、足の確保のため、予約型乗合バス運行の改善が必要と考えるが、その所見は。

4点目、現在運行している予約型乗合バスの改善に5点を提案するが、見解を伺います。提案1、乗降場所に登録者自宅前の公道を追加する。提案2、運行のPR強化に日中帯の説明会開催を行う。提案3、料金見直しと近隣へのエリア拡大を行う。提案4、土休日の運行またはイベント開催日運行を行う。提案5、受付時の専用電話を設ける。

1問目の質問は以上であります。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 9番、赤丸秀雄議員の町内移動の交通利便性向上の取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町の地域公共交通ネットワークや町民の皆さんの交通利便性につきましても、現在の矢巾町地域公共交通網形成計画においてお示しさせていただいておりますが、本町を取り巻く問題や課題を整理し、総合的観点から様々な施策を展開しているところでございます。その中において、町営事業として市街地循環バス及び予約型乗合バスを運営しており、これらは公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、そして持続させることを目的に、望ましい地域全体の公共交通を実現しようとするものであります。面的な公共交通ネットワークを維持することで、公共交通機関を活用することのできる利便性を確保することが必要と考えております。

2点目についてですが、予約型乗合バスについては、地域公共交通網の維持のために運行しており、さらには地域公共交通会議において、事業に係る検討を経て、事業内容の向上を積み重ねていることから、旧コミュニティバスさわやか号に比較して、利便性は飛躍的に向上しております。

なお、本町の地域公共交通ネットワークにおいては様々な選択肢が維持されており、タクシーなどの交通機関を利用したい場合には、利用できる環境が整っているところでございます。

3点目についてですが、高齢者のフレイル予防、認知症予防を目的とした介護予防事業を参加者の交通手段等を考慮して、近くの地区公民館において実施しており、買物等の外出につきましても、社会福祉協議会によるお出かけ送迎サービスなどの移動支援事業を実施して

おります。予約型乗合バスは、地域公共交通網の維持のため運行しているものであることから、引き続き現在の乗合バスの方法により、地域住民の足として運行を実施してまいります。

4点目についてですが、予約型乗合バスに係る改善点として、5項目にわたってご提案をいただきました。大変ありがとうございます。本事業を含めて、町営の交通事業につきましては、基本として地域公共交通ネットワークを持続的に運営することを目的としており、地域公共交通を補完する形において町で事業を実施しているものであります。採算性を考慮した民間事業における交通サービスと公共性を考慮した公共事業との差異があることは事実であり、最も大切なことであります。

最後に、新しい地域公共交通計画に伴う町民の皆さんにおけるアンケートにおいて、交通施策への経費につきましては種々の様々な意見があり、皆様の意見を反映させるべく、町民のための公共交通ネットワークの維持、改善につきまして、鋭意努力してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 答弁書の内容を何度か読みましたが、私には質問に対して抽象的表現となっており、答えは先日の全員協議会で提示されました矢巾町地域公共交通計画案を熟視していただきたいと言っておるように感じた次第であります。

そこで、矢巾町地域公共交通計画案について何点か質問しますが、この矢巾町地域公共交通計画案を以下質問するときは、交通計画案と言わせていただきます。交通計画案の内容は、町内の交通移動状況を事細やかに把握されており、それに対して、課題やあるべき姿も網羅されていて、素晴らしい資料、内容であると感じています。

ただ、欲を言えば、平成31年3月からデマンド型タクシー、当時はこのような呼称にしておりました、を試行運行したのであるから、1年経過後に公共交通のマスタープランとして提示していただきたかったと強く感じます。前にもお話ししましたが、運行導入するときに、運行しながら使い勝手のよい交通システムに改善していければとの当局及び議会の考えで、運行に踏み切りました。しかし、3年半以上経過した現在でも、町民から利便性が悪いとの声を多く聞きます。

そこで質問ですが、交通計画案の資料39ページの予約型乗合バス利用者の満足度が令和3年度現状では91%となっています。これは、利便性が悪いという声が多いのに対して91%という把握であります。これはどのような調査に基づいた数値となっているのでしょうか、お

伺います。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ご質問にお答えいたします。

住民アンケートのほうは、令和3年の10月に取ったものですが、その後11月には回収させていただきまして、2,996件アンケートを出した中で1,449件、回収率にして48.36%ほど回収させていただいた中を集計したものでございます。無作為抽出で行ってまいりましたので、16歳以上の町民の方に対して行ってまいりましたものでございます。

そういった中で集約した結果が、これは使っている方、予約型乗合バス利用者の満足度ですので、使っている方の満足度としては91%の方がご満足いただいているということでございます。これは、当然使っている方ですので、知らないとか、そういうのはちょっと除外した上での意見でございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 答弁内容は、そうは想定しておりましたが、ただ91%という現状は本当に素晴らしい数字なのですが、使っている方全部が公民館の隣に住んでいるような方ばかりではないのですか、嫌みを言わせてもらえば。そこは追及しません。

ただ、次の40ページに矢幅駅乗降者の予約型乗合バス利用者を令和9年度、5年後、年間450人を目標として書いております。450人です、年間。今1日10便、年間365日を220日運行したとして、休日と年末年始除けばそれぐらいになると思いますが、単純計算で1日当たり2人となります。これで満足度95%を目標にできますか。それと、町内の年間利用対象者をどの程度見込み、その方の月利用を何回ぐらい見込んでいるのか、分かる範囲でお答え願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

令和9年度の目標値450人、この交通計画案に記載させていただいているとおりでございます。今の利用状況が月に少ないときでは1桁、10人程度だったりしますが、多いときで50人、60人程度というふうな形もありまして、そういった中で使っている方の満足度というのは、当然ながら向上できると思っております。というのは、タクシーのほうの初乗り料金のほうも12月19日から600円、今この地域540円なのですけれども、600円に上がると。こ

れで我々のデマンドバスのほうの優位性というのが確実に上がるというふうな部分もありまして、今まで認知されていなかった方にも、これから公共交通マップ、こっちのほう増刷して、できれば全戸配布しようとも考えてございましたし、要望あれば地域のほうにもお邪魔して、説明のほう繰り広げていきたいというふうに考えてございます。ですので、目標である450人というのは議員として非常に物足りない、おっしゃるとおりだと思います。でも、まず最低限持続する中で実現する目標ということで、まだまだ上は見込めると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 5年先の見込みですから、当然環境も変われば利用者、利用する方が多くなると思います。ぜひ期待していますので、よろしく願いします。

次に、まず私もこの資料を見させていただいた、去年11月のアンケートをまとめたという部分でありましたので、私も地域住民の認知、把握等を一番分かっているであろうコミュニティ会長さんの自宅1軒1軒を訪問してアンケートを取りました。当然切手を貼った返信用のお手紙を置きましたが、地区にちょっとあれだったのですが、まず41行政区あるわけですが、28行政区の方をお願いして歩きました。不動地区は全行政区の方を対象にしております。回答は、残念ながら20人という形で7割弱ですか、そんな感じの内容でありました。自治会長さん、コミュニティ会長さんは地域の行動力ある方なので、結果はやっぱり車を全員運転しているのです、現在自身はこのデマンド型タクシー、乗合タクシー、乗合バスを使ったことはない。

何点かご紹介しますと、町内の今の交通網状況については、利用者本位に改善すべきというのが11人、それから使っていないから分からないというのが6人でした。現状でよいというのは、回答なしもありますので、こういう状況でした。それから、ではご自身はいつまで運転しますかというアンケートに対しては、80歳頃までというのが7人、それから体力が続く限りというのが8人、それから便利な交通網ができるまでというのは1人おりましたし、分からないという方が二、三おりました。それから、現在町内で運行している予約型バスについて知っていますかという話については、自治会長さんですから15人が知っている。知らないというのは3人。20人の回答ですけれども、歯抜けになっていますので、そういう数値になっています。それから、利用したことがありますかというのに対しては、16人が利用したことがない、利用したというのは一人もいませんでした。そんな状況でありますし、そ

れから予約型乗合バスについて、使い勝手が悪いという意見があるので、どのように考えておりますかという形の中では、ぜひ改善が必要という方が14人、現状のままで良いというのは2人、分からないというのが2人、そのような状況でありました。それから、意見の中で一番多かったのは、足腰が悪い高齢者が利用しやすくするためには、やっぱり自宅前等に乗降場所をつくってもらわなければならないという部分であります。それから、利用者が少ないことは、運行内容が周知されていないのではないかと。自分は、自分の自治会内であっても、何か所の乗降場所があるか分からない、ただ公民館は指定されているのは分かっていますというような回答が多かった。

それから、答弁書の中に、フレイル認知症予防のために、自治公民館の開催にもタクシーというのだけれども、庁内当局の方全員が若いかどうかあれなのですが、今自治公民館にタクシー来るのです。私前から言っていますが、年寄りには300メートルぐらいしか歩けないのです。あとは休み休み、300メートル、200メートル、300メートルという形で歩いてくる方はいますけれども、そういう状況なのです。だから私は、地域というか、自治公民館においてもこういうものが必要だと何度もお話ししていますが、何かその辺が、意見が擦れ違っているような状況であります。

そこで質問なのですが、まずこういう概要に対して、どういう所見をお持ちなのか伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

ちょっとどこにお答えしていいかあれですけども、最後の300メートル以上、ご高齢の方ないしはフレイルの方が歩くのは難しいというふうなお話なのですが、ちょっと言い方が悪いかもしれないのですが、やっぱりフレイル予防のためには、つらくても多少歩かなければならない、そして歩くの難しい方であれば、私たちとしては公民館にお呼びするのではなくて、今度私たちがお邪魔するというふうな、以前そういうふうなお話をさせていただいて、全員に行けるのかというふうなお叱りも受けたわけですけども、ちょっとそういった要望が、まだお互いにやったことがないので、要望しない方ももちろんいらっしゃると思いますし、ぜひうちに来てほしいという方もいらっしゃると思うので、まずそういったお声をお聞きしてみたいと思います。その中で、自治公民館でやれる方にはぜひ自治公民館に来ていただくというのがやっぱり正しいやり方だと思いますし、難しい方には、繰り返しになりますが、何とかおうちにお邪魔して使っていただくと。

ドア・ツー・ドアのお話ずっといただいております。ドア・ツー・ドアができない理由というのが、一応何度かお話しさせていただいてあるわけなのですけれども、今町内に297か所の自治公民館をはじめとした乗降場所という設定がございます。こちらに関しまして、議員のほうからもおうちの前でというふうなお話があるのですが、こちらはちょっと申し上げにくいのですけれども、自治会を通して、ぜひこの場所に設定していただきたいというふうな要望いただきますと、ある程度の部分はかなうように設定してございます。ですので、そういったところを何とかうまく活用いただいて、乗降場所を設定させていただくということで、ご対応いただければというふうにご考えてございます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） まず、1点擦れ違っている部分というところで、意見を合わせておきたいのですが、今の答弁は自治公民館でイベント等を開くとき、そこに来るのにという話です。こちらから行ってどうのこうのって話ではなく、例えば私のところはえんじょい新田ということで、2年間一回も中止することなく開催していますが、やっぱりそこに来るとき、昨日みたいな雪とか雨とか、そういうときは考慮して迎えに行ったりするのですが、そういうとき行かないとタクシーで来ますよという話とか、それから新田公民館はシルバーリハビリ体操一番使っているらしいのです、週4日やっていますから。そういうところに来るのさえも、やっぱりままならない。特に夜の部もありますから、こういう秋の夜長ではということに、だから課長のおっしゃるフレイル予防のために歩く場合、誰もこれは分かっているかと思います。ただ、分かっている以上の距離を要して公民館に来るのに、何としたらいいのでしょうかというお話です。まずそこはいいです。それで、まずドア・ツー・ドアができない。できなかつたらと私前から提案していますよね。

次の質問ですが、交通計画の現状データを見れば、町内の移動交通手段は相当よい状況であります。私も今回この資料を眺めました。隅々まで眺めたとは言いたいのですが、そこまでいかないけれども、医大があることによって、結構バスも便利いいです。大館にも行っています、大船渡のほうにも行っています、それから花巻にも行っていますし、そういう形で結構利用価値はあるのです。だから、当然矢幅駅から何本も走っていますし、そういう部分は分かっております。この内容を町民が分かりやすく、使い勝手のよい移動手段とするためには、やっぱり1か所で各組織をコントロールする仕組みづくりが必要であり、私たち2週間前に雫石町の運営会社によるところを視察してきました。そのスタイルがよいので

はないかと思っています。

雫石町では、町がNPO法人に4,800万ちょいの委託費で運営委託しています。運行は、当然雫石タクシーさんを、ここが折衝して運行し、料金設定とか運行ルートの設定とか、町民本位の足確保に努めているのです。委託会社の裁量が発揮できるため、町民要望にも弾力的に対応できているということでした。やっぱり自治体運営時の制約にも、課長おっしゃるように、たしかこのままだとできない部分があるかと思いますが、そういうやり方をすればできることもあるのです。だから、例えばスクールバスとか、ああいう部分も、町内にはバス拠点を置いている、5台、10台持っている会社さんもありますし、そこから借りて運用するとか、いろんなやり方はあると思うのです、お金さえ用意すれば。そういう工夫は当然必要かと思うのです。

まず、こういう運営体制を聞きたいというのが1点と、それからデータでは免許更新保有率出ていましたね。これは、やっぱりきちっと把握しているので、ぜひやってもらいたいのです。全国的には、80歳で6割の方が免許返納しています。町で調べた14ページのデータを見ますと、男性が74歳までで926人おられます。それが5歳たてば486人、48%減ります、というのは80歳です。それから、80歳超えたまた5年間で267人になると。これは、またそこから45%減っているのです。女性に関しても同じです。74歳未満であれば734人いるのが、75歳から80歳になれば313人、58%減です。そして、また5歳取れば80歳超えた84歳までであれば54%、またそこから減ると。そのように、町でもちゃんと分析して把握していますよね。特に2025年過ぎれば、団塊の世代全員が75歳以上になります。そういった中で、こういう交通網の構築が必要で、今回5年計画のマスタープランをつくったので、ぜひそれをできるところから一年も早く、1年ごとに見直しかけて、できるところから、5年計画であります、そういうところをどう考えるのか、先ほどの運営体制の話と、このマスタープランの考えをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

まず、運営会社のお話なのですけれども、雫石さんのほうでは今お聞きしたとおり、4,800万というふうな大変な金額なようなのですけれども、本町でこれほどの金額を用意して運営していくというのは、現実的には非常に難しいというふうに考えます。民間の交通機関とか町の公共交通事業、そして福祉関係、いろんな車両、いろんな形態で運営されているものがあるわけなのですけれども、議員はそれを統合して一括運営できる会社があるべきだと。とて

も理想的ですし、あったらいいなというふうには本当に思います。ただ、現実的にはそれぞれ主体があって運営している中で、それぞれの事情もありますので、まだそういった声を上げてくださる事業者さんにも、私はちょっと会っていないところもあって、運営会社とか団体を立ち上げていくというのは、今のところは難しいのではないかと。ただ、これからできないとは考えないので、そういったところはいろんな業者さんとお話ししていく中で、こういった考えはどうだということころは、ちょっと進めていきたいなというふうに考えます。

あとは、高齢者の方の免許が返納されたりとか、所有されている方の割合がどんどん減っているというのは、昨今の事故の状況とか見ても、そういった方向性はどんどん進んでいくのかなというふうに考えるところでございますが、どうしてもデマンドの予約型乗合バス、あまり好印象をいただくことがないようなのですが、矢巾町どこにでも500円で移動できる、確かにドア・ツー・ドアではないかもしれないけれども、家のできるだけすぐ近いところを設定さえしてしまえば、そこから予約すれば、どこにでも、しかもある程度、確かに土日のイベント、これには運転士さんの問題とか、こういうのもあるので、どうしてもなかなか対応できないし、朝早い時間、夜の時間というのはタクシー会社さんが働くべき時間、本当に稼ぐために働きたい時間なので、ここを奪うことはなかなかやっぱり難しい。こういった条件はいろいろございます。ただ、決して駄目なものではないと私は思っております。使い方を知っていただければすごく便利だと思いますし、これからは先ほどのとおり、タクシーとの料金の優位性というのも絶対出てくると思っておりますので、やはり知っていただくこと、ここには少なくとも確実に努力は進めていきたいというふうに考えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監（吉岡律司君） すみません。私も追加で、企画財政課長が答弁したことに尽きるのかなと思いますけれども、まず運営体制の話の中で、視察先の雫石さんの話ですが、雫石さんがどうしてそのような形になって、4,800万もの財政出動をしなければならなかったという経緯は、議員前段でバスの路線網の話をおっしゃっていましたが、そういった前提条件が全く矢巾町とは違うということが挙げられると思います。

また、その中でどう運営していったらいいかといったところを同列同軸でこの場で議論するということは、やはりちょっと難しいのかなと思いますが、どうやったら交通を確保していけるのかというのは共通の認識だと思っております。ずっと擦れ違いの答弁を私もしているように議員も受けていると思うのですが、その第1点といたしましては、やはり地方公

共団体の仕事というのは、一般事務、公共事業として行う部分、あるいは公営企業として行う部分、これは料金を対象として行います。公共事業は、税金を基に行います。そして、収益事業、この3つに区分されますけれども、公営企業として交通を維持するような体制の町では、矢巾町は当然ございません。公共事業としてこれを行っていくわけで、その中でどのようなリソースを使っていくのかというのは、やっぱり限定的に考えなければいけませんし、議員ご指摘のところは、一般的にこれを全てに対応するという公共事業を行うのではなくて、福祉的サイドでもっと手厚く考える、そういった方法が最もベストなのではないかなと思います。

アンケート等を見ますと、それ以外の方々の財政負担の考え方というのは、まさに公共事業を運営していく中で、みんなの意見を考えていかなければいけないといったところの中では、ある側面だけを捉えて、そこだけ特化していくというのは、やはり難しいのかなと思いますが、いずれにしても公共交通、足を確保していくというのは長い課題だと思いますので、このマスタープランを実現するに当たっては、できるところをしっかりと進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 企画財政課長の答弁、確かに私も理解しないわけではないです。先ほどの雫石町の部分は例です、例。そういうやり方もあるということです。

ただ、私はここの今の予約型バスをタクシーでやっているのですけれども、それを1社にしているから無理が来ているのと、だって住民の方は500円払うのですよね。残りのお金は役場が払うのですよね。ですから、安くお願いしているわけではないのです。だから、そのところを一緒にするから苦しいのであって、矢巾町23社も入っているタクシー会社があるのだから、そこをうまく運用すればいいという話と、それからあとマスタープランには、社協でやっているサービスとか、いろんな部分が入ります。さっきは医大からの発着のバスの件を言いましたが、ああいうものも引くくめて、町内の交通手段として活用できればなどという部分で、それをそのままのみにやりなさい、やってほしいという話ではありませんから、そういうことも考慮してほしいという部分であります。

それで、時間もありますので、最後の質問になるかと思うので、この項について最後の質問は町長に伺います。まず、路線バスや通常のタクシー料金では、利用が困難な方等に予約

型乗合バスを必要最低限、利便性よく利用するために、ドア・ツー・ドアに近い運行が必要。それと、交通弱者と言われる方々への日中帯での説明会を小まめに行う必要があると思いますが、これについて改善に向けた所見を町長から伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず、公共交通の関係については、町民の皆さん方にとって使い勝手のいい利便性、そういうものをやはり、これからもさらに向上に向けて努力をしてみたいと思いますし、また交通弱者の皆さん方については、お困りなことをしっかり受け止めながら、そのお声をお聞きしながら、そしてどのようにサポートしていけばいいか、そういうふうなものをみんなでつくり上げていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） ということで、この項よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 2番目の質問を行います。

教育環境の実態と課題対策についてです。コロナ禍により、教育環境に変化が出ています。その状況下において、不登校生が増えている、ネットいじめが深刻化、コロナ対応で教員負担が増え、見逃すSOSが多いとか、児童生徒への個々への対応が行き届かないなどなど、新聞等メディア報道で取り上げられています。このような現状の中、当町の小中学校環境を把握して、早期対応が必要と考えることから、以下について伺います。

1、町内小中学校の不登校数は、コロナ禍前と現状とではどう変化しているか。また、不登校者の理由、個別把握は把握されているか。その主な理由は何か伺います。

2、全国ではネットいじめが急増していると報道されているが、本町の中学校を主体とした実情ではどうであるか。また、校内のいじめ件数の推移はどのような状況か。当町中学校の7年前の事件を踏まえ、各小中学校のいじめ防止教育や対策の取組が形骸化していないか伺います。

3点目、2017年施行の教育機会確保法、これは前の議員は2016年、これ2段階施行なので、このような形になっています。不登校の児童生徒の対応を国や自治体で支援すると明記されたが、フリースクールなどに通う対象者をどのように把握し、支援を行っているか伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 教育環境の実態と課題対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町内小中学校の不登校数は、令和3年度は35人であり、コロナ禍前である令和元年度と比較して、11人の増となっております。また、不登校者の理由は、無気力、不安、生活リズムの乱れ等、複数の要因が重なり不登校となる場合が多く、児童生徒一人一人について把握をしてございます。

2点目についてですが、本町の中学校を主体としたネットいじめの実情は、毎月数件程度の報告がございまして。また、校内のいじめの認知件数の推移は、令和3年度末時点で小学校390件、中学校152件となっており、前年度比で小学校84件の減、中学校62件の減となっております。

なお、各学校のいじめ防止教育や対策の取組が形骸化しないよう、教育研究所職員等が定期的に学校を訪問し、会議で出された報告内容を確認し、適宜指導、助言を行うとともに、各校からの報告を研究所で集約し、支援が必要な事案について協議、対応をしております。

3点目についてですが、フリースクールなどに通う不登校児童生徒の状況は、学校や家庭と連携して把握しております。また、支援といたしましては、児童生徒に対して、学校以外の選択肢もあることを示しつつ、不登校児童生徒と保護者の意思を確認、尊重しながら、学校、家庭、専門機関等の連携により、個々の状況に応じた対応を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） まず冒頭に、今回の一般質問内容の特徴に教育長への質問が多いことには、正直驚いています。8年経験してこんなに多いのは、まずなかったのではないかと感じております。私も含め、昨日、本日より同じような質問でありますことから、私はいじめ防止の取組についてのみ質問させていただきます。

1点目ですが、2017年3月、当町でいじめ防止対策に関する条例を制定して、いじめ防止に取り組んでおります。町内でいじめによる重大事故が発生したときは、いじめ防止強化月間などを設けて対処してまいりました。現在もこのような期間設定をしていじめ防止に力を入れているのかどうか、まず伺います。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

いじめ防止に向けた周知啓発といたしましては、まず例年7月5日の矢巾町にとって忘れてはならない日を迎えての教育長コメントという形で、かけがえのない大切な子どもの命が失われた事実を決して忘れることはありません、風化させてはいけません、重く、深く受け止めています。全ての学校が様々な場面で、命の大切さをしっかりと教えていくことが何よりも大切であり、教職員が子どもたちの発信するサインを見逃さずに素早く対応できるよう、いじめ見逃しゼロを実践すること等をメッセージとして発出いたしております。さらに、7月1日から7月31日の1か月間、矢巾町いじめ防止対策に関する条例の概要版を各学校の児童生徒、教職員に向け、タブレットのお知らせ機能を用いて一斉配信を行うとともに、教職員への配信に際しては、児童にも必ず一読していただくような取組を行ったところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） まず、このいじめ防止、事故が起きないのが当たり前で、起きたときの大変さというのは我々経験しておりますので、ぜひ7月5日の教育長メッセージ、それから強化月間による概要版、これの確認。この概要版というのはすごく読みやすく、小学校の低学年から、逆に大人だと全部振り仮名が振られて見づらいところもあるのですが、そこは当時の徳田小学校校長の小松さんの挿絵が入っていて、すごく見やすい。これは本当によかったなと思っていますので、ぜひこれの活用をしながら、今後も防止対策には取り組んでいただきたいと思います。

そこで2問目なのですが、いじめ防止条例では2年を目途に運用実績の検証を行い、児童等の環境状況の変化へ対応するよう条例の改正、そのほか必要な措置を講ずると附則2項にあります。今までにこの条例を発出した後、いじめ調査委員会を開催して対応したことはあるのでしょうか。それから、開催したのであれば、直近はいつであったのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

現在周知啓発も行っております矢巾町いじめ防止対策に関する条例の見直しについては、現在までのところ、この条例を引き続き周知啓発し、学校現場でのいじめ見逃しゼロに向け

た取組をさらに深めていきたいということで、検討したことはないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） そうすれば、いじめ調査委員会も開催していないということなのでしょうか。そこを再度確認します。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） 現在までのところは、開催しておられないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） すみません、一緒に聞けばよかったのですが、それで開催してなくても、委員のメンバー変更はないのでしょうか。そこを、すみません、一緒に確認すればよかったのですが、よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） 変更はないものと認識してございます。

以上お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） この項の最後にしますので、教育長に伺います。まず、平成27年7月に矢巾町で、またその前の平成26年5月には滝沢市で、それぞれ中学2年生の生徒が貴い命を失っております。菊池教育長は、遠野市でも教育長を経験されたようでありますので、当町の職責、まだ就任2か月という短い期間ではありますが、把握し切れないと思っておりますが、遠野市と当町のいじめ防止の取組に対し、どのような形の部分がいいのか悪いのかも含めて、所見を伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） では、お答えいたします。

遠野市の件について私がコメントすることについては、若干差し控えさせていただきたい

など思っております。実は滝沢市、矢巾町事案があった当初、そこから2年後になりますか、私県の教育委員会のほうで、こちらのほうの事案を対応させていただいたものであります。矢巾町におきましては、いわゆる第三者委員会を条例で設置するという当時画期的な議決をいただいたというふうに捉えております。

なぜこういうことが起こったかということが報告書に記載されておりますが、一番多かったのは何かというと、いじめの認知が正確にされていなかったということです。つまり、いじめの認知件数が多ければ悪い学校だ、そういうふうな風潮が当時非常に多くありました。よって、今回答弁において、いじめの認知件数がそれぞれ減りましたよということを答弁させていただきましたが、私はその件数に関しては危機感を逆に持ちます。いじめはあってはならないことですが、あることが当然、いわゆる本当に背反の性格を持っているものなのです。でも、それを理解しつつ、どう対応していくかということが大事なことです。当時私がよく好んで使ったフレーズというのがあります、本当に、本当に、防ぎたい、本当に防ぎたいのは自死だし、本当に守りたいのは人権だということです。いじめというのは、基本的には人権侵害です。ですから、人権を守る、そして自死は防ぐということを当時各市町村の教育長さん方には広く呼びかけて、そしていじめの認知件数をぜひ上げてくださいというふうなことをお知らせした記憶があります。

現在県内においても、それぞれいじめに対する取組はやられておると認識しております。その取り組み方が、いわゆる小学校の横軸連携であったり、小中の縦軸の連携であったり、それぞれのいわゆる立地の特徴等もあり、工夫されておりますが、いずれにしても、いじめをきちんと認知することからスタートいたしますので、その辺りはこれからも注視してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） 大変申し訳ございません。私先ほどいじめ問題対策委員会の開催状況について、開催しておりませんということは答弁させていただきましたのですけれども、ちょっと詳しく補足をさせていただきます。

本町におきましては、いじめのレベルを1から4までというふうに各学校現場と共有してございまして、レベル4、いわゆる行為が悪質であり、重大事態あるいは重大事態が疑われるレベル、レベル4か否かにつきましては、毎月の校長会議、さらには教育委員会議でも共有をさせていただいているところですのですけれども、現状のところレベル4、いわゆる重大事態

または重大事態が疑われるようなレベルに該当する事案がなかったことから、いじめ問題対策委員会の開催には至っていないということを補足させていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 3問目の質問は、国民保養センターの運営についてです。

町内唯一の温泉施設である南昌の湯を年間通してますます町民の癒やしの場とする必要性から、以下について伺います。

1、コロナ禍で、以前2年間は利用者数が減少したと思われるが、今後の利用者増に対する取組の考えはについて伺います。

2、送迎用バスを今年から導入したが、町民等へのアピールがされているとは思えない状況と踏まえます。営業活動の展開の考えはについて伺います。

3、利用料金がリーズナブルである点を強調するとともに、年間数回のイベント企画が必要と思うが、その考えについて伺います。

4、県立大学の学生提案について、今後どのように反映し、西部地域の観光活性化をどのようにしたらいいのか考えているか、その内容を伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 国民保養センターの運営についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、コロナ前と比べた利用者数は、令和2年度は対前年比で約2万人減の6万1,608人でしたが、令和3年度は約1万人増の7万904人となり、今年度においても、現時点では前年同月計よりも増加傾向にあります。また、今後につきましては、これまで同様に施設のコロナ感染症予防対策を徹底するとともに、食堂の利用増につながるメニューの開発や宿泊施設のさらなる活用など、指定管理事業者のアイデアを基に創意工夫をしながら、観光振興並びに町民の健康増進につながる取組を実施してまいります。

2点目についてですが、送迎用バスについては、本年8月、矢巾観光開発株式会社が町からマイクロバスの払下げを受け、保養センター利用者の送迎運行をスタートしたところであ

ります。コロナ禍で自粛していた宴会や会合の利用者増につなげるため、自治会や近隣企業への周知を行った結果、老人クラブ団体の利用のほかに、10月からは自治会や町外団体の利用が増加したところであります。今後は、さらに多くのお客様に利用いただけるよう、保養センターのホームページやチラシを活用しながら、施設のPRに努めてまいります。

3点目についてですが、利用料金については、近隣市町村の施設と比較しても低価格で設定しており、多くのお客様に利用いただいております。このたび昨今の社会情勢に、ここには経済情勢も入るのですが、燃料や電気使用料など高騰していることから、本議会にて料金改定案を上程したところ、保養センター利用者の皆様にはご負担をお願いすることになりますが、今後さらに多くの方々に足を運んでいただけるようサービスの向上と、自主事業及びイベントの企画を指定管理事業者とともに、これまで以上に取り組んでまいります。

4点目についてですが、昨年10月から盛岡広域振興局の地域課題の研究事業を実施し、岩手県立大学総合政策学部の学生とともに、矢巾温泉郷を元気にというテーマの下、矢巾温泉と周辺施設の活性化に向けた方策を検討してまいりました。また、町と学生とのディスカッションを交わした中で、若年層の利用が少ないことが課題として上がり、豊かな自然環境に恵まれた中で、周辺施設との連携も踏まえた温泉のイベントとして企画した古本カフェを保養センターの定例イベントであるゆっこ市と共に8月に実施し、課題検証を行ったところであります。本年10月の事業発表会において、今後は温泉施設の単独の事業展開ではなく、周辺の観光資源を活用し、周遊エリアとしての魅力づくりや、SNSを活用した周知活動の必要性をご提案いただきましたので、南昌山自然公園内にある施設や事業者と連携しながら、相乗効果のある事業に取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） まず、答弁書の1点について、コロナ前と比べた利用者数、答弁いただきました。ここで、コロナ禍前の通常というか、コロナ禍前であれば利用者8万1,000人ぐらいになりますが、それであれば、今回は燃料の値上げで、料金上げたわけですが、この8万1,000人を維持している頃は、国民保養センター単独の事業としても成り立っていたのか、その辺ちょっと確認させてください。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 具体的な日帰り入浴者数の推移を申し上げます。平成30年に

は、日帰り入浴者数が7万536人、令和元年になりますと7万4,550人、令和2年度、これが一番大きくコロナの影響もありました。実際ゴールデンウィーク期間前後に閉鎖した時期もあったので、大きな落ち込みだったのですけれども、令和2年度は約2万人減った形です。5万3,790人の日帰り入浴者数でした。令和3年度になりまして持ち直しまして、7万904人に持ち直しているところでございます。

先日ご可決賜りました部分については、入浴料の値上げにつきましては、令和3年度ベースでございまして7万904人に対して、令和4年度も若干増加は見込んでおるところでございますけれども、それに対して350万円ほどの収入増が見込まれるというような形で積算をさせていただいたところでございまして、令和2年度の落ち込み分が増加になるというわけではなくて、やはりこれまでも大分指定管理料を含めまして、かなり圧迫した部分があったものですから、その部分をサービスとかイベント等を工夫いたしまして、利用者増につながる部分が最近になりまして、効果が現れてきたのかなというふうに感じているところでございます。引き続き、これは指定管理であります矢巾観光開発が自主的に行って、利用者増につながっているところでございますけれども、町といたしましても、いろいろなところで指導等を行いながら、今後も多くの方に利用されるような環境づくり等を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） まず、私この項を質問した意図としては、町唯一の癒やしの湯、南昌の湯を町民の方々に安価で利用していただきたいとの思いからであって、今回350円、60歳以上、今回65歳になるのだけれども、これについてはまだ安いとは思っています。ただ、後で話ししますが、施設というか、中の状況とかもありますので。

今年マイクロバスによる送迎体制も整い、食事、弁当やイベント開催なども充実し、私は質問では、イベントやったらいいのではないかと言ったけれども、まず12月の広報も、それから配付資料にもやっているし、それから後からの情報だったけれども、何月にはこういうことをやりましたとかといっぱいあって、頑張っているなと思っております。そういう充実して接客サービスも改善したと思っております。

そこで、さっきの話になるのですが、2万人減ったのだけれども、これ単純に2万人戻したらどうなるかというのが、何かあまり話ししなかったのだけれども、収益上どうなるのかと、それから今工事終わった南昌山の頂上の見晴台、あれも聞くところによると、6月の開

山の日イベントを打つような話も聞いていますので、もう少し南昌山に登る方が増えると思うのです。せっかくあそこ下りてきて、立地もいいし、喉も渇く時期でもありますし、ですからやっぱり保養センターの敷地内に必ず寄って、ここだったら300円、500円ぐらいの何かを払ってでも食べていきたくなる、寄っていただくような形、もしくはちょっと離れたところに公衆トイレもあります。あそこの駐車場のスペースもあります。そういうところを利用して、何か検討したらいかがですかという形の部分、課長が自分でやるわけではないから、相手に伝えてほしいのですけれども、2万人増えたらどうなるのかということ、それから今の案はどうですか、相手に伝えていただけますかということについて答弁いただきたいと思っています。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 2万人増えたからということで、令和2年度と令和3年度を比較した場合に、これで赤字が解消するわけではなくて、令和2年度については、その分を600万円ほど指定管理を水増しして補填しているという部分があります。令和3年度、令和4年度については、今のところ補填しないで何とか頑張っただけでやっていたというところが現状でございます。

先ほどありました南昌山展望台、こちら皆さんにご期待をいただいているところでございますけれども、今月中には完成予定でございます。いろいろこれまで産業技術短期大学の学生とかにデザイン等をやっていただきながら、完成する運びとなりますけれども、今まさに来年度の山開きに向けて、いろいろ山岳協会の会長さんともお話をさせていただいているところでございますけれども、有名な方をお呼びして、その方を通じて、イベントも何かやったらいいのではないかなというご提案もいただいております。もちろんこれにつきましては、保養センターも一緒に絡めながらやっていければいいなというふうに思っておりますので、先ほど赤丸議員さんのほうからもお話あったとおり、これにつきましては、いろいろ皆さんからのご意見も頂戴しながら、利用増につながるような取組を進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） あと2点ですから、少々お待ちください。まず1点は、マイクロバスを導入してあるのですが、私としては、私の個人ですよ、考えとしては、PR不足だと思っているのです。まず、それで利用できるルール、例えば私たち今地元の老人クラブで利用

していますが、7人以上であれば利用できますとか、送迎行きますとか、そういう話されているのだけれども、何か明文化されたのがない。ただたまにその老人クラブさんと一緒だから、いつも当然10人以上はなって、クリアしているのですけれども、その辺が個人的に何人で行くから送迎してくれませんかという話に対して、PRが足りないと思っているのです。それから、夜であればこれから少しは宴会増えると思うのです。そこに対する、宴会を何人で持ち込めば送迎してくれるのか、その辺もちょっと、営業も大事ですが、PRも大事だと思うのです。その辺の考えについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） バスの送迎については、温泉を利用する方、食堂を含めて、たしかルールが決まっていたというふうに記憶しておりますけれども、若干ある程度その辺は柔軟に対応した中で、例えば7人に満たなくても動いている可能性はちょっとあるのかなというふうに捉えてございます。

PR不足は、確かに否めないところでございますので、矢巾町の広報なんかでも毎月利用について、こういうイベントもやっています、ゆっこ市等やっていますというようなPRもさせていただいているのと同時に、こういったマイクロバスの利用についても促進できるような形で、今後PRしてまいりたいと思います。

また、チラシについても今月、12月の広報と一緒に区長さんのほうに保養センターの利用について、チラシを住民の皆さんにお配りできるようにさせていただきましたので、それについても今後一緒になってPRできるような形で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 私のところに、こういう質問が届いていますというか、要望が届いていますので、これは紹介です。質問ではりません。矢巾温泉がありますが、運転免許もなく、行く機会もありませんと。どうか20人程度の方が乗れるマイクロバスを運行できないでしょうかと、こういうところがPR不足でしょうね。例えば午前1便、午後1便でもよいかと思えますとか、それからこういう部分が固定化されれば、矢幅駅からでも乗る方がいるのではないかというのは、町外の方というイメージです。そういうところもやっぱり鑑み、検討されたいという話でありますから、その辺はこういう要望も来ていますよということの紹介でした。

この項の質問の最後にしたいと思います。町長に伺います。まず、料金も安くて、私個人的には南昌の湯は使いやすいと踏まえておりますが、やっぱりバスルームの改装、それから脱衣所の改善が必要であります。近い将来、改善する予定はあるのでしょうか。また、改装には最低どの程度の経費が必要か試算したことはありますかということで、またそれと今後の運営に対する、今のところは委託先の社長でもあります町長ですので、運営に対する決意などありましたら伺って、この項の質問とします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、国民保養センターは、これはもう町民の皆さんの施設なのでございます。特にも高齢者という条例の中にはありますが、高齢者も含めて、本当に皆さんにご利用いただけるのが本来の筋でございまして、そこで今盛岡広域を見ても、この温泉は非常に苦戦しておるといので、ただやっぱり私も今回議会からも、議長さんと産業建設常任委員長さんにも取締役になっていただいて、特にも今年度は取締役会の開催を多くさせていただいて、経営状況も小まめに報告をさせていただいて、例えばさっき南昌山の元日登山のことも含めて、実は私この間11月の初めに南昌山に登ったのです。いわゆる展望台の改修工事やっているのに。

しかし、久しぶりに私も5合目から登って、いいですね、この南昌山から見る。そして、今あそこの展望台ができて、そして今度は盛岡森林管理署の署長さんが非常に理解のある方で、いわゆる南昌山の頂上の周りの木を切っては駄目だと、今までは伐採を認められなかったのですが、できれば赤丸秀雄議員さん、今年一緒に元旦登山しませんか、元日登山。ということは、今までご来光の上がってくるところに木があって、それが今度許可をもらったのです、伐採してもいいと。そして、今もう流通センターの全景は見えますが、そこをあれすると矢巾町が一望に見ることができると。そして、登る途中には毒ヶ森もあるのです。そこで、宮沢賢治のこの南昌山、毒ヶ森に登っているのは、登山しているのは分かっていることなので、毒ヶ森からも岩手山を見られるようなスポットがあれば、今紫波町の東根山が登ったときに達成感があると。眼下にいろいろ見られるし、岩手山も見ることができると。だから、今回そういうこと、そして今日企画財政の情報係から上がってきて、町民の方から、南昌山だけではなく、城内山に登ってみんなで元日は登山も含めて、開放したらいいのではないかと。今あそこのところ、もう入れないように、ダムのところ、だから創意工夫なのです、アイデア。そして、そういうことでもしあれなのであれば、岩清水、館前、和味だったらば、今日は副議長もおるからあれですが、田沢山でもいいから登ってみることを、その地域、

地域のスポットで、城内も今本当にスポットがあるのだそうです。そして、夫婦松みたいなみんなにPRするところの、これは里山で一生懸命やっていた方、南矢幅に住んでいる方なのですが、おまえたちだけだと知らないのは。地元から、南昌山はあれけれども、城内山に登ったことがあるのかと言われていたのです。だから、あとは花がきれいに咲いているところとか。南昌に行くと、もう本当に東北ターボのところのスキー場、あそこからの光景、すごいのだそうです。だから、そういう観光スポットをこれからつくり上げていきたいなど。

さっき答弁の中に、南昌山自然公園なのです。これをみんなにPRしていきたいと。そうすると、黙っていても保養センターにはお客さんが来るわけです。そうしたら、赤丸秀雄さんのおっしゃるような、できれば今ブームになっているサウナとかやりましょう。だから、まずバスがどうのこうのと、あまり小言まけないで、まずみんなに赤丸秀雄さんもPRして、そしてこれ私何とか早く収支改善したいのです。そして、できれば黒字になって、お金を、基金がためられるようになったら、それでぜひやりましょう。そうして、それが西部地域の活性化、そして徳丹城の東部地域の活性化につながります。

ちょっと今日はもう最後だから、答弁ちょっといいですか。南昌山です、徳丹城から見たときに、恐らく藤原議長さんたちは、南昌山に2回落日というか、そういう話を私聞いているのです。だから、徳丹城と南昌山です。一度夕日であれして、また登って、もう一回、そういう日があるのだそうです。それが徳田神社のお祭りの日だということで、そういう頃からのお話も聞いている。だから、夢のある話、それからこの間私、葛巻と九戸に行ってきた、馬仙峡に行ってきたのです。それで、あまり大きい声で言われなくても、馬仙峡もヒメボタルのスポットがあるのです。矢巾町の南昌山の5合目にもあれなのです。これ本当は、今日はマスコミがいるから、あまりそういうこと書かれるとまずいですが、そういうことをやっていきたい。そして、みんなで盛り上げて黒字決算になれば、次のステップに踏み出せるのですから、そういうふうに行きましょう。そして、これが矢巾観光開発の経営にもつながる、そして本町の観光振興、観光というのは私から言うまでもなく、光を見ると。その光を見るのは、農業も、商工業も、地盤産品です。そういう光を見るものに結びつけていきたいと思いますので、赤丸秀雄議員さん共々に夢を語り合いながら、実現するように頑張らしましょう。

お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 何か4月以降の抱負を語ったように聞こえましたが、以上でよろし

いですか。

(「はい」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 以上で9番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

○議長(藤原由巳議員) 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午後 4時43分 散会

令和4年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第4号）

令和4年12月9日（金）午前10時00分開議

議事日程（第4号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	13番	川村よし子	議員
14番	小川文子	議員	15番	山崎道夫	議員
16番	廣田光男	議員	17番	高橋七郎	議員
18番	藤原由巳	議員			

欠席議員（1名）

12番 長谷川和男 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	岩渕和弘	君
政策推進監	吉岡律司	君	総務課長 兼防災安全室	田村英典	君
企画財政課長 兼未来戦略室	花立孝美	君	税務課長	佐々木智雄	君

町民環境課長	田中 館 和 昭 君	福祉課長	野 中 伸 悦 君
健康長寿課長	浅 沼 圭 美 君	産業観光課長	佐 藤 健 一 君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木 芳 満 君	文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君
農業委員会 事務局長	鎌 田 順 子 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
会計管理者 兼出納室長	水 沼 秀 之 君	教 育 長	菊 池 広 親 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	村 松 徹 君	子ども課長	田 村 昭 弘 君
農業委員会 会 長	中 川 和 則 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補 佐	川 村 清 一 君
--------	---------	---------------	-----------

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、12番、長谷川和男議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

発言の訂正

○議長（藤原由巳議員） これより本日の議事日程に入りますが、それに先立ちまして、村松学校教育課長より発言の申出がありますので、これを許可します。

村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） ありがとうございます。昨日赤丸秀雄議員の一般質問、2問目の再質問に係る答弁内容の修正についてお時間をいただきたいと存じます。

昨日いじめ問題対策委員会の開催状況について、まずお尋ねがありました。開催はございませんでしたというふうに答弁させていただきましたけれども、平成29年8月30日及び平成30年3月26日の2回の開催がございました。その当時におきましても、いじめの事案のレベル4の重大事案または重大事案の疑いのある事案ではございませんでしたけれども、8月30日におきましては、委員長及び副委員長の選任、さらにはいじめ事案認知件数の推移及びいじめ防止対策についての協議がなされてございます。

続きまして、平成30年3月26日の対策委員会におきましては、長期欠席児童及びいじめ事案認知件数の推移等についての共有、各学校のいじめ防止基本方針についての確認がなされたところでございました。

続きまして、いじめ防止対策に関する条例の改正でございますが、1回ございまして、こちらにつきましては、平成31年3月の改正となつてございまして、内容といたしましては、第17条にインターネットを通じて行われるいじめに対する対策が定められてございますが、3項まで当時あったわけですが、新たに4項を加えまして、インターネットを通じていじめ

を受けた児童または保護者が、その情報の削除を求める、あるいは発信情報の開示を請求しようとする際、教育委員会のほうでは、児童、保護者に対して必要な支援を行うという条項が付け加えられておるところでございます。

さらに、委員の選任でございますけれども、平成27年に矢巾町いじめ問題対策委員会を設置した際には、弁護士2名、精神科医等2名、学識経験者2名の、条例のほうで6名以内というルールになってはいますが、それぞれ2名ずつで6名の委員でスタートしたところでございますが、現在は弁護士2名、精神科医等1名、学識経験者1名の4名で選任がなされているところでございます。

以上、訂正を述べ、おわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

8番、水本淳一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（8番 水本淳一議員 登壇）

○8番（水本淳一議員） 議席番号8番、町民の会、水本淳一でございます。

まず初めに、水田利活用交付対象の見直し及び農業経営意向調査について、町長にお伺いします。国が見直しを行った令和4年度からの水田利活用直接支払交付金制度について、多くの関係者から制度見直しの撤廃や制度の改善について、多くの意見や要望が寄せられ、方針を改めました。また、矢巾町では、法律に基づき5年ごとに行う矢巾農業振興地域整備計画の見直しを令和5年度に実施するに当たり、本年7月に岩手県中央農業協同組合の正組合員に対し、農業経営についての意向調査を実施しました。このことから、以下についてお伺いします。

1点目ですけれども、平成29年度からルールの運用では、畦畔等の湛水設備を有しない農地や用水源及び用水路等、所要の用水を供給し得る設備を有しない農地等は、交付対象水田から除外されていますけれども、当町における除外対象農地の状況をお伺いします。

2点目、災害復旧や基盤整備に関連する事業が実施されていて、5年に1度の水張りができない場合でも交付対象となるが、その対象規模をお伺いします。

3点目、水田を畑地化して畑作の本作化に取り組む農業者に対して、畑地化の円滑な移行を促し、畑作物の生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援するメニューを新設しましたが、労力や経費、適地適作などを考えると、なかなか畑地化に踏み切れないのではないのでしょうか。畑地化促進の説明や指導などをどのように進めていくのか、お伺いします。

4点目、農業経営意向調査結果から現在の状況がそのまま継続した場合、正組合員数、営農組合員数、法人数、認定農業者数や後継者など、10年後の農業状況をどう捉えているのか、お伺いします。

5点目、予想される10年後の状況に対し、どのような施策を実施していくのか、お伺いします。

以上、5点についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 8番、水本淳一議員の水田利活用交付対象の見直し及び農業経営意向調査についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、国の水田活用の直接支払交付金対象水田の見直しについては、議員ご承知のとおり、今日まで幾度かの見直し提言が出されております。見直しの1つとして、平成29年度には、水田に水を張ってためるための畦畔等を有しない、いわゆる畔、分かりやすく言うと、有しない農地や用水源及び用水路等、所要の用水を供給する設備を有しない農地を交付対象水田から除外する旨の通知が国からあったところであります。

ご質問がありました当町における除外対象となる農地の状況ですが、除外対象農地の判定等の具体的な指針が国から示されていないことから、県、岩手中央農業協同組合と連携し、情報収集に努めておるところであります。

2点目についてですが、災害復旧または基盤整備事業により、5年間で水張りができない水田については、交付対象水田となることが示されており、本町では現在矢次地区で30.5ヘクタール、広宮沢地区で29.8ヘクタールの基盤整備を進めているところであります。

3点目についてですが、水田の畑地化に対する国の補助メニューはあるものの、議員ご指摘のとおり、畑地化に伴う労力や経費などの負担、また一度畑地化すると、その後に耕作者が替わったとしても、その農地は交付対象水田となることができなくなることも畑地化促進の妨げになっていると捉えております。

町といたしましては、積極的に情報収集を図りつつ、除外対象農地に係る判定等の具体的

な指針が国から示された後に、岩手中央農業協同組合や農業改良普及センター、土地改良区などの関係機関及び農業者との協議の上、畑地化が可能な農地については、農業者に対して畑地化の説明や指導を行ってまいります。

4点目についてですが、本年7月に実施した農業経営意向調査につきましては、回収率が74%と、多くの農業者の皆様にご協力をいただいたところであります。結果につきましては、現在取りまとめ中ではありますが、10年後の農業状況をどう捉えているかにつきましては、農業の担い手となります農業者の数は、年々減少していくことが予想されておりますことから、現在各地域で開催しております地域計画の説明会等を通じながら、目指すべき地域農業の姿を各地域の実情に即した計画に反映させてまいります。

5点目についてですが、予想される10年後の状況に対し、どのような施策を実施していくかにつきましては、現在集計中であります農業経営意向調査の結果や地域計画策定に係る話合いの結果を踏まえ、令和5年度に農林業ビジョン及び農業振興地域整備計画書を更新することとしております。

今後の持続可能な本町の農業を推進するため、多様な人材による担い手の確保や法人化の推進、または農地の集約化による経営規模の拡大とスマート農業の導入を目指した農業機械の導入支援による経営効率の向上等に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 水田利活用交付対象の見直しについてですが、これはちょうど1か月前、11月9日になりますけれども、町民の会の会派視察研修の際、参議院議員会館で説明を受けた内容でございまして、その内容を基に今回質問させていただいております。

それでは、再質問いたしますけれども、まず初めに、令和4年度から5年間水張りを行わない農地が対象ですから、除外対象農地に係る国からの具体的指針がもうそろそろ示されてもよいと思いますけれども、予想としていつ頃示されるのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） まず、この水田利活用交付金につきましては、全国でもいろいろと課題等があるということで、撤回もしくは改善要望が出てきているところでございます。国もそれに対応するかのように、いろいろと今後の在り方について見直しを進めているというふうに伺っております。また、新聞報道によりますと、この水張りの取扱いにつ

きましては、水稻作付以外も検討することとされてございまして、今年の10月14日の農水省の見解では、1か月以上湛水できる農地を交付対象としてはどうかというような提起もされてございます。引き続き検討することとなつてございまして、今後につきましては、こういった国の動向を十分注視しつつ、情報が入り次第、農業者のほうに提供できるように、また町としても、そういった情報を整理整頓してから十分農業者の方々に説明できるような場を設けたいなというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 2点目の質問のところですがけれども、本町において今後新たに基盤整備を行う計画があるのか、お伺いします。

また、これに関連し、基盤整備後の返済についてですがけれども、私たちの地区ですがけれども、紫波中央圃場整備事業ということで、昭和60年あたりから平成5年にかけて基盤整備を行ったわけですがけれども、その後20年間返済をするという、続けたわけですがけれども、米価の下落などもありまして、結構負担がかかるような返済であったと思います。現在の米価の状況では、ますます厳しい返済になるような感じがしますけれども、基盤整備後の返済に対する現在の、変わって返済しやすくなったような支援策というかあるのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） まず、今後の新たな基盤整備事業についてでございますけれども、町長の答弁にもありましたとおり、現在矢次地区と広宮沢地区において基盤整備を進めているところではございますけれども、そのほかに要望がある、ほかの地域で要望については、今のところ承知していないところでございます。

また、基盤整備に係る地元負担の軽減策ということでございますけれども、確かに紫波中央、矢巾太田、西郷地区、当時昭和の終わりから平成の初めにかけて3地区で圃場基盤整備が行われてきたわけでございますけれども、当時は確かに国50の県30、地元負担20ということで、かなり負担率が高かったというような記憶を、当時私担当者として記憶してございますけれども、やはり当時の先人の方々は、本当に将来を見て基盤整備に取り組んだなというふうな思いが今ございます。負担率は確かに高かったのですけれども、今こうして1反歩田ではなくて3反歩田以上の圃場で農業を続けてこられるというのは、非常にそのとき先見の明があったのかなというふうに思っております。

ただ、それ以降の圃場整備につきましては、徳田第1地区にしても、徳田第2地区につき

ましても、低コスト化事業、圃場整備事業ということで、大分それ以降の圃場整備につきましても自己負担率が軽減されてございます。

また、今進めている矢次地区、広宮沢地区についても10%の地元負担、さらには農地を集約もしくは集積した場合については、さらに負担が減らされるといったことで、当時水本議員さんがやられた紫波中央に比べると、大分自己負担が減ってきているのかなというふうな感じに思っております。

今後こういった基盤整備事業があった場合につきましては、地元の推進協議会、そういった圃場整備事業の推進協議会とともに、できるだけそういった自己負担が減るような形で、例えば創設換地を設けるとか、そういったことを考えながら進めていければいいのかなというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） では、次ですけれども、湿田など畑作に適さないような圃場も多く、麦の場合ですけれども、それぞれの経営体が研究しながら、作り方、害をなくするように増収に取り組んでいる状態で、経営体により収穫量に大きな差が結果として出てきております。経営体内部においても、農家ごとの収穫量にばらつきがあったりしております。岩手県中央農協が現在配付していますけれども、売れるコメづくりですけれども、私もそれを見ながら、それでも毎年環境が違って、それがあからまじく何とかやっていますけれども、そのような栽培技術指導書が麦作にもあれば、すごく収穫量というのは平均して大きくなっていくと思いますけれども、そういう指導書という、何か考えているのではないのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今ウクライナ情勢も踏まえまして、非常に小麦に注目が集まっているというのは、そのとおりでございますけれども、特に岩手中央農協管内につきましては、今までゆきちからを中心にやってきたところを、最近はやわら姫ということで、小麦の品種を変えまして、それを高くというか、その辺利用価値の高い品種に変えようということで進められているというふうに伺っております。

また、農協のほうでは、例年8月頃に小麦栽培指針を作成しまして、生産者のほうに配付しているというふうに伺っております。

また、年3回、これは小麦の播種前と融雪等追肥のときに、現地指導会を開催しております。

して、同時に県の農業普及センター、こちらの現地指導も入っているというふうに伺ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） それでは、そういう指導会があるということで、この団体内部でそういう供給するような対策を取らなくてはならないと思いましたが。ありがとうございます。

4点目ですけれども、麦、大豆の団地化、農業機械、技術導入に対し、要件を緩和、メニューを拡充し、支援を強化する麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクトというものがありますけれども、これはどのように要件を緩和し、メニューが拡充したのか、変わった点についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話がございました麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクトの事業につきましては、麦、大豆の需要を捉えまして、生産の推進によりまして、国産シェアを拡大するために作付の団地化と営農技術の導入により、産地の生産体制の強化、効率化を図る上で有効な先進技術の活用への補助、各種補助メニューが追加されたところでございます。

当町の農業再生支援協議会におきましては、事業開始年度であります令和3年度、生産向上計画を策定しました。その令和3年度のメニューの需要に応じた品種への転換の採択を受けまして、先ほどお話ししましたやわら姫への品種転換を行うに当たりまして、追加で必要となる経費、10アール当たり7,500円上乗せ補助を行ってございます。町内の24経営体に対して、約1,300万円の交付を行っているほか、大豆の栽培に必要な機械の導入支援を1経営体に対し、約500万円行ったところでございます。

なお、令和4年度につきましては、国産小麦産地生産性向上事業という補助メニューが見直されまして、再生支援協議会では、湿害対策の技術導入、土壌診断、化学肥料の低減実施に必要な経費の補助を国に対して申請したところでございますけれども、この事業メニューにつきましてはどうしても全国的な要望が強くありまして、残念ながら本町については、団地化率なり、面積の拡充なり、そういった面で不採択となったところでございます。何とかここを来年度同じメニューがある場合につきましては、対象になるような形、採用になるような形で何とか計画を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 国の支援メニューというのは、本当に私も見ましたけれども、とてもというのですか、多く、分かりづらい点もあります。各経営体に合った詳しい説明や指導が必要だと思いますけれども、何か方法等考えているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話があったとおり、国のメニューが多過ぎて、どれに該当すればいいのかという、いろいろな経営体の皆さんにもいろいろと難しい、説明も難しい面がありますけれども、取りあえず手挙げをしていただければ、こういった機械を導入したいのだという手挙げをしていただければ、そのメニューに合った補助事業を当課のほうから説明申し上げまして、こういう新たに補助が追加になったけれども、どうですかというような説明もできるのかなというふうに思っています。

いずれこういった機械補助を中心に取りまとめを町内で行いまして、個別に規模決定根拠を作成しながら、可能な限り補助率の高いメニューの申請を現在は行っているところでございます。

一方、水田リノベーション事業とか、多くの経営体の事業採択が見込まれる事業につきましては、全体への説明会、あと事業申請を行っておりますので、機会を捉えて、またこういった説明会を実施していくほか、今農業委員会と連携して行っている地域計画策定の説明会、こういった場面でも機会を捉えて事業の普及啓発に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 次ですけれども、農家の平均年齢が今68.何歳という、農家の高齢化が進んでおりますけれども、そのような中、法人経営体等も含め後継者問題が慢性化しているようです。農業の継続を諦め、ほかに依頼する農家も多くなり、それにより担い手農家等においても受入れ可能な面積を超え、また耕作放棄地が増加している地域も増えていると聞いております。

また、今の米余りは、若いときほど食べなくなった高齢者層が増えたというのが原因だという意見もあります。今のように少子化が続く限り、我々高齢世代がいなくなる数十年後には、耕作放棄地がますます増えていくのではないかと考えております。

また、原料などの大部分を輸入に頼っているということから、肥料などや飼料価格が高騰し、赤字の経営体が増えており、国内最大大手の農業関係の会社倒産も多くなっていると聞きます。最近、11月30日のニュースをちょっと見ましたけれども、帝国データバンク等によると、国内最大手の鶏卵メーカー、イセ食品のグループ会社で養鶏などを運営する宮城県のイセファーム東北や福島県のはやま農場は、11月30日、民事再生法の適用申請したというのが載っていました。また、その日は8社がそういう申請ということでした。

スマート農業で若者に興味のある農業と言いますが、農業機械の価格の高額、その購入補助にもいろいろな縛りがあり、なかなか踏み切れない状況だったりしております。そのような中、町の農業経営意向調査の結果が気になるところでありますけれども、結果を踏まえ、令和5年度に農林業ビジョン及び農業振興地域整備計画を更新するということですが、いつ頃これは出来上がるのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今イセ食品グループの話がお話の中であったわけですが、当町につきましては、徳田ファームということで西徳田地区に養豚場があるわけですが、この部分についてはまだはっきりした部分の説明がなく、先日ウェブでSMB Cによる説明会があったわけですが、具体的に、ではイセファーム東北、どうするかということは、まだ示されていないところでございますので、情報収集次第、今後の経営の在り方というものが分かった段階で議員各位のほうにお示しできればいいのかなというふうに考えてございます。

今ご質問にありました農林業ビジョン、農業振興整備計画につきましては、説明でもありました、町長の答弁にもありましたとおり、本年7月にアンケート調査を行いまして、今年度末にいろいろ集計、作業等、準備を進めているところでございます。

今後の事務のスケジュールでございますけれども、農林業ビジョンにつきましては、令和5年4月に矢巾町農政審議会に諮問の上、パブリックコメントを実施し、令和5年12月会議において議会の議決をいただく予定となっております。

また、農業振興地域整備計画につきましては、令和5年4月に県との事前協議を実施し、各関係機関、土地改良区とか、農協とか、いろいろあるわけですが、そういった関係機関と調整を図った上で、町の農政審議会に諮問し、翌年、再来年になりますけれども、令和6年3月に計画決定の告示を行うスケジュールとなっております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番(水本淳一議員) 先ほど地域計画というのが出ましたけれども、この地域計画の内容、そしてどのような状況で、どのように進めているのか、お伺いします。

○議長(藤原由巳議員) 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長(佐藤健一君) 今現在各地区におきまして地域計画策定に係る説明会を開催しているところでございます。人・農地プランを策定している31地区、これは地域計画の基になる人・農地プランですけれども、この31地区につきまして、今年の11月から来年の2月にかけて全地区を訪問する予定となっております。

進捗状況でございますけれども、11月に高田、藤沢地区からスタートいたしまして、今年度は城内、南昌、煙山、間野々第1、第2、下赤林と、年内に説明会を実施しまして、年を越して1月以降、下煙山、耳取、サンやはばというような流れとなっております。その他の地区につきましては、令和5年、来年の2月までに開催予定となっております。

ただいまの説明会につきましては、農業委員、農業委員会事務局員、産業観光課の職員が出席しまして、地域計画の概要と策定のスケジュールについて説明をさせていただいているところでございまして、今現在いろいろな説明会の中で出てきているのは、やはり後継者問題が非常に深刻な状況で、その辺が浮き彫りになってきたのかなというふうに捉えてございます。やはりその部分については、農地の集約なり集積をしながら、後継者問題も一緒に考えながら、進めていかなければならない地域計画なのかなというふうに捉えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長(藤原由巳議員) 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番(水本淳一議員) 私の息子も今年跡取りをしてもらおうかと思っていましたけれども、2年後、また延びましたけれども、今の情勢ですと跡取りさせていいものか非常に悩むところですが、そういう跡取りができるような状況になってほしいと思います。

それで次ですけれども、いきいき農村基盤整備事業に申請した際、町外の農地は農地所有者が矢巾町民であっても、整備事業の対象に含まれないということで除外されましたけれども、矢巾町の周辺地域ですので、そのような事例は少ないと思いますけれども、そのような場合は、近隣市町と連携を取り、事業に参加できるよう取り計らっていただければと思いますけれども、それは可能なのか、お伺いします。

○議長(藤原由巳議員) 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） いきいき農村基盤整備事業につきましては、昨年度から国庫補助事業の対象にならない小規模な地区につきましては、農業の維持、発展を目的に県の事業として実施されているところでございますけれども、町外の農地であっても、水本議員は太田と紫波ということで隣接しているので、恐らく紫波町の農地とかもお持ちなのかもしれませんけれども、そういった町外の農地であっても、例えば高収益作物の導入とか、地域の中心経営体として農地の集積を図るなどの要件として活用できるいきいき農村基盤整備事業でございますので、町外に所有する農地につきましても、実施要件に該当するか否か、これも含めまして関係する当該市町との情報共有を図りながら、事業を進めてまいりたいと思いますので、個々具体の部分につきましてはご相談いただければというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ただいま水本議員から水田利活用の交付対象の見直しについて多岐にわたってご質問があったわけでございますが、そこで今水田活用の直接支払交付金については、やはり何といたっても生産現場、農家の方々の課題が山積しておるわけです。そういう課題等を私らもしっかり把握して、うちのほうのいわゆる産業観光課、そして農業委員会、農協、土地改良区とかNOSA Iとか、そういう関係機関、団体ともよく把握しながら、今お話しされた内容は、心配なされているのは、今後継者のお話もあったので、だから就業意欲低下、あとはやはりご質問の中に耕作放棄地、このことが出ておったわけです。だから、こういう増加につながらないように、私ども実態に即した、何といたってもこの運用を、やはり国にもしっかり働きかけて取り組んでまいりたいということで、まさに今後、私ここ10年が、いわゆる高齢者の高齢化、68歳というのが今どこでも言われておるわけです。どんどん高齢化していくわけですので、そういったことをしっかり状況把握しながら、取り組んでまいりたいということで、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

それでは次に、2問目の質問を許します。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） それでは、2問目、行政区割り、班割り及び学区の再編について、町長、教育長にお伺いします。

人口の一極化と周辺部の過疎化が進むとともに、少子化も重なり、行政区や班の住民数、学校の児童生徒数に大きな偏りが生じています。今年9月、矢巾町立小中学校の適正規模、適正配置について、矢巾町立学校通学区域審議会の答申を受けたことから、以下についてお

伺います。

1点目、行政区や班の再編について検討すべき時期にあると思いますが、お考えをお伺いします。

2点目、人口減少により、不動地区の中心であった不動小学校周辺の活力がなくなってきました。人口減少地域の振興策についてお伺いします。

3点目、通学区域審議会からの答申を基にした学区や小中学校統合の考えをお伺いします。以上、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 行政区割り、班割り及び学区の再編成についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、行政区の再編につきましては、行政区再編審議会を開催し、11名の委員により審議していただいているところであります。自治会の班編成につきましては、自治会で行っており、実情に応じて検討の上、編成しているものと認識をしております。

また、行政区の世帯数に偏りはありますが、一概に多い、少ないで行政区再編を進めるのではなく、地域の実情や意向に沿いながら、引き続き進めてまいります。

2点目についてですが、人口減少地域におきましては、地域の拠点となる施設の設置や人が集まり、にぎわうイベントの開催、地域資源の見直しなど、地域の活力となる振興策を町民の皆さんとともにコミュニティワークショップなどで前向きに検討してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、行政区割り、班割り及び学区の再編成についてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、町立小中学校の適正規模、適正配置については、議員ご案内のとおり答申をいただいたところでございます。今後教育委員会といたしましては、子どもたちの教育環境の充実に向けて、本町の将来人口動態等や学校施設の老朽化に伴う校舎の建て替え、学校再編等も視野に入れまして、町立小中学校の適正規模、適正配置に関する基本方針を策定することとしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 1点目ですけれども、私の太田行政区においても、後継者が離れて暮らすなど、高齢世帯が増加し、空き家も増えてきており、1つの班の構成戸数が少ないところで6戸から11戸とばらつきが出てきています。それにより、組織の役員につきましても、役を複数掛け持ちをしたり、その後の後継者、成り手が見つからず、同じ人が長く続けるというような状況になってきております。

そういうことで、役員のやり方については、自治会のほうで私たちの地区でも進めて、結果が出るような状態で進めているところでございます。班の編成につきましても、私も認識不足でしたので、今後のそういう予定など自治会のほうに確認してみたいと思います。

行政区再編につきましては、行政区再編審議会で審議いただいているということですので、今年度の開催状況と進捗状況についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

今年度の行政区再編審議会につきましては、藤沢地域内の藤沢第2地区、そして南矢幅地域内の田中地区、下花立地区、それぞれの大規模開発に伴いまして、行政区の見直しが必要ではないかということで開催しているものでございます。こちら審議会の委員11名ということで、先ほど町長答弁にありましたけれども、現在までに2回、今年度は開催しております。今後あと2回の審議회를年度内に開催して答申していただく予定としております。

委員につきましては、審議会条例があるのですが、こちらに基づきまして、コミュニティの代表、農業団体を代表する者、商工団体を代表する者、その他町長が特に認める者となっております。

今年度は8月、そして10月にそれぞれ開催しておりまして、今後1月と2月に開催して、その後に答申というふうな予定で今進めております。1回目と2回目の間には、対象行政区、今回でいえば藤沢行政区と南矢幅2区行政区、南矢幅5区行政区、それぞれが対象となるのですが、こちらの自治会の役員の方々と意見交換会を開催しております。そして、自治会の意向を伺いながら、行政区の再編を進めているところであります。年度内に答申を受けまして、来年度は再編の準備期間としまして、再来年度、3つの行政区の意向では令和6年4月1日から分割を希望するというふうなことでしたので、再来年度の再編に向けまして進めている状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 2点目ですけれども、地域住民の皆様とコミュニティワークショップなどで前向きに検討するということですが、以前質問した際、コロナ等で地域との話合いができない状況であるということでした。室岡地区とか、いまだまだなされていない状態なのか、お伺いします。

また、できない状況だとしても、地元の意見等何か出ているのか、町としての構想はないのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） お答えいたします。

令和4年1月に町内の各自治会と地域懇談会の開催を予定しておったわけなのですが、当時コロナの感染状況が非常に思わしくなかったことから、中止とさせていただいておりました。4月に入りまして、感染対策のために各自治会から1名、代表者に出席をいただきまして、そして会場を4会場に分けました。それで懇談会を開催して、地域のご意見を伺う機会を設けております。

懇談会には、町長、副町長、そして私はじめ企画財政課の者数名が出席しまして、いただいたご意見、こちらにつきましては、担当課に共有して対応させていただいているところでございます。

そして、コミュニティワークショップでございますけれども、地域からの要望に基づいて開催をさせていただいております。今年度の開催状況ですけれども、東徳田1区で開催しておりましたし、年内に上赤林の行政区と開催する予定でございます。地域との話合いができない状況とは現在は状況を認識していないところですので、要望があった際には、コロナ感染対策をしながら、開催してまいりたいというふうに考えております。

お答えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 水本議員の、今私もちよっと今回の12月会議に入って思ってきたことは、コロナ禍で双方向のコミュニケーションができないと、これまでも町民、地域懇談会、町民懇談会とか、御用聞き隊とか、いろいろなものを設けて接点づくりをしたのですが、まだまだコロナ禍が収束しないのであればやはり、今実は和味自治会も、恒例の年明けの新年

交賀会、やらないということで、もちろんそういった懇談会もやっておらないと。そうすると、ますます町民の皆さんと私ら町との立場に乖離が出てくるのではないかとということで、これは企画財政課を中心に双方向のコミュニケーションができない、その中でアンケート調査、やっぱりこういうふうなものを通して町民の皆さんの意向を把握することがやっぱり大事ではないかと。できない、できないで先送りをするのではなく。

今まさに矢巾町でもそれぞれの自治会ではいろんな特徴があるわけですし、自治会としてこれまでも自立的に、持続的に自分たちの地域づくりをしてきたという、その熱き思いがあったわけです。だから、今やはり、今後双方向のコミュニケーションはできないけれども、それに代わるアンケート調査等をぜひ実施してまいりたいと、こう思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 答申の中身を見ますと、田中地区、下花立地区に関しては、いろいろな観点から、特に距離的な問題等、通学路の整備状況等を勘案すると、徳田小学校への通学が妥当であるというふうに書いていたと思います。不動小学校においては、行政区編成とか、いろいろ児童数を増やすための学区編成とか、なかなか話し合いとかがありまして難しい、時間がかかるような感じで私は受け止めましたけれども、町立小中学校の適正規模、適正配置に関する基本方針策定、この完了予定時期についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

町立小中学校の適正規模、適正配置に関する基本方針の策定時期につきましては、令和4年度内に策定するべく予定をさせていただいているところでございますので、よろしく願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 最後に、学校の再編についてですけれども、不動小学校の沿革を見ますと、明治6年に白沢尋常小学校が民家を借用して創設、そして翌年度、伝法寺尋常小学校が創設された。これは、北伝法寺とかに変わったりしていますけれども、明治34年には2校を統合し、不動尋常高等小学校が創設される。昭和22年には、不動小学校と名を改めて、

そこに不動中学校を併設しております。そして、令和5年、来年度には不動小学校の創立150周年を迎えるということで、徳田小学校も同様ですけれども、この伝統ある学校も少子化の影響などにより、近い将来統合は避けられないものだろうと思っています。そして、地元には、不来方高校の統合、今度統合により新たに学校が始まるということで、もう不来方も盛南の名前もなくなるということで、本当に寂しい限りだと思ってしまうような気がします。

答申では、児童生徒に質の高い教育を保障するためには1学年に複数学級あることと、また学級人数については1学級当たり25人から35人が望ましい学級規模としております。現在コロナ禍によって、私たちも入学式とか、卒業式とか、学校行事に参加することがなくなり、今はどうなっているのかなという、ちょっと様子が分からない状態になっていますけれども、不動小学校、徳田小学校の学級数やクラスの人数等の状況について、現在どのようになっているのか、お伺いします。

また、校舎の寿命や今後の児童数の検証状況を考えた場合、統合の時期はいつ頃までと考えるのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

まず、徳田小学校、不動小学校につきましてのクラスの人数とか、児童生徒数ということでございました。ご案内かとは思いますが、徳田小学校も不動小学校ともに1年生から6年生まで1クラスずつという学級編制となっておりまして、徳田小学校は10月1日現在で156名の児童生徒数でございます。不動小学校につきましては172名という状況でございます。

先ほど基本方針については、今年度中ということでお話しさせていただいたところがございますけれども、答申内容における2クラス以上が望ましい。結局これは6年間、同じクラスでいるよりは、やはりより多くの児童生徒との交流を通じて触れ合うことで、いじめとか、いろいろな部分でもメリットがあるということが言われてございます。こうした答申内容を踏まえまして、今後の学校の在り方、規模の在り方等について方針を定めるべく検討、調整を行ってまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 私のほうからも補足をさせていただきます。

ただいま統合時期というふうなお話があったと思いますが、いわゆる統合に関する考え方というのは、実は様々ございます。例えば1学年2学級というふうな答申をいただき

ました。これは、国が出している数と基本変わらないわけです。国が出したときの時期というのは、いわゆるICT環境が整っていなかった時期となります。また、校種によって考え方も若干違ってまいります。中学生の場合であれば、いわゆる社会性を学校生活の中で学ぶという、そういう考え方が基本にあると思いますが、小学生の場合には、地域から学ぶという視点も、これは外せない考え方でございます。また、地域コミュニティの拠点となっているということも否めない事実であります。

ですから、先ほど課長のほうから基本方針ということの部分は本年度中という回答をさせていただきましたが、答申に加えまして、様々なファクターを入れ込みながら、教育委員会としての基本方針というのを今後煮詰めていくという次第でございますので、これをもってお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、まだまだ一般質問残ってございますけれども、時間もちょうど1時間になろうとしてございますので、ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時10分といたします。よろしく申し上げます。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、3問目の質問を許します。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） それでは、3問目の矢巾町下水道事業について、町長にお伺いします。

令和3年3月に公表された矢巾町下水道事業経営戦略によると、当町の下水道事業は、公共下水道と農業集落排水及び合併処理浄化槽から成り、農業集落排水は2053年度、令和35年度までには全て公共接続が完了予定となっております。また、令和元年度末において、行政人口2万7,227人中、公共下水と集落排水を合わせた処理区内人口は2万6,239人で、そのうち水洗化人口は2万4,849人となっております。このことから、以下についてお伺いします。

1点目、公共下水道事業における広域化、共同化については、平成30年度より県主体で検

討されているということですが、現在までの進捗状況をお伺いします。

2点目、浄化槽整備事業、これは個人世帯ですけれども、整備事業において、令和3年度までの浄化槽の総設置世帯数と令和4年度の予算では220万円の予算を取り、7人槽4基を設置する予定になっていますけれども、令和4年度の設置状況をお伺いします。

3点目、浄化槽を設置した場合、毎年点検する際、上限2万円で町から半額補助が出ますが、10年で打ち切られます。無期限で補助を行っている自治体もあります。10年経過し、補助が打ち切れ、負担に感じる人もいます。町でも無期限での補助ができないか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 矢巾町下水道事業についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、平成30年度より検討してきた広域化、共同化計画は、岩手県を8つのブロックに分割し、それぞれのブロックの特性に合わせた広域化、共同化の在り方を検討し、令和4年8月に岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画として策定をされました。本町が属する盛岡・岩手ブロックにおいては、共同での人材育成を目的としたソフト面での共同化を進めることとなっております。具体的には、各自治体独自で行っております人材育成研修の対象を広げることで、ブロック全体の知識、技術の向上を図ることを推進しております。

広域化・共同化計画は、随時見直しを行いながら、必要な取組を補完することとしているため、今後も継続的に県及びブロック構成自治体と検討を進めてまいります。

2点目についてですが、令和3年度末時点において、浄化槽の整備区域内にある390世帯のうち、浄化槽整備済世帯数は237世帯となっております。令和4年度の実施状況については、計画設置基数4基に対し、11月末現在設置済みが2基、設置工事中2基となっております。

3点目についてですが、浄化槽の維持管理補助金には、国や県からの助成制度がないため、助成対象範囲を広げることは難しい状況となっております。しかしながら、県内自治体でも同様の要望があることは把握しており、岩手県浄化槽推進協議会を通じ、国に対して維持管理補助金に対する助成制度の創設を要望していることから、要望活動を今後とも推進し、対象期間の延長について、鋭意努力をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 本町が属する盛岡・岩手ブロックにおける共同での人材育成を目的に、ソフト面での共同化を推進するという事で、具体的には各自治体独自で行っている人材育成研修の対象を広げるということですが、その内容をちょっと詳しくお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 1点目のご質問についてお答えいたします。

まず、下水道事業に関係する職員数、全国規模で見ますと、平成9年ですと最高値で4万7,000人いました。平成29年になると2万7,000人です。3割以上減っております。では、当町はどうかというと、都市計画課下水道推進室時代だと6名、現在ですと下水道係に3名プラス、予算の執行等を管理する経営係に1名と想定して合計4名、このように矢巾町でも関係職員というのは減っております。このように職員数が減っている中でも、下水道事業を継続するためには、下水道事業の中身を、ノウハウを取得して今後の事業継続をすること、それが重要になっております。

今までは、市町村独自でやっていたものを合同でやると。では、実際何をやるかというのは、まだ詳細には決まっておりますが、例えば污水处理において、水質基準の中で、例えばBOD、生物酸素要求量、COD、化学酸素要求量、SSとかDO、SSは浮遊物、DOは溶存酸素量、あとは大腸菌群、あとは大腸菌群数、それぞれの水質基準に関する項目がありますけれども、言葉は知っているのですけれども、内容がどうなのか、そういうよく分からないというか、なかなか知識が不足している職員が下水道担当にもなりますので、その水質項目、管理基準項目の中身を把握するとか、例えば水質管理センター等を持っているところに行って実際に測定してみるとか、そういうことが考えられます。

また、汚泥として沈降させるために汚水の中に空気を入れて攪拌するのですけれども、その空気量をどのぐらい注入するのか、曝気量というのですけれども、思い切って空気量を多く開けてしまうと、今度は電気代がかかってしまうとか、汚泥が崩壊してしまったり流出してしまうとかという負の面もありますので、どのような管理がいいのかということも勉強する必要があるのかと思います。

また、管路においては、現在既設管非開削ということで、既設管の中に新しい更生材を入れて、新しく造り直すという工法を行っております。その更生材の中でも、例えば反転工法、形成工法、製管工法と、いろいろな工法がありますので、その場所において何がいいのか、既設管の耐久力はどのぐらいなのか、交通量がどのぐらいなのか、これらを勘案して、どの

工法が適切なのかも考えなければいけない。

また、経営面に関しては、従来ですと特別会計ということでなっていましたけれども、現在は企業会計、そうすると予算の編成とか、予算の執行についても結構勉強しなければいけないと。

このように下水道事業全般にわたる事業のノウハウが不足している職員が今後も増えることは想定されますので、それをブロック全体で研修を行って、全体の底上げを行う。底上げを行うことによって、矢巾町だけではなくて盛岡広域全体の市町村における下水道事業の運営を継続するというを目的にするということを考えております。

なお、研修内容の詳細について、これから詰めるということになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 広域化共同計画の具体的な取組として、汚水処理の施設の統廃合があり、主な内容として農業集落排水から公共下水道への接続というのがあります。矢巾町下水道事業経営戦略によると、当町の農業集落排水は2053年度、令和35年度までには全て公共接続が完了する予定とうたっております。令和3年度矢巾町農業集落排水施設最適整備構想の概要を見ますと、間野々地区は令和15年以降、不動地区は令和25年以降、矢巾西郷地区は令和35年度以降の公共接続予定となっております。令和35年までに片方は完了ということになっていますけれども、矢巾西郷地区の公共下水への接続の時期がはっきりしませんけれども、令和35年までに完成する予定なのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、それぞれの地区の公共接続への順番というか、スケジュールについては、それぞれの処理場における機器の故障頻度とか、不明水量が多いによって優先順位を考えていました。大変恥ずかしい話、間野々地区とか、不動地区については、ややというか、結構不明水が多いと、優先順位としては高い。矢巾西郷につきましては、故障頻度も少ないということで、かなり良好な運転になっております。それであれば、優先順位の高い不動地区や間野々地区のほうを優先させて、それが終わってから矢巾西郷のほうに移りたいと。そうすることによって今の矢巾西郷における機能といいますか、それを最大限に活用したいと考えております。

なお、10年間でそれぞれを接続するというふうには考えておりますけれども、基本的には、

その時期にある下水道事業の状況、例えば内部留保資金がかなり底をつくような状態になっているとか、そういう状況、または予想以上にあるとか、そういう状況を見て、1年でも2年でも早めることを考えたいと。そうすることによって支出の総額を幾らかでも減らすことができる。そうすると、下水道事業の事業継続が可能になるというように考えておりますので、矢巾西郷につきましては、令和35年ということにはしていますが、1年でも2年でも早めに着手できるように取り組みたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） もう一つ、参考資料を見て気になったところですけども、矢巾町の公共下水道の1立方メートル当たりの使用料単価は約164円で、経費回収率は120%となっております。一方、農業集落排水の使用料単価は約156円で公共下水の使用料単価より安いものですけども、経費回収率は約70%となっており、汚水処理に係る経費は回収できていない状況ということです。公共下水に比べ、農業集落排水の経費が高いけれども、回収できないという、この理由、ちょっとお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、経費回収率、これの考え方ですが、この算定式というのは、分子が使用料の総数、それを例えば処理場や管渠、これの点検維持費、例えば修繕費、それプラス事業運営のための総係費、それプラス起債の利息の総額、それから一般会計で負担する分を減じて、それで割っております。このように、農業集落排水地区においては処理場があります。処理場における機器費、設備等の導入がやはり大きいのかなと。公共下水道については、見前にある流域下水道のほうにお世話になっているのですが、集落排水については、3地区において、それぞれの処理場における維持管理費、修理費等があるため、どうしても必要経費がかかるため、集落排水のみを見ると経費回収率的には下がると。

ただ、矢巾町では、公共下水道と集落排水を一体として考えることによって町民の方に不公平感が生じないように考えておりますので、比較をしてみると農業集落排水が低いということにはなっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○8番（水本淳一議員） 総務省が使用料単価水準の目安を1立方メートル当たり150円としているということで、その前後でやっているようでございますけれども、金ケ崎町では、公共下水の使用料単価は220円、農業集落排水の使用料単価は209円と、周辺市町よりも高く、それぞれ経費回収率は100%となっております。この使用料単価の決め方ですけれども、これは上限の決まりというか、そういうのはあるのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今総務省のほうで月20トンで3,000円という一つの目安を出しております。これは、総務省の自治財政局準公営企業室で出している下水道財政の在り方に関する研究会からの報告、この考え方というのは、月3,000円、1立米当たり150円というのは、使用料水準についてはあくまでも暫定的な目標値で設定されたものであり、下水道経営の維持、持続可能性の確保、住民負担への影響等を勘案して、ふだんの見直しが必要であるというふうに書かれております。よって、上限については、指定はされておられません。あくまでも水道料金、またはほかの市町村の例、それを勘案して、それぞれの自治体で決めなさいということとなっております。

ただ、矢巾町の使用料の算定の考え方といたしましては、公共下水道における6年間の事業料、これは交付金における事業計画を定めておりますが、それをベースにしておりまして、それプラス50年間の財政状況をシミュレーションして、それで決めております。ですので、集落排水、農集の公共接続については、次の料金の見直しには反映されることにはなるかと思っておりますけれども、現状においては、料金的に公共と集排を一体とすることで、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、例えば道路を挟んで北側が公共エリアなので20トン3,000円、南側が集排なので20トンプラス3,000円アルファというふうに差をつけない、一体として使用料のほうは設定させていただいております。

現状的には、公共で集排分をカバーしている、ちょっと口が悪いですがけれども、公共のほうで集排分をカバーしているという現状にはなりますけれども、それで町民の方に公平性を担保している。このようにやって、県内においては、経費回収率的には、全体で見ると金ケ崎町の次に位置しているという状況になります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

はい。

○8番（水本淳一議員） もう一問ありましたけれども、大体分かったような感じがしますので、終わります。

○議長（藤原由巳議員） 質問しないうちに答弁していただきましたか。

それでは、以上で8番、水本淳一議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、2番、吉田喜博議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（2番 吉田喜博議員 登壇）

○2番（吉田喜博議員） 議席番号2番、町民の会、吉田喜博です。今日も天気がよくて、そしてまた皇后さまのお誕生日ということで、非常に珍しいことです、1年に1回ですけれども。そういうわけで質問に入らせていただきます。

スポーツのまちやはばとしての取組について。本町では、平成31年1月にスポーツのまちやはばを宣言し、誰もがスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」という様々な形で参加し、感動と喜びを分かち合い、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツができる、健康で幸福な人生を送ることができる町を目指し、またその実現のために、令和2年11月に制定された矢巾町スポーツ推進計画の下、施策推進に取り組まれております。

推進計画は、3項目の大分類から成っており、9項目の推進施策と、それぞれに具体的な推進計画、事業が示されておりますが、取組状況等について、以下4点について伺います。

なお、推進計画の重点施策で掲げた内容については、短期間で達成が難しい事業であるため、計画期間の4年間での達成目標とはせず、中長期的な目標とし、次期計画に引き継ぐ旨が示されておりますので、あくまでも現時点での状況等について伺います。

1点目、これまでの推進計画、事業の取組に対する評価と課題について伺います。

2点目、推進計画中、社会体育施設の整備、検討の項目がありますが、これまでどのような検討がされてきたのか伺います。

また、水泳、テニスコートの新たな競技施設の整備については検討されたのか伺います。あわせて、今後の検討事項はどのような項目を予定されているのかを伺います。

3点目、矢巾町祝咲喜公園マレットゴルフ場が10月に開場いたしました。県の河川改修事業で発生した土砂を活用して造成された施設のように、体育施設の整備推進に当たっては県や民間企業との連携による取組が必要と考えますが、所見を伺います。

4点目、地域に根差したプロスポーツ団体を応援するためにクラウドファンディングなど

を行い、資金面の応援を行う推進計画に対して、これまでの実績とこれからの取組について伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 2番、吉田喜博議員のスポーツのまちやはばとしての取組についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、スポーツへの関わり方として、「する」、「みる」、「きさえる」の視点から、スポーツを通して健康で幸福な人生を送ることができるまちを目指すとの方向性を示し、また施設整備の推進計画を記載することで、国や岩手県への要望や調整を図る上での本町の考え方を明記したところであり、継続して推進してまいります。

また、今後はさらに生涯スポーツへの取組や、スポーツ無関心層にどのように働きかけ、スポーツに関わる関係人口の裾野を広げていくことなどが課題と考えております。

2点目についてですが、社会体育施設の整備検討については、町民アンケートなどを参考に、矢巾町新運動公園整備構想を町のスポーツ推進審議会でも検討しているところであります。具体的には、陸上競技場、多目的人工芝グラウンドまたは野球場、国体や国際大会が開催可能なメインアリーナ、サブアリーナ、屋内温水プールなどであり、今後第8次総合計画に盛り込んでいくかが課題としているところであります。

3点目についてですが、老朽化し、建設が必要と思われる県営体育館の本町への新設要望や岩手医科大学及び同附属病院と連携した、これは仮称でございますが、多目的屋内練習施設・スポーツ健康科学センター、よく言われる医科学センターの本町への整備、そして県水泳連盟から、老朽化し、アクセスが不便であります県営屋内温水プール、これは雫石町にあるのですが、本町への建設の要望をいただいていることなど、現在国や岩手県などに要望を行っているところであります。

4点目についてですが、今後はクラウドファンディングによる支援に取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 令和2年の組織改革で文化スポーツ課が誕生しました。そこでスポ

ーツ推進計画が策定されたわけですが、その後に発生した新型コロナ感染拡大の影響により、ここ2年は思うような推進計画の活動が制約される状況ではなかったかと思われま。そこで、令和2年度策定された矢巾町スポーツ推進計画は、現在までに全体の開放状況を把握し、それぞれのスポーツ事情を踏まえた学校施設の有効活用について検討していきますとありますが、町民への開放及び利用状況と利用者について検討していきますとありますが、町民への開放及び利用状況と利用者のニーズはどのような内容になっているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

町民に対してのスポーツ施設の活用ということで、町民総合体育館はそのとおりでございますけれども、各小学校あるいは中学校のプールの開放とか、そういったものも議論の中に入れてございますが、今のところはそれを実施していない、できないところでございます。そういったところにつきましては、引き続き検討をしながら、前向きに検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） もうちょっと高い声で答弁をお願いします。

他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 推進計画中、学校、体育施設の有効活用について、教育委員会と連携し、町民への開放状況を把握し、それぞれのスポーツ事情を踏まえた学校施設の有効活用について検討していきますとありますが、町民への開放及び利用状況と利用ニーズはどのようなになっているのか、伺います。

○議長（藤原由巳議員） 今しゃべったのではないですか、さっき。終わりました、それは。

○2番（吉田喜博議員） 次に行きます。

推進計画中、ニーズのあった体育施設の整備について、風雪雨などに影響されない多目的室内運動場施設や屋内温水プールの設置、国際大会などが開催可能な総合運動施設の整備などを推進しますとありますが、これは中長期的な計画推進になるわけですが、施設整備に当たっては、民間活力を導入するP P F、P P P、P F I事業で推進してはいかかが伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

今お話がありましたとおり、民間活力、そういったものの導入は非常に大切だというふうに思っております。今ご質問のありました各施設の整備につきましては、かなり中長期的

な目で見させていただかなければならないというふうに思っておりますので、町長答弁にありましたとおり、第8次総にいかにその内容を盛り込むかというのを今課題としているところでございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 分かりました。それで、4点目の質問の答弁の中で、支援に取り組んでまいりますとありました。この中で、私がお聞きするのは、実績とこれからの取組について伺っているのですけれども、ただクラウドファンディング、支援に取り組んでまいります、これだけでは分かりません。もう少しきめ細かにお願いしたい。

○議長（藤原由巳議員） 実績を踏まえてね。

高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

プロスポーツ、いわゆる今バスケットチームがあるわけでございますけれども、このチームにつきましても、毎年JAさんのご協力をいただきまして、米あるいはリンゴの支援をしているところでございます。クラウドファンディングにつきましても、今現在行っておらないところでございますが、この件につきましても前向きに調整して、プロスポーツの相手とともに調整してまいりたいと考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） いつ頃、どのような取組内容なのか、それもお聞きしたいですけれども、私も何年前に消防の番屋、屯所を建設するとき、自分たちで建てたのです。みんな後援会あるいは町のご支援もありましたけれども、その中にはいろいろな苦悩もありました。自分たちで、団員がそろって日曜日に管内を回って、1軒1軒回って、そして寄附集めをしました。日曜日でみんな忙しいときに、その寄附集め、それをやって、今の1分団の番屋が立派に建っております。そうしたお互いの苦労がないと、自分の足で歩くというような気持ちがないとできないのです、これがファンディングなのです。そこをご存じであろうと思うけれども、やろうとする気があるのか、それともやる気持ちがあるのか、その辺も踏まえてお聞きしたいです。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、屯所と、今度今私どもが考えている総合運動公

園、まさにそういう思いでやると、必ず通ずると。実は、私いつも議会でお話しさせていただいているのですが、ふるさと納税を基金として屋外ドームを造りたいと、これが私の夢であったのです。それがなかなか、もう今財政事情が非常に厳しいと。昨日は、廣田清実議員には、そういうことを言っては前に進まないのではないかとということで、まさにそのとおりだと思っております。

今度のスポーツ推進計画、令和2年度から令和5年度、この4年間の計画策定、今までなかったのですが、それから昨日は昆秀一議員には宣言だけだと、中身が伴っているのかどうかということなのですが、スポーツのまちやはばを平成31年にやったわけです。このスポーツ推進計画をつくる時に、まず課題を拾い上げると、12項目の課題があります。後から、もしあれなのであれば、議員さん方にもこの推進計画が行っていると思うので、ぜひ見ていただきたい。そして、その12の課題を「する」、「みる」、「ささえる」にあれしたときに、この「する」のところは施設整備が出てきております。この施設整備については、まず今岩手医科大学のほうからは、自分たちで運動の、いわゆる施設の用地を確保したいということで、私ども町当局にも要請書が出されております。

それから、先ほど菊池教育長が答弁したように、今盛岡南高校と不来方高校の統合再編、そうすると当然学校の体育施設の話も出てくると思うのです。

だから、そういう構想がどのようになってくるのか。また、その体育施設を地域に開放していただけるかどうか。そういうことを一つ一つ拾い上げて、そして私先ほどの答弁の中にも第8次の総合計画の中に、やはり本町として総合運動公園はどうしても欲しいと。そのために、いろんなクラウドファンディング、企業版ふるさと納税、また今もう既にやっておりますふるさと納税、そういうものをしっかり、基金を確保して進めていきたいということで、だから吉田喜博議員さんも地元の、恐らく第1分団第2部の屯所のことだと思っております、そういう思いと一緒に、いわゆる新総合運動公園構想をやりませんか。そして、スポーツの力、今度サッカーなんかすごかったではないですか。私もあのサッカーを見てから声がかすれて、何か声が出ておったのです、家内に注意されましたが。いずれ盛り上がりというのはすごいのです、スポーツ。

今日後から、スポーツ推進計画に私らの思い、課題のほかに「する」、「みる」、「ささえる」の中に、こういうことをやっていきたいということがありますので、それをみんなで、当局だけでなく議会も、そして町民の皆さんも巻き込んで推進計画、本当に実現できるように取り組んでいきたいなど。それが矢巾町の、いわゆる元気な町の一つの人材育成にもつな

がるのではないのかなということ、今言った岩手医科大学の医科学センター、それから統合再編のことも併せて、そして何よりも今町の体育協会に指定管理をお願いしているので、町の体育協会ともしっかりと協働連携しながら取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですね。

それでは次に、2問目の質問を許します。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） では、2問目に入ります。少子高齢化の進展、そして人口減少社会の到来などの大きな課題に直面する我が国にあって、地方でも地域社会の活力を維持していくために様々な取組が進められております。取組の一つに企業誘致がありますが、企業誘致が進むと財政力が向上しますし、交流人口が増え、場合によっては勤務する従業員の流入も考えられるなど、それにより本町の行政サービスの向上が見込めるものと思われま

す。本年6月には、間野々地区の国道4号沿いに盛岡市から大型車の販売、整備を手がけている自動車会社が地鎮祭を行い、令和6年の完成、移転を予定するなど、本町では企業誘致に向けて市街化調整区域における地区計画制度を利用した事業に取り組まれておりますが、今後も土地利用計画の見直しの中で、企業誘致向けのさらなる用地の確保が必要と思われま

す。コロナ禍の中では、企業誘致活動は困難を極めている状況と思っておりますが、中長期の視点で見れば、ウィズコロナによって働き方が見直される今がチャンスと捉え、企業誘致の促進に取り組むべきと考えることから、以下お伺いします。

1点目、現在の企業誘致の状況と取組の内容及びコロナ禍における町内事業所の雇用状況について伺います。

2点目、次期町総合計画に企業誘致のための用地インフラ整備の計画は盛り込まれるものか、伺います。

3点目、企業誘致について、行政の力だけではなく民間の力も必要であり、プロジェクトチームを組んで誘致活動を協働で行ってはどうか、伺います。

4点目、サテライトオフィスの誘致に取り組まれる考えについて所見を伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 企業誘致の促進についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在の企業誘致の取組については、市街化区域内にまとまった立地に必要な用地が不足していることから、市街化調整区域における地区計画制度を活用し、第1弾として岩手日野自動車株式会社が立地したところであります。今年度は間野々地区における第2弾を進めているところであり、本町の交通や住環境における立地の優位性を積極的にアピールする取組を進めております。コロナ禍における町内事業者の雇用状況については、今年度実施した事業者アンケートによると、直近3年間の従業員数は増加傾向との結果が出ております。それぞれの事業所で国の雇用調整助成金を活用し、雇用維持に努めていただいた成果と捉えております。

2点目についてですが、町総合計画後期基本計画において、市街化調整区域における地区計画の設定地区数等を指標に掲げ、適切な土地利用とまちづくりを推進しているところであります。市街化調整区域については、間野々地区と同様に、地区計画制度の活用を検討し、また市街化区域については、国、県及び盛岡広域市町との連携を図りながら、市街化区域の拡大の実現を目指し、新たに企業が町内に立地できるよう引き続き総合計画に盛り込みながら、鋭意取り組んでまいります。

3点目についてですが、企業誘致に当たっては、民間企業や金融機関、関係団体との密な情報ネットワークの構築に努めるとともに、有益な情報を取り逃さず迅速に対応できるよう、産業観光課及び道路住宅課において、その都度情報共有を図っております。また、今後の具体的な対外活動として、コロナ禍で中止となっていた企業ネットワークや企業立地セミナーを通じて、町内への立地に興味がある企業へトップセールスで積極的なアプローチを進めてまいります。

4点目についてですが、サテライトオフィスの誘致については、現在は事業者からの問合せや要望等はいただいている状況ではありますが、このコロナ禍において、新たな働き方改革の一つとして注目を浴びていることから、企業が求めるニーズを把握し、地域の雇用機会の拡大や空き店舗の活用など、地域活性化につながるよう鋭意努力をしているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はあろうかと思いますが、間もなく正午となります。ここで昼食のために休憩といたします。

再開を午後1時、13時といたします。よろしく申し上げます。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、吉田喜博議員の一般質問を続けてまいります。

再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 休憩時間を取ったら、いささか燃えておった気持ちが冷めてきたような気もしないでもないですけども、またこれから燃焼、火力を強めて頑張っていきたいと思えます。

企業誘致については、町内区域内における事業所の新設及び拡充を奨励することにより、産業振興と雇用の促進を図り、地域経済の発展を目的とした企業立地奨励条例がありますが、町の企業立地サイドの思い切った大胆な仕組みをつくって、積極的な誘致活動に取り組むとありましたけれども、その交付及び利子補給の交付がありますが、どのような推進策を講じられたのか、その内容を伺います。

また、改善策による効果についても併せてお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 企業立地奨励条例につきましては、一番最近でありますと、業種を拡大した部分がございます。これにつきましては、今計画が進められてございますバイオマスエネルギーなり、物流関係ということで、この2件について条例の中で条例改正を行いまして、拡充をしたところでございます。

今後につきましても、新たな産業の振興を目指すために状況を見ながら、企業立地奨励条例の改正なりを行いつつ、優良企業が町内に立地できるような形で進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、利子補給につきましては、町内に立地するに当たりまして、例えば町内の用地を購入したり、あとは土地、建物を建てるに当たって借入金があったりと、それに対しての利子補給という形になります。今までは、過去に何例か事例はございますけれども、最近はこの利子補給を活用しての立地企業というものは、今のところ私の記憶ではないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 企業については、既存の企業の誘致ばかりではなく、創業に興味を持たれている方もいることから、創業の個別相談、創業塾といったノウハウ面の支援やチャレンジショップ事業による資金面など、各種支援を行い、町内での新規開業、開拓につながる取組について重点を置かれてはいかかと思いますが、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 創業に興味のある者とか、いろいろそういった個人での起業についての取組についてでございますけれども、今広域のほうでそういった取組を行っているものでございまして、特に盛岡市、滝沢市、紫波町、矢巾町ということで、そういった実際にまだ創業に至る前の、要はアイデアというか、そういったものの公募をいたしまして、それに対して表彰するなりして、それが創業につながるような取組も毎年行ってございます。例年ですと、3月に行っておりますけれども、今年度は1月早々にそういった応募をさせていただいて、どういった企業があるかどうか、そういった取組についてのサポートを行っているところでございますし、あと今SDGsに関連したファンドということで、信金さんと共同で行っているものもあります。矢巾町でいいますと、医大の教授の方が、がんに関する検査の取組ということで、そういったものについてもファンドを使いながら、起業しやすくなるような環境を整えているところでございます。

なお、チャレンジショップについてでございますけれども、これも広域での取組もございしますが、今後矢巾町内においても、空き工場を活用した、そういったチャレンジショップ的な部分、これについて民間事業者のほうからお話がございますので、矢巾町としても何か、例えばチャレンジショップの家賃補助とか、そういったものができないかどうか、それを今検討しているところでございますので、今後詰めた中で話が煮詰まりましたならば、議員の皆様の方にもお伝えできるかなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 確かにないと言われても、そのものは確かであろうと思いますが、やはり補助金とか、いろいろなものがあるのではないですか。そういった多発的な、新事業創出などの内発的な施策として企業の創出を促進し、産業の活性化を図るということで、創業支援事業補助金制度を制定しておりますが、令和2年あたりからコロナ禍の影響により、

補助金を活用する創業者が少ないと思われませんが、どうであるか、業種の創業者があったのか、伺います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 町の補助金を利用しての、そういった創業については、なかなかコロナ禍にありまして増えていないところがございますけれども、先般行われました商工会の経営支援の評価の中で創業支援のお話がありました。その中で矢巾町については、創業が毎年10件ほどぐらい来ているということで、ほかの地域にはない特別な理由があるというか、矢巾町にとっては、創業しようと、チャレンジされる方が多いのではないかなというような評価がございました。主な業種につきましては、一人親方もそうなのですけれども、店舗だったり、いろいろあるわけがございます、ただ店舗については、矢巾町内にせつかく店舗を構えようとしても、そういった立地のいいところがないということで、町外に求める方もいらっしゃるようがございますので、その辺については、ぜひ矢巾町内のほうに店舗を構えたいという方があれば、紹介できるような環境を整えてまいりたいなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 補助金を使って、いろんな多種多様な業種が入ればいいなと思っておりますけれども、また違った観点の中で、サテライトオフィスの誘致に関してちょっと伺います。

大手企業や製造業を基本とした企業誘致活動では、ニーズの合った用地確保の問題が大きく、誘致に結びつけるには様々な課題があり、かなりハードルが高いわけですが、コロナ禍や事業継続対策として、都市部の一部の業種によっては、新たな働き方を推進している企業もあり、サテライトオフィスの取組は第2の企業誘致と言うべき重要な取組と考えられます。

そこで、町有財産の中でサテライトオフィス誘致に使えるものはないか、また将来的に新たに整備する考えはないか、伺います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話がございましたサテライトオフィスでございますけれども、町有財産の中で遊休資産があれば、そういった活用もできるかと思っておりますけれども、今のところ、そういった遊休資産がないということで、もしサテライトオフィスを町でやる

ということになれば、新たにそういった場所を見つけてやるしかないのかなというふうに思っています。

なお、県央地区、盛岡市においては、サテライトオフィスが9か所ありまして、主に農林会館とか、空きビルを使っただけのサテライトオフィスの募集をしているようでございます。矢巾町内においても、そういった空き店舗等あれば、サテライトオフィスとして町として助成もすることができるのかなというふうに思っていますので、今後の情勢を見ながら、要するに町内に事務所を構えて、そういったオフィスをやってみたいというような需要も鑑みまして、今後進めてまいりたいなというふうに思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） なければなくても、その形は変わらないけれども、今後のいろんな形の中では、やはり当局独自ではちょっと考えられないこともありますので、先ほどの話もありましたけれども、やはりこれからは商工会ともいろいろ連携を取りながら、図っていくべきではないかなと、そう考えておりますけれども、その商工会との関係の中で、これからのいろんな課題にぶつかるとは思いますけれども、そのいろんなものが出てくるとは思いますけれども、いろんなものとはあるのでしょうか、ないのでしょうか、その辺をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 商工会とお話をさせていただいた中で、町に対して、そういったサテライトオフィスなり、空き店舗等を利用した創業支援なりというような要望については、今のところ詳しくは来てございませんけれども、そういった需要があるということだけは把握してございますので、どういったサポートができるかどうか、その辺については今後商工会と連携して詰めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですか。

それでは次に、3問目の質問を許します。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 3問目の質問に入らせていただきます。中学校における部活動についてを教育長さんにひとつ、初めてお目にかかります、よろしくお願ひします。

これまで部活動は、教師による献身的な勤務の下で成り立ってきましたが、休日を含め長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生

徒にとっては望ましい指導を受けられない場合も生じていました。このような状況を踏まえ、中央教育審議会の答申や公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法改正の国会審議において、部活動を学校単位から地域単位の取組とする旨が指摘され、スポーツ庁の有識者会議は、令和7年度末を目標に、休日の部活動を地域のスポーツクラブや民間のジムなどに委ねる地域移行を実現すべきとする提言を了承していることから、以下お伺いします。

1 問目、現下の指導体制で行われている休日の部活動の現状と課題がありましたらお伺いします。

2 問目、現在の部活動指導員配置の成果と課題をお願いします。

3 問目、国が示した休日の部活動の地域移行について、本町の方針がまとまるのはいつ頃になるのか、伺います。

4 問目、学校と地域のスポーツ団体や指導者との連携・協議の現状と、それに対する現在の課題があれば、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 中学校における部活動についてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、教職員にとっては、休日の時間外労働による負担の増大につながっている一方、子どもたちにとっては、少子化等の要因により、部が廃部または部活動の縮小傾向になるということにより、多様な選択ができないことが懸念であり、課題として捉えてございます。

2 点目についてですが、令和3年度の部活動指導員は2名の配置となっており、成果としては、教職員の部活動指導時間が昨年度306時間削減されるという結果につながったということと捉えております。

3 点目についてですが、休日の部活動指導の地域移行については、令和7年度末までに行われるよう、スポーツ庁及び文化庁の有識者会議が提言していることを踏まえ、来年度に関係機関、団体を交えた意見交換を開催し、町としての本方針を策定してまいりたいと考えております。

4 点目についてですが、令和2年度に関係団体との意見交換、令和3年度以降は勉強会を行っておりますが、前述の基本方針の策定と併せて課題を洗い出し、その課題解決に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 部活動は、多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有しておりますが、一方で部活動の設置、運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務と位置づけられております。このような背景を踏まえた国で示した今回の部活動改革でありますので、提言するものではありませんが、何点かお伺いします。

教師が勤務を要する日、いわゆる平日と、教師の勤務を要しない日である休日において行われる部活動との連携の図り方が非常に難しいと思われませんが、今後本町の方針をまとめるに当たってのご所見をお願いします。

そしてまた、地域指導者の人材確保について、同様にお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） まず、最初のご質問、いわゆる平日と休日の部活動の連携ということでございます。これにつきましては、部活動指導員の方が今2名いるというふうなご答弁をさせていただきました。いわゆる部活動の考え方、指導の方法等についてのコンセンサスをもちながら、そして長期の計画の下、それを進めていくということが、まず第一義にあることであろうと思います。それができた上で、子どもたちをどのように伸ばしていくかというあたりの協議も深めていく必要があるかと思っております。

2点目につきましてですが、地域移行に係る指導者ということでございます。これは本町に限らず、どこでも持っている課題でございます。今は、休日の移行というふうなうたっておりますが、やがてはこれが平日までというふうな広がりを持つてのことでございます。よって、休日をどうするかというふうな議論ではなく、部活動、平日も含めてどのように地域に移行していくべきかというふうな論点で今後それを協議していく必要がある。については、もちろん関係の団体の皆様とか、地域の方々とか、学校、保護者、いわゆる総ぐるみでこの答えを出していくべきものというふうな捉えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

それでは、以上で2番、吉田喜博議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、14番、小川文子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(14番 小川文子議員 登壇)

○14番(小川文子議員) 議席番号14番、日本共産党、小川文子でございます。それでは、5問ございますけれども、まず1問目を始めます。

1問目は、農業支援策についてでございます。ロシアのウクライナ侵攻によりまして、世界経済は停滞をし、特に食料、エネルギー危機が起きております。加えて日本では、アベノミクスによる一連の緊急緩和によって異常な円安と相まって大変な物価高を引き起こしてございます。特に農業分野におきましては、肥料、そして家畜の飼料、農業資材等が非常に高騰しておりまして、農家の経営は大変厳しいものがございます。

以上のことから質問をしてみたいです。1番目は、米価低迷、肥料高騰へのさらなる支援策を伺います。

2番目として、飼料高騰により畜産農家の経営環境は大変険しくなっておりますけれども、さらなる支援策について伺います。

○議長(藤原由巳議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 14番、小川文子議員の農業支援策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目及び2点目についてですが、町議会定例会7月会議及び10月会議において補正予算をご可決賜りました3つの事業がありますが、米価低迷については昨年度緊急支援を実施いたしており、令和4年産米の概算金が引き上げられたことにより、今年度は肥料や飼料等の高騰に係る農業者への支援を中心に実施しております。

1つ目の矢巾町肥料等価格高騰農家緊急支援事業については、申請のあった認定農業者及び認定新規就農者へ3万円、農業法人及び集落営農組織へ10万円の給付を行っているところで、11月21日現在で申請件数88件、519万円の実績となっております。

2つ目の矢巾町畜産農家緊急支援事業については、11月21日現在で申請件数22件、173万円の実績となっております。追加支援となりました3つ目の矢巾町農業生産資材価格高騰対策支援事業については、令和3年分の税申告等を基に農業経費の一部を支援するもので、12月に申請受付、給付を開始できるよう鋭意取り組んでおります。

農業者支援につきましては、町独自の事業のほか、国や県においても各種施策が講じられており、その周知に努めながら、状況に応じて追加支援を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 米価につきましては、確かに令和3年産に比べますと、今年は約1,000円ほど上昇しております、60キロ当たり1万3,961円となっておりますけれども、2年産は1万4,871円、そして元年産は1万5,819円ということを考えますと、やはり依然低迷の状況にあるということは否めないと思います。

また、本町の基幹産業は、何よりも農業でございますので、この米というのは本町の基幹産業の大変な根幹をなすものでございますので、肥料はもちろん稲作農家にも関係をしてまいりますけれども、やはり米価の低迷に対する継続した支援というものが需要ではないかと考えますけれども、再度答弁をお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 確かに米価につきましては、コロナ禍による需要の低迷ということもございまして、昨年と比べますと、今年産は先ほど小川議員のお話あったとおり1,000円ほど上昇してございますけれども、それ以前のレベルまでにはまだ行っていない状況でございます。これにつきまして、支援についてでございますけれども、米価下落というよりも、今はやはり肥料ないしそういった生産資材に対する高騰のほうが非常に大きい、農家の皆さんに対してかなり負担が大きいということで、これを中心に国、県、町でそれぞれ支援をさせていただいているところでございまして、米に頼らない農産物の在り方ということを考えますと、高収益作物への転換ということも進めていかなければならないのかなというふうに考えてございます。

いずれにしても、先ほど町長が答弁いたしました1つ目の肥料等価格高騰農家緊急支援事業、2つ目の畜産農家緊急支援事業、こちらは12月20日までの支援となっておりますし、3つ目の支援につきましても、これから行おうとしているところでございますが、それが落ち着いてから、また農家支援、県のほうでも昨日、今日の報道では、国の肥料価格高騰対策事業に上乘せして事業をやるというような新たな方向性も打ち出されてございますので、その辺の状況も鑑みながら、町としてできることを考えていきたい、農家の皆さんのために町としてできることを農協と一緒に考えていきたいなというふうに考えてございます。

なお、農協のほうでは、12月の「ほっぷすてっぷJAんぷ」という農協が出している広報に掲載になってございますけれども、肥料の購入費に対しての助成、予約した部分の7%を

助成するというような方向性も出されてございますので、やはりそこは総合的に考えまして、町としてできることを今後進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 飼料については、11月21日現在で申請者数88件、519万円ということでございますけれども、この内訳について、少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 集落営農組織の10万円と認定農業者3万円の内訳ということではよろしいでしょうか。ちょっと今手元に詳しい内訳がございませんので、後刻答弁とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） ということですので、後刻ということで。

他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） では、次は畜産農家への支援でございます。日本農業新聞によりますと、大変な畜産の危機が言われております。特に飼料価格が今年の7月から大変値上がりをして、2020年を100としますと、7月からはもう140になっているという状況でございます。その前も120ぐらいで推移をしておりましたので、非常に飼料が値上げをしているという状況でございます。畜産も酪農もございまして、肥育も、それこそ鶏、それから養豚もございましてけれども、特に生乳を出荷する農家というものが、戸数が10月末に1万1,400戸あったものが400戸減ったということでございます、率で3.4%減ったと。東北地方は4%減ったということで、ほかの県よりも減り方が多いわけでございます。飼料の値上げが非常に負担になっているということがまず示されてございます。

本町も酪農、そして繁殖牛、それから豚、養豚、そして鶏卵と、非常にバラエティーに富んだ畜産業があるわけですが、本町の現在までの状況、申請が22件、173万円ですが、この内訳についても後でまたお知らせさせていただいてよろしいかと思っておりますけれども、私1つちょっと考えたのは、この中に経済連の養豚場、種豚場等、イセファームの養豚場があるわけですが、イセファームは、この間鶏卵部門がちょっと民事再生法を受けているという報道もございしますが、イセファーム自体は大変な大企業でございますので、その支援の在り方として、平等に扱うという考えで、まずこの間はされたと思うのですが……

(「違う、違う」の声あり)

○14番（小川文子議員） 違う、そういう基準があつてされた、そういうことですか。

○議長（藤原由巳議員） 農家支援だもの。

○14番（小川文子議員） 農家支援だから、農家ではありますが、どういう基準でなされたのかについて、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） イセファームにつきましては、今回の畜産農家緊急支援給付金事業の対象にはならないところでございます。というのは、イセファームはイセファームで飼料に関係する違った部分で補助金がございます。価格は高騰した場合に、それに見合った分の、要は飛行機でいう燃料サーチャージみたいな感じで、飼料が高騰した場合に補填されるような仕組みができておりますので、今回の町の補助対象にはならないものでございます。

○議長（藤原由巳議員） 全農も、ということです。

他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 了解をいたしました。ということでありますと、畜産農家が22件、そして173万円の実績があつたということで、本町の畜産は非常に重要な役割を果たしていると思います。特にまた国も今後、いわゆる有機農業を推進する立場に立っておりますので、家畜の肥料というのが有機農業にとっては非常に重要な要素を持つわけで、今後とも畜産農家を育てていくということは、そういう複合的な効果があるものと思われまますので、今後も、特に飼料が高くて、特に酪農等では影響を受けているということでございます。

農業新聞のあれですけれども、別海町などでは、本当に優良な農家、若い人たちが、3代目が離農しますということを宣言されたのが出ていました。東北でも、今までですと高齢者で後継者がいないという人がやめるというのが多かつたのだけれども、今回は若手の中堅どころの人がやめているということで、非常に深刻な事態で、いまだかつてない状況だという表現をされておりましたので、もちろん国もこれに対してそれなりの補正予算も組みましたけれども、量的には非常に少ないという評価を受けているところでございますので、やはり町としても貴重な、町の今後のことを考えますと継続した支援が必要と思ひますけれども、そのことについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 畜産農家にあっては、非常に厳しい状況が続いているということは存じ上げてございますし、ただ今矢巾町内におきましては、それこそ先ほどお話ししましたJAの広報紙であります「ほっぷすてっぷJAんぷ」の表紙に佐藤さんということで、若手の畜産農家が表紙で紹介されてございます。そういった若い人たちの芽を潰さないためにも、そういった支援が必要なのかなというふうに思っております。

また、新規就農者の中でも、そういった畜産に興味があって、実際取り組まれている方もいらっしゃいます。そういった方については、特に矢巾町の場合は、先ほど小川議員、生乳のお話をされておりましたけれども、矢巾町内につきましては繁殖ということで、子牛を育てて、それを子牛市場に売るといような一般的な状況でございますけれども、やはりそういった部分、今後も芽を摘まない、いずれ農家の芽を潰さないように町として支援を引き続き行っていきたいというふうに考えてございますし、当然そういった畜産農家のお話を、ヒアリング等を行いながら、こういった支援が望ましいのかということも聞き取りをしながら、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 酪農が1軒あるのですが、何か相談来ていませんか、酪農家からは、1軒あるの、酪農やっているところ1軒ある、生乳。そこからは何か相談は来ていないですか。

佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 和味の方で個人名は差し控えさせていただきますけれども、菅原さん、名字を言ってしまいました、畜産団地の中で酪農をやっている方がいらっしゃいますけれども、その方からは、特に今回の状況について、こういった要望したいというようなことはちょっと耳に入っておりませんので、実際お困りのことがあるかどうか、さらに聞き取りを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） その辺も聞きたかったのでしょう。

（「そうですね」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 先ほどの話で、岩手中央農協の唯一の酪農家が矢巾町にございますので、ぜひ芽を摘まないでいくようお願いをいたします。

そして、次の3つ目の支援策として、農業生産資材の支援事業をやるということでございますけれども、これの中身について、少し教えてください。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 10月の議会でご提案する際にもご説明を申し上げましたけれども、これにつきましてはやはり農業経営について、農業経費がかなり高騰しているということで、その部分に対して個人農業者であれば、税申告のうち農業経費に係る一定部分について、経費を1.4から3程度の経費見合い部分を補助するというようなことで、ご提案をさせていただいております。

なお、法人に当たりましては、売上原価、売上経費に係る部分を加味した中で、それを算定根拠として価格高騰部分ということで、今回一部経費を支援するものでございます。一応1万円から最大で150万円なり170万円程度の、法人であれば170万円程度の補助金になるのかなということで、当初補正予算を組ませていただいた中で予想しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ございません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） では、2問目に移ります。2問目は、教育長にお伺いをいたします。学校給食の無償化に向けた取組についてお伺いいたします。

朝御飯を食べられない子どもたちがいる中で、学校給食はかけがえのない役割を果たしております。子どもの貧困率、今7人に1人の子どもが貧困状態にあるという状況の中で、物価高が追い打ちをかける中、給食費が子育て世帯の重い負担となっております。無償化を求める願いは急速に広がっておりますことから、以下伺います。

1番、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の学校給食費保護者負担軽減事業予算の使用状況と今後の対応について伺います。

2番、第2子は半額、第3子以降は無償として多子世帯への応援ができないかについて伺います。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 学校給食無償化に向けた取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の学校給食費保護者負担の軽減に対応する対策としまして、本年度町議会7月会議において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した補正予算にて、給食食材の材料調達に係る賄い材料費に230万円の補正額をご可決いただき、賄い材料費の総額は1億1,755万円となりました。この予算の10月末現在の執行状況につきましては57.2%、金額で6,726万6,835円を支出しており、年度末まで現在の予算額での執行が可能な状況と見込んでございます。

2点目についてですが、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒への支援策として、就学援助制度があり、本制度の利用を通じて給食費の実質無料化が図られております。現状における多子世帯への支援については、国及び県はもとより、各種社会経済情勢等の動向を注視し、必要に応じ適切に対応してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 学校給食を取り巻く社会状況についてちょっとお話をしたいと思います。学校給食の小中学校の完全無償化に取り組んでいる自治体は、全国で256自治体ございます。2017年には76自治体でございましたので、約3.4倍に増加をしております。このほか小学校のみをやっている自治体は6、中学校のみは11でございます。また、半額助成や一部無償化をしている自治体は、さらに広がっているのでございます。

このように、この5年間で大変な広がりを見せているのが、この学校給食の無償化の流れでございます。本県でまいりますと、九戸村、普代村、田野畑村、軽米町で完全無償化を実施しております。九戸村は、さらに高校の給食も無償化をされていて、全国でも非常に進んでいる状況でございます。本町の友好、協力都市、町であります普代村も完全に実施しているところでございます。

なるほど就学援助を受けている方は、もちろん給食費は無料となっておりますけれども、本町の就学援助を受けている方は200人強だと思われませんが、子どもたち2,000人の、7人に1人が貧困だということになりますと、約300人ということになりますと、約100人の差がございます。貧困状態でありながら、この恩恵を受けられない子どもがいるということがございます。

以前私もちょっと紹介したことがございますが、私の知り合いというか、身内が盛岡市の学校給食センターに勤めておまして、盛岡市では旧都南以外はランチボックスになってお

りまして、給食費が支払われない家庭のお子さんは、自動的に給食が止まるのでございます。ですので、突然給食が食べられないという事態が盛岡市では発生をしております。本町はそういうことはないわけでございますが、結局、身内が言うには、就学援助の子たちは食べられる、しかしそれ以上のちょっとその上の貧困の子たちは食べられない状況が起きているということでございます。

ですので、このちょっとしたところの100人程度の救済がどうしても必要なのではないかと考えるのですが、その点も含めまして、さらに無償化のことも含めまして、一步進んでこの際、半額助成とか、私先ほど言いましたように多子世帯への助成とか、何か一步踏み出すことはできないか、このことについて再度お伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

まさしく子どもさんの7人に1人が貧困という全国的なそういう数値がございまして、その数値を本町にそのまま当てはめることが適当かどうかは、ちょっと難しい部分がございますけれども、いずれにせよ町といたしましては、学校給食費については、経済的な事情の方には今ある就学援助制度で対応しておるところですけれども、先ほども教育長答弁にありましたとおり、こういう世界規模的な物価高騰とか、本当に国民の生活を直撃するような大きな問題がございまして、これが今後さらにどのように展開していくかは、国の経済社会情勢だけではなくて、やっぱり世界的なものもあろうかと思っておりますので、いずれその状況を見ながら、適切に検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 私のほうからも補足をさせていただきます。

7月の会議で補正を認めていただいたことによりまして、本町におきましては保護者への負担はなくなりました。そして、今後の見通しも通常ベースのままで推移することができるというふうなことは答弁で申し上げたとおりでございます。

また、いわゆる給食の無償化の波が広がっていることは承知しておりますし、また挙げていただいた町村のところの無償化も存じております。一方、給食費を値上げするところの動きも今般ございます。その中で何が大事かということになってくるのですが、議員おっしゃるとおり、その子どもに手を差し伸べられるかどうかということでございます。ですから、その現状把握をしっかりとした上で、そして財政措置も少なからずかかるものですから、

そのようなことをきちんと関係課等とも協議した上で、今後の方向性を見据えていきたいなというふうに思っています。

お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） ぜひ今後検討を続けていってほしいと思いますけれども、財政規模についてお話をしますと、給食費はこの自治体も総予算の約1%程度であるということで、本町も107億、補正も入れますと120億円ぐらいになりますが、給食費の分は1億1,000万円ぐらいですから、約1%であると思います。これを全部一度にやるというのは、大変な予算措置を伴うと思いますけれども、それこそ本当に半額等、4分の1等、いろんなやり方があるのではないかなと考えます。

そして、今後コロナの予算についても、その方向で一時的に下げていくということも可能だと思います。昨日も出ましたけれども、政府の補助金がぱっと出てきたときに、そこで考えるのではなく、今度補助金が出てきたならば、これに充てようというあらかじめの方針を持っていますと、スムーズに行きやすいのではないかと思います。せめてコロナの補助金があるうち、子どもの給食費に充てていいと、これは国も言っておりますので、やはりこういうチャンスといいますか、機会を逃さずに、その一部支援でもさらに取り組んでいただくように、そのことについてもあらかじめ検討しておくということができないかということについて伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

臨時交付金を使って学校給食の無償化やっているところ、確かにあります。そういう情報もいただいております。しかし、一旦臨時交付金を使って、これいつまでも継続するわけではないわけです。来たときは無償化して、来ないときは有償化と、それは行政としては許されないことです、やっぱり。

だから、そういう凸凹の学校給食の無償化ではなく、今小川文子議員も分かっているとおり、やっぱり無償化の一番のあれは財源の確保なのです。今町の総予算の一般会計の1%ということのお話があるわけですが、そこで私もちよっと調べてみたのですが、いずれ小川文子議員のおっしゃるとおり、私も子どもの成長とか発達への給食はもう不可欠な、それはおっしゃるとおり。

私らにすれば、市町村にすれば、今度こども家庭庁もできるし、子どもの子育て支援にも国では充実すると、岸田総理のコメントをちょっと読み上げるのですが、こういうことなのです。家庭の経済状況が厳しい児童生徒には、就学援助やっているのだと、などにより支援しており、さらなる負担軽減については、各自治体において、地域の実情に応じてやれと、こういうことなのです。だから、今私どもも学校給食の無償化とか何かは、さっき言ったように、本当に大事なことなのです、給食の無償化は。

そこで、やはり今の限られた財源の中でやるのには、例えば私いつもお話ししているとおり、ごみにかけるお金をみんなで見える化をして、昨日、おととい、谷上議員の見える化、そういうことをやって、財源の確保をみんなで知恵を出し合ってやるのが大事だと思います。

だから、学校給食の無償化は何回も言うように、そして一気にやるのではなく、今多子世帯の話もあるので、これはいずれ内部で検討させていただいて、どこから学校給食の無償化に切り口を入れていけばいいか、これは議会とも一緒になって議論をしていきたいと。特に小学校、中学校の児童生徒の保護者のお父さん、お母さん、そういう方々も巻き込んで、だからスクールバスも、やはりそういったPTAの方々からのお話があって、まず今季節運行、将来は通年運行も考えていきたいということで、だから学校給食、このことについては臨時交付金を使ってやればいいのかと、その次、何回も言うように有償化ということは絶対やるべきではないと。私は、やるのであれば、継続してやる道を模索すべきだということで、ご理解をしていただきたい。

やらないということではなく、とにかくこれから私らも市町村として、町としても要望しておりますし、県の町村会、全国町村会からもお願いしておりますので、国を動かしていくような方向性を私らも示していかなければならないと思いますので、共に、一緒に要望していきましょう。よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、子どもの医療費助成について町長にお伺いをいたします。

子どもの医療費助成は、全市町村で取り組まれておりまして、今年度は中学校卒業まで現物給付となったところでありまして、来年度は高校卒業まで現物給付にできないかについてお

伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 子どもの医療費助成についてのご質問にお答えいたします。

高校生の医療費助成につきましては、県内で実施しておらない市町もあることから、本町ではこれまで子育て負担軽減のために償還払いにより対応しつつ、県に対し、高校卒業までの現物給付の対象拡大を要望してまいりました。令和5年度から県内全市町村において高校生の医療費助成実施が見込まれますことから、今般県において、全県一律での高校生の現物給付の対象拡大を来年度実施に向けて検討する旨が示されましたことから、今後の動向に注視しつつ、全県実施に合わせて本町でも高校生の医療費助成現物給付を実施してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 子どもの医療費助成については、父母はじめ医療関係者等多くの運動もございまして、本県は大変全国的にも進んでいる状況だと思います。本町も高校卒業まで、まず医療費の助成ができていくということは、大変素晴らしいことだと思います。来年度は、残った盛岡市、そして滝沢市、久慈市が高校卒業までを決めたということで、来年早々にでもできればいいなと期待しているところでございます。

本町の場合は、完全無料というよりは、一部負担があったと思いますけれども、この一部負担を完全無料にする考えについて伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今子どもの医療費に関しましては、3歳未満のお子さんに関しては自己負担なしになります。3歳以上、そして高校生に関しては、県の補助基準に沿って、超えた部分に関して町のほうで町単で医療費助成をしているというような状況でございます。もし全て自己負担なしで医療費助成をした場合の額も、ちょっと試算はしておりました。その額も高校生に関して、今回高校生なわけですがけれども、令和3年度の医療費に関しましては、高校生858万4,000円ほどになっております。ですので、トータルで見ますと、もし全て無償化といった場合に関して試算した際は3,315万円ほどが、全て高校生以下無償化となった場合は、そのくらいの額が必要ではないかというような試算をしております。

先ほど給食費の無償化のこともございましたが、矢巾町としてどのようなところに子育ての経済的支援を進めていくかということは、全体的に考えながら、これは進めていかなければならないことだなというふうに捉えておりますので、私からの答弁は以上とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、ちょうど1時間経過をいたしました。まだ4問目、5問目と残っておりますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は、ちょっと時間が短いのですが、2時10分、14時10分の再開といたします。

午後 2時02分 休憩

—————
午後 2時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

小川文子議員の一般質問を続けてまいります。4問目の質問の前に、先ほどの答弁の中で佐藤産業観光課長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 先ほど小川文子議員のほうからご質問がありました農家緊急支援事業の受付の件数の内訳でございますけれども、肥料等価格高騰につきましては、申請件数が町長の答弁では11月21日現在というお話でしたが、直近の12月9日時点でのお話をさせていただきますと、申請件数が131件、内訳については、認定農業者、これは個人でございますが、87件、農業法人が23件、営農組織が21件、支給総額が562万円となっております。

また、畜産農家の緊急支援のほうになりますけれども、こちらも直近の12月9日現在の支給対象でございますけれども、乳用牛に関しましては、町内61頭、これは2戸の農家の方が対象となっております。肥育牛が14頭、これは3件の農業者が対象となっております。繁殖の成牛が216頭、繁殖の育成牛が46頭、豚については1,977頭、こちらは全農さんのほうになりますけれども、こちらは5,000頭以下の頭数でございますので、こちらは全農さん対象となっております。鶏につきましては4,500羽で1件となっております。

今重複した部分がございますけれども、畜産農家の緊急支援については32件交付してございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 4問目は、介護施設の利用状況と職員の確保について町長にお伺いをいたします。

年金で入れる老健施設を望む町民の声は大変大きいものがあります。私どもは、今全世帯8,000世帯に対してアンケート調査をしておりますが、その中でやはり年金で入れる老健施設が欲しいという声が圧倒的に多い状況でございます。また、法改正がこのたびございまして、単身で年収280万円の方は介護施設の利用料金が2割負担となります。これは大きな変化でございます。これもまた、医療費とは違いますけれども、後期高齢者についての医療費も、年金200万円以上の人は2割負担ということで、特に後期高齢者の方々は、この2つの負担という大きな変化が生じておりますことから、以下についてお伺いをいたします。

1番は、特養ホームの待機者の状況について伺います。

2番目は、低年金で利用できる多床型の老健施設の建設状況についてお伺いをいたします。

3番目が、施設職員の減少が課題となっておりますことから、本町の状況について伺います。

4番目は、利用料金が負担となって施設を退所したことが報道されておりますことから、本町の状況についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 介護施設の利用状況、職員の確保についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、介護保険制度上位置づけられている介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの本町の待機者状況は、岩手県が取りまとめた調査結果によりますと、今年度4月1日時点の入所申込みは60名で、うち在宅で入所待ちの方が12名となっております。

2点目についてですが、第8期介護保険事業計画の計画期間内に多床室を備えた60床の特別養護老人ホーム開設の計画がございまして、来年度の開所を目指して今現在事業者において計画を進めているところであります。

3点目についてですが、施設職員の不足は、介護職員の待遇が課題であるとも言われておりますが、本町では施設による職員に対する福利厚生面での努力のほか、介護職員等処遇改善加算等による職員の給与改善がなされていることもあり、現状として本町では施設職員の不足はないものと伺っておるところであります。

4点目についてですが、特別養護老人ホームの入所は、介護保険サービスであり、介護保険制度において自己負担の限度額を設け、限度額を超えた場合は高額介護サービス費として、また所得の低い方へは、居住費と食費の自己負担の上限を超えた分は特定入所者介護サービス費として給付されております。

なお、利用料の支払いが困難となってきたときのご相談があった場合は、ご家族との相談の上、状況によっては生活保護を利用するなどして、施設利用の継続をされているところがあります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 特養の待機者、自宅での待機なさっている方が12名ということで、だんだんに少なくなっているのではないかなと推測をしておりますけれども、盛岡市で開設される多床型の施設等にこの方たちが入れる可能性というものはあるのか、お伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 特別養護老人ホームの待機している方々が盛岡市で建設予定のところに入れるかというところでしょうか。それは、私どものほうではお答えしかねる部分だと思います。それぞれの待機されている方々がどこの施設をご希望されるか、そこはそれぞれ施設側とご家族様と関係者の方々とのやり取りの中でお決めいただくことになると思いますので、その新しいところに入れるかということは、私のほうからはちょっとお答えしかねる件だというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 南昌ケアセンターにも多床室があつて、町民の方からは大変喜ばれております。というのは、多床室の場合は七、八万円で入れるという状況がありまして、ほ

ば特養と同等程度の経費でまず入れるということで、喜ばれていることなのですからけれども、その南昌の場合は、もちろん入る条件がいろいろあるでしょうけれども、数にまず限りもございしますが、答弁の中でもありましたので、来年度の開所を目指して現在多床室を60床を備えた特別養護老人ホームが開設されると書いてありましたので、そちらのほうは多床室とは限らない、多床室を備えた60床の特別養護老人ホームが開設されると、このことについて、ではちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

第8期介護保険事業計画の下、この計画のほうに介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの建設、令和5年度に1施設、60床の開所をということで、様々この計画にのっとり県とも協議をし、今準備を進めておるところでございます。

建設に当たっては、計画策定時と現在の状況、このコロナによって、様々物価高騰等で非常に、今いろいろ建設を予定している事業者さんのほうで、私ども、それから県のほうとのやり取りをいろいろ苦慮されておまして、何とかこの計画に基づきながら進めていくところで今行っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 新聞報道等では、今回の2割負担になったことで、介護度5の人が利用すると月7万円増くらいになるということも報道されておりましたので、それは大変な額になるなと思って質問させていただいたわけですがけれども、本町の場合は、家族の方と相談したり、それから生活保護の選択なども含めて退所しないで済んでいるという状況をいただきましたので、大変いいことだなと思っています。やはり280万円という、高いような、低いような感じはいたしますけれども、いろいろ介護度によりまして非常に利用料が高まる人がもちろんいらっしゃる事なので、そういうことにこういうふうな方向で対応ができるのであれば、それも一つの安心になるのかなと考えているところでございます。

いずれ介護については、誰もが通る道でございますし、一人でも生きていけるといいますか、家族の世話にならないでも生きていけるといふ選択肢の幅にもなりますし、必ずしも資産が老後になくても安心して低年金でも入っていけるような介護制度というのが今大変求められていて、特にも多床室に対する関心というものが非常にありますので、そこら辺を今

後の介護計画に反映されるように求めていきたいと思いますが、その考えについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

この介護保険制度について、今国では、厚生労働省では給付と負担についての主な論点項目を整理しておるところですが、その整理をしている最中に、今月に入ってから、私ちょっと新聞の切り取りをスクラップしている、今月5日、社会保障審議会、厚労省の諮問機関なのですが、そこの部会で厚労省では具体案を示さないということで、これまで論点整理をやってきて、そこで今、今後、今まさにお話があったとおり、介護保険料も含めて負担増の関係の議論がここに来て先送りをされていたと。ただ、今までの論点項目を整理すると、全くおっしゃるとおり、私もちょっとまとめてきたのですが、多床室の室料負担、これもまず今後の給付と負担の主な論点の中に挙げられてきておるのです。あとはケアマネジメントの関係で利用者が負担するとか、その議論が今ちょっとまた立ち消えになったので、もう一度仕切り直しになると思うので、今ここで厚労省がそういう方向性を示した段階でのこの議論については、お答えできるような状況ではないということだけひとつご理解いただきたいと。

今浅沼課長から答弁されてから困るなと思って。そこで、まず今のところはそういった議論が先送りされたということだけご理解いただきたいと。そして、これからまた負担と給付の論点が示されてくると思いますので、そのときはまた全員協議会とか何かでお示ししていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 介護職員については、本町では足りないという状況にはないという答弁でございまして、大変いい状況だなと思いますけれども、やはり周りを聞きますと、盛岡市等でも、部屋はあるけれども、職員がいないために、そこを空けられないのだと、利用できないというお話も聞きますので、やはり将来の介護職員の減少というのは必ず起きてくるであろうと想定できますが、これに対する町の考えというものは、どのような準備といたしますか、あるのか、お伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

現在の状況は、不足のことは町長答弁で述べたとおりでございしますが、少子高齢化になっ

て、本当に働く世代が少なくなるということは、これは矢巾町だけではなくて、本当に否めない課題だと思います。そうした中で、私どもも介護保険事業計画の中に、介護人材の確保ということ計画のほうにも上げさせていただいております。私どもとしましては、矢巾町だけではなく、やはりこれは本当に岩手も全国も同じような同様の課題だと思っておりますが、特にもコロナ禍のことも踏まえて、様々な要望の際に何とか処遇改善をとるところは上げさせていただいて、何度かご説明しているところでございます。

また、様々私どもも施設の、矢巾町は様々な施設がございますので、そういう施設の皆様のお声をぜひつなげて、しっかりとそこを県なり、国なりに要望して、処遇をしっかりと改善していくということも今回大事なところかなというふうに捉えておりましたので、そういうふうな動きで行っていることを答弁とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、5問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、5問目、福祉灯油について町長にお伺いをいたします。

原油価格の高騰が続く中、厳しい冬を迎えるに当たり、今年も福祉灯油の実施が求められております。本年度の町としての考えをお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 福祉灯油についてのご質問にお答えいたします。

福祉灯油については、去年は岩手県の補助事業を活用し、生活に困窮する高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等に対して1世帯当たり町負担が2,500円、県負担が2,500円、合わせて5,000円の冬季特別対策給付事業を実施したところであります。今年度につきましては、昨年同様の対象者に町単独での給付事業を考えており、この町単独の給付額は3,000円で検討しております。

なお、県の補助事業がある場合は、活用してまいりたいということで、以上お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 生活に困窮する高齢者世帯という表現でございますけれども、非課

税世帯とか、そういう具体的なことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えさせていただきます。

高齢者の対象の具体的な内容ということですが、町民税均等割非課税世帯で満65歳以上の高齢者のみの世帯という形になってございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） これは、申請主義でしょうか、あるいはもう既に、どういう形で支給されるのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

今実施している、5万円の非課税世帯への給付を行っておりまして、これにつきましてはプッシュ型の方法ということで、該当する方は申請なしで行っておりますし、今回の給付につきましても、実際既に非課税世帯で本人確認ができています方、そして口座が分かっている方については、申請なしでプッシュ型の支給ということで実施を考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、15番、山崎道夫議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（15番 山崎道夫議員 登壇）

○15番（山崎道夫議員） 議席番号15番、一心会、山崎道夫でございます。この時間に私に来るとは思っていませんでしたので、ちょっといつもと勝手が違うなと思っておりましたが、始めさせていただきます。

1問目でございますが、質問事項は、新規就農者の受入れ体制整備に向けた農業研修制度の創設についてご質問をいたします。

本年6月会議で新規就農者支援について一般質問で取り上げましたが、その際、過去10年

間における本町の新規就農者数は11名とのことでありました。全国的に農業人口は減少の一途をたどっておりますが、本町においても過去50年間で約75%も減少し、現在基幹的農業就業者は1,220人台まで落ち込んできております。担い手確保が大きな課題となっておりますが、したがって一人でも多くの新規就農者を確保する取組が今求められていることから、以下についてお伺いをいたします。

1点目でございます。国と県による新規就農者を支援する新たな制度（最大1,000万円を一括支援）が今年度からスタートしましたが、この制度を活用して新規就農した方または予定している方などの相談はあるのでしょうか。また、この制度を活用するにはハードルが高いと思われませんが、申請するまでのサポート、例えば新規就農に向けた農地の取得や住まいの確保、営農計画書の作成等について、支援はどのように行われているのか、お伺いをいたします。

2点目でございます。今年の10月に産業建設常任委員会の行政視察研修で熊本県山都町を訪れました。山都町は、阿蘇山のカルデラ内にあり、50年も前から有機農業に取り組んでおり、有機JAS認証事業者数全国一で、SDGsの取組においても注目されている人口1万3,727人、約6,400世帯の町でございます。

山都町の新規就農者育成事業の取組は、町が委託した第三セクター、山の都地域しごとセンターが核となり、県外を含む町内外からの新規就農者を受け入れるため農業研修制度を立ち上げて、着実にその成果を上げておりました。この研修制度は、研修を受け入れる個々の農家や営農組織等の体制整備を行い、経験を問わず農業に関心のある方を対象にして、1週間から1か月程度のインターンシップを行い、その後希望者には1年間の研修を経て、新規就農または雇用就農などに結びつける取組を行っておりました。センターは、受入れ農家との調整や研修中の相談、研修終了後の住居、農地取得や農機具探しなどをサポートしながら、就農計画の策定に向け、しっかりとフォローする体制を整えておりました。本町もこうした取組を参考にして、経験を問わず農業に関心のある方や就農を希望する方を町内外から受け入れ、育成し、持続可能な矢巾型の農業の推進を図るため、農業研修制度の創設を検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

3点目でございます。山都町は、インターンシップを経験するため、宿泊する場所や研修を希望する方が居住する場所について、空き家の活用を視野に入れ、リフォームやリノベーション、家財撤去等に対して最大75万円の補助金制度を設けて、町内外からの新規就農者や移住者の受入れを行ってりましたが、本町においてもこのような事業を検討すべきと考

えませんが、見解をお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 15番、山崎道夫議員の新規就農者の受入れ体制整備に向けた農業研修制度の創設についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、今年度から国で新たに実施しております新規就農者育成総合対策のうち、上限1,000万円を支援する経営発展支援策の活用または活用予定の相談は現時点ではありませんが、月額12万5,000円を最大3年間支援する経営開始資金につきましては、令和5年度支援に向けて現在3件の相談を受けております。

また、新規就農に向けた申請のサポート体制につきましては、盛岡農業改良普及センター、岩手中央農業協同組合、そして矢巾町農業委員会と各分野で連携した支援体制と情報共有により、随時相談に応じてまいります。

2点目についてですが、新規就農者の研修制度については、現在公益社団法人岩手県農業公社が事業実施主体となり、県内約30か所で体験型、インターンシップ型の研修受入れをそれぞれ行っております。現在当町として受入れ可能な経営体がないことから、今後受入れ可能な事業主体の掘り起こしに努めるほか、広く県外から人材を集められるよう、岩手県農業公社と連携を図りながら既存の制度の利用促進を行ってまいります。

3点目についてですが、本町では新規就農者に対して、1点目でお答えしたとおり、経営開始資金など新規就農者の支援を行っているほか、移住者の受入れに関する支援として、県外からの移住者に対して住宅を購入または住宅購入後にリフォームする場合、住宅取得資金利子補給制度として、住宅ローンの利子について、最大7年間、年間上限20万円の利子補助を行っておるところであります。新規就農者や移住者に対する新たな支援につきましては、他の支援事業と併せて検討をさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 何点か確認をしながら、再質問をさせていただきます。

月額12万5,000円、これは前からの年間150万円という支援なわけですが、3件の相談を受けているという内容ですが、この相談者は町内居住者なのか、あるいは町外の方なの

か、または県外からなのか、さらには親元就業者がいるのか、それから農業経験がある方なのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今経営開始資金ということで、いわてニューファーマー支援事業の相談が3件ありまして、その内容につきましては町内の方が中心というふうに伺っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） それで、今親元就業あるいは農業経験がある方なのかということでお聞きしましたので、その辺もお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ちょっとそこまでは詳しく今手元に資料がございませんので、確認した後に答弁させていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） それでは、後刻ということで、よろしく申し上げます。

新規就農者、これは今非常に、先ほどもちょっと今日の質問の中にも新規就農の話がございました。水本さんの中にもありましたし、いろいろ議論がありましたけれども、これは簡単に言うと、今平均年齢68歳、矢巾町も大体そのぐらいだと思いますが、この前私9月に営農組合の組織への支援をお願いしたわけですけれども、支援金をいただきました。ただ、問題なのは、農業新聞で盛んに取り上げておりますけれども、例えば福島県は今農業者が結構増えてきているわけですけれども、いわゆる戻って来たり、あるいは新たに新規に農業をやる人が増えていますが、営農組合はあと6年から7年、8年のところで経営がうまくいかなくなるのではないかという大きな問題を抱えているというのが、今盛んに危惧されています。

私どものところも、私は営農組合の役員もやっていますし、それから生産組合の組合長も12年目ぐらいになるのですが、生産組合はおかげさまで40代1人、50代、60代います。むしろ私が一番年上というような感じですがけれども、しかしやっぱりいつもどこに行っても同じ顔を見ていると、周辺の農業者、私たちの地域ばかりではないわけですけれども、新しい人の顔が全く見えないわけです。そういったことからいくと、やっぱり今新規就農者、一人でも多く増やしたいと、それは町長はじめ役場の課長さんたち、そして私たち議員も同じ気持ちだというふうに思いますが、確かにその研修制度は、岩手県農業公社がこの事業主体にな

っているというのは前から聞いておりましたけれども、県内30か所、受入れ農家あるいは受入れ組織があるにも関わらず、矢巾町が1つもないということが、私は大きな問題だろうというふうに思います。

農業改良普及センターあるいは中央農協、農業委員会、いろいろサポートをやっていく体制は取られているだろうというふうに思いますが、やっぱり私たちのこの地域で一緒に同じ景色を見ながら、汗を流して農業にいそしむと、そういうことを経験することによって矢巾の農業の実態とか、あるいは自分のこれからの経営の一つの絵を描くことができるだろうというふうに思うのです。

したがって、そういった意味からいって、やっぱりこの研修制度を公社だけに任せるのではなく、あるいは公社に任せてもいいのですが、矢巾町にそれを受け入れるような体制をやっぱりしっかりと築くべきだというふうに思うのですけれども、そのサポートの在り方、例えば農地の取得の相談あるいは住まいの相談、確かに利子補給制度はありますけれども、最高限度額20万円の利息を補填してもらうのはいいのですが、新規就農者がそのぐらいの財力を持って、新しい家を建てたり、あるいは家を買えるぐらいの力があるのかというのは、非常に難しい部分だと思うのです、特に若い人にとっては。だから、サポートするには、やっぱり住まいのサポート、今私たちの町は66世帯の大体空き家、ただその空き家はいろいろ相続の問題とか、あるいは迷っている人もいると、いわゆる空き家の登録。ただ、21軒ぐらいは、空き家登録をしてもいいという方がいるということはこの前産業建設常任委員会の中で佐藤課長さんにおいでいただいてお聞きしましたけれども、やっぱりそういったものを活用するような体制をこれから組んでいかなければ、来てほしい、来てほしいと言っても、なかなかやっぱりハードルが高い状況になると、思い切れないだろうというふうに思うのです。

したがって、私はあえて山都町のお話をしたわけですが、やっぱりそういった一番大変なところにしっかりとサポートできるような体制をしっかりとつくるべきだというふうに考えますが、まず先ほど言った30か所の中に矢巾町が入っていないというのは、経緯があるのだろうというふうに思いますが、要請もされていない、あるいは自ら手も挙げていないということなのか、その辺の今までの取組について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 先ほどお話がありました岩手県農業公社が行っております研修につきましては、1つは新鮮いわて農業チャレンジ体験研修ということで、これは短期間

の部分で行われている研修、農業体験でございまして、2つ目のもう一つにつきましては、いわて新農業人チャレンジファームという、これは1年かけて行われているもので、基礎的な農業の技術なり、知識を学ぶものでございます。短期間でやる農業体験につきましては、これは町内の農業法人なりでも受入れは可能だと思いますので、その辺については、町からのアプローチも若干足りない部分もあるのかなというふうに思いますので、何とか矢巾町内でも受入れ可能な経営体が出てくるように、いろいろと皆様のほうに相談をさせていただきながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

1年かけてやる部分については、やはり今非常に人員体制、農業法人なり、営農組織なりの人員体制が非常に厳しいというふうに聞いてございますので、果たして受入れしたところで、その辺うまく経営が立ち回るかどうかという部分、心配なところありますけれども、こういった研修を通して、ぜひ矢巾町内に根づいていただきたいという部分もありますので、これにつきましてもお話をさせていただきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、こういった受入れ体制を整備することによって、新たな新規就農者が出てくるということが期待されることとございますので、今山崎議員、山都町を研修されまして、いろいろ勉強されたことも参考にさせていただきながら、新規就農者の確保に向けて町としても努力してまいりたいなというふうに思っております。

なお、先ほど新規就農者、今現在相談を受入れしている3件の内訳でございますけれども、いずれも町内在住の3名の方というふうに伺っております。この方につきましては、親元就農のような感じで、親も農業をやっているわけでございますけれども、それとは別に親とは違う作物、よく多いのは、例えば露地栽培とか、そういうものもあるわけでございますけれども、親とは違う作物をやってみたいということでの申入れがありまして、親元就農ではなく、新規就農扱いということで、今相談を承っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 短期というのは、先ほど言ったインターンシップだというふうに思いますが、ただ山都町は1週間からまず1か月、10日の場合は5日間ずつ2つの農家を回ると。山都町のすごいのは、もちろん阿蘇山の真ん中といいますか、阿蘇山の中にありますので、5,400平方キロメートル、私たちの町の約9倍ぐらい広い、広大な土地の中で農業をやられているわけですが、物すごく作物が、作っている方が、種類が多い。私た

ちはちょっとびっくりしたのですけれども、水稲もありますが、大玉のトマト、ミニトマト、花卉、この花卉も見たことがないような花もありましたし、それから大根、里芋、ブロッコリー、イチゴ、ピーマン、キャベツ、レタス、シイタケ、ニンジン、タマネギ、チンゲンサイ、お茶、まだまだあるのですが、これがミニトマトなんかは2,000万円ぐらい稼ぐらしいのです、新規就農者でも。そういうことで、県外からも今すごく来てくれていると、山都町で何とか農業をやりたいと。

ここのすごいのは、もう50年も前から有機農業をやっているわけです。世界にもこれは結構発信されていて、すごい取組だということで、有楽町に事務所を持って宣伝をしているということで、都会からも結構研修に来るという話もありました。ここは、平成25年以降新規就農者が18名なそうです。1人だけ離農した方がいますけれども、そのうち県外から10名が来て新規就農をしていると。徹底した新規就農者に対する支援体制、サポート、それからフォローアップ、これがもうすごい状況なようです。

例えば作物も、最初のうちはそんなにいいものできませんけれども、買取り制度をつかって全部買い取ると、いわゆる先輩たちがつくった組織で。やがてその組織にも入ってもらうということで、付加価値を高めることで、ある程度の一定の量を作らなければならないということもありますので、とにかくそういう新規者をサポートするためにも全量買い上げるとか、そういう制度をつくっているところです。

この農業体験も5日間であれば、大体8,000円の謝礼、それから宿泊費5,000円と、その農家に泊まるということで、そういったのも全部補助を出しているというようなこと、あとは泊まる場所は、いわゆる短期滞在宿泊施設14棟あって、常に12棟は活用されているという話でした。そういったことで、やっぱり本当に育てるのだという、その気持ち。我々の地域、3村合併したときは2万人を超えていたそうですが、今は高齢化率45%で、大変高齢化になっていますが、高齢者もとにかく元気だと。それから、子どもたちもちろん結構、126人ぐらいが新規就農とは別に、いわゆる移住者がいるというようなことで、かなり子どもたちもにぎやかになってきているというような、非常にうまく循環しているというか、年齢も確かに高いのですけれども、本当に子どもたちもいるというような、そして有機農業が今非常に注目されていますので、学校給食にもまず使うというふうなこともやられていると。

そういったこともいろいろ参考になることはありましたが、私たちの町で、ではできるのは何かというと、やっぱりインターンシップと、それから農業公社はもちろん受入れ体制があって研修はやられていると思いますけれども、自前で育てていくということもやっぱり視

野に入れて、せっかく産業センターでしたかをつくる話もありますので、そういったこと
の取組もやっぱり視野に入れながら、今後は10年後、20年後をしっかりと見据えて取り組む必
要があるだろうというふうに思いますが、そういった点からいって、本町も10年間で11名、
これは決してたやすいことではなかったと思いますけれども、この努力はやっぱり買うとい
うことは当然ですけれども、さらにプラスアルファの効果をもたらすような研修制度も考え
ていく必要があるだろうと。やっぱり研修生が入ってくると燃えるそうです、農業者は。育
てるということ、そしてその人たちがそこで一緒に農業をやってくれるだろうというふうな
期待感と、それから育てることの喜びとか、いろいろそういったことが相乗効果があるよう
ですので、そういったことをやっぱりこれからしっかりと考えていくべきだろうというふう
に思いますが、その点の考えをお聞きをしたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今山崎道夫議員からのご質問で、ちょっと論点整理しておいたのです
が、まず1つはインターンシップ、農業体験、これは私らの年代、例えば盛農の農業科なん
かは、当時農業の先進地である北海道なんか研修に行っているのです。それで、帰って
くると、よかったというのと、ひどかったという話をまずお聞きしております。なぜよ
かったかということ、待遇がよくて。駄目だった、わがんねがったというのは、とに
かく厳しく使われたと、もう夜逃げしてきたいくらいの状況だったということで、今
そのことをちょっと思い起こしておいたのです。だから、盛農の農科なんか、農業
科は、うちら、私は見前の出身だから、あの辺は盛農の農科といえば、後継ぎが
行っていたわけです。それで、盛農の農科といったら、当時物すごく優秀だったの
です。一高とか何かにも入れるぐらいの人材です、そういった連中で。

だから、今インターンシップのお話が出たのですが、これはやはり大事だと思います。そ
ういう農業体験をさせている。今近くでは、金ヶ崎には農業大学校もあるし、昔
であれば六原道場とか、それから浄法寺にも県のまずそういったところがあったわけ
ですが、いずれ私もはそういうことを、まず1つ、インターンシップ、農業体験。

それから、2つ目には、研修制度のこと、私たまたま今町村会から、今年から
県の農業公社の理事をやれと言われて今あれなので、今いろいろ勉強させていただ
いておりますが、やはりこの研修制度、こういうふうなものもしっかりこれから。そ
れと併せて、今日のご質問でいろいろお話あった山都町の話、さっき農地の取得
とか、住まいのこと、これも大事だと思うのです。だから、住まいなんかも、空
き家もさっき21軒あるということで、私もちょっ

とこれは報告を聞いておらなかったのであれなのですが、それでそういう利活用もやっぱり大事だと思うのです。そういうことを積み重ねて、そしてどういう作物をやれば魅力があるか。農業、農家に魅力を持ってもらうというのは、やっぱり収入です。もうかな見て、やんた、つらい、そして収入が上がらないといえ、後継者は絶対育たないわけです。だから、そういうことをこれからしっかり取り組んでおくと。

さっき国で今新規就農者育成総合対策と、1,000万円のお金だと、これはいろんな規制があるのです。自由に、フリーに、どうせやるのだったらオープンにして、それをあまりにも刻み込んで、これのハードルを越えなければ駄目だとか、そうすれば誰もやんたくなるわけです。だから、そういう支援をできるのは、農業公社とか、私ら産業観光課とか、普及センター、そして農協なのです、あと農業委員会とか。だから、産業振興センター（仮称）あれなのですが、何も言い方変えて、農業の名前に冠をつけてもいいわけですから、だから今お話あったこと、せつかく国で制度、仕組みをつくってあれするのであれば、その人材を育成するのに使い勝手のいいものに、だから私らもこれは声を大にして、午前中水本議員から水田利活用交付金のことがあったのですが、使い勝手が悪いようなときは、やっぱり声を大にしてやっていかなければならない。

だから、今日いいご質問をいただいたのですが、そういうことを一つ一つ課題を洗い出して、それをいわゆる実現できるような、成就できるような体制整備を考えていきたいなということで、何も山都町で今までやっているから、矢巾町何をやっているのだと、そう言われれば、私も燃えるのです。やっぱり山都町には負けていられないと。この間は環境問題で大崎町の話が出たのですが、いずれよそでうまくいっているのは、何も最初は模倣、まねから始めてもいいのではないですか、そしてそれを矢巾型にしていけばいいわけですので。だから、そういうことは今後私らもしっかり内容を精査してやっていきたいと。だから、何回も言うのですが、新規就農者育成の総合対策、これはもうやっぱり要望していかなければならないと。そして、これは県の農業公社とも一体となって考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） やっぱり町長が燃えないと、何ともならないわけです。私もいわゆる農業問題は、もう10回ぐらい聞いていますけれども、なかなかこれが明かりが見えないわけです。ただ、諦めないでやっていますけれども、そろそろ矢巾型の農業を目指す上で、何

かやっぱり、ああ、なるほどなという、ここまで来たかというようなものがやっぱり必要なことだと思うのです。これは私ばかりではなく、町長はじめ皆さんも同じ気持ちでいるかもしれない。ただ、気持ちはあるけれども、なかなかそれが実現に向かっていかないというのは、何かがやっぱり足りないのです。昨日も熱意の話ありましたけれども、やっぱり熱意ではないでしょうか。新規就農者、1人でも2人でも多くやっぱり増やしていくという、これ絶対、基幹産業、基幹産業とは言っていますけれども、このままだともう何ともならなくなるのではないですか。社会生活、地域における、いわゆる行政区単位も、農村における行政区がおかしくなっていくのではないかと思うのです、地域社会を背負っている人たちがどんどんいなくなっていくということですから。そういった観点からも、ぜひ一步、二歩前に出るような施策をお願いしたいなというふうに思います。

この質問の中で最後になります。みどりの食料システム法が今年7月に施行されて、吉岡政策推進監もお話ししていましたけれども、やっぱり有機農業をこれからどう進めるかというのが課題だと思うのです。ただ、「言うは易く行うは難し」、大変だと思うのです。この50年の間山都町は、いわゆる完熟堆肥を作る、あるいはぼかしを作る、こういうふうな設備が、いわゆる農家がそれをやっているわけです。今手広く、その農家がもう有機農業が全体に広がってきたものですから、かなりの人を使ってやれるようになってきたようではけれども、やっぱり苦労しながらも、それをずっとやってきたというのが全国1位になっているわけです。だから、昨日も有機農業に関する部分でいろいろお話がありました。昨日、おとといもですが、やっぱりこれをどうするかということ、いわゆる生ごみの話もありましたので、何とかそういうのを使って、耕畜連携といっても簡単なものではないかもしれませんが、何とかそういったものに風穴を空けていかなければ、有機農業そのものも、国が旗揚げて振り回して、それであと地方に押しつけている形ですから、まずほとんどうまくいったことはないのですけれども、やっぱりSDGsのことからいっても、本当に取り組んでいかなければならないだろうというふうに思いますので、そういったことに対する研究といいますか、そういうのもやっぱりしっかりとやってほしいなというふうに思いますけれども、そこだけまず聞いて、ここは終わりにしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今私もたまに現代農業を見ることがあって、ぼかし、堆肥というお話があったのですが、昔は各農家では、べご飼ったり、馬こ飼って、そして堆肥を作ったのです。今言うように耕畜連携というのは、もう昔の話なのです。そこで、実は、ここまでお話

をしていかどうか、農林水産省の安岡総括審議官、今度来るのです。そして、いわゆる、これ廣田光男議員さんからもいろいろアドバイスをもらってあれなのですが、実は県内にコンポストを専門に堆肥化をやっているところがあって、いいよと、生ごみの堆肥化も一緒にやるということで、そしてこれは恐らく全国初になると思うのです。残飯の堆肥化をして、それを肥料にして有機質肥料。行くときは残飯を持って、帰りはいわゆる発酵した堆肥を持ってくると。

この発酵というのは、口では簡単に言うけれども、発酵速度が違うわけです。残飯と、例えば稲わらとか、それからもみ殻とか、こういうふうなもの、あとはバーク、木の皮を混ぜて、広葉樹、これを間違えるとあれなので、そういう発酵速度をしっかりと見極めながらやっていかなければならないということで、今農林水産省の安岡総括審議官もこのことについて着目、着眼をしていただいて、できればこれを4月から実験段階に入りたいなということで、今みどりの食料システムを使えば、1トン当たり有機質何ぼというような単価まで示されておりますので、あとは問題は有機JASの取得、こういうふうなことまでできるのかどうか、そういった有機農業者の方々に側面的に協力できるか、有機JASの認証取得もできるか、いろんなハードルがあると思うのです。

最終的には、肥料取締法によってN、P、K、窒素、リン酸、カリの3要素のあれがどういうふうになっているとか、あとは重金属、これもあるわけですので、そういうふうなものがクリアできるかどうか、こういうふうなものを一つ一つ検証しながら、農家還元できるような体制整備を、これは吉岡推進監、ぜひやりたいということですので、絶対成功させると思いますので、ひとつしっかりやるということで、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ないです」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、ちょうど再開して1時間になりましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開を、これもちょっと時間短いのですが、3時20分、15時20分といたします。よろしくお願ひします。

午後 3時12分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、山崎道夫議員の一般質問を続けます。

次に、2問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） それでは、2問目の質問に入ります。公立小中学校教職員の働き方改革について質問をいたします。

「小中学校教員の勤務過酷さ浮き彫り」、「精神疾患休職者5,000人」、「デジタル対応休憩ゼロ」などの見出しで教職員の過酷な勤務実態が8月中旬の新聞で大きく報道されました。教職員の長時間労働については、以前から問題視されてきましたが、その都度現場実態の調査が行われ、教職員の働き方の改革について、それぞれの教育委員会や各学校が改善に向け、前向きに取り組んできたものと受け止めておりました。

しかし、今回の報道によれば、デジタル対応などで業務が拡大しているため、教職員の半数は勤務時間中の休憩時間がゼロだったことが研究者の調査で判明したとのことであり、さらには立場が不安定な非正規職員が増え、正規職員へのしわ寄せが起きているといった内容でありました。あわせて、部活顧問などがサービス残業の温床とされ、精神疾患による休職者は全国で約5,000人の高止まりが続いており、教職員の負担軽減は喫緊の課題であるとの報道でありましたが、本町における教職員の労働実態について、以下お伺いします。

1点目です。小中学校の教職員の過酷な労働は、児童生徒としっかりと向き合う時間がおろそかになることが懸念されるが、時間外勤務の過労死ラインの80時間を超えている教職員はどの程度おられるのか。また、持ち帰り仕事の把握はどのように行っているのか。

2点目です。時代とともに仕事が複雑化し、繁忙度も増してきていると思われませんが、昼の休憩時間が全く取れていないといった状況が50%を超えているといった調査結果がありますが、本町における学校現場の状況はどうでしょうか。

3点目です。精神疾患で休職している教職員が増えているとのことでありますが、本町の状況はどうでしょうか。

4点目です。教職員に占める非正規職員の割合が年々増えているとのことでありますが、長野県は6人に1人の割合、本町の状況はどうでしょうか。

5点目です。教職員の労働実態や働く環境等を点検し、問題点の改善に取り組む上で、矢巾町立学校教職員衛生委員会の果たす役割は大変大きいと思われませんが、開催状況と労働環境整備等に対する取組についてお伺いをいたします。

6点目です。教職員の疲弊は、子どもの教育や成長にとって決していいとは思われません。

教職員の働き方の改革は喫緊の課題であり、しっかりと取り組むことが強く求められておりますが、独自の取組で成果を上げている事例もあり、ぜひ参考にして、矢巾型の改革に取り組むべきと思いますが、見解をお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 公立小中学校教職員の働き方改革についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、教職員の時間外勤務が月80時間を超えている教職員は、令和3年度で延べ108人おり、前年度比で58人の減となっております。また、持ち帰り仕事の把握は、教育委員会が各学校に照会し、四半期ごとに取りまとめを実施してございます。

2点目についてですが、教職員の昼の休憩時間の状況は、調査を行ってはおりませんが、休憩時間を全く取れていないという声はございますので、このような現状を踏まえ、改善に取り組んでまいります。

3点目についてですが、精神疾患で休職している教職員は、令和4年11月現在で1人おります。

4点目についてですが、非正規職員の割合は、今年度は7人に1人という状況になっており、令和3年度は8人に1人、令和2年度は7人に1人という状況となっております。

5点目についてですが、矢巾町立学校教職員衛生委員会は、今年度6月に開催し、あと1回開催することとしております。委員会の中で、小中学校における教職員の時間外勤務の状況を確認しつつ、働き方改革の取組事例等を共有するなど、学校でできること、教育委員会ともできることをお互い確認しながら、両者一体となって働き方改革に向け、取組を進めてまいります。

6点目についてですが、全国の事例のほか、岩手県教職員働き方改革プランに基づく県内小中学校及び高校の取組も参酌しながら、本町の実態に即した取組を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 農業問題と同じく、私も平成20年6月からずっと教職員の多忙化解消、そしてメンタルヘルスの問題、労働安全衛生委員会の設置、この辺ずっと扱ってきまし

た。以前も確かに過労死ライン80時間を超える教職員がおりましたけれども、例えばこの頃では平成31年3月、このときは過労死ライン80時間を超えている教職員は、小学校で2人、中学校で6人、8人だったわけです。今回は、それと比較すると、とんでもない数です。前年度と比較して58人減にはなっていますが、108人、令和3年度。令和2年度は166人で、確かに58人減っているということなのですが、この平成31年に比べてこれだけ増えているというのは、私もびっくりしました。

新聞では、8月18日、19日の新聞報道、かなりキャンペーンを張ったような感じの、いわゆる新聞報道でしたので、父兄も、保護者も、あるいは子どもたちもびっくりしたんだろうというふうに思いますが、なぜこのように増えていくかということ、私そんなに資料がありませんので、岩手県教職員組合からもらいました。膨大な資料です。今日半分ぐらい持ってきましたけれども、こういう資料なのですけれども、これを見ると、なるほどなというのが分かってきました、なぜ忙しいのかというのが。ちょっと時間もあれですので、全部は報告、皆さんにお知らせはできないと思いますけれども、法令違反の常態化ということ、岩教組が2014年に実施した勤務実態調査と比較しても増加していると。小学校が50時間40分、中学校が71時間20分、特に小学校は26時間の増加であると。新型コロナウイルス感染拡大を通して行事の制限や部活動の制限等があったにもかかわらず、時間外在校時間が増加していると。

しかも、今少子高齢化になって、子どもさんたちが減っているのです。1人の先生が受け持つ児童数も減っているわけです。それでもなおかつ時間外が増えているというのは、いろいろ見ていくと、なるほどなというのがあるのですが、今日それをしゃべっていると、もうあっという間に時間がなくなりますので、前の教育長さんが元年の3月、過労死ライン80時間を超えている教職員、先ほど言ったようにいるのだと、まず決意を新たにして改善に取り組むということを述べたのです。それから4年たっていますが、このぐらい増えていくというのは、ある意味もういつ教職員が倒れても仕方がないというような、あるいは精神疾患になったりしても仕方がないというような状況が垣間見えるのではないかというふうに思うのです。ハインリッヒの法則で1対29対300ありますけれども、まさにその1が29の本当の頂点なのですけれども、29がもうすぐ1のほうにごそっと行く可能性があるというふうなことを私は危機感を持ったのですけれども、そういったことからいって、本当に喫緊の課題だと、多分教育長さんも教育行政畑が長いのですので、その辺プロなのですが、どのように捉えているのか、まずそこをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） お答えいたします。

平成31年3月の調査ということでございました。まず、その数についてでございますが、いわゆる働き方改革が叫ばれた当初は、まだタイムレコーダー等の、いわゆる客観的な退勤、出勤の時刻というのは把握されていなかった時代、ですから自己申告の数というふうな意味合いでございます。そして、それではきちっとした議論ができないということで、各市町村、出勤、退勤、いわゆる在校時間がしっかり分かるということで、それを把握し始めて、それが1年たってどれくらいあるかということが数的にはっきりしてきたと。その実態を見たならば、すごく多かったということが結果でございます。

では次に、これをどのように減らそうかということで、いわゆる学校にある安全衛生委員会、それから町でやっている委員会含めて、その対策を練りながら、ですからある程度の減につながってきたと。ただ、その間にコロナがあり、いわゆるコロナ対応と言われるものが教職員に負荷された。つまりそれがプラスの時間を生んできているというふうに私は捉えております。

よって、いろんなファクターをきちっと精査した上で、では今何が必要で、何が削れて、そしてどのように改善していけるか。学校ができること、教育委員会ができること等きちっとすみ分けをしながら、例えば学校であれば、いわゆる教育課程、行事等も含めてですが、何が削減できるか。これは、コロナできちっとフィルターをかけられたのだと思います、ある程度。ですから、今度はそれがウィズコロナになった時代において、何を選択して、何をやっていくべきかということがあると思います。また、教育委員会とすれば、その数を把握しながらも、いわゆる先ほど言った県の先行事例または全国の好事例等もあります。その中で矢巾に適合するものをどういうふうにチョイスして、そして浸透させて実践していくかということが肝要かと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 労安委が今設置されています。年2回、今年1回は開催したということですが、当初私、労安委の設置、2022年9月から3回にわたって労安委の早期設置を呼びかけてきました。平成30年3月に労安委の早期設置といったときには、まずできていますということになりました。それから、タイムカードの導入もこのときお話をしましたけれども、これは前向きに検討するというので、これもやがてタイムカードも導入になりました。

いろいろそういった必要なものは順次進めてはきていると思います。ただ、現実には、非正規の職員が増えていると。これは、まさに調査からもはっきりしているのですけれども、相当増えてきているということなのです。これいっぱい資料があつて、どれだったかよく分からなくなるくらいありますけれども、いずれにしても、そういった非正規が増えるということは、どうも普通に考えて、例えば私もJRに40年いましたけれども、非正規の職員というのはいなかったのです。まずいないのです、全部正規でやっているわけです。なぜ非正規を増やしていかなければならないのか、その枠が当然あるだろうと思いますけれども、仕事があつて非正規が増えているわけですから、そこはどのようなふうな仕組みになっているのでしょうか、その非正規が増えるという状況は。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 教職員の定数の問題かと思います。いわゆる非正規の方というのが会計年度任用職員等のことを指すとすれば、その方が増えているというのはそのとおりですが、これをきちっとした枠組みの中で説明しますと、学校は学級数によって教職員の定数が決まります。その教職員の定数の中で非正規という方は、今現在ほとんどいません。だから、教職員の定数では、ほぼほぼが正規なのです。このほかに例えば少人数指導をするためにという加配、それから専科、いわゆる英語専科、理科専科という加配と言われるもの、この中には非正規、つまり会計年度任用職員のような方が多くいるわけです。

ですから、総体的に考えれば、加配がたくさん入っていれば、非正規職員の割合は増えるということになります。ですから、誤解されると困るのですが、定数の中で言えば、非正規はほとんどおりません。逆に非正規の方は、加配というふうな形での配属を受けているという状況でございます。それが先ほどの私の答弁で言った人数は、全体の中で非正規の割合は、全部の中で7人に1人ですというふうなことで答弁を差し上げたものです。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） その加配をしなければならぬ、いわゆるそういう状況があるからだと思うのですけれども、加配をなくするということはまず不可能ですよ、そうすると、今の状況では。定数は満たされているけれども、実際学校運営上は、例えば子どもさんたちが今いろいろ昔と違って、立って歩いたり、騒いだりする子どももいると、そういう方たちを見なければならぬ人も、様々そういうのはあるでしょうけれども、あるいはコロナ

の対策もあるということもあるでしょうけれども、その加配が必要だということを、いわゆるなくするといいますか、それを業務上うまく回していくということは不可能ですよ、今の教育長の話からいくと。

どうなのですか。そうすると、加配で非正規が増えると、正規の先生方はその人に一定の仕事をお願いするけれども、それ以上のものはお願いできないという雰囲気があるということも現実に言っているのです、先生方は。そうすると、おのずから自分で仕事をやらざるを得ないから、どうしても勤務時間が長くなる。あるいは報告書、子どもさんたちに何かあれば、全部それを報告書を出さなければならないと、それから父兄にも連絡しなければならない、全部そういうのをやると。父兄が帰ってきた時間でしか連絡できないから、必ずその時間までいて連絡したりするから、どんどん、どんどん勤務時間が長くなるということを言っているわけです。

やっぱり根本的な部分がどこにあるのかというのが、素人である私にはなかなか理解できないのです。本当に改革ですから、改善ではなく改革をしなければならないということなのです。改善と改革は私は違うと思うのです。根本的な制度の問題とかもあるわけです。そういったのをしっかり洗い出して、どこから手をつけたらいいかというのは、私たちは教育委員会か学校かと、あるいは県の部分でやるしかない、あるいは国だろうというふうになりますけれども、現場で働いている先生たちはもう毎日のことですから、ある意味命をかけて健康上の問題を抱えながら頑張っているわけですから、そこはもう一回お話を聞いて、私なりに解釈していきたいなというふうに思いますけれども、お願いします。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 2つにわたってちょっとお話をさせていただきたいと思います。

まず、1つ目ですが、定数だけでは学校は運営できないかということでございますが、結論からいけば、運営できるから定数と考えている。そして、加配はなぜあるのだといった場合、定数を補助するための加配ではない、つけるほうからいうと。では、何をするための加配か。例えば個別の支援が必要な子どもがいるところには加配をつけて、そこに手厚く教育を施しましょう。少人数指導、つまり1つの学級に2人の先生を置いて、よりきめ細かく見ましょう。これをもう少し言うと、例えば今35人学級なのですが、35人いる学級と13人の学級があった場合、1人の見る人数は違うわけで、だから35人のところには支援を1つ入れて、きめ細かく子どもたちに指導しましょう。これは、いわゆる教科の力をつけるための加配。ですから、定数の方を助けよう、助けるための加配ではないということがまず第1点、分か

っていただきたいことです。

それから、2つ目は、いわゆる学校現場が多忙であるということは、私も十分承知しております。例えばお昼休みの時間、何をしているかといえば、ノートを見たり、丸つけをしたり、または子どもたちと一緒に遊んだりというふうなことをやられている。そして、保護者対応もある、そのとおりです。ですから、この間ちょっと学校にお聞きしたことがあるのですが、昼休みは時間を取れないけれども、放課後の空いている時間をいわゆるそこに充てますよとか、もしくは中学校であれば、教科担任制ですから、空き時間というのがあって、そこでちょっと一息ついていますよとか、そういうふうなお話も伺っております。

健康が第一です。先生方にきちんと健康で、そして子どもたちと向き合ってもらいたいのは、そのとおりですので、今後いわゆる教育委員会の指定する委員会もありますので、その中でお互いできることをきちっと出し合いながら、そして適切な教育ができる環境をつくってまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 一番、子どもたちが学力を身につけ、そして社会性を身につけていく、その小中学校を任せられてといたしますか、教師として熱い思いを持って就職をして、そして教師になっている方たちが疲弊しているというのは、これは物すごく社会的な損失だし、一人一人の子どもたちにとっても決していいことではないわけです。したがって、やっぱり私は、この前のような、同じような報道が出ないような仕組みづくりといたしますか、その取組をしてもらいたい。それは、どの教育長さんも一生懸命やってきたのですが、新たに就任された菊池教育長さんには、100人なんていう、80時間を超えるような状況が出ないように、本当に一生懸命といたしますか、言葉がちょっと見つかりませんが、本当に一生懸命やってもらいたいなというふうに思うのです。それがやっぱり矢巾町にとっても、あるいは県全体にとってもいい方向に向かうことになるだろうというふうに思うのです。

結局どこもいい例を参考にしながらということは言っているのです。新聞の中でもありませんけれども、いい例って、ではどこにあるのかということは、ガイドラインみたいなのは当然あるのかもしれませんが、あるいはいい事例集もあると思いますけれども、そういったものをぜひこの矢巾の中で実践してほしいなというふうに思います。そういうことで大いに期待をして、まだまだ議論は足りないのですが、時間の関係もありますので、これで終わります。

すけれども、最後に教育長さんの思いを聞かせていただいて終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） おっしゃることは、全くそのとおりでございます。私もその考え方に同感です。ですから、お互いやれることをきちっと出し合いながら、そしてよい方向に向けて進みたいというふうに考えております。

ただ1つだけ、何かと言いますと、教員は教育公務員特例法というのがありまして、いわゆる研修する権利を持っております。ですから、学校にいる間の時間が、例えばその先生の研修時間だとすれば、それをどういうふうにカウントするのかなど、そういうちょっとグレーなところも法的には含んでいるところがあります。ですから、このことも含めまして腹を割った話ができ、こうすればもっとうまくいくねというふうなことをやっていければなどというふうに今思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） それでは、3問目の質問を行います。中学校入学時の制服等の準備に関わる問題点について質問をいたします。

この十数年余り、日本の働く世代は賃金抑制の厳しい谷間から抜け出すことができず、所得水準は韓国にも追い抜かれ、大変厳しい生活を強いられております。また、コロナ禍と物価高騰の影響により、生活は一層厳しさを増してきており、特にも子育て世帯は大変厳しい生活を余儀なくされております。また、ひとり親世帯はさらに厳しく、11月16日の新聞報道によれば、子育てをしているひとり親に物価高騰の影響を尋ねたところ、米などの主食を買えない経験があった人が50%以上いたことがシングルマザーサポート団体全国協議会の調査で分かったとのことであります。

こうした状況の中、11月の初めに来春の矢巾中学校と矢巾北中学校に入学する予定の町内4小学校の6年生男女の家庭に進学用の制服類等の注文用紙が配付されました。その内容は、男子生徒であれば、主なものとして学生服が3万800円、学生ズボンが1万3,750円、ワイシャツ2,600円、通学かばん8,900円、トレーニングウェア5,940円、トレーニングタイツ5,720円、中シューズ3,680円、外シューズ4,730円など、学校指定の制服類等の注文書でありました。

ワイシャツ類やトレーニングウェアなど、2着ずつ必要なものもあるとのことであり、全部そろえることになれば、10万円の出費になるとのことでありました。男女ともほぼ同額で、子育て世帯には大変大きい負担となることから、本来であれば、中学校へ入学するまで成長したことを家族みんなで喜び合うべきところではありますが、その気持ちが半減してしまう。経済状況が厳しい中、何とか改革できないのかといった声が寄せられており、以下についてお伺いをいたします。

1点目です。中学校入学時における制服等の準備で10万円もの出費が伴う状況について、学校や教育委員会への問合せや苦情の声、相談などは寄せられていないのでしょうか。

2点目でございます。注文用紙に、「商品のお支払いは現金でお願いいたします。（クレジットカード、ローン、キャッシュレス決済でのお支払いはできません）」と明示しておりました。今日の状況の中で、支払い方法が現金のみというのは、あまりにも配慮に欠けていると言わざるを得ませんが、教育委員会としてローン等を認めるなどの改善を申し入れるべきと考えますが、どうでしょうか。

3点目です。中学校入学時の高額な出費について、今後改善すべきと思いますが、学校指定の制服等の価格も含めた見直しについて、教育委員会や小中学校、PTA、保護者等関係機関や関係者の中でしっかりと話し合い、検討すべき課題と考えますが、見解をお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 中学校入学時の制服等の準備に関わる問題点についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、中学校入学時における制服等の準備による問合せや苦情等の声、相談については、過去の状況は正確に把握してはございませんが、昨年度の問合せ等はなかったと学校から確認してございます。

2点目についてですが、制服の支払い方法が現金のみであるということについては、購入者の利便性を考慮し、支払い方法の多様化について、販売店に対し声を届けていきたいというふうに思います。

3点目についてですが、中学校入学時の出費については、最低限必要な費用としており、経済的理由によって支払いが困難な方には、入学前に1人につき6万円の学用品費を支給する就学援助制度を活用していただいております。

なお、保護者の負担を軽減することについては、様々な視点から関係機関としっかり協議をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 時間もありませんので、1点だけ確認しておきます。経済的理由によって支払いが困難な方には、入学前に1人につき6万円の学用品費を支給する就学援助制度、これ今何人ぐらいおられるのでしょうか、中学校に今度入学する。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えさせていただきます。

中学生につきましては、令和4年度の部分でございますが、すみません、小中一緒だと177人分ということになってございまして、ちょっと中学生については、小学生、中学生分けていないので、後刻に、96名という状況でございます。大変失礼いたしました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） それは、春に入学する子どもさんということで理解していいですか。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

こちらは、入学生だけではなくて、全生徒の人数でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 私、聞かれた人に報告しなければならない部分もありますので、いわゆる来年の春、どの程度の人がこの6万円の支給を受けるのかというのが欲しいのです。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） 中学1年生は31名というふうに見込んでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で15番、山崎道夫議員の質問を終わります。大変ご

苦労さまでした。

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日、明後日は休日休会、12日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午後 3時54分 散会

令和4年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第5号）

令和4年12月12日（月）午前10時00分開議

議事日程（第5号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	17番	高橋七郎	議員
18番	藤原由巳	議員			

欠席議員（1名）

16番 廣田光男 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	岩渕和弘	君
政策推進監	吉岡律司	君	総務課長 兼防災安全室	田村英典	君
企画財政課長 兼未来戦略室	花立孝美	君	税務課長	佐々木智雄	君

町民環境課長	田中 館 和 昭 君	福祉課長	野 中 伸 悦 君
健康長寿課長	浅 沼 圭 美 君	産業観光課長	佐 藤 健 一 君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木 芳 満 君	文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君
農業委員会 事務局長	鎌 田 順 子 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
会計管理者 兼出納室長	水 沼 秀 之 君	教 育 長	菊 池 広 親 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	村 松 徹 君	子ども課長	田 村 昭 弘 君
農業委員会 会 長	中 川 和 則 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補 佐	川 村 清 一 君
--------	---------	---------------	-----------

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、16番、廣田光男議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

最初に、13番、川村よし子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。1問目の質問は、物価高騰対策はについてでございます。町長に答弁をお願いいたします。

総務省が11月18日発表した10月の全国消費者物価指数、2020年を100として、物価変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が103.4と、前年同月比3.6%上昇しましたという報道がありました。食料品など、生活必需品の値上げラッシュやエネルギー価格の高騰が響き、第2次石油危機後の1982年2月以来、40年8か月ぶりの高い上昇率を記録しました。資源、原材料価格の高騰に円安が重なり、上昇は14か月連続続いています。食料品や光熱費など、消費者に身近な分野で負担が増しております。物価上昇の圧力となっている円安ドル高傾向や為替動向が見通せない状況は、依然と変わりありません。労働者賃金も物価の伸びに追いついておらず、家計負担がのしかかるばかりです。

2人以上の平均的世帯の費目別支出額にそれぞれの物価上昇率を掛けて負担増を算出すると、1年前に比べて年間13万1,000円の負担増、費目別に見ると、負担額が最も大きいのは、食料品で5万9,000円、続いてエネルギー、水、光熱費の3万7,000円という試算もあります。

政府は、総合経済対策で電気料金や都市ガス料金の負担増に支援するとしておりますが、実際の負担額は、さらに大きくなっています。日本共産党は、このことに対して物価高騰から暮らしと経済を立て直す緊急提案を出し、現状を打開するために発表しました。以下、3点お伺いいたします。

1点目、今後物価高騰から町民の命と生活を守る政策として、地方創生臨時交付金の活用をどう考えていくのか、お伺いします。

2点目、全世帯平等に行き渡る物価高騰対策として上下水道料金の値下げや減免を行ってはどうか、お伺いします。

3点目、今年6月から年金の物価経済スライド制によって0.4%引き下げられた中で、10月から一部高齢者の医療費の一部負担値上げが行われました。さらには、介護保険料、利用料の引上げなど、高齢者の社会保障費負担の増加が予測され、生活に苦しむことが増す中、どのように支援をしていくのか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 13番、川村よし子議員の物価高騰対策はについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和2年度以降国による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が各自治体に配分され、幅広く活用されているところでありますが、今般の社会情勢を受け、本年度国が新規に行った配分においては、原則として物価高騰対策に活用することが推奨されております。

本町といたしましては、国の趣旨を踏まえた交付金の活用を図っているところであり、今後さらに配分があった場合も、制度の趣旨や他自治体とのバランスに配慮した上で、地域に合ったきめ細やかな活用を図ってまいりたいと考えております。

2点目についてですが、水道料金にあつては、地方公営企業法において、公正妥当なもので、かつ適正な原価を基礎に健全な運営を確保することができなければならないと規定されております。

本町の厳しい財政状況や水道事業の責務であります安定的供給の持続性を考慮しますと、現状では料金の値下げや減免を実施することは困難な状況であり、将来に向けて社会機能を維持する責任を全うすることで町民の皆さんの生活に寄与していきたいと考えております。

今後の物価高騰の状況、国、県の動向などを注視しつつ、適切な対応を検討してまいりま

す。

3点目についてですが、今年10月から後期高齢者医療制度につきまして、一定以上の所得がある方の医療費窓口負担割合が1割から2割に変わりましたが、対象となる方のご負担が急増しないよう高額療養費制度において1か月の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置が設けられております。

また、介護保険料につきましては、所得段階に応じた令和5年度の額を定めておりますが、さらに低所得者の方々につきまして、消費税増税等に対応する保険料軽減措置が継続されております。

なお、3年に1度の介護保険制度の見直しに当たり、国の専門部会において、給付と負担の見直し案が示されたところであります。

本町といたしましても、社会保障制度の給付と負担は切り離せないことについて、町民の皆様にご理解をいただき、暮らしの影響についてきめ細かく把握しながら、寄り添った支援に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 再質問は、ちょっと多いのですけれども、まず順次質問させていただきます。

まず、答弁について、ちょっと分からないところが多かったので、質問させていただきます。まず1点目は、答弁の中に、今後さらに配分があった場合も制度の趣旨やほかの自治体とのバランスに配慮した上で、地域に合ったきめ細かな活用を図ってまいりますということですが、その地域とは矢巾町の地域のことでしょうか、全体的な、矢巾町でも交通が不便なところとか、駅中心のところとか、いろいろ地域によって条件があるのですけれども、そのところはどのようにお考えなのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） 地域に合った配分といいますのは、まず基本的に矢巾町のことでございます。矢巾町には、これまでやってきたものを考えますと、農業者への部分であったりとか、商工事業者への部分であったりとか、あとは福祉事業者であったり、医療関係者であったり、場合によっては子どもの関係だったりとか、いろんな時期に応じて適切なものを適切な金額で、これまでも令和2年度、令和3年度、令和4年度、それ

ぞれ地方創生臨時交付金がございましたけれども、配分したつもりでございますので、これからその状況を見極めまして、あった際には、適切に配分してまいりたいと、こういうことでございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） その地域のことなのですけれども、矢巾町の税務課で調べたことはないかと思うのですけれども、やっぱり交通が便利なところに住んでいる方と、それから不便なところに住んでいる方は、車を持っている方は経費がかかるわけですけれども、そういう状況とか、それから車を持っていれば買物とかにも行けるので、やはりそういうことも考えたことがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） 税務課でも企画財政課でも、ちょっと買物でどういった方がどれくらい車に乗るであろうとか、こういった調査は、すみません、しておりません。ただ、交通関係でのこれまで臨時交付金に関しては、交通事業者へのほうへの補助はやっておりますが、物価高騰対策といたしまして、例えば車の燃料費分というのは、ちょっと基本的には、そこにおいて差をつけて給付するというのは考えていないところでございます。これは、家庭における燃料費、灯油代であるとか、ガス代、電気代、こういったのを考慮しての給付のほうに努めておりますし、今後もそのようにしてまいるつもりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） では次、この物価高騰は、皆さんご存じのように、消費税が始まってから30年になるのですけれども、その30年の中で、どんどん、どんどん物価は値上げされていきました。今回の2月24日、ロシアのウクライナ侵攻が始まったことがきっかけのような報道をされておりますが、もう30年前から物価高騰はありまして、急にではないです。特に食料、エネルギーの問題が明るみに出て、こういう40年ぶりの物価高騰試算が出ているわけですけれども、そのことに対しての、やはり町として、地域に差があると思うのです。住んでいる人たちの経費の差、そういうのも調査することが必要だと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） 町内において住む地域において差がある。これは、大変すみませんが、矢巾町ばかりではなく、どこの地域でもそうです。ただ、我々としては、そこを地域差をどうこうというのは、ふだんの政策の中で少しずつやっていることなのですけれども、今回の物価高騰対策、こちらにおきましては、その地域差を考慮して、例えば給付額に差をつけるというのは、非常に難しいことです。何を基準にしてやればいいのかと。

やはり基準として設けるべきは、課税なのか非課税なのか、所得の段階はどうか、こういう状況で行うのが国の方針でもあり、我々もそれに沿った方針でやらせていただいているところでありまして、今後もそういった課税、非課税の状況とか、こういったところでの給付等にさせていただきたいと考えております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 答弁では、課税、非課税ということで、非課税の方たちに今度は給付するということなのですけれども、例えば若い方たちでも親と同居している方で、非課税ではないけれども、本当に非課税すれすれの収入しか持っていない、そういう若者の方、家庭の方もいます。そういう方たちにはどのように対処、やはりそういうところにも対処することが私は必要だと思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） どんな基準を設けても、必ずそのぎりぎりのラインより高い方、低い方というのは、やはりおります。今回今議員おっしゃった家族と同居していても非常に厳しい方はいらっしゃる、確かにいらっしゃると思います。ただ、もちろん、あと課税、非課税の中でも障害者年金をたくさんもらっている方とか、あとは遺族年金をたくさんもらっているのだけれども、非課税であるとか、こういったいろんな状況の方がございます。ただ、そういった中で、やはり一つ線を引かなければならないというのが、世帯全員が課税なのか、非課税なのか、そこに扶養手当の方がいらっしゃるのかとか、障がいの方がいらっしゃるのかとか、どうしてもそこでどこかに線を引かなければならない。そうなりますと、今までの中では、今後はもしかしたら議員のおっしゃる考え方というもの世の中に広まっていくのかもしれませんが、ちょっとこれまでの中では、残念ながら、そういったところの基準は設けてできなかったというところでおりますので、すみませんが、ご理解をお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ちょっと近所の方の事例を紹介、老夫婦で住んでいる方なのですが、息子さんは東京近辺に行っているのですけれども、その老夫婦の方が、高い年金ではないけれども、2人で住んでいるということでどうにか生活しているのだけれども、エネルギーの経費、水道、ガス等の経費がかかるということで、息子にお手紙を出したみたいなのです、支援してほしいという。そうしたら、息子から返事が来なかったと、どうにかしろという話で、削減、石油料金を少なくするように、電気料金を少なくするような生活をしたほうがいいのだというような話だったみたいなのですけれども、老夫婦2人で生活しても大変な人もいます。その方は非課税ではなかったのです。ですので、声を上げられない人たちがいると思います。ですので、次の再質問に入るのですけれども、水道料金を引き下げれば、少しは支援になるのではないかなと思います、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまの質問にお答えいたします。

確かに生活が困っている方はたくさんいるというのは事実だと思います。では、これに比べて、今水道ということでしたけれども、上下水道料金を下げると、そうした場合に、今の水道料金というのは、維持管理費と次の世代に引き継ぐための施設の更新費を含んでいます。料金を下げるということは、維持費が削られるか、維持ができなくなるのか、更新ができなくなるのか、そちらになります。そうすると、次の世代に対して施設を更新をして引き渡すことができなくなる。自分たちの世代だけで今の上下水道施設を使い切っているのか、それは大変失礼な話、無責任な話だなと私は考えております。

やはり上下水道というのは、生活インフラを支える一つですので、苦しいのは分かりますけれども、使用料に基づいた料金のほうはいただいて、私たちはそれを基に施設を適切に維持管理して、そして次の世代に渡すための更新をする。それをすることが町民の生活に寄与するものだと考えておりますので、現状において減免をする、料金を下げるということは考えておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私もこの答弁をいただいてから、地方公営企業法について、ちょっと調べてみましたが、その理由として水道料金を引下げできない、減免できない理由が、この地方公営企業法に基づいてというようなことが答弁されたのですが、引下げは困難だということなのでは、水道事業は厚生労働省の管轄になっているのですよねということをちょっとお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまの質問にお答えいたします。

確かに水道行政をつかさどるのは厚生労働省です。実際に運営するのは、各自治体になります。水道をやるから国から維持運営費を交付されるとか、そういう事実はありません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） これは、ちょっと何年か前のことなのでは、生活保護基準の引下げというところで、2013年にその法律ができて引下げをやっているのでは、その生活保護費の引下げによって孤独死とか、分からないうちに亡くなるとか……

○議長（藤原由巳議員） 生活保護の質問ですか。

○13番（川村よし子議員） いやいや、違います。物価高騰についてです。貧困によって栄養失調死や病死とか、そういうことが問題になってきて、やっぱり上下水道料金の値上げが、そういう中で矢巾町は行ったのです。そして、毎月の給水停止も多くなっています。そういう中で、町として給水停止して窓口に来て支払って、少しずつ支払う、そういうことをやっているわけでは、滞納した人たちに話を聞いているのかどうか。

それから、銀行振込になっても滞納する人もいます。ということは、収入がないから銀行から引き去りができないわけでは、そういうところの調査とかやったことがあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、滞納によって給水停止をする場合、もちろん催告書なりを発行しております。ただ、いきなりあなたは何日に止めますよということではなくて、そのような手続なりを取ってお話を聞いています。その中で、どうしても生活が非常に困難だと、例えば私たちが対応できなく、福祉のほうで対応していただくべきもの等がある場合は、福祉関係のほうに問合せを

しております。ということで、全然話を聞いていない、町が勝手に期限が来たからずばっと止めているということではありません。

あと口座引き落としによる、要は口座にお金が入っていないから給水停止になった場合と
いうのを調査をしているかということですがけれども、口座にお金を入れるというのは、個人
の方の行動になります。私たちのほうで、その個人の方に口座にお金を入れてくださいとか
というのは、それはちょっと話が違うのかなと。ただ、給水停止をして、例えば分納誓約を
する時点でその方々、その支出の内容、例えば電気代が幾ら、車の維持費が幾ら、食料費が
幾ら、慶弔費が幾ら、そういうのを聞かせていただいて、私たちのほうで協力できるもの、
例えばお話できることについてはお話をしているということになります。私たちのほうで銀
行のほうに調査をするということは、今まではしておりません。あくまでも給水停止の対象
者となる方への個別の相談、繰り返しになりますけれども、相談をして、福祉系のほうで対
応できると考えられるものについては、関係機関のほう、町のほうのそれぞれの部署のほう
にご案内をしているというのが現状であります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 窓口でというか、銀行で振込ができなかったとか、そういう相談
を福祉のほうに相談というのは、年間に何件ぐらいで、どういう状況なのか、事例を1点と
いうか、記憶に残るケースをお願いしたいと思うのですけれども、お願いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、1か月で上下水道料金の納付をお願いしているのが、約1万1,000件ほどあります。
そのうち期限内に納められなくて督促が出るのが、以前は3%ぐらいと言いましたが、実際
今500件ぐらいあります。これは、ここ最近の物価高騰とかはなくて、常時500件、四百何件
から500件前後続いているというのが現状です。その中で、先ほどもお話しさせていただ
いたように、給水停止する、本当に停止するときには、対象者の方に来ていただいて、また同
じことになりますけれども、支出の内訳をお話を聞かせていただいているというような状況
になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 福祉につながったのは何件ぐらいでしょうか。年間の件数でもいいですけども、どのように。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 今年でいうと、実際ご案内したのは2件ほどはあります。その方については、給水停止の対象になっていたのですけれども、ある程度延ばしたというような事例はあります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今まで6か月ぐらいで2件ということなのですが、今二、三件は年間で福祉につながってきているのだと思いますけれども、そこにつながるまでの人たちが、何かのきっかけで病気になったとか、困った状況になったときには、やはり地域の民生委員さんが関わるような状況にも発生していると思うのですけれども、福祉関係では、水道料金の中で何かつかんでいることはないのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

町民の方から様々な相談を受けております。それで、生活に困っている方も多数おりますので、こちらのほうで聞いているのですが、水道に限らず、やはり困っている方々に関しては、まず収入の分、入ってくるほうの相談とか、あと出ていくほうの相談を一つ一つ聞いて、どこに生活困窮の問題があるのかというところを相談に来た方といろいろ話をしながら、相談に応じていると。その中の1つとして水道料をまだ納めていない方には、相談に応じて、であればこういったところが削れるのではないとか、あと収入の面でこういったようなところをもう少し増やしていく方向とか、また就職が決まっていなかった方については、職業安定所のほうに相談をして、就労の確保とかの相談を受けているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 水道は、矢巾町の企業会計でやっているわけで、矢巾町独自でやっているのですが、こういう物価高騰、40年ぶりではないけれども、消費税が始まってから30年

ですけれども、今回はこの物価の高騰が、引上げが大幅なのは40年ぶりということですので、矢巾町の水道会計を私も何回か質問させていただいたのですけれども、町村によっては国債を買っている町村、ない町村もあるかもしれないですけれども、国債大体3億円ぐらい買っていて、その中の利子が年間480万円とか500万円とかつくわけです。その500万円ほどを使って減免とか、引下げとかできないのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、矢巾町上下水道課、水道事業会計においては、議員のおっしゃるとおり3億円の国債のほうは買っております。それに対する利息というのは年480万円、これについては貴重な財源ということで、先ほどもお話が出たように、水道料金の中に含まれる将来の更新費なり、その利息の480万円を使って施設の次の更新に充てていきたいと思っております。更新を遅らせた場合、今日の新聞、テレビのほうにもありましたけれども、札幌のほうだと思いましたが、水道管が破損をしたと、それに地下空洞ができてダンプトラックが落ちて、3日ほどその場に放置されているというような報道もありました。やはり我々としては、適切に維持管理をして、水道なり、上下水道の生活インフラを町民の方に提供することによって生活に寄与する、そちらのほうに全力を尽くしたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 水道料金は、減免も値下げもできないというような答弁ですけれども、やはり困っている人たちがまず出ているので、町として最適にできる方法が、やっぱり上下水道かなと私は思っていたので、質問させていただきましたけれども、次に入らせていただきます。

高齢者のことをお伺いします。高齢者の年金は、ご存じのように6月には0.4%、経済スライド制によってそういうふうに、もう国で決めたので、0.4%引き下がり、10月からは後期高齢者の医療費が、所得段階、収入が280万円以上の方たちには、医療費が2倍になりましたけれども、介護利用をしている方は、利用料も物価が高騰したのと一緒に値上げされました。これは、町ではまだ対処していないのですけれども、施設のほうでは大変な状況ですという話を、それで退所する人はいないということも前同僚議員の質問でも分かりましたけれども、生活保護を受ける、そういうふうな対象者がどのぐらいいるのでしょうか、お伺いし

ます。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えします。

生活保護を受ける対象者がどのくらいいるかというご質問ですが、実際昨年8月に食費と施設入所に関して、介護保険に関してですけれども、居住の費用が制度が変わりまして、お一方、やはり生活保護の申請をとということでご相談を受けたような事案があります。詳しいところの何名いるかということは、個々の状況によって施設入所費、それから介護度によって様々異なりますので、詳しい数に関しては、ちょっと私のほうでは押さえていない状況でございますので、以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 施設に入所している方、それからデイサービス等の在宅で生活している高齢者の方々も全員がケアマネジャーにお世話になるというか、関わることになるわけですけれども、そのケアマネジャーの方々が、生活保護を受けるために、いろいろな資料をそろえるわけですけれども、そういう相談件数は、年間どのくらいぐらいある、予測ですけれども、お願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 何か、予測であまり、そういう難しい問題をお話、聞いてもいいのですか、予測で。しっかりした確定した内容でなければ、いろいろ我々も過去の一般質問等でもあったのですが、やはりきちっとした検証、そういったものをしてから質問しましょうと、こういうことになっていきますので、その予測を聞くことが、それで納得できるのですか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 全国の状況を見ますと、200万円以下の年金をもらっている方々が7割です。そういう中で、将来介護、医療について不安だ、それから私たちの今回のアンケートの中でも、年金で入れる施設を希望したり、介護利用料、保険料を下げしてほしいとか、医療費を下げしてほしい、そういう要望がたくさん寄せられました。

ですので、そういう調査、多分矢巾町でも介護保険、来年度は介護保険計画を立てるときに、そういう調査をするはずですがけれども、どうなのでしょう、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 先般も介護保険制度についても答弁させていただいたのですが、今月の5日に負担と給付の議論が先送りになったのです。それで、今このことについて、今いろ

いろいろ質問された内容、議長さんからも予測について今答弁できるのかというようなお話もあったのですが、今後この負担と給付、今これまで部会で示されたのは、いろんな全部で7項目あるのです。その7項目でも、この間、例えば多床室の室料の負担とか、ケアマネジメント、これも有料化、利用者の負担になるとか、いろんな。それから、要介護1とか要介護2を今度総合支援事業に振り向けるという議論が今なされているわけです。そこで、今までは要支援1、2が市町村でやる総合支援事業だったのですが、今度は要介護1とか2も含めて、今そういう議論。

それで、今厚生労働省では仕切り直しをして、もう一度総点検してみたいということで、これがちょっと時間がかかると思うのです。だから、今のところで、予測で答弁できるのであればあれなのですが、国から示されたならば、もうその機会、例えばできるのであれば、全員協議会とか何かでも説明責任は果たしてまいりますので、だから今のところ、国はだっ
て今議論は先送りすると、こう言っているのに、私ら答弁はできないわけです。だから、このところだけはひとつご理解をしていただきたい。

あとは、その0.4%減の年金給付のことについても、このことについても、いずれ私も将来は年金生活をしなければならない、非常に関心のあるところなので、今新聞報道で後期高齢者の保険料が再来年度から平均で5,300円増になる。その中で、なぜ今度増やすのか、岸田総理は、出産育児一時金、今度50万円にすると。その50万円の財源の拠出を後期高齢者の方から頂戴すると。だから、この仕組みは、全て負担と給付の仕組みの中でつくり上げられていくということだけは、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今町長からそういう答弁をいただきましたけれども、私は議員になってから、何か自治体の職務、地方自治法には福祉を推進するようなことが書いてありますけれども、そこが後退してきているのではないかとつくづく思っているのです。特にも水道料金のところでは、内部留保のような国債があるにもかかわらず、次世代にということを答弁されますけれども、今の人たちが困っているのです。そういう中で、やっぱり県もおかしいなと思うのです。9月15日の全員協議会では、岩手県広域化計画、水道の広域化計画を発表しましたけれども、これは将来大企業というか、1つにして、そして日本にはそんなにやれる企業がないところに依頼する。そして、住民には負担を強いるような政策を提案しているのではないかとと思うのですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まず、川村よし子議員には、今回この質問をされるときに、水道法という法律があるのです。この水道法というのは、どういう目的で、市町村の責務もあれなのですが、公衆衛生の向上と、それから生活環境の改善なのです。それを目的として、私ども市町村はこの水道、いわゆるきれいな飲料水として、そしていろんな工夫をして、豊富で低廉な水の供給をするのが私らの役割というか、責任を果たしていかなければならない責務なのです。だから、今例えば、川村よし子議員のおっしゃるのは、もう重々分かるのです。どこかで歯止めをかけなければ、水道事業というのは成り立たなくなるのです。そのところだけはご理解していただきたいと。

それから、今広域化の議論はなされているのは事実ですけれども、あくまでも議論の域は出ていない、それ以上のことはないので、例えば宮城県とか何かでは、水道をまず広域で、民間にとかという議論がもう実際やられているわけですが、今本町では、そういうことを矢巾町単独でやっているわけですが、先ほどから担当課長が答弁しているとおりに、将来のことも含めて皆さん方から貴重な水道料金を頂戴して、そしてそのお金で老朽化とかの対策をやっているのと。

今水道で一番問題なのは、老朽化なのです。例えば老朽化対策をやらないで、今私、水道事業の管理者の立場でももっと進めなければならぬと。でも、バランスよく均衡の取れた財政運営をしていかなければならぬと、そういう中で財源を捻出しながら、いろんな取組をしておるわけです。だから、まだ広域の域を出ない議論をここで、もうやるのかと、そういうことはない、矢巾町単独でできるのであれば、そして何かあったときは、盛岡市さんとか、中部水道と連結管で結んで、お互いに災害の供給協定を取り交わしたりしておるのです。

だから、水道というのは、私ら人間にとって命なのです。その命のとりでを、もうそのところだけは分かっていたきたい。そして、何回も言うように、川村よし子議員さん分かるかな、私らのとき突井戸で金気のある水で飲んで、先つちよに袋を下げて、だから水道水飲んで盲腸になったりなんだり、今そういうことは、潤沢に、バルブをひねるとおいしい水が出るわけです。そのところだけは。そういう法律がちゃんとあって、そして私らがそれを遵守することによって、この事業。

それから、福祉、福祉と言うけれども、自治法のあれは、その上に町民福祉の向上というのがあります。これは、町民の皆さんの幸せを守ることなのです、町民福祉。だから、自治法は、必ずその上に町民福祉というのがありますので、そのところも誤解のないように、

ひとつお願いをいたしたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2問目の質問に入ります。就学援助制度の充実について、教育長にお伺いします。

学校教育法第19条で、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されております。対象者は、生活保護世帯、イコール要保護、それから要保護に準ずる程度に困窮している者、町民税非課税世帯、児童扶養手当対象世帯などで、経済的に困窮していると町が独自で認める者、準要保護です。準要保護は、学校給食費や修学旅行費、学用品などでの援助があります。町は、これまで入学準備金の支給月を7月から3月に繰り上げるなどの改善をしてきましたが、さらに援助制度の充実の必要があると考えることから、以下2点についてお伺いします。

1点目、近隣の市町と比較し、保護者に対して就学援助制度の宣伝が少ないように感じておりますが、どのように行われておりますか、お伺いします。

2点目、準要保護世帯について、対象範囲の拡大など、より本制度を充実する必要があると思いますが、その考えについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 就学援助制度の充実をについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、就学援助制度の宣伝は、入学前に2回、入学後については、年1回、それぞれ全児童生徒の保護者を対象に実施してございます。また、転入や世帯の変更があった方に対しては、学校教育課窓口によってお知らせをしてございます。さらに、就学援助制度のお問合せに対しては、随時学校教育課等で対応しております。

2点目についてですが、平成30年度から準要保護世帯の認定額を生活保護基準額の1.2倍以下から1.3倍以下の世帯を対象を拡大しており、今後も社会経済状況の動向を見極めながら、適切に対応をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はあろうかと思いますが、ちょうど切りのいいところでもございしますので、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時の再開といたします。よろしく申し上げます。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き川村よし子議員の一般質問を続けます。

再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 3点ほどありますので、順次続けてさせていただきます。1点ずつ質問させていただきます。

まず、この答弁の中に入学前に2回、入学後には年1回それぞれ全児童の保護者に行っているということなのですけれども、入学前に2回というのは、どのような機会を捉えて、どう説明しているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

入学前につきましては、就学児の事前指導が、説明会がございしますので、そういった場面を捉えて、こういう制度がありますということでお知らせをしておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） いろいろな本を見たり、ネットを見たりすると、就学援助制度は恥ずかしいとか、これは権利、憲法26条に基づいてつくられた教育基本法で、先ほど述べましたけれども、つくられたものなのですけれども、教育の無償化の1つの1段階という、そういう段階の制度だとは思いますが、父母にとって考えが何か、対象を恥ずかしいとか、そういうふうな見方をする方もいるようなのですけれども、そのような点は、どのようにお考えで、どう対処しているのか、お伺いします。その説明会とかも含めてお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

この就学援助の周知に当たっては、やはりそういう川村議員ご指摘のように、やっぱり利用しづらい、利用したいのだけれども恥ずかしいとか、そういったところは当然各種福祉制度、生活保護とかもそうだと思うのですけれども、そこら辺は、あくまでも皆さんのいる前でそういったところは、概要的な説明にはとどまるわけですけれども、個別の相談対応でそういったところはきめ細かく対応できるように対応しているところでございます。

また、学校給食等においても、実際は年度初めに就学援助は申請していなかったけれども、例えば給食費の滞納があった際に、いろいろお話を詳しく聞いていくと、実は就学援助に該当する方で手挙げしていなかったと、そういった方もいらっしゃいますので、そういった方々についても、恥ずかしいことではなくて、ぜひご利用いただくように対応しておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 矢巾町は、先ほど述べたように、生活保護費の1.2から1.3の範囲、金額を上限に支給するようになっておりますが、この支援制度ができてからも子どもの貧困も研究されている方もあって、どんどん貧困になっていく世帯、格差が拡大しております、今は6人に1人の子どもたちが貧困に見舞われているということなのですけれども、矢巾町でも食べていけないというか、生活保護に準ずる世帯とか、それよりも大変な世帯とか、そういう方たちに対して、また困っているということを相談できる機関として福祉とか、それから子ども食堂とかあるのですけれども、その子ども食堂のボランティアでやっている方たちに対しての就学支援制度に対しての勉強会とか、というふうなのはどのようにやっているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

これまでのところ、子ども食堂を実際運営されている母子寡婦福祉協会さんが中心にやっ
ていらっしゃるのですけれども、特に就学援助についての情報共有とか、そういったことは
ございませんでしたけれども、ただやはり就学援助の問題だけではなくて、今まさしく子ど
もさんの貧困の大きな問題のご提言がありましたけれども、そういった対応につきましては、
学校教育課だけではなく、福祉課あるいは社会福祉協議会とか、様々な分野との連携が必要
ですし、実際そういう取組も行っていますけれども、ただ子ども食堂については、今後川村

議員さんから新しいアドバイスもいただきましたので、そういった視点も視野に入れながら、そういうセーフティーネットの見える化を図ってまいりたいというふうに考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ふだんの努力がすごいなというのを感じ、また新しくやり方も少しずつ改革していく姿勢が見えたのですけれども、もう一つ姿勢をちょっと広げていただきたいのは、最近のマスコミのコラムの欄だったか何かで見たのですけれども、農業者というか、私も農業はあまりやったことがないので、食材の提供とか、子ども食堂さんにはしていますけれども、そういう支援というか、就学援助制度ではないのですけれども、そういうことも考えたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、農業者も子どもとのつながりができるし、学校給食ばかりでなくて、それから家庭にも要保護世帯、準要保護世帯の方たちの農業に対する見方とか、農業者からも自分たち、今まで捨てていたもの、それから支援に回せるのだとか、それから町として買い取って支援するとか、そういう方法もあると思うのですけれども、そのようなところはどのようにお考えか、考えていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（村松 徹君） お答えいたします。

今いわゆる農業者の方々との就学援助の児童生徒との連携というか、支援の総合的な新たなネットワークというような意味合いかと思えますけれども、いずれ学校現場における児童生徒の皆さん、就学援助を受けている、受けていないにかかわらず、そういった児童生徒の皆様には、学校給食の場を通じながら、いわゆる生産者の方々の思いとか、食材を大切にするという食育のそういう支援というか、啓発の中で取組は行っておるところでございますけれども、直接農業者さんと就学援助の子どもたちを結びつけるというのは、なかなか難しい部分はありますが、例えば福祉課で、あるいは社会福祉協議会でやっているフードバンクとか、そういった総合的なセーフティーネットの連携を、あるべき姿を庁内連携しながら模索していけば、川村議員の目指すものと合致するのかもしれませんが、そういった視点も踏まえながら、今後あるべき支援体制について検討してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 最後の質問になりますが、同僚議員の方たちも子どもの支援、貧困問題を取り上げていただきまして、なるほどなと思いながら聞いていたのですけれども、就学援助制度の中には、学用品とか、PTA会費とか、そういうのがあるのですけれども、他の市町村と比較して、どう違うのかなと思って、例えば生活保護費の倍率の多い九戸村、1.5倍なのです。矢巾町は、その倍率が1.3なのですけれども、矢巾町はいろんなところに丸がついているのですけれども、九戸村は1.5なのですけれども、丸がついていない。これどうしてなのだろうと、九戸村に聞けばいいのでしょうかけれども、その地域、地域によって違うのですけれども、九戸村は給食費も無料だし、子どもの医療費も高校まで自己負担なしだし、そういうふうで少子化に積極的に取り組んでいる、そのことについてちょっと分かったら教えていただきたいと思います。

それから、もう一つは、昨日私たち、ちょっと懇談会をしたのですけれども、その中で東京近辺、また大阪近辺とか、中央近辺では、やっぱり少子化にすごく危惧をしていて、子どもたちに対しての支援が、先ほどの九戸村のような支援をしているというような、九戸村のことは出なかったのですけれども、そのことについては、町長はどのようにお考えか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長、最後なそうですので、きちっとお願いします。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず、今もう国でもこども家庭庁、それから市町村でも令和6年度からこども家庭庁に準じて、そういう組織を立ち上げると、これは努力義務なのですが、そこで今内部でこれからスタートしますが、子ども・子育て支援に関しても、やはり私は子ども条例というのの制定は、これから必要になってくるのではないかと。

今、さっきもいろいろ高齢者の方々のあれも出てきたのですが、私はもう人生100年時代、そして全世帯の中で、ゆりかごから介護と、私は墓場までと言いたいのですけれども、何か私も墓場に近づいているので、あまり墓場というのはあれで介護と、本当はゆりかごから墓場まで、火葬もありますので、火葬場の問題とか。

そこで今、国ではそういう動きを始めているわけですので、本町としても、（仮称）矢巾町子ども条例の制定を考えていきたいと。その中に、今言った医療費助成とか、学校給食の無償化とか、いろいろ検討していきたいということで、ただこれには財政基盤がしっかりしなければならぬ。みんな足し算ではなく、引き算をしなければならぬのも当然あるわけ

ですので、だからそういうことを議員さん方とよく協議しながら進めていきたいということで、今（仮称）矢巾町子ども条例の制定に向けて準備をしていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。大変ご苦勞さまでした。

それでは次に、11番、藤原梅昭議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（11番 藤原梅昭議員 登壇）

○11番（藤原梅昭議員） 議席番号11番、一心会、藤原梅昭です。トリではなくどん尻となりましたが、一般質問も4日目、14人目はさぞかしお疲れでしょうが、今年はこれで終わりとなりますので、ひとつ最後までお付き合いをよろしくお願いします。

まずは、入る前に、サッカーのワールドカップ、ブラボー、いい言葉ですね、手のひら返しという言葉もありましたけれども、非常にすばらしい戦いをしてくれたと。そのときに、森保監督が、ワールドクラスに強くなった要因は2つとおっしゃっていました。1つは一体感と、一体感がすごかったと。2つ目には、やはり海外組が17名もいるということで、レベルアップが非常に図られていると、その2つを挙げましたけれども、これは全てのところで非常に大事な当てはまる言葉だなというふうに私は感じました。

一方で、3年目となるコロナ感染症が続いておりますが、頑張ってお対応していただいております関係者の皆さんには、心から感謝いたしております。高橋町長も貴重な体験をされたようですが、誰が感染してもおかしくない状況だと。私の家族も、孫が学校で感染しまして、若いのが4人かかりましたけれども、なぜか年寄り3人がかからないで元気に生き延びておりましたけれども、いずれにしても、今年の冬もインフルエンザ、これもはやるだろうということで注意喚起が大分されておまして、先日も盛岡南高校でも感染者が出て学級閉鎖になったというニュースも出ていました。そういうことで気をつければいいというものでもないですし、気をつけ過ぎればいいというものでもないということで、いずれウィズコロナ、ウィズインフルエンザでうまく対応しながら、付き合っていくしかないかなというふうに感じております。

本年2月24日に開始したロシアのウクライナへの侵攻、10か月たとうとしているわけです

けれども、いまだに先が見えません。我々としてはロシア国内の世論に期待するしかない、そんな感じで私は見えていますけれども、いずれ国連も何も機能しないと、そういうような状況ですので、非常に無力感を感じております。

国内、日本でも国防費の倍増と、そういう議論が盛んにされております。ロシア、中国、北朝鮮を視野に入れた議論ですけれども、いずれ軍拡競争に逆にならなければいいなど、こっちが多くすれば、向こうもそれ以上の倍増してくると、そういうような競争にならなければよいなというふうなところにこのところ感じているところです。

それでは、本題に入ります。産業活力を高めるまちづくりについてお伺いします。さっきも話した新型コロナウイルス感染症第8波、これが懸念される中なのですけれども、昨年度の米価大幅下落後の今年は、需給調整が進み、3年ぶりに多少戻しました。大きく上がった後の多少の戻りですので、依然沈んでいるわけですけれども、ロシアのウクライナ侵攻後の世界的にますます厳しい食料事情、物不足による物価の上昇、円安の中、町の基幹産業である農業及び商工業についての対応を以下お伺いします。

1つ目、持続可能な農業振興策として、農地利用の将来像を明確化する地域計画の策定が法定化されましたが、現在の対応状況及び今後の推進計画をお伺いします。

2つ目、環境負荷低減と生産性向上を目指すみどりの食料システム戦略推進への対応状況をお伺いします。

3つ目、肥料高騰への緊急支援策としての助成を行っておりますが、今後さらなる高騰への対応や土壌診断に対する取組への考えをお伺いします。

4つ目、今年から本格的に鳥獣被害対策を行っております。実施状況及び効果と今後の計画についてお伺いします。

5つ目、森林整備や保全のために自治体に配分されている森林環境譲与税が人口の多い都市に偏っていると、そういう不満があり、制度見直しがされるようですが、現在の活用状況をお伺いします。

6つ目、農業振興活性化のため、産業振興センターを新設したいと言っておりますが、その後の対応状況についてお伺いします。

7つ目、産業振興及び移住、定住促進として重要な商工業者の企業誘致活動への対応状況及び今後の計画をお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 11番、藤原梅昭議員の産業の活力を高めるまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、農業経営基盤強化促進法の改正法が令和4年、今年の5月に交付され、そして令和7年3月末までに町内各地区において、地区計画を策定することが定められました。地域計画は、地域農業の将来の在り方を示した人・農地プランに10年後に目指すべき農地利用の姿を地図に示した目標地図を加えたものであります。

現在の対応状況といたしましては、令和4年11月中旬から令和5年、来年の2月上旬にかけて農業委員会とともに、地域計画策定に係る説明会を各地区で実施しているところであります。また、実施してまいります。

今後の推進計画といたしましては、令和7年3月末の地域計画策定に向け、各地区において農業者との話し合いを重ね、令和6年度には岩手中央農業協同組合や土地改良区等の関係機関へ意見聴取を行い、目標地図を含めた地域計画を策定することとしております。

2点目についてですが、みどりの食料システム法の県基本計画の策定に当たっては、県が主導となり、県域内の全ての市町村と連名の基本計画を作成することとなっております。

県基本計画につきましては、市町村への説明、意見聴取を経て、来年、いわゆる令和5年1月頃の公表と聞いております。

3点目についてですが、町議会定例会7月会議において、補正予算をご可決賜りました矢巾町肥料等価格高騰農家緊急支援事業につきましては、申請のあった認定農業者及び認定新規就農者へ3万円、農業法人及び集落営農組織へ10万円の給付を行っているところで、11月21日現在で申請件数88件、519万円の実績となっております。

追加支援となりました矢巾町農業生産資材価格高騰対策支援事業につきましては、令和3年分の税申告等を基に、農業経費の一部を支援するもので、12月に申請受付、給付を開始できるよう鋭意取り組んでおります。また、国による秋肥と来年の春肥に対する支援事業も現在進められており、この減肥に取り組む農業者への制度の周知を図ってまいります。

土壌診断に対する取組につきましては、作物栽培の基本は土づくりであると認識しております。土壌診断を行うことにより、その圃場に必要な成分、不必要な成分が判明し、作物に適した土づくりを行うことが可能となります。また、肥料等の生産資材投入の減少にもつながることから、圃場ごとの土壌診断の推進につきましては、岩手中央農業協同組合、そして盛岡農業改良普及センター、県農業研究センターと連携して取り組んでまいります。

4点目についてですが、鳥獣被害対策として、今年度は不動中山間地域協定において西部山沿いに約7キロメートルの電気柵を設置したところであります。昨年度に比べ、目撃や農作物被害情報の通報は若干減少いたしました。さらなる対策が必要であると捉えております。今後につきましては、城内地区において、不動中山間地域協定で設置いたしました西部山沿いの電気柵を延長する形での電気柵設置を検討しております。

また、南昌地区においても、電気柵設置に向けた検討を重ねているところであります。今年度から始めた新規狩猟者確保対策事業では、狩猟免許取得に係る費用の一部に補助金を交付しており、11月21日時点では1名の申請を受け付けております。鳥獣被害対策には、有害鳥獣の駆除が必要不可欠であることから、引き続き猟友会の会員数を増やし、駆除体制強化に努めてまいります。

5点目についてですが、森林環境譲与税の活用状況につきましては、町内林地の除間伐または森林病虫害駆除の事務を担う林政アドバイザーの雇用または町有林の維持管理を目的に実施する下刈り、そして地拵、植付け事業に活用し、令和3年度実績で271万7,000円を森林整備に活用させていただいております。

6点目についてですが、産業振興センターの創設については、現在矢巾町中小企業振興円卓会議で策定を進めております。矢巾町中小企業振興基本計画のビジョンにおいて、地域産業育成における重要な拠点として位置づけており、地域経済活性化の核となる施策と捉えております。今後につきましては、農林業のみならず商工業の振興及び農商工連携体制の強化を図るため、(仮称)やはば産業振興センターの設置検討を進めてまいります。

7点目についてですが、市街化区域内にまとまった立地に必要な用地が不足していることから、市街化調整区域における地区計画制度を活用し、第1弾として、岩手日野自動車株式会社が立地したところであり、今年度は間野々地区における第2弾を進めているところであります。企業誘致活動への対応状況及び今後につきましては、本町の強みである交通や住環境における立地の優位性を積極的にアピールするとともに、コロナ禍で中止となっていた企業ネットワークや企業立地セミナーを通じて町内の立地に興味がある企業へトップセールスを進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 農業問題は、いろんな角度から出されておりますけれども、今回も

数名出されて一般質問されていますけれども、非常に心強く感じております。その中で残る質問はあまりないのですけれども、何点か質問させていただきます。

まず、地域計画とは10年後の目標地図というふうな答弁にあったわけですが、どこかの土地を誰がどうするかと、そういう担い手を、それこそ育てるための計画でもあるわけですが、農地集約、去年、今年進めて、おととしから進めてきているわけですが、その辺の兼ね合いとの今の進捗状況というか、その辺のところをまずお伺いしたいなと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 藤原議員ご承知のとおり、まず初めにサンやはば地区というところでモデル地区になりますけれども、県と一緒にモデル地区として進めてきたところでございますけれども、今現在はその横展開ということで、白沢地区等を中心に農地の集積、集約を努めるようにやっております。そのほかに、今回地域計画の策定ということで、白沢地区のみならず、人・農地プランを策定している地域というのは、町内31地区あるわけがございますけれども、それを各地区11月頃から巡りながら、来年の1月くらいまでにいろいろと意向調査なり、そういった話合いを進めて、できるだけ効率のよい作業ができるように進めてまいりたいというふうに考えてございます。

いずれにしても、先ほど町長から答弁がありましたとおり、令和7年3月末までの計画策定となりますので、十分時間があるのか、ないのかと言われると、非常に農家の皆さんの意識啓発を図りながら進めていかなければならない計画でございますので、そこは十分理解いただけるような形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれにしても、担い手確保の面からも、やっぱり自分たちのエリアがきちきちと決まっていくということが、次にそれを渡せるというような状況で、担い手としても受けるに受けやすいという形になるわけです。今現在は、もうそれこそまだら模様で、自分の、自分のと言ったらおかしいけれども、自分たちのエリアの中に、いわゆる入作、来る、あるいは自分たちの出作でよそに行って稼いでいると、そういうような状況なわけです。やっぱりそれでは、次の世代に渡すためにも非常にやりにくいと、効率が悪いと、あるいは品質上においても、隣で水田を作っているのに、その隣で小麦を作っていると、除草剤ひとつかけるにしても、隣まで殺してしまうとか、あとやっぱりいわゆる湿田対策もできな

いということで、いろんな弊害が出てきているわけです。

それを解消しようということで、これは本当にさっきお話があったとおり、矢巾町がモデル地区として、県で3か所だか4か所選ばれたうちの1つなのです。だから、それを進めてきているわけですから、やっぱりそれをよそに先駆けて、どんどん進めると、待ったなしです。それができて初めて次の世代に渡せると、そうすると担い手も稼ぎやすくなると、効率もよくなるし、品質もよくなると。隣まで行かなくて済むから油代も少なくて済むとか、いろんなやっぱりメリットがあるのです。そこのところをひとつねじを巻いて、これが1つが終わったから次、その次ではなく、やっぱり並行に進めていかなければいけないし、今一通り地区計画の説明会を開いて了解というか、説明をしている最中ですので、今は今で大変忙しい時期だと思うのですが、それを一通り終わったら、やはりもう一回スケジュールを練り直して、1年でも2年でも早めに対応できるような対応をしていただきたいなというふうに思っています。

担い手の問題というのは、先週も話があって、山都町の話も出てきましたし、あるいはそれ以外のところでもいろんな対応をしてきているわけですが、山都町の話ですれば、この前話したとおりなのですけれども、あそこも有機農業、50年前からやっていると言っていましたけれども、それでも水田までは手がついていないのです。水田までやるというのは、非常に難しいと。それで、やっぱり野菜、特にトマト、これが中心になってやっているようです。2,000万円の収入があるというのもトマト農家みたいですし、トマトというのはそんなにもうかるのかなと思って、だったら私もやろうかなと思っては、ちょっと頭の隅にあるのですけれども、まだ研究できていないので、なかなか手を出せないのですけれども、そういう状況で次の担い手を育てると、あるいは取りつきやすくと、そういうためにもぜひ地域計画、スピード感を持って進めていただきたいなというふうに思います。そこのところ、いま一度何か決意を示していただかないと、ちょっとまだもたもたしているような感じがするので、一言だけお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） まだ半分ぐらいしか地区を回り切れてはいないのでけれども、その地区の話合いの中で、やはり課題となっているのは、藤原議員お話あったとおり、担い手の確保が特に問題になっているのかなというふうに思っています。あとは、基盤整備がやられていないところで、狭小の圃場で果たして効率よく農作業ができるのかといったような課題も挙げられております。その辺を、やはりお話があったとおり、次世代の担い

手、この辺を発掘しながら、育てていくといったことが必要なのかなというふうに思っています。山崎道夫議員のほうからもお話がありましたそういった新しい新規就農者の掘り起こしも今後進めていかなければならないですし、今既存で頑張っていらっしゃる農業者の皆さん、平均年齢からすると70歳近い方々が中心となって本町の農業を引っ張っていただいているわけですが、若い方々にも魅力のある農業を進めるためにも、やはり夢のある地域計画をつくっていかなければならないのかなというふうに思っていますので、今後ともご指導方、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれにしても、担い手確保の上でも必要ですので、それで定年延長も今回担い手を育てるための非常に大きな問題になってくるのです、農業者にとっては。今まで60歳を過ぎれば、まだ元気なうちですから、農業の勉強をしながらも取り組めたと。ところが、65歳、70歳になったら、そこからスタートとなると非常に難しいということもあって、私勝手に考えているのですけれども、農業に従事してくれたら何か恩恵があるよと、そういうことも何か考えなければいけない時代になってきたのかなと。金の話ばかりするとあれですからあれですけれども、従事ボーナスを出すとか、あるいは農地をあげるとか、分かりませんが、そういう何か恩恵を、いわゆる企業にそのままいるのではなく、どうせ給料を下げられるわけですから、下げないところもあるのかな。そういうことを含めながら、若いうちに取り組めるような、そういう体制もつくらなければいけないのかなというふうに勝手に思っていました。

それで、みどりの食料システム戦略という課題があるわけですが、これは先ほどの答弁によりますと、県のほうで一応もんでから市町村に下りてくるというようなステップになっているようなのですけれども、これも待たないのです。これは何かというと、一つは有機農業を、今0.5%ぐらいなのです、日本の国土で。それを25%に上げようというのです。すごい数字です、4分の1です。そうですね、間違いなければ。それだけ、何がすごいかというと、今までチャレンジしても、せいぜい0.1%とか、いったところで0.4%とか、そういう数字なのです。それをトータルすると25%まで上げようと、そういうような内容ですので、非常にこの中身には、化学肥料をやめよう、農薬をやめようと言ってしまふとあれですので、低減しよう、そういう内容だとか、あとは環境負荷の低減、これは田んぼの中からもメタンガスが出ていますし、極端な話、牛がげっぷをすればそこからそれこそ出てくる

ということで、いろんな角度からやらなければいけないと。

そういう中で、肥料、どんどん高騰しているということで、輸入に頼っているわけですが、化学肥料関係、それを食料もそうなのですから、できるだけ国産にしようという動きも関わっているわけです。その1つとして、この前汚泥処理の話がありましたけれども、そここのところから汚泥の中にはリン酸が入っているとか、いろいろ言われているわけですが、そういう汚泥処理に対する、いわゆる下水道処理からの汚泥処理に対する取組をどのように考えているのか、まず伺いたいと思います。

それと同時に、さっき土壌診断の話もしたわけですが、土壌診断をやることによって、その肥料の、いわゆる必要な肥料を供給すると、必要でない肥料は供給しなくていいわけです。いずれN、P、Kと言われる窒素、リン酸、カリの、その主原料というのは、もうほとんどがロシア、中国あるいはその近隣のところから輸入しているわけです。もう今にでもストップされる可能性もあるわけです。そういうところを含めて、ここの土地はもうリンが高いよと、土壌診断した結果、数値が高いよとか、そういうことが出てきますので、ひとつまずそここのところをベースに考えながら、土壌診断の重要性とさっき言った環境負荷低減に対する取組についての、下水道処理を含めた考えをお聞きしたいなと思います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 私のほうから1点、リンの回収ということについてお話しさせていただきます。ちょっと詳しい数字、頭の中にしか入っていないのですが、日本でリンは56万トンほど輸入されているはずですが、そのうち輸入されて、最終的に下水道のほうで回収できているのが1割、さらにそれからリン肥料として現状として活用されているのが1割ということは、輸入量の1%ぐらいしか使われていないというのが現状です。下水道の中からリンを回収するというのは、たしかマップ工法だったと思いますけれども、そういう工法によってリンを抽出していると。ただ、ちょっとこんなことを言うと駄目なのですが、市町村ですぐその抽出をしてリンを回収できるというような設備ではなくて、ある程度容量があって、そこから回収すること。要は設備投資にもかなり多額の費用がかかるというのも現状です。では、今すぐ矢巾町でリン回収システムを導入するかというと、ちょっとまだ検討の段階というか、どういうものなのかを調べる情報収集の段階ですので、今すぐやる、やれないというふうな答えはできませんけれども、確かにリン回収のみではなくて、下水道については、B I S T R O下水道といって下水の汚泥から肥料に活用するもの、放流水として農業に活用すること、あとは熱を農業のほうに活用すること、そういうのも農水省

のほうでも推奨しております。まず、何ができるのかを情報収集なりをして、やれるものがどれであるのか、それを絞り込むのが先決かなと。今すぐ、ではこれをやりますと言えなくて大変申し訳ないのですけれども、まず下水の汚泥として何ができるのか、何が対応できるのか、または矢巾町単独でできるものなのか、または他市町村を巻き込んでどこまでできるものなのか、それをちょっと調べていきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） みどりの食料システム法のお話が出ましたので、私のほうからも答弁させていただきます。

みどりの食料システム法につきましては、環境負荷の低減を図る取組が、先ほど藤原議員からお話があったとおり、求められているものでございます。具体的には、目標として2030年度までに化学農薬使用量を10%減、化学肥料の使用料を20%減、そのほかに有機農業の取組を面積を拡大するといった目標を5つ示されているところでございまして、本町といたしましては、今有機農業ということで生ごみコンポスト化ということで田園有機を環境施設組合のほうで作って、それを広く使われているところでございますけれども、いずれ広域ごみ処理ということで、そういった田園有機の在り方も今後変わってくるのかなというふうなところで、今県内の事業者1者と、生ごみのコンポスト化ができるような形で、今照会なり、話し合いを行っている、検討しているところでございまして、今後の有機農業の取組にも大きく反映できるのかなというふうな考えて、今取組を検討させていただいているところでございます。

今後いずれ社会的にもこういった化学肥料、化学農薬の使用量の減というものは、日本国内求められているものでございますので、有機農業への転換に向けて、本町としても取組を進めてまいりたいというふうな考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 土壌診断への考え。

佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 土壌診断の在り方につきましては、米作であれば、ある程度その辺必要な農薬、肥料を確認することが、土壌診断によって非常に有益なのかなというふうに思いますけれども、特にも今求められている畑作、これいろいろ今東徳田等で進められているズッキーニ以外にも、そういった矢巾町として特別に進めるべき野菜等があれば、こういった土壌診断、矢巾町に適した野菜が何なのかということも調べるのに必要なことだと思いますので、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、普及センター、農協と一緒になっ

て、その辺土壤診断への取組を進めながら、矢巾町に適した野菜もしくは不必要な農薬、肥料を減らすような形の取組を進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれ土壤診断は、もう県全体でやり始めているところあるのです。何が大事かという、県全体でやることによって、その地域、地域の土壤の状態が分かってくると。そうすると適地適作という、どこに何をすれば一番適当かなという、そういうのが分かってくるわけです。だから、そういう意味からいくと、この狭い矢巾町ですので、県で2番目に狭いと言われてはいますが、町全体の土壤診断をして、例えば西の山のほうは、それこそ水田よりもいろいろ薬草だとか、いろんなものがあるよとか、あるいは北上川のほうについては野菜関係がいいよとか、何かそういうものが分かるヒントになるのです。さらに、余計な肥料は使わなくていいということになったら一石二鳥も三鳥もあるので、私は農協にも言っています、やってくれと。検討しますとは言っていますけれども、検討というのは、今まで聞いて、イコールやらないというふうにとったほうが早いのですが、ひとつそここのところ、やっぱり農協だけとか、町だけとか、そういうわけではなく、農業関係者の先頭に立ってやらなければいけないところが、やっぱりむしろ旗でもいいですから、旗を上げてやらないと、なかなか前に進みません。私がここでちょこちょこ言ったって、何また言っているなという程度で終わってしまうので、ひとつタッグを組んでやるという形でぜひ進めて、さっき言った農業資材の高騰等に対しても、何かそのヒントが出てくる可能性もありますし、あるいはそういう適地適作で、すごくいい作物ができる可能性もありますし、そういうところも含めてぜひ対応してほしいなというふうに思っているわけです。

今食料安全保障という観点から、いろんな話が出てきますけれども、なぜ必要かといったら、今のロシアの侵攻がどうのこうのという以前の問題として、世界の貧困層というのは、8億とも10億とも言われているのです。人口は、この前11月15日で80億人に達しました。70億人を過ぎてから僅か10年ちょっとで。このままいくと、100億人、すぐ来ます。今でも、いわゆる食料の奪い合いをしているのです、戦争云々を別にして。そここのところにああいう戦争が出てきたものですから、余計大変になってきているわけです。そういう状況からいくと、やっぱり自給自足というのがそれぞれのベースの中にある限り、いつか日本も食料が買えなくなると、お金出しても買えないと、日本円安くなっているから余計大変です、円安だから。そういう時代になるわけですから、そういう中でやっぱり自給自足をさらに進めると、食料

安全保障を何とか、もちろん岩手県は100%ですから、北海道と東北、宮城県を除いて5県、それから新潟県、この7か所が100%以上なのです。それ以外は、東京都なんかは1%、2%、0.何ぼだったかな、ほとんどないのです、農地はあるけれども。そういう状況なわけですので、何とか土壌診断も大切なその中の1つのカテゴリーですので、そのところをぜひチャレンジしてほしいなというふうに思います。

要は輸入肥料、化学肥料は使わないというような方向性が出てきているわけですが、その中で、鶏ふんだとか、あるいは豚ふんあるいは牛ふん、こういうものを有機農業等々の問題も含めて使っていこうと、こういうことで今いろいろ実験され始めてきています。私も今年1枚だけ鶏ふんだけで化学肥料を使わないで、農薬を使いましたけれども、それこそやってみました。そうしたら、やっぱり収量は落ちるのです。ただ、それだけで終わったから、プラスアルファで何かやらなければいけない可能性もあるので、そのところはもう一、二年やってみなければ駄目だなというふうには感じているのですけれども、それでもできるのです。その結果、化学肥料、農薬を使わなければ、コストダウンできるのであれば、収量が落ちて構わないと思うのです。要は何ぼ使って何ぼ取れるかと、その差引きの残りが何ぼになるかという最終的な、それが大事なのです。10万円使って9万円取ればマイナスですが、10万円使わないで5万円使って8万円ぐらい、ちょっと落ちたけれども、8万円ぐらいだったらプラスになるわけです。やっぱりこれからの農業というのは、そういうような農業にちょっとイメージしながら、取り組まなければいけないなというふうに感じておりますが、鶏ふんだとか、豚ふんだとか、牛ふんだとか、そういうものについての対応というのは、何かお考えありますか、ちょっと聞いておきたいと思っておりますけれども。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 鶏ふんにつきましては、町内にお一方で鶏を営んでいる方いらっしゃるし、豚につきましても西部地域と、あとは徳田ファームということでやっている方がいらっしゃいますし、牛ふんについても、ただそれを生かし切れているかと言われると、恐らく十分生かし切れていない部分は確かにあるかと思っておりますので、その辺今後の農業の在り方も含めまして、今家畜、畜産農家の方々と連携しながら、この有機農業に併せて取り組むことができるように進めてまいりたいというふうに考えてございます。

具体的には、今いろいろと畜産農家の方々が飼料等高騰で、いろいろ補助を受けるために申請等も上がってきておりますので、その辺現状を捉えながら、進めていければいいのかなというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれ物が値上がりすると、すぐ助成金の話になるわけですが、できるだけ助成金を使わないでやっていくと、経費改善だとか、そういうことに対する取組のほうは、ほうがと言えおかしけれども、大事だと思うのです。二言目には、金を出す、金を出すという話しか出ないのですけれども、やっぱり財源がなければ、ない袖を振れないという形になるわけですので、財源まで一緒に話をしてくれれば、どんどん出しますよという話になると思うのですけれども、やっぱり一方では、そういう経費削減あるいは販売先等々を含めた安いものを高く売るとか、そういうような活動をしない限り、いつまでも金を出しても、いつか底をつくわけですから、そういうような対応というのは、やっぱりお互い大変だというよりも、できないです。国だって今どんどん金を出していますけれども、それも国債を発行したり、いろんな借金して、結局国民にばらまいているわけです。いつかは、やっぱり破綻する国もたしかあったと思うのですけれども、そういうような形になるわけです。

そうではない見方をきちっとしていかないと、先ほど水道料金の話がありましたけれども、水道は水道で将来の、それこそ困らないように今きちっとやっているのだと、それはそのとおりなので、そこをきちっと踏まえながら、対応していただきたいと思うのですけれども、いわゆる今言った鶏ふん、豚ふん、牛ふんの今少しずつ奪い合いが出始めているのです。

だから、それに対して町内の業者は大したことはないです、量的には。だから、そういう見方だけではなく、要はどこかと連携協定、物すごく百何ぼあると言っていましたから、そういうところとも連携協定を結ぶとか、実際に実益のあるところをきちっと押さえていかないと、そのうち矢巾には鶏ふんも牛ふんも豚ふんもないよというような中で、どうやって農業をするのだという話にもなりかねないので、そういう連携をちょっと農協と一緒に早め早めにかけて行ってほしいのですが、その辺の考え方も含めながら、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） まず、実態把握が一番重要なのかなというふうに思いますので、その辺鶏ふん、豚ふん、牛ふん処理をどのようにしていくかということを改めまして実態を把握ながら、町内でその辺有益に利用できるものであれば、利用できるように農協と一

緒に連携を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） これからというよりも、もう尻に火がつき始めていますので、その辺を含めた対応をひとつ一緒に考えていきたいなと思っていました。

それから、あと前回話をしたと思うのですが、収入保険、この関係でかなり前回米価の下落で、それで助かったという農家が結構いたわけですが、ただその収入保険のベースというのは、5年間の収入の平均なのです、基本的には。だから、1年どんと落ちると、その分平均値が下がるのです。下がるということは、保険が少なくしか計算できないと、分かりますよね。私に分かるのだから、皆さん頭がいいから分かると思うのですが、その辺のために災害特例ということで今検討しているのです。そのときには8割で計算しようとか、落ちた分の、その辺のところの情報とか考え方、何か来ていますか。今収入保険、いろいろ進めていると思うのですが。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 収入保険の取組につきましては、今年度でたしか3年目だったはずですが。今までは、新規に収入保険に入っておられる方を中心に補助制度をやってきておりまして、継続している方の部分についても収入保険でカバーするように、農業環境が非常に厳しい中、町としての取組を独自に進めてきたところでございますけれども、確かに5年平均でいいますと、年々下がってくると、その下がってきた部分のレベルに合わせて、あまり収入保険が下りないのではないかというような懸念も確かにされているところでございますけれども、そういった災害特例ということで、特別その年によりまして水害などがあつた場合には、そういった部分もあるというふうには伺っておりましたので、その辺農業者の方々にも十分理解が得られるような形で収入保険の加入促進を今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれ持続可能な農業をするためには、そういう保険というのは、きちっと大事な部分ですので、ひとつ対応あるいは国のほう、県に対しても十分していただきたいなと思います。

次に、インボイス、これは適格請求書、インボイス制度ということで来年の10月から開始

されるわけですがけれども、それに対する意向について、今やっぱりいろんな反論が出ています。フリーランスとか、あるいは小規模事業者、いわゆる農業者で稼ぎに来て、日銭を稼いでいる人たちも全部対象になるのです。今までは、1,000万円以下の人たちは、いわゆる免税業者というか、免税特例があったのです。それがなくなるのです。そのところで本人が払えなければ、それを仕事を出したほうが代わりに払わなければいけないと。この前もあつたとおり、いわゆる年間で2,400億円の税収が増えるのです。

○議長（藤原由巳議員） これ通告にないのですけれども。

○11番（藤原梅昭議員） いやいや、その先あるから。

そういう中で、このインボイスに対して、盛岡市あるいは金ケ崎町では、やっぱり議会のほうで、それは駄目だということで請願に対して賛成したと。うちは残念ながら反対になったわけですがけれども、そういうインボイスに対する、いろいろ講習をやっているわけですがけれども、その辺の中での反応はどのようなのですか。

○議長（藤原由巳議員） 通告にはないのですけれども、では佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） インボイス制度につきましては、今年6月にも説明会を行ってございますし、先月につきましては、農協を中心としてインボイス制度の説明会を開かせていただいております。また、明日公民館のほうで午前説明会、午後相談会ということで、インボイスの内容について皆さんに理解をしていただくような形で、また登録についても進めていただきたいということで説明会なり、相談会を開催することでいろいろ皆さんのほうに周知を図っているところでございます。

今また国のほうでインボイス制度につきましては、また新たに7割部分だったかな、いろいろな全国的にそういった世論の影響を受けて、若干見直しもされてきているようでございますので、その辺具体的な部分ありましたならば、その都度いろいろな広報等を通じまして、関係する皆様のほうにお知らせしたいと思っておりますし、特に農業者の方につきましては、このインボイス制度が始まったことによって取引がされないのではないかなというような懸念もされているところでございますので、その辺十分町としてもインボイス制度の正しい理解をしていただくような今後取組をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今の答弁にちょっと補足させていただきますが、インボイス制度については、もうご存じのとおり、岩手中央農協も広報紙「ほっぶすてっぷJ Aんぷ」に今回この取組、例えば岩手中央農協を通してやる場合は、インボイス制度を使わなくてもいいとか、

そういう小まめな対応。それから、今課長が答弁したように、町の商工会では説明会。それで、まず今言われているのは、来年の10月からスタートするのですが、来年の3月末までに登録をしなければならないということで、今国の税制制度の関係で、今もう新聞、テレビでも報道されておるわけですが、この負担軽減措置について、国、政府は前向きに検討するということを示されたので、私らといたしましては、その動向を見極めながら、しっかり対応していきたいなということで、今度の税制改革制度も含めて動向注視、そしてこれからまた丁寧に農業者、商工業者にも説明できるように対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） あと3点、4点ほどあるのですけれども、12月1日、雫石町で豚熱が発生したという情報があったわけですが、当町のほうのその影響というのは、何かありましたでしょうか。対応状況はどうか、確認しておきます。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 豚熱につきましては、雫石町で出たということで、隣接するということで非常に当町としても注意を払っているところではございますけれども、今のところ町内でそういった豚熱によって、例えばイノシシが亡くなっているとかというような話はまだ届いていないところでございます。

また、豚熱以外にも鳥インフルの関係も非常に懸念されているところでございまして、その辺につきましても、日頃から体制を取りながら、もしそういった鳥インフル関係が出た場合には対応できるような体制づくりを今行っているところでございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） ひとつ人間にはあまり大きな影響はないという話なのですが、いずれ殺処分とか、いろんなところに及びますので、要注意かなというふうに感じておりました。

それで、森林環境譲与税の件なのですけれども、これは3年ほど前から各市町村に交付されているわけですが、来年度から1人1,000円徴収されるということで、これも非常に大事な問題なわけですが、今活用が53%活用されて、47%は活用されていないというような状況なようです。これは、森林整備しなければ、いずれ大雨災害のときに土砂が流

出すると、そういう大きな問題があるわけです。これは、それこそ災害関係の話になるわけですけれども、この見直しが、その中身としては、面積比50%、林業従事者20%、人口比30%でこれは配分されているのです。だから、山がなくても人口さえ多ければ配分されているのです。これは問題だとずっと思っていたのですけれども、ようやくその問題が発覚して出てきて、見直されるというような状況になっていますけれども、南昌山も、この前も話したと思うのですけれども、もう50年過ぎて、ほとんどの木が伐期に来ていると。要は切らなければいけないと、そういうような状況に来ているわけですけれども、今年二、三か所入札があったようなのですけれども、不発に終わったということで、なしになったのですけれども、その辺のところの営林署関係との対応状況というのは、今どうなっているのか、ちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） それぞれ盛岡森林管理署のほうからは、こういった入札等ありますよということで情報はいただいているところでございますし、町単独でも町有林の除伐なり、間伐等を進めながら、先ほどお話があった森林環境譲与税を有効活用させていただいているところでございます。植林等なかなか進まない部分もございますけれども、やはりそこは適切な地ごしらえ、そういったものを進めながら、何とか森林を守っていくというような形で、皆さんにもお示しできればなというふうに考えてございます。今後、今地域林政アドバイザーということで1人、これは盛岡森林管理組合のOBの方でございましてけれども、この方を十分有効活用しながら、今後こういった町としての森林の整備について進めていければなというふうなことでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） ひとつ大事な農林業、これ全て水あるいは災害等々に影響してきますので、きちんと対応をお願いしたいなというふうに思います。

農業振興策として産業振興センター、これを今考えているという話をしているわけですが、今言ったように、やっぱりいろんな農業問題というのは、以前よりも増して出てきています。そういう中で、食料安全保障を早急に対応しなければいけないというところが多過ぎますので、ぜひ農林業と商工業を一体にした産業振興センターなんて悠長なことを言っていないで、それぞれのところできちっとできるような、そういう体制づくりをしてほしい

という話もこの前もしたわけですがけれども、いまだに農林業あるいは商工業、連携はもちろん必要です。連携は必要ですがけれども、どうもどっちつかずになるような、そういう気がしてなりません。ですから、ここのところもう一回考え直していただいて、農業公社なら農業公社、商工業は商工業というめり張りをつけたひとつ体制づくりをしていただきたいわけですがけれども、そこのところひとつよどらずにならない、よどらずというのは、この辺の言葉かな、標準語ではないです。よどらずにならないように、ひとつきちっと対応をお願いしたいと思うわけですがけれども、考え方をまず聞いておきます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、まず仮称ですが、やはり産業振興センター、農業振興も商工業の振興も、これは大事なわけで、できるのであれば、農商工連携というのが、これまでも言われてきておりますので、ただ産業振興センターをつくるのにも、私どもはそういった関係者の皆さんのご意見なり、ご提言をしっかりと集約しながらつくり上げていきたいと思っておりますので、その中で産業振興センターの中で、農業公社とかのような、いわゆる部会みたいなものをつくり上げていくとか、できるのであれば一くくりにして、本町の産業振興を考えていきたいと。

ただ、藤原梅昭議員からのご意見、ご提言もあるので、そのことを踏まえながら、それから農業は、いつも言うのですが、農業と農村政策の調和的な発展、こういうことも求められているわけです。だから、農業政策と、それから農村政策、一方商工業のほうもそういった政策、そのあれを考えたときに、やはり政策の中での過程の中で、私は産業政策と地域政策というのがあると思うのです、どちらにも。だから、そういう地域政策と、そして産業政策、それをひとくくりにしたのが産業振興センターだという捉え方を。

ただ、これからこのことについては、いろいろ議論を重ねながら、方向性を示していきたいと思っておりますので、ただいまいただいたご意見、ご提言をしっかりと受け止めながら、検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「やめます」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） では、1問目はこれで終了とさせていただきます。

正午を大分過ぎましたので、ここで昼食のための休憩といたします。

再開を1時20分、13時20分といたします。

午後 0時18分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

この項から中川農業委員会会長は退席をいたしてございます。

それでは、休憩前に引き続きまして藤原梅昭議員の一般質問を続けます。

それでは次に、2問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） それでは、もう午後もお疲れでしょうが、よろしく申し上げます。

「安全安心なくにづくり」についてお伺いしますが、C O P 27、27回目の国連の気候変動枠組条約締約国会議ということで、エジプトで行われたわけですが、ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギー危機で、さらに世界が化石燃料依存からの脱却、太陽光や風力の活用を通じたエネルギー自立がますます重要となりました。C O₂排出量は、今年過去最多の378億トンに上り、昨年より1%増えたという推定が公表されました。最多は何と云ってでかい国の中国と、世界の31%を占めていると。アメリカ14%、欧州連合、これは27か国で8%と、インド7%と、それに続いて小さな日本が3%で6番目に入っていると。だが、国民1人当たりだと、中国、EU、インドを上回り、世界平均の2倍近くと、気候変動対策に後ろ向きな国に贈られる不名誉な化石賞、これを2年続けて選出されたと。

自然災害は、地球温暖化が大きな要因であり、日本も2050年までにC O₂実質ゼロ宣言をし、当町は一昨年9月、県内3番目に気候非常事態宣言を発しましたが、昨年岩手県もようやく発しました。気候変動対策のほか、町民の安全安心を確保する観点から、以下伺います。

①、気候非常事態宣言に対し、町民の理解と協力を得るためにも数値を踏まえた分かりやすい具体的なスケジュールを示す必要があるということで再三話をしていますが、その後の取組について再度伺います。

②、カーボンニュートラルには、自然エネルギーの推進が重要であります。バイオマスエネルギーの推進状況及び太陽光等への対応状況をお伺いします。

③、北海道・三陸沖後発地震注意情報が12月16日、間もなく運用開始されます。岩手県は、沿岸全域と内陸部の全計23市町村が対象となります。これは、津波の高さ3メートル以上の津波と震度6弱以上が想定される市町村を中心に防災対応を取るべきエリアとして対象を決めたものです。

政府は、日本海溝・千島海溝でマグニチュード9クラスの地震が起きれば、北海道や本県の一部に高さ30メートル近い津波が到達し、死者数は最大19万9,000人に上ると推定され、本県は7,100人くらいと想定されています。この対象地域に当町も震度6弱ということで入っておりますが、今後の対応についてお伺いします。

④、災害時に自力で逃げるのが難しい人、避難行動要支援者の避難手順を定める個別避難計画を作成しております22市町村のうち計画に基づいた避難訓練を行っているのは、4市町にとどまっております。当町の対応についてお伺いします。

⑤、9月8日に矢巾東小学校において、達増知事による地球温暖化対策出前授業が開かれたようですが、子どもたちの反応と町内他校での対応についてお伺いします。

⑥、最後に、各地で多発している通園バス、スクールバス等での置き去り死亡事故に対する安全装置の義務化に伴う本町の対応についてお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 「安全安心なくにづくり」についてのご質問にお答えをいたします。

1点目及び2点目についてですが、矢巾町気候非常事態宣言において取り組むこととしております3項目のうち項目の1つ目については、町民の自助、共助の防災体制づくりのため、自主防災会や防災士の育成講座、フォローアップ講座の開催により、組織の育成に努めているところであり、今後も地区の現状や防災上の課題の洗い出し、地区防災計画の作成や避難行動要支援者の避難支援の具体化並びに避難所の開設、運営など、地域における実効的な活動を通じて町民の皆様の防災意識を高めるとともに、災害に強いまちづくりに努めてまいります。

項目の2つ目については、特にも法人と連携した資源回収拠点の整備を進めており、今後も様々な取組を進めるとともに、広報やはば11月号において、ごみの資源化の特集記事を構成したように、町民に現状を理解していただきながら、啓発に努めてまいります。

項目の3つ目については、2050年までの脱炭素社会の実現を目指し、本町においても、本年6月29日にゼロカーボンシティの表明を行いました。まずは、2030年の中間年までに向けて脱炭素を図るための実効性ある施策が必要であると考えており、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用を視野に入れながら、検討しているところであります。その中で、新エネルギーであります太陽光発電設備のさらなる設置推進を図ってまいりたいと考えて

おります。

また、バイオマス発電につきましては、発電施設の立地に向けた事業者協議を重ねており、事業者においても国への法定手続を順調に進めているものと伺っております。

なお、太陽光発電の状況につきましては、資源エネルギー庁の情報によると、矢巾町の太陽光発電設備新規認定分として、令和4年、今年の6月末時点で572件となっており、令和3年同月末の532件と比較して伸びている状況であります。

3点目についてですが、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の一環として、北海道・三陸沖後発地震注意情報が本年12月16日、12時から運用開始される予定となっておりますが、これは平成23年3月11日に生じた東日本大震災における教訓を踏まえたものであり、当時は2日前の3月9日にマグニチュード7.3の先発地震がありました。このように本海溝周辺において、マグニチュード7級の海溝型地震が発生した場合には、さらに大きな後発地震が発生した事例が過去に複数あり、今後も同様の事象が発生する可能性があることから、巨大地震への注意を促す情報を発信し、揺れへの備えや一人一人の避難意識を高めるために講じられるものであります。

今後の本町の対応につきましては、矢巾町地域防災計画に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を含めて策定するとともに、町民の皆さんに対しては、防災マップの更新に係る説明会の開催や自主防災会や防災士と連携し、避難行動を焦点とした防災訓練、ワークショップ等のあらゆる機会を通じて地震防災対策について周知、普及し、町民の自助力及び地域の共助力の向上を図ってまいります。

4点目についてですが、個別避難計画に基づく避難訓練の実施状況につきましては、本年10月15日に開催いたしました矢巾町総合防災訓練において、避難行動要支援者のうち、医療的ケア児及び障がい者と、そのご家族、福祉事業者等を含めた実動による避難訓練を実施したところであります。コロナ禍により、訓練への参加規模を縮小して実施し、主な訓練内容といたしましては、実際避難所で使用が想定される入浴、シャワー設備等を研修したところであります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、「安全安心なくにづくり」についてのご質問にお答えいたします。

5点目についてですが、矢巾東小学校における知事による地球温暖化対策出前授業は、5年生62人が受講したところであります。児童の感想には、地球環境というとても大きなスケールの問題をととても分かりやすく勉強できた。自分の家庭内や学校内での小まめな取組の積み重ねをみんなで行うことによって、地球温暖化の防止につながるということが分かった等の感想が寄せられております。

地球温暖化問題については、矢巾東小学校のほか、不動小学校及び徳田小学校においては、岩手県地球温暖化防止活動推進センターから講師を招いて環境学習を実施し、矢巾中学校においても一般社団法人日本キリバス協会から講師を招いて海洋教育講演会を実施するなど、町内各学校での学びが広がっております。

今後においても機会を捉えて地球温暖化防止を含む環境意識を高める取組を推進してまいります。

6点目についてですが、通園バス、スクールバス等の置き去り死亡事故に対する安全装置の義務化に伴う対応についてのご質問にお答えいたします。現在町内3つの小学校で冬季のスクールバス4台を運行しており、児童135人が利用を申請し、活用しております。スクールバスの乗降人数は、運転手が数取器を用いて実施しており、最後の停留所では、バス内の見回りを実施し、児童が乗車していないことを改めて確認しております。

現時点で小学校以上の学校は、安全装置の義務づけの対象とはされておりませんが、国等の今後の動向を注視し、引き続き安全な運行を実施してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） それでは、再質問でございますが、矢巾町は狭いながらも西の山から東の北上川ということで1級河川沿い集落等々、それぞれ違いがあります。そこで、地区別の防災計画が必要になってくるわけですが、その辺に対する対応についてお伺いします。

あわせて、以前お話しした土橋地区の堤防についてはどのような進捗があるか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） お答えいたします。

まず、地区別の防災という考え方でございますが、本年3月までに防災マップの見直しを

させていただいています。かなり内容については、岩手県による防災エリア、ハザードマップのエリアの見直し等もございましたので、そういったのも含めまして、細かくハザードマップに記載しながら、それを基に地元の説明会などもしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えてございますし、あと地元の皆様でなければ分からない昔の地形だとか、ここは昔危険だったよというような情報なども聞き取りをしながら、地元の説明会の中で皆様に分かっていただけるような、そういったものも地元の中でお話をさせていただきながら、理解を深めていきたいというふうに考えてございます。

河川の部分、山側の部分、防災マップ、様々な表示の仕方がございますが、工夫をしながら、皆様が理解しやすいような形にしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 徳田堤防、土橋地区の今500メートルばかり未築堤になっている。これは、今本町では、市町村の最重点要望事項として、いろんなところに要望させていただいております。実は、今日も夕方、このことについて要望をぜひお願いしたいということで、今水面下でいろいろな取組をさせていただいておるところでございます。これは、私あと任期残されたところ少ししかないわけですので、できるのであれば、任期中に方向性だけでも示せるように努力していきたいなということで、今市町村要望も含めて、できれば年度内に国土交通省にも足を運んで直接お願いに上がるような方向で今準備を進めておるところですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） ぜひお願いします。環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金とありますが、脱炭素先行地域と違うのか、確認したいと思います。これが採択されれば、複数年にわたり太陽光発電、省エネ設備、断熱改修、蓄電池等々の助成の対象となるのか、それも伺います。

それから、太陽光発電が1年で40件ほど増えているわけですが、これは住宅関係なのか、その辺の内容についても伺います。

以上、3点お願いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、交付金のメニューでございますけれども、大きく分けて先行地域と重点対策加速化の事業の2種類がございます。先行地域につきましては、日本全国で100か所程度、先行地域を環境省のほうで選定して、それをほかの地域に広げていこうということで、かなり研ぎ澄まされたといえますか、本当に先行的な事業を採択すると考えるものでございます。それに対して重点対策加速化につきましては、太陽光の設備ですとか、LED化も含めて、様々なメニューはあるのですけれども、先行地域に比べますと、いろんなところで実装しやすい事業だなと思っております、本町におきましては、この重点対策加速化事業のほうをぜひ活用したいなと思っておりますのでございます。

それから、先ほど町長答弁でございました太陽光発電の数につきましては、一般住宅という数でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 分かりました。

次に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策なのですが、本町には津波は間違っても来ないと思うのですけれども、震度6以上で指定されたわけですが、この際の沿岸地域の支援体制というのは、絶対必要になってくると思うのですが、その辺に対する考え方をお伺いしておきます。

○議長（藤原由巳議員） 田村総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（田村英典君） まず、今回の運用につきましては16日からということで町長答弁あったとおりでございますが、地震ですから、今すぐ来るかもしれませんし、何年後か、それは全く分かりません。そういったものについて、我々も町としてしっかりと備えなければならないというふうに考えてございますが、沿岸への援助ということになりますと、まず矢巾町において被害がどの程度になるのかという部分をしっかりと考えながら、まず町内の状況を確認して、被害状況も把握して、被害に対する対処もしっかりしてということの後に、沿岸との、どの程度の被害かという部分については、まず岩手県のほうでしっかり把握しておりますので、それに基づきまして岩手県から矢巾町に対してどのような援助、援護が必要なのかという部分の要請が来ます。それについて矢巾町としても動くという形になりますので、まずはしっかりそういった大規模な地震が来た際については、矢巾町もしっかりとどのような被害が起きたかという部分についても把握しながら、沿岸の各市町村に対

しても援助できるように体制づくりをしていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 備えあれば憂いなしということで、対応のほうもよろしくお願ひします。子どもの頃の学習体験が一番身につき、大人になってからの行動に大きく影響すると思われまますので、命を守ることなので、しっかり時間を取って今後ともお願ひしたいと思ひます。

スクールバスについては分かりましたが、幼稚園、保育園に対する対応について、再度お伺ひします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

町内には私立の認定こども園にマイクロバス1台とワゴン車2台という通園バスを持っている施設が1施設ございます。静岡県の事件を受けて、すぐ臨時の園長会議を開催して、確認をしたところでございます。その施設、矢巾中央幼稚園なのですけれども、矢巾中央幼稚園では、バスの運行マニュアルをしっかりとつくっておりましたし、安全管理委員会なる組織もあって、確認をしながらやっておったというふうな状況でございまして、非常に良好な管理がなされているなというところを確認したところでございます。

あとは、ブザーとか安全装置につきましては、恐らく20万円ほどになろうかと思ひますけれども、10分の10補助、補助金制度が創設されます。矢巾中央幼稚園のほうに確認したところ、その補助制度を使ってバスに安全装置を設置したいというふうな意向でございましたので、今後予算化して補助事業のほうを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれにしてもいろんな大きな事故につながっておりますので、対応のところをよろしくお願ひします。

最後になります、原発事故から11年9か月ということで、今なお避難生活、3万2,000人ほどいるわけですけれども、そういう中で、原発の延長とか、いろいろ今話をされていますけれども、それに対する当町の町長の考えをお伺ひして最後にしたいと思ひます。お願ひし

ます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

原発政策は、国の政策でございますので、私ら市町村の立場からどうのこうのと言うことはあれなのですが、ただ平成23年3月11日の東日本大震災津波で、それであるときの原発事故は本町にも、特に原木シイタケとか、いろんな意味で影響があったわけでございます。だから、今後国では、そういった原発の今進めておる政策の見直しをやるということですが、私らにすれば、もうああいう重大な事故は二度と起こすことのないようにしっかり取り組んでいただきたいと。

その中で、まず私どもといたしましては、今国でもエネルギー政策の中でも原発の重要性もいろいろ議論されておると思いますので、しかしながら私どもといたしましては、繰り返しになりますが、そういった原発事故、二度と起こすことのないような取組をやはり私ども町民、県民、国民の皆さんにお示ししていただければなど、そういう思いでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で11番、藤原梅昭議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

○議長（藤原由巳議員） それでは、これをもちまして一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日は予算決算常任委員会を行う旨、廣田予算決算常任委員長から申出がありましたので、午後1時30分に本議場にご参集されますようお知らせいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 1時46分 散会

令和4年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第6号）

令和4年12月15日（木）午前10時00分開議

議事日程（第6号）

第 1 請願・陳情の審査報告

4 請願第8号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願

第 2 議案第81号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について

第 3 議案第82号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

第 4 議案第83号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

第 5 議案第84号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

第 6 議案第85号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について

第 7 議案第86号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

第 8 議案第87号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について

第 9 閉会中の継続調査の申出について

第10 閉会中の議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1 番	藤原信悦	議員	2 番	吉田喜博	議員
3 番	小笠原佳子	議員	4 番	谷上知子	議員
5 番	村松信一	議員	6 番	廣田清実	議員
7 番	高橋安子	議員	8 番	水本淳一	議員
9 番	赤丸秀雄	議員	10 番	昆秀一	議員
11 番	藤原梅昭	議員	12 番	長谷川和男	議員
13 番	川村よし子	議員	14 番	小川文子	議員

15番 山崎道夫 議員

17番 高橋七郎 議員

18番 藤原由巳 議員

欠席議員（1名）

16番 廣田光男 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造 君	副町長	岩淵和弘 君
政策推進監	吉岡律司 君	総務課長 兼防災安全室長	田村英典 君
企画財政課長 兼未来戦略室長	花立孝美 君	税務課長	佐々木智雄 君
町民環境課長	田中館和昭 君	福祉課長	野中伸悦 君
健康長寿課長	浅沼圭美 君	産業観光課長	佐藤健一 君
道路住宅課長 兼まちづくり推進室長	佐々木芳満 君	文化スポーツ課長	高橋保 君
農業委員会 事務局長	鎌田順子 君	上下水道課長	浅沼亨 君
会計管理者 兼出納室長	水沼秀之 君	教育長	菊池広親 君
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	村松徹 君	子ども課長	田村昭弘 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹 君	議会事務局長 補佐	川村清一 君
係長	佐々木睦子 君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、16番、廣田光男議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 請願・陳情の審査報告

4 請願第8号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、請願・陳情の審査報告を議題とします。

総務常任委員会に付託しておりました4請願第8号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

高橋安子総務常任委員長。

（総務常任委員長 高橋安子議員 登壇）

○総務常任委員長（高橋安子議員） 請願審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

令和4年12月15日。矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会総務常任委員会委員長、高橋安子。

請願審査報告書。

本委員会が令和4年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。1、付議事件名。4請願第8号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願。請願者、盛岡市松尾町19番8号、盛岡民主商工会婦人部部長、颯田洋子。紹介

議員、谷上知子、藤原梅昭。

2、委員会開催年月日。1、令和4年9月9日金曜日。2回目、令和4年12月12日月曜日。

3、出席委員。高橋安子、昆秀一、廣田清実、小笠原佳子、小川文子。

4、審査経過。令和4年9月9日午後3時から委員出席の下、4請願第8号について、盛岡民主商工会婦人部、颯田洋子婦人部部長、村上フジヨ副部長、泉舘洋子副部長、事務局久保たみよ氏を参考人として、付議事件について詳細説明を受けた。令和4年12月12日に2回目の審査会を開催し、慎重審議した。

5、審査結果。4請願第8号については、反対多数で不採択すべきものと決定した。

6、審査意見。本請願の趣旨は、所得税法第56条により、「配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」という規定により、必要経費として認められていないことから、その廃止を求める請願です。所得税法を制定してから相当年数が経過し、現在はジェンダー平等がうたわれている社会状況にそぐわない、また確定申告は原則白色申告であることから、白色申告でも家族従業者の働き分を正当に認めるべきであるということから、請願に賛成の意見があった。

しかし、ジェンダー平等や従業女性の経済的自立を求めることも請願理由に挙げているが、男性が従業者となる場合もあることや、これらの実現を税法に求めることは、請願趣旨の本旨から逸脱しているという意見が出された。

また、所得税法第57条では、税務署に届けを行い、正確な記帳管理を実施すれば家族従業者分の支払いを経費として認めているほか、白色申告でも専従者控除が認められている。

さらに、税の公平性を担保するためにも税法全体で考える必要があり、高度な判断が必要であると考え、国により十分議論されることが適切であるという意見が出され、反対多数で本請願は不採択とすべきものと決した。

以上、報告いたします。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

14番、小川文子議員。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。私は、本請願に賛成の討論をいたします。

所得税法第56条は、中小零細企業の個人事業主の家族労働者が正当な労働の評価を得ていないということに対するものでございます。所得税法第56条は、居住者と生計を一にする配偶者、その他の親族が当該事業から受ける対価は必要経費に算入しない。この場合、支払いを受けた対価の額及び対価に係る各種所得の計算上必要経費に算入されるべき金額は計算上ないものとみなすが、これが所得税法第56条でございます。

この発想は、明治20年に制定された所得税法の第1条にただし書として書かれた趣旨と一致するものです。それによりますと、同居の家族に居する者は、全て戸主の所得に合算するものとするというものでございます。これは、戦前の家父長制度で家長に絶対的な権力を持たせた制度によるものでございます。

業者婦人の働き分への正当な評価を適切に報酬として受け取ることは正当な権利でございます。また、男女格差を助長する女性の無償労働は解消につなげていかなければなりません。この所得税法第56条は廃止して、男女が共に働き、そして平等な事業を、経営を営んでいくということがジェンダー平等ばかりではなく、男女共同参画の実現のためにも、これは推進をしていかなければならないことだと考えます。税制上だけの問題ではない、そういうふうな社会のありようを変えていく問題であるということを提起をいたしまして、賛成討論とするものでございます。

議員各位の賢明なる判断をお願い申し上げて終わりにいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ございませんか。

10番、昆秀一議員。

（10番 昆 秀一議員 登壇）

○10番（昆 秀一議員） 議席番号10番、昆秀一でございます。私は、4請願第8号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願に対して採択すべきものとして賛成討論をいたします。

そもそも所得税法第56条は、居住者と生計を一にする配偶者、その他の親族が当該事業から受ける対価は必要経費に算入しない。この場合、支払いを受けた対価の額及び対価に係る各種所得の計算上必要経費に算入されるべき金額は計算上ないものとみなすとなっています。皆さん、この条文を読んでおかしいと思わないでしょうか。まず、なぜ働き分の経費が計算上ないものとしなければならないのか。本来は、働いた分の対価は、正当に支払われて当然

ではないでしょうか。それをないものとする、計算上ないものとみなすというのは、間違っていると思います。

また、青色申告で一部経費を認める特典を認めていますが、これはあくまで特典であり、根本の56条は時代錯誤ですので、即刻廃止すべきであります。

以上のことから4請願第8号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願に対して賛成するものです。議員各位の賢明なる判断をされますようお願いいたします、私の賛成討論といたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。4請願第8号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願についてを起立により採決します。

本請願の委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立少数であります。

よって、4請願第8号は不採択とすることに決定しました。

日程第2 議案第81号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について

日程第3 議案第82号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第4 議案第83号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第5 議案第84号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第6 議案第85号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第7 議案第86号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第2、議案第81号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について、日程第3、議案第82号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第4、議案第83号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第5、議案第84号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、日程第6、議案第85号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について、日程第7、議案第86号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）についての補正予算6議案については、予算決算常任委員会への付託に関わるもので審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

廣田清実予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 廣田清実議員 登壇）

○予算決算常任委員長（廣田清実議員） 報告書を朗読して報告と代えさせていただきます。

令和4年12月15日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、廣田清実。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第81号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について、議案第82号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第83号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第84号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第85号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第86号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について。

本常任委員会は、令和4年12月6日付で付託されました上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第81号に対して次のとおり附帯決議をする。

記。世界情勢により電気料金が高騰する中、節電と省エネルギーに努め、自然エネルギーの普及推進にスピード感を持って取り組まれない。

以上であります。

議員各位の賢明なる判断を仰ぎまして報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。
ただいまから各議案について討論に入ります。

なお、討論は6議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議がないようでありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第81号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算(第8号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第87号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第8、議案第87号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第87号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について

提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、15款県支出金の生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業費補助金を新設補正し、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、3款民生費の生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策給付金支給事業を新設補正し、国民保養センター維持管理事業を増額補正し、4款衛生費の出産・子育て応援事業を新設補正し、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,261万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億7,619万7,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） 議案第87号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）の詳細についてご説明いたします。

事項別明細書によりましてご説明いたします。9ページにお進みます。歳入補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。また、主なものについて説明をさせていただきます。歳入、15款県支出金、2項県補助金480万円、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業費補助金は、いわゆる福祉灯油として住民税非課税世帯のうち65歳以上のみの世帯、障がい者がいる世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯に6,000円の給付を行うことに対する県からの補助金で補助率は2分の1となります。

18款繰入金、2項基金繰入金781万6,000円、財政調整基金繰入金の増で、これによりまして、補正後の財政調整基金残高は9億6,595万9,000円となります。

次に、歳出の説明をさせていただきます。13ページにお進みます。歳出補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。歳出、3款民生費、1項社会福祉費1,075万2,000円、歳入でもありました生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策給付金支給事業1,012万5,000円ですが、住民税非課税世帯のうち65歳以上のみの世帯、障がい者がいる世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯、約1,600世帯に1世帯当たり6,000円を給付するための給付費及び事務費となります。

今回の給付金は、原則として、今までに非課税世帯への給付金を受領している世帯には、前回の給付金口座へ申請不要で給付を行うものとなります。

また、国民保養センター管理運営事業の増62万7,000円は、保養センターのボイラー補修工事のための物価高騰による追加費用となります。

4款衛生費、1項保健衛生費、母子保健事業の増186万4,000円ですが、国の出産・子育て応援事業の実施に伴い、円滑に事業の実施をするため、伴走型相談支援の費用といたしまして、健康支援システム改修などの準備費用を計上したものとなります。

14ページに参りまして、項の合計は186万4,000円となります。

以上で議案第87号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点について質問させていただきます。

まずは、物価高騰による支援のことなのですけれども、1,600世帯ということなのですけれども、高齢者65歳以上の非課税の世帯ということなのですけれども、障がい者、それからひとり親、それぞれ何世帯のことを見込んでいるのか。

それから、今までの経過では、前回に申請した人は、今回は申請なしでも振り込むということなのですけれども、ひとり親の世帯とか、障がい者の方とか、ひとり親の方で収入が減った人とか、申請する件数とか、そういうのはどのように見込んでいるのか、お伺いします。

それから、2点目は、伴走型システム管理委託ということなのですけれども、これは生まれたときから、母子のところなのですけれども、妊娠からどこまでのどういうシステムなのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

この4つの項目の割合なのですけれども、まだ正確には数字を把握というか、まだ実施していないので、件数等ははっきりしていないのですけれども、大体1,600のうち未申告等もありますので、大体1,500世帯ぐらいを考えてございまして、65歳以上で大体85%の1,300世帯ぐらい、あと障がい者が1,500世帯ぐらい、あとひとり親世帯が70世帯ぐらいということで、

生活保護については、65歳以上の方がまずほとんどなので、そちらのほうに含まれた形と考えてございます。結局重複して65歳以上で生活保護世帯の方がまず多く占めておりますので、そのところは、そちらのほうに含まれていますので、大体そのような形となっております。

あともう一点のほうですけれども、申請が必要ではないかと、ひとり親。今回均等割非課税世帯でひとり親なので、多分今まで非課税世帯で給付を受けている方については申請は要らないので、今回もそういった形でプッシュ型で給付になると考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 私からは、出産・子育て応援事業の健康支援システムの更新の内容についてご説明いたします。

今回国のほうで伴走型支援と、妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一貫して整えていくということで、既に私ども母子健康手帳のとき、妊娠の届出をいただいたとき、それから国の伴走型相談支援の面談の場所は3回というような、今面談の回数が示されています。そのうち1点目が今申し上げた妊娠届出時、2点目が妊娠8か月前後、そして3点目が出産届出から乳児家庭全戸訪問までということで、既に私どもは妊娠届出時、それから赤ちゃんが産まれてからの赤ちゃん訪問は、全数面談を行っております。出産後は、子ども課の職員と一緒に健康長寿課の職員と関わっておるのですが、妊娠8か月に関しては、ちょっとサポートが必要な方とか、そういう方々には個々に対応はしているのですが、個々全数にアンケートを送って面談の希望がある方に関わるというような流れが、今国から示されているものです。そこを今既に健康管理システムということで、私ども健康管理システムを運用して、妊娠時から出産後、それから赤ちゃん訪問、それから健診のことも含めて一貫としてシステムは運用しているのですが、この妊娠8か月のところのアンケート項目も国から示されておりまして、その分の改修費用のところを今現在見込んでおるところでございます。

ただ、今出産・子育て応援交付金に関しては、国の自治体向け説明会が11月22日にオンラインで行われ、12月中旬に同様に自治体説明会が行われるということですが、まだこの説明会がいつ行われるか示されていない状況でございます。ですので、本当に初期費用の部分でのシステム更新の部分に関して見積りの額を今回要求させていただいた状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） さっきの生活困窮者のところでちょっと私も認識が甘いなと思ったのですけれども、今福祉課で課長が説明していただく前に、1,600世帯ということだったので、それは1,600世帯を見込んでいて、今回は申請がない人が、今まで振り込んでいた1,300世帯は申請がなくても振り込むということなのですか。ということで、障がい者が1,500と今聞いたのですけれども、それから母子、ひとり親が70と聞いたのですけれども、ちょっとそこが何か、そうすると、計算すれば3,000ぐらいになるのですけれども、2,870とかになるのですけれども、ちょっともう少し詳しくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

私間違ってお話ししたかもしれません。そうであれば訂正させていただきますが、1,600世帯のうち未申告の方も対象になることがありますので、1,500世帯ぐらいがこちらから通知を出す数字になります。そのうち65歳以上が1,300世帯ぐらいを想定していますし、障がい者が私1,500と言ったのならば、160ぐらいです。大変失礼しました。ひとり親が70世帯ぐらいということで、生活保護に関しては、ほとんど65歳以上のほうに含まれるということで、大体1,500世帯ぐらいを想定しているところでございます。

以上、お答えといたします。大変失礼いたしました。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第87号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第9 閉会中の継続調査の申出について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第9、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

今回議会運営委員長、広報広聴常任委員長から調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第10 閉会中の議員の派遣について

○議長（藤原由巳議員） 日程第10、閉会中の議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本定例会後、次期定例会までの間における本町の重要事項の促進要望、事業の調査及び実務研修などのため、県内外の関係機関等に本議会の議員を派遣する場合、その期日、派遣地及び人員については、矢巾町議会会議規則第128条の規定により、その都度議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の議員の派遣につきましては、そのように決定しました。

以上をもって12月会議に付託された議案の審議は、全部終了しました。

○議長（藤原由巳議員） ここで高橋町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま藤原議長さんからお許しをいただきましたので、一言御礼の挨拶をさせていただきます。

まず、藤原議長さんをはじめ議員各位におかれましては、今月の6日から本日まで10日にわたりまして、議会定例会12月会議におきまして、本町の各種事務事業の施策推進、そして

町政課題の解決のために、議員各位からは様々なご意見やご提言を頂戴いたしたところであり、改めて心から感謝を申し上げます。

そして、今年令和4年の会期は1月4日から12月28日までのまだ28日まで期間があるわけですが、359日間にわたって本当にお世話になりました。その中でも代表質問、一般質問、このことについては延べ14日間、そして合わせて延べ人数でいいますと48人の議員の皆さん方からいろいろと、そして何よりも145項目にわたるご質問をいただいたわけでございます。多岐にわたるご質問をいただいたわけでございますが、その内容と、そして答弁を今後もしっかり精査して取り組んでまいります。ひとつよろしく願いをいたします。

また、このたびの12月会議でも私どもから条例の制定や一部改正、一般会計をはじめとした各会計の補正予算など、21件の議案を提案させていただきましたが、全て原案どおりご可決賜りましたことに感謝を申し上げますとともに、今後ともこのスピード感を持って確実に施策を推進してまいります。

また、今年1年間を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症、今なお第8波の猛威を振るっておるわけございまして、県内における新規感染者数も先月の下旬から2,000人を超えるなど、依然として高止まりの傾向にあります。今後ともワクチン接種を確実に実施するなど、引き続き感染症対策に全身全霊、そして全力で取り組んでまいりる覚悟でございます。

こういったコロナ禍という状況でありましたが、その中でもうれしいニュースもございました。例えば一般国道4号の盛岡南道路の新規事業化が決定し、このことは、よく命の道と言われておるわけですが、本町におきましては、物流とか、防災にもつながる、まさに命の道として、また岩手医科大学附属病院、三次救急医療機関であるわけですが、そのこのところに円滑な搬送のほか、地域産業の活性化や雇用促進におきましても大きな効果が期待されるところであります。いずれこの盛岡南道路を起爆剤として、いろんな取組に取り組んでまいりたいと思います。

また、スポーツ分野では、もう皆さんもご存じのとおり、北京冬季パラリンピックアルペン競技に本町出身の高橋幸平選手が出場し、前回の大会を上回る成績を収めたほか、また音楽の分野では、第57回全日本合唱コンクール全国大会、これは青森で開催されたわけですが、もう皆さんもご存じのとおり、不来方高等学校音楽部が金賞、そして最高賞の文部科学大臣賞を受賞されたわけ。あわせて、矢巾北中学校の特設合唱部が銀賞を受賞したほか、第22回東日本学校吹奏楽大会においては、煙山小学校の吹奏楽部が金賞を受賞するなど、スポ

一つのまち、音楽のまちの下、若者が目標に向かい、日々努力し、活躍する姿に、本当に町民の皆さん大いに感動したところであり、今後のさらなるご活躍を期待するものであります。

また、ほかにも例えば3年ぶりとなる徳丹城の春まつり、町のロードレース大会のほか、夏、秋のそれぞれのや市などを開催したところ、町民の皆さんをはじめ町内外からたくさんの方々にお越しをいただいて成功裏に終えたところであります。

いずれ今後こういったことをしっかり踏まえながら、令和5年も町政運営におきまして、議長さんをはじめ議員各位からこれまでいただきましたご意見、ご提言を大切に、そして皆さんの思い、そして意を体して取り組んでまいりますので、今後とも藤原議長さんをはじめ議員各位の皆様方におかれましては、大所高所の立場からご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます、御礼のご挨拶とさせていただきます。

今年1年間、皆さん方には、大変お世話になりました。そして、ありがとうございました。そして、来年は、う年、うさぎ年、分かりやすく言うと、ぴよんぴよん跳びはねると、まさに本町が第7次の総合計画の基本理念としております「希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまち やはば」、来年こそこの総括の年でございますので、躍動するまちを議長さんをはじめ議員の皆さん方と一緒に取組んでまいりたいと思いますので、改めてお願いを申し上げます。本当にありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員）　ここで矢巾町民歌の斉唱を行っておりましたが、コロナ禍でありますので、歌わずに町民歌の演奏をお聞き願います。

（町民歌演奏）

○議長（藤原由巳議員）　これをもちまして令和4年矢巾町議会定例会12月会議を閉じます。本日まで大変ご苦労さまでございました。

午前10時50分　散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員